

東大和の明治維新

第1編 ゆれ動く幕末の村

第1章 畑作の間に養蚕・薪炭カセギ

(1) 安政2年の村の状況

幕末の頃の東大和市域には次のような村が、それぞれ独立した村としてありました。図面で左側＝西側から

芋久保村(芋窪村)
蔵敷村
奈良橋村
高木村
宅部村
後ヶ谷村
清水村



現在は村山貯水池があるため、印象が違いますが、貯水池に沈んだ部分と狭山丘陵の南麓に古い歴史を持つ区域があり、江戸時代の中頃から狭山丘陵の南に広がる武蔵野台地を玉川上水、野火止用水まで新田開発して、現在の市域が形成されました。

今回のテーマである明治維新の頃は、新田開発をした区域には人の居住はなく、一面の畑が広がっていました。また、人の居住する区域も自然発生的に集落が形成されたところへ、家族の増加につれて分家を重ねて、その集落が拡大したため、激しい入り込みがありました。

また、当時は同じ村の中に、幕府の直轄領と徳川家の直属家臣である旗本のおさめる領地とわずかですが神社や寺院の領地があつて、それらが入り組んで混在していました。明治維新によってこれらが整理され、ほぼ現在の姿に近い状況になりました。

幕末の村は江戸との関わりを強めていましたが、日常的には、所沢や青梅、五日市方面との交流が多く、物の流れも現在とは大きく異なっていました。

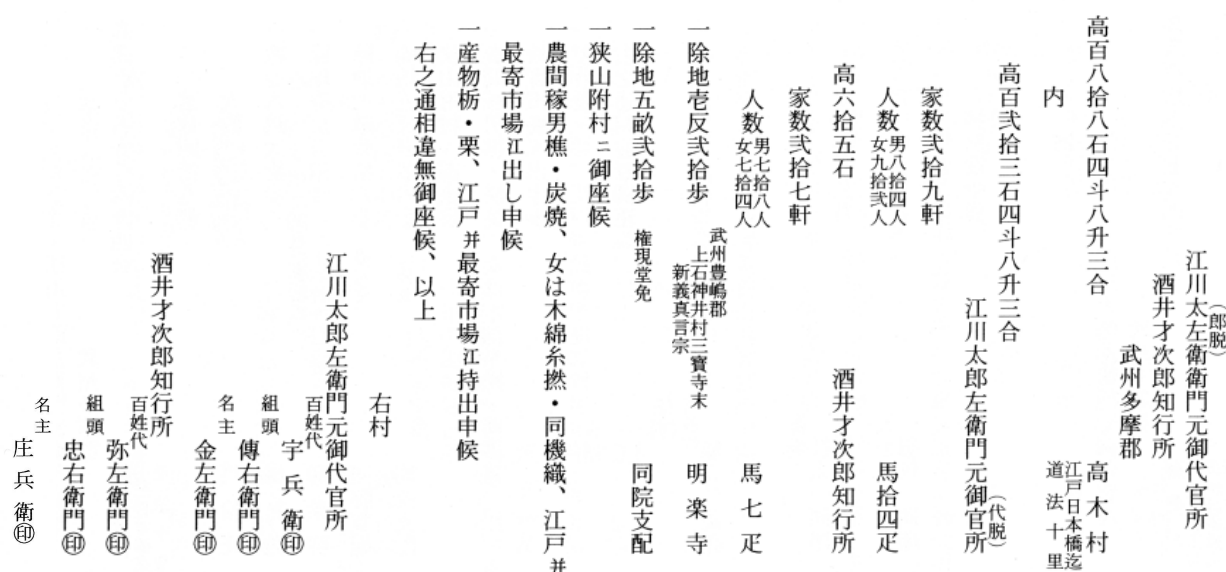
高百六拾五石
家数四拾軒
人数男百六人
女九拾七人
一除地五畝拾八歩御霊免 武州多摩郡府中宿門善坊霞下 別当 常覚院
一狭山附村ニ御座候
一農間稼男樵・炭焼、女は木綿糸撚・同機織、江戸并
最寄市場江出申候
一産物栃・栗、江戸并最寄市場江持出申候
右之通相違無御座候、以上

江川太郎左衛門元御代官所
武州多摩郡
宅部村
江戸日本橋迄
道法十里

右村
百姓代
組頭 長左衛門 ⑨
名主 繁次郎 ⑨
半兵衛 ⑨

幕末の村は治安が悪く、揺れ動きました。その渦中の安政2年(1855)、村々は関東取締出役から村の状況について書き上げを命ぜられました。その時の記録が蔵敷村の内野家に残されていますので、一部を紹介します。

高木村の支配関係



複雑な領地の支配

高木村を見ると江川太郎左衛門元御代官所(幕府直轄領)、酒井才次郎知行地(旗本領) 除地明楽寺(寺社領)のように一つの村でありながら支配者が多岐に別れていたことがわかります。



(東大和市史資料編10 p32)

支配地の複雑さは、明治維新の廃藩置県によりそれぞれが県に置き直されたため、幕府直轄領は韮山県に、旗本領は品川県に属するなど、一つの村が二つの県に属するという奇妙な現象に立ち会わさせられます。

家数、人数の次に馬数が書かれています。これは農耕にも使ったでしょうが、むしろ江戸の屋敷への炭や薪を売りに行った駄賃稼ぎ=農間稼ぎのためと、何より中山道や甲州街道の宿への助郷(宿場の荷物と人の運搬)に使われました。

これは、狭山丘陵の麓に本拠がある、新田開発の村であることを象徴します。「丘陵の狭い谷ツ利用のわずかな水田と武蔵野原野を開発した新田のため、土地が痩せて収穫が少ない」ことの表現に置き換えられます。

土地が痩せた地域での農業のため、「山口の悪米」と等級が付けられて、年貢は現物納ではなく、金納を求められました。また肥料を投入して収穫を上げるため、早くから貨幣経済に巻き込まれ、自給自足を原則としながら、東大和市域の村々では、何らかの現金収入が必要でした。

書上の各村の末尾に、百姓代、組頭、名主の名が書かれています。これが江戸時代の村の役人で、東大和地域では幕府の代官や領主（旗本）のもとで村政の業務を担当しました。年貢の割付や、土木事業の共同作業などを処理しています。

名主、組頭には若干の報酬が給米や年貢の一部免除の形で行われました。百姓代には原則として給米はありませんでした。明治維新では村方役人の内でも名主が戸籍を編纂する「戸長」になり、やがて地域をおさめる村長になります。

- 3 -

安政 2 年(1855) 書出の村の状況

安政 2 (1855) 年 蔵敷村他六か村村高(里正日誌)・芋久保村

蔵敷村	215 石 7 斗 4 升 6 合 除地 3 畝歩	江川太郎左右衛門 太子堂	55 軒	男 131 人 女 143 人	馬 12 匹	各村共通 農間稼 男・炭・女は木綿糸・同機織、江戸 並びに最寄り市場へ持ち出し稼ぎ仕り候 産物 榊・栗、江戸並びに最寄り市場へ持ち出し 申し候
奈良橋	232 石 9 斗 2 升 9 合 除地 2 反 5 畝歩 除地 6 反歩 除地 6 反歩	江川太郎左右衛門 雲性寺 別当覚宝院(八幡免) 同院支配(山王免)	59 軒	男 158 人 女 153 人	馬 23 匹	
高木村	188 石 4 斗 8 升 3 合 123 石 4 斗 8 升 3 合 65 石 除地 1 反 20 歩 除地 5 畝 20 歩	江川太郎左右衛門 酒井才次郎知行所 明榮寺 同院支配(権現堂免)	29 軒 27 軒	男 84 人 女 92 人 男 78 人 女 74 人	馬 14 匹 馬 7 匹	
宅部村	165 石 除地 5 畝 18 歩	江川太郎左右衛門 別当常覚院(御霊免)	40 軒	男 106 人 女 97 人	馬 11 匹	
後ヶ谷村	203 石 9 斗 2 升 4 合 除地 6 畝 20 歩 除地 1 反 5 畝歩 除地 7 畝 20 歩 除地 5 反 1 畝 6 歩	江川太郎左右衛門 御料免 円乗院 同院支配(愛宕免) 同院支配(山神免)	48 軒	男 129 人 女 126 人	馬 10 匹	芋久保村については福生市史上 p756 による 男女別人口は慶応 3 年(1867)2 月
清水村	372 石 1 斗 3 升 5 合 46 石 1 斗 3 升 5 合 326 石 御朱印高 3 石 御朱印高 5 石	江川太郎左右衛門 浅井武次郎知行所 三光院 別当円達院(氷川明 神免)	60 軒	男 146 人 女 154 人	馬 10 匹	
芋久保村	474 石 0 斗 6 升 7 合 309 石 0 斗 6 升 7 合 165 石 御朱印高 13 石	中村八太夫 酒井才次郎知行所 豊鹿島神社	80 軒	男 220 人 女 214 人	不明	

この表は、安政 2 (1855) 年に関東取締出役から、組合構成の村々に村高などの書き出しが求められ、蔵敷村寄場役人から提出された控えが内
野家に保存されているものを一覧にした。芋久保村は拝島組合に属していたことから、資料が異なる。

(2) 文政期の村の様子

江戸時代（文政期）の村の様子

7つの村があった。この当時はすでに新田開発により、丘陵の南側が野火止用水まで開発されているため、各村の区域は、横に短く縦長の形態である。全体としてほぼ現在の市域が住宅と山林と耕地で占められた。

村 名	東 西	南 北	戸 数	景観・支配・神社・寺院
芋久保村	7 町	2 5 町	1 4 0 戸	元は奈良橋村内に属する。東は蔵舗村、南砂川村、西中藤村、北入間郡勝楽寺村。北方に山、土性畑は野土にて祖薄、山根には真土。陸田多く水田は山間に6町6反余。地頭支配。 神社 鹿島神社。寺院 愛染院、医王寺、観音堂。
蔵 舗 村 (蔵敷村)			5 5	奈良橋村枝郷、奈良橋の内に属す。正徳年中分村せしといえど郡村名寄帳にも見えず、一村には立かたし。或いは蔵敷と書く。奈良橋と同じ代官支配。新田は元文年間検地、持添新田。 神社 熊野社、弁天社、御獄社。寺院 太子堂、地藏堂。
奈良橋村	1 0	2 0	5 8	阿豆佐美の里と称する。東高木村、南小川・砂川村、西蔵敷村(芋久保村)、北入間郡新堀村。耕作の暇には木綿織り。代官支配。新田は元文年間検地、持添新田。蔵屋敷跡。 神社 山神社、八幡宮、山王社、愛宕社、日月宮。 寺院 雲性寺、観音堂、天王社、大徳院、覚宝院。
高 木 村 附持添新田	7	2 0	5 2	東後カ谷村、西奈良橋村、南小川村、北後カ谷村、宅部村。水田なく陸田のみ。女木綿織。当初地頭、後に代官支配。外に武蔵野新田あり。神社 山神社、尉殿権現社 別当明楽寺。 寺院 地藏堂、阿弥陀堂、薬師堂。
宅 部 村	8	1 4	4 2	東清水村、南奈良橋・高木村、西蔵舗村、北入間郡菩提木村。北に山をうけ、半ば平ら半ば不平。山根に水田、山間の清水を用い、陸田は野土。元は宅部の内、内堀と云いしが、近き頃より宅部村と唱える。地頭支配、陣屋跡あり。寺院 阿弥陀堂。
後カ谷村	1 0	3 0	4 5	東清水村、南小川村・高木新田、西奈良橋、北狭山の峰を境に入間郡菩提木・新堀に接す。地形平坦、北に狭山を負う。水田北方の山根に少しく開くが、ややもすれば早損の患あり。陸田多く村落をなせる平地の所に開ける。土性は真土多く、天正の頃12軒、後増加、今は45軒山に傍て散住。耕作の暇には薪を伐って江戸へおくり、傍ら養蚕。地頭支配から代官支配。 陣屋跡 神社 稻荷社、山神社、神明社、天狗社、御領明神社 寺院 円乗院、宝珠庵、観音堂。
清 水 村 附持添新田	1 0	2 5	5 2	東廻り田村、南小川村・高木新田、西後カ谷村、北入間郡町屋村。村内を東西する街道あり、西箱根ヶ崎、東廻り田村に通ずる。幅およそ2間。 狭山の根通りに民家、前は田圃。また山あり、このふもとに民家連なり、東南は武蔵野新田。民家所々に散在。田は少なく、畑多し。武蔵野附はことに土症悪くして、専ら糞培の力をたのめり。男は薪、女は養蚕。地頭支配。後代官支配。 神社 氷川社、熊野社 寺院 三光院、成就院、大日堂。

新編武蔵風土記稿（文政11年・1828）による。

(3) 農業

東大和市域の村々の農業は、田が少なく、水稻栽培はわずかで、ほとんどが畑作でした。文化7年(1810)に編纂に着手し、文政11年(1828)に成立したとされる「新編武蔵風土記稿」では

新編武蔵風土記稿の記載

- 芋久保村 陸田多く水田は山間に六町六段余を開けり、
 蔵敷村 奈良橋村の枝郷として、奈良橋村と同様とする
 奈良橋村 地形平かに北方には山を環らせり、土性は野土なれば土輕きゆへ、田間に宇津木を植て風除などせり、陸田多く水田はわずかに北方山よりの所を開き、その清水を引て用水となせり、
 高木村 ここも女は木綿織をおり かひこをなすこと近村ほぼ同じ、土性野土にて粗薄なり、水田はなく陸田のみなり、
 後ヶ谷村 水田は北方の山根に少しく開きたれど、わずかに此地の溪水を引て用水となせば、水災はなく、ややもすれば旱損の患（ひでりの災害）あり、陸田は多くして村落をなせる平地の所を開けり、此は野土なり、概していわば、土性は真土多く、
 宅部村 地形は北に山をうけ、半ば平かにして半ば不平なり、土性山根には少しく真土あり、この辺に水田を開き、山間の清水を用て耕耨（田を耕し、草を取る。耕作する）の助となせり、陸田の方は野土なり、
 清水村 田は少く畑は多し、土症は黒土なれば宜からず、南の方武蔵野附はことに土症悪くして、専ら糞培の力をたのめり、用水は村内わずかの溜井、及外にわづかの流あるを以てたすけとせり、されどもと天水の場合なれば、旱損の患ありて水災はなし、

と文政11年(1828)頃の様子を記しています。

蔵敷村農作物作付面積

畑ではどのような作物が作られていたのか、文政4年(1821)の蔵敷村の状況がわかります。この年は旱害で作物に被害が出たので、その状況を書き出したものですが、作付け面積から、日常の作物の作付けを推定するものです。

作付け面積では稗が一番多く、次が芋、栗となります。水田はなく、荏が5町余を占めていますが、ごま油の採油を目的としました。自家用と共に販売用であったとも考えられます。

水田の変わりに陸稲が多いのではないかと思います。

村人達はほとんど米を食べられず、稗、栗、芋が常食でした。

表4 文政4年 蔵敷村農作物付面積と被害状況

作物名	作付面積	被害状況
大 豆	2町5反	皆 無
小 豆	2町2反	同
稗	12町1反7畝	同
芋	10町2反	中 痛
栗	7町1反1畝	大 痛
荏	5町9畝	中 痛
雷豆	3町2反畝	皆 無
胡 麻	2町	大 痛
瓜	2町	同
岡 穂	3町4反	同

(当巳年畑方旱損御見分書上帳『文政里正日誌』内野家文書)

(東大和市史 p202)

廻り田村作付状況

更によく状況がわかるのが廻り田村（東村山市）の寛保2年（1742）の畑、夏作の作付け状況です。ここでも岡穂（陸稲・オカボ）がほんのわずかに栽培され、中心をなすのは、粟、稗、芋、蕎麦です。なお、当時の農民の主食は粟・稗・芋とされ、東村山市史では

『この頃の農民の主食は粟・稗・芋であるから、畑作物のうちでも大麦、小麦、蕎麦等は売りに出したものであろう。』（東村山市史 p 416）としています。

第30表 寛保2年8月 廻り田村富田家領分 夏作（畑）状況												
字 名	地 種	岡穂	粟	稗	蕎麦	もろこし	苳	芋	牛旁	な	大根	かぶ
砂 窪	中 畑		○	○			○	○	○			
〃	下 畑	○	○	○				○	○			
〃	下々畑		○	○	○			○	○	○	○	
砂 川 北	下 畑		○	○	○			○				
	下々畑		○	○				○				
清 水 境	下々畑		○	○	○			○		○	○	
向 台	下々畑		○	○	○		○	○		○	○	
砂 之 台	下々畑	○	○	○	○		○	○		○	○	○
前 野	下々畑		○	○		○	○	○				
水道きわ	下々畑	○	○	○	○			○		○	○	
海 道 南	下々畑		○	○	○			○		○	○	

○印は作付のあるもの。

○印は作付のあるもの。

このため、天災を受けやすく、享保16年（1731）は、度重なる風雨の影響から収穫が落ちたため、後ヶ谷村では11月、百姓44軒のうち32軒に食料がなく、夫食拝借願いを提出しています。

また、天明3年（1783）の飢饉の時^{わらもちしほ}には、10月に、伊奈半左衛門の代官所から夫食の足しにするための「藁餅仕法」（穀物の代用として、藁を粉にして餅の材料とした）の触れが廻されたほどでした。

（4）養蚕

木綿糸撚・同機織、養蚕

東大和市域の村々の副業で、一番稼ぎが多かったのが木綿機織（後には絹織）及び蚕を飼って繭を売り殊でした。いずれも、安政2年（1855）書上に

農間稼 男樵・炭焼、女は木綿糸撚・同機織、江戸ならびに最寄市場へ出し申候

とあります。また、文化7年（1810）に編纂に着手し、文政11年（1828）に成立したとされる「新編武蔵風土記稿」では



写真5-41 糸繰り（明治14年頃、狭山市長谷川文皓家所蔵）

入間市史通史編 p568

- ・奈良橋村 耕作の暇には木綿縞をおれる外に、蚕を以て女子の業となせり、
- ・高木村 ここも女は木綿縞をおり かひこをなす^{かたわら}こと近村ほぼ同じ、
- ・後ヶ谷村 耕作の暇には薪を伐りて江戸へおくり、 傍ら養蚕のこともなせり、村内尾張殿の鷹場にして、村民其役を勤めり、
- ・清水村 男女耕作をなせる暇には、男は薪をとり女は蚕養のことを務めり、この辺往々かくの如し、村内 尾張殿鷹場に属して、右の役をつとめり、

とあり、「木綿糸撚・同機織」「木綿縞をおり かひこをなす」「蚕養のことを務めり」のように

木綿糸撚、木綿縞、養蚕が農業の合間の女性の仕事として記録されています。

狭山丘陵周辺の木綿織

狭山丘陵周辺の村では、木綿織りが早くから行われていました。

青梅市史は木綿種が関東に導入された時期を『慶長見聞録』に次のように記載されていることをつたえます。

『大永元年(1521)の春、武蔵の国熊谷の市に西国の者木綿種を持ち来たり売買す。是を調法のものかなと買いとり植つればおいたり。皆人これを見て次の年又西国の者持ちきたるを、三浦の者共熊谷の市に出て買いとり植えぬれば、四、五年の内三浦に木綿多し、三浦木綿と号し諸国にて賞翫す。それより此方関東にて諸人木綿を着ると語る。然るときは木綿関東に出来始ること、大永より慶長十九年までは九十四年この方と知られたり。』 (青梅市史上 p825)

これからすれば、大永元年(1521)には、木綿が関東地方に木綿種は入ってきたことになります。東大和の周辺で綿を年貢或いは領主に納めた記録は次の通りです。

- ・堀之内村 元和4年(1618) 永三貫六百九十文 綿九貫匁分
土豪小嶺善右衛門が代官浅井氏に納める
- ・堀之内村 寛永元年(1624) 永四百文 わたにて納め
此のわた五百八十匁
- ・岸 村 享保3年(1718) 真綿一貫百六十九匁 年々差上申しあげ候
- ・東大和市域では、延宝7年(1679)の宅部、清水村の年貢納表に「わた」を納めた記録があり、年貢として「わた」が徴収されていたことがわかります。
この時の年貢の納め方は7月10日に米の年貢相当を金納し、10月16日に「わた」と「そば」を納めています。

・武蔵村山地方では、元禄期(1688～1704)には、縞模様の木綿織物が織られはじめたとされます。文書上の記録では、天明3年(1783)に、岸村で木綿縞織りがなされていたことが、村書上帳に記されています。

これが寛政年代(1789～1800)になると養蚕、絹織物が普及してきます。現在も名を馳せている「村山大島」はこの頃が始まりとされます。

木綿縞織

村山大島=絹織物の前の段階として、木綿縞織があります。
文化13年(1816)岸村の明細帳には

「木綿縞、青梅縞の類少しずつ織り・・・」とあり、1800年代初頭には木綿縞織と青梅織=生糸と木綿の交織りがありました。木綿縞、青梅縞の区別ですが、青梅方面で織られた青梅縞は縦糸に生糸、横糸に綿糸を織り込む「絹綿交織」の織物をさします。この時代には、絹織物の一部と木綿織りが狭山丘陵周辺で行われたことが考えられます。その状況を「村山町史」は次のように記します。



『この頃(文化十三年=一八一六)青梅、八王子、五日市、飯能、所沢を中心に、武蔵西部の織物の集荷機構が整い、近郷機業地の中心となっていた。その生産、流通機構を見ると、大体が市に出向いた仲買商人と木綿織稼並びにせり衆との間の相対取引によったようである。』

木綿織稼(在村織元)は、初期においては村の支配層の人々がおこなっており、糸商人から原綿糸

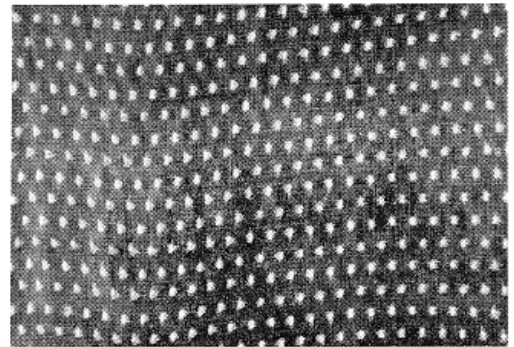
を購入し、これを村内の下層農民の女衆に機織りに出した。この場合質賃機の場合もあった。織物は生産品を買継人に出したが、糸商人から直接に原綿糸をうける農間自営小生産者もあり、その機構は複雑であつた。』

村山大島=緋の考案者

江戸時代末期に、名を上げてきた村山大島ですが、その発案者については明治 14 年に、神奈川県勸業課がまとめた「繭生糸織物連合共進会報告書」には次の四説が紹介されています。

第一説

・文化一〇年(一八一三)頃、中藤村の渡辺助右衛門の妻まさが江戸に行った際に緋縞の見本を得て、簡単な十字模様の緋を織りだしたが、出来栄は良くなく、当時の流行にも合わなかったため、風呂敷ぐらいにししか製品化できなかった。



第150図 村山緋 中藤有川滋氏蔵

村山町史 p631

- ・その後、天保五年(天三四)頃、同村の内野忠兵衛の妻きそが#字模様の緋を織りだしたがこれもやはり出来栄は芳しくなかった。
- ・文久元年(一八六一)に至って、やはり中藤村の内野治兵衛の三男富蔵が工夫をこらし、経糸に糊付けする技法や、一機三、四反掛けから六反掛けをする織法を考案し優良な緋を織りだすことに成功した。これにより世人の需要も高まり耕織の技術の伝習を希望する者も多くなった。

第二説

- ・文化一一年(一八一四)頃、中藤村の内野勘七の妻マサが、江戸で緋見本を入手し、それを真似て試織したができは良くなかった。勘七は屈せず器具や染色方法に工夫を重ね、やや良品を織りだすことに成功した。

第三説

- ・文化六年(一八〇九)、芋久保村(東大和市)の慶性院一七世住職果(果)尚が、生国の薩摩で始まった薩摩緋の切れ布を大和地方から持ち帰り、これを檀家の同村荒畑五郎兵衛の妻シモに与えたところ、すぐに模織を試み、その後も改良を重ねたことにより十字や#字の緋を織りだし評価を得、やがて村山緋として知られるようになった。

第四説

- ・文化年間(一八〇四～一八一七)芋久保村の荒畑源七が緋織りを創始し、その後中藤村の江郷源蔵、宅部郷(東村山市)の竹内吉右衛門、杉本勘兵衛らが織りだすようになった。当初は浅黄緋であったが後には紺緋となった。創始者の名をとり、「源七緋」と称された。(武蔵村山市史通史編上 p965~967)

東大和の村人が緋織りに敢然と挑んだ姿が伝えられます。それだけに、やがて、幕末になり、ペリー来航に伴って行われた横浜開港が大きな打撃を与えることになります。

養蚕から絹織物へ

養蚕

江戸時代初期から継続されている織物ですが、最初は「養蚕」が中心でした。村山町史は次のように記します。

『江戸時代においては繭のまま売ることが、糸にするより有益であつたらしく、まして一般農家の農間稼ぎとしては養蚕以上に出ることは困難であり、僅かに玉繭、屑繭で自家用の生糸をとる程

度であった。しかし中藤村の渡辺源蔵家においては内野佐兵衛家と共に、名主という村役人であるとともに養蚕、製糸を兼業し、企業家的発展を続けていたのである。』

絹織物

東大和周辺の村々は養蚕時代から絹織物時代に入りますが、その過程を所沢市史は次のように記します。

『江戸時代後半期、とりわけ一八〇〇年代に入ると、いわゆる江戸地廻りの経済圏が成立し、入間川沿いは埼玉西南部の有力な綿花栽培地域として発達してくる。

伝統的な産地の青梅に対して、この流域は農家の副業経営を主体とした新興綿織物生産地として発展してきた。

江戸時代末期になり、こうした農家副業として生産された綿織物は、所沢織物市場に集荷され買継商によって取り引きされた。この所沢の織物市場の活況は、綿織生産を一層発展させる契機ともなったのである。

こうして入間郡は機業地として発展し、明治初期には県内足立郡と並ぶ生産量を誇った。ここでの綿織品は、縞木綿と緋木綿が代表的な製品であったが、やがて脚光を浴びてきたのが絹綿交織といわれる絹と綿を織り混ぜた製品である。

明治十六、七年頃には瓦斯縞といわれ広く知られるようになった。所沢の商人層の活動もこうした絹綿交織物や木綿製品の商品開発と結びついて活発化し、その中から有力な糸商や買継商が台頭してくる。明治三十年代、絹綿交織物と綿織物の発展は著しく、特に絹綿交織物は県下きっての機業地として確立する。所沢の商人層も、狭山丘陵の山麗諸村だけでなく、入間川沿いの機業地にも集荷基盤を拡大していった。』（所沢市史 下 p 352）

（５）農間稼

農間稼

東大和市域の村々は畑作中心で、わずかな水田からの米も質が悪く、年貢が金納でした。また、集約農業から肥料を購入したため、早くから貨幣経済に巻き込まれていました。その影響もあり、現金収入を得るため、村人達は農業の合間に現金稼ぎをしました。

安政２年(1855)書上に

農間稼 男樵・炭焼、女は木綿糸撚・同機織、江戸ならびに最寄市場へ出し申候

と記されているように、農業の合間に男は樵・炭焼をし、女は木綿糸撚や機織をして、商品として江戸ならびに最寄市場へ出しています。何れの村にも相当数の馬が飼育されていますが、農耕と共に、この稼ぎに使われたのでしょうか。それは10年ほど遡っても同様で、

天保14年(1843)清水村の村鑑明細書上帳には

一、家数 六拾八軒 但し 寺式ヶ寺、修験式軒、堂五宇、民家五拾九軒、

一、当村方之儀は古来より極困窮之村方にて銘々持山並びに畔木等を伐り炭薪に致、馬附又は川岸出し仕り或は八王子、五日市、青梅、飯能等へ罷出、炭薪買入れ馬附仕り江戸表へ罷出御屋敷様方へ相納、右駄賃を以御年貢御上納助成に仕、右附送り之儀は夜四ッ時罷出明夜五ッ時前後帰宅仕



写真 5-40 桑与え（明治14年頃、狭山市長谷川文皓家所蔵）

入間市史通史編 p568

り候、女は農間木綿縞織出し蚕等営み誠に難渋之村方に御座候

としています。また、

文久3年(1863)後ヶ谷村明細帳は農間稼ぎの実態を次のように記しています。

『馬持ち百姓は柴山に出て薪や炭をつくり、あるいは青梅・飯能・五日市・八王子などで炭薪を買い入れ、馬附けに致し、夜四つ頃から江戸に出かけ、朝方、お屋敷様へ納めて、その日の内に立ち戻って、夜五つ前後に帰ってくる』

- ・柴山に出て薪や炭をつくり、或いは
- ・その日か前日 青梅・飯能・五日市・八王子などで炭薪を買い入れ
- ・夜四つ(午後11時)に出発し、江戸街道(現青梅街道)を夜通し歩いて新宿を経て
- ・朝方 外桜田にある曾我又兵衛宅に着き、炭薪を納める
- ・同じ道を引き返し、夜五つ(午後8時)に帰宅

する、としています。ちなみに「お江戸日本橋七つ立ち」の旅立ちは午前4時に当たります。

農間渡世

また、村には農業を兼務しながら店舗がありました。文政10年(1827)の様子が杉本家の文書でわかります。

村 名	家 数	人 数	農間渡世人	渡 世(軒)
芋久保村	135	652	20人	舂酒4 質屋2
蔵敷村	53	225	9	舂酒3
奈良橋村	57	324	9	舂酒3 質屋2
宅部村	42	195	6	舂酒2
後ヶ谷村	45	261	4	舂酒1 質屋1
清水村	57	295	10	舂酒3

(東大和市史 p203)

安政2年(1855)になると、「質屋書上」により、蔵敷村の名主杢左衛門(15石7斗、天保5年開業)、高木村百姓源兵衛(10石3合、天保6年開業)、同村百姓清五郎(9石8斗、天保7年開業)、同村名主庄兵衛(30石5斗、明和元年開業)、が質屋を開業していることがわかります。また、この年、新規質屋渡世願を後ヶ谷村組頭忠右衛門、新規古鉄商渡世願いを後ヶ谷村百姓熊右衛門が提出しています。新規質屋は天保期(1830~43)に名主クラスによって開業されていることに注意が必要です。

農村の荒廃を食い止めようと文政10年(1827)に、文政の改革が行われます。本百姓の回復が中心課題に据えられました。

『近頃小前百姓の末端の者まで心得違いをして農業を怠り商売を専らにし、そのため田畑が手余り地となり高持百姓は小作する者もなく困惑しているので、農家で新たに商売を始める者は勿論、これまで商売をやっていた者も追々止めるよう心がけなくてはならない、と論したのである。』

と東村山市史(通史編上 p812)は記しています。

第2章 貧農・富農・張札騒動

(1) 進む村の階層分化

村の戸数・人口

江戸時代の戸数・人口には、いろいろな数値が出されます。統一した統計がない時代で、村役人の書出しや、宗門人別帳によることが多いところに起因します。また、5歳以下が入っていなかったり、続柄が親子であるにもかかわらず兄弟になっていたりと、統一的に比較したり、判断する上では正確が期せません。そこで大まかな傾向を把握するためいくつかの表を用意しました。

文政～明治の比較

	風土記稿 (戸)	安政2年書上 (戸)	男 (人)	女 (人)	狭山の栞 (戸)
芋久保村	140	?	?	?	157
蔵舗村	55	55	131	143	59
奈良橋村	58	59	158	153	59
高木村	52	56	162	166	56
後ヶ谷村	45	48	129	126	49
宅部村	42	40	106	97	42
清水村	52	60	146	154	60

新編武蔵風土記稿（文政11年＝1828）

内野家文書 安政2年書上（1855）

狭山の栞（明治14～15＝1881～1882）

後ヶ谷村・蔵敷村の家族構成

第2表 家族員数（百姓家のみ）

A 後ヶ谷村

	永宝4	享保14	天明2	寛政6	天保12	明治5
10人					1	2
9					2	3
8	1		1	1	4	7
7	2	1	2	1	6	7
6	7	3	3	6	9	9
5	12	6	12	9	8	7
4	8	13	13	9	4	8
3	8	17	6	7	2	2
2	2	2	3	5	3	
1			5	7	6	
計	40	41	45	45	45	45

B 蔵敷村

	安永8	天明7	弘化5
10人			2
9			1
8	2		1
7	7	4	6
6	5	9	10
5	8	7	11
4	15	13	7
3	9	13	5
2	5	5	5
1	5	5	3
計	56	56	51

この表は大和町史研究10 p71 から引用するものです。後ヶ谷村と蔵敷村の農民の家族構成を示すものです。一家族3人から7人で構成されている様子がわかります。両村とも、一人家族が意外に多いことに注目されます。結婚しない男性が母屋の脇に仮住まいすることが多かったと伝えられます。

ほとんど変わらない戸数(後ヶ谷村)

右の表は後ヶ谷村の宝永 3 年(1706)から天保 12 年(1841)人口動態です。

享保 20 年(1735)から戸数は 48 戸で変化がありません。新田開発が終わった村では、このような状況を示すとされます。

後ヶ谷村では、享保 10 年前後までに野火止用水までの新田開発が終わったと考えられます。

人口は変化する

しかし、人口の動きを見ると多くの変化があることがわかります。

天明の飢饉では 188 人まで減り、徐々に回復していますが、大きな天候異変があった場合はその影響を受けています。

第 3 表 年季奉公人の年令構成

後ヶ谷村

	宝永 4		享保 14		天明 2		寛政 6		天保 12	
年令	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女
オオ										
11~15	2 ()	2)					2 (1 1)			
16~20	3 ()	3)	1 ()	1)			3 (2 1)	3 (3)		
21~25	5 (5 ^{内 1} _{譜代})	3 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)				
26~30					1 ()	1)				
31~35	1 ()	1)								
36~40	1 (1 ^{内 1} _{譜代})	1)								
41~45							1 (1)			
46~50	1 ()	1)	1 ()	1)	1 (1)	1 (1)				
51~55	1 (1 ^{内 1} _{譜代})	1)								
56~60										
計	12 (4 8)	5 (3 2)	3 (3 1)	8 (6 2)	4 (4 0)					
外寺	2	2	1	2	1					

この表(第 3 表) は後ヶ谷村の年齢別年季奉公人の状況です。11 才の子守から 25 才までの労働提供者までの人が年季奉公人として村にいたことがわかります。第 2 表の家族構成にこの年季奉公人が含まれています。

なお、村から村外に年季奉公に出稼ぎに出ています。後ヶ谷村では宝永 4 年(1707)11 名(男 9 女 2)寛政 6 年(1794)6 名(男 4 女 2)となっています。年齢は 11 才から 25 才までがほとんどで、56 才以上が 1 名います。

A 後ヶ谷村

年 代	男	女	総人口	戸 数
	人	人	人	軒
宝永 3	107	97	204	41
享保 14	94	77	171	43
18	107	74	181	44
20	123	99	222	48
宝暦 8	114	106	220	48
安永 7	104	101	205	48
9	104	104	208	48
天明 2	93	92	188	48
8	101	96	197	48
寛政 2	100	104	204	48
6	97	100	197	48
9	91	97	188	48
10	91	99	190	48
享和 1	95	90	185	48
文化 1	99	98	197	48
6	118	119	237	48
7	121	105	226	48
8	113	100	213	48
9	118	107	225	48
10	124	110	234	48
11	122	106	228	48
12	121	101	222	48
文政 3	127	122	249	48
5	129	130	259	48
6	128	124	252	48
9	132	128	260	48
11	133	129	262	48
13	134	128	262	48
天保 5	130	126	256	48
8	136	120	256	48
9	128	114	242	48
12	113	126	239	48

(いずれも大和町史研究 10 p71)

蔵敷村の人口動態

年代	家数	人 計 男 女	村内 召抱 計 男 女	村外奉公出 計 男 女
安永 7 年	57	250 130 120	8 2 6	21 12 9
天明 1 年	57	249 130 119	8 6 2	11 6 5
天明 8 年	55	210 112 98	6 3 3	14 8 6
寛政 1 年	55	219 112 107	8 5 3	16 12 4
寛政 5 年	55	216 109 107	6 4 2	15 10 5
寛政 10 年	57	230 120 110	7 5 2	8 4 4
寛政 12 年	57	219	4 3 1	11 7 4
享和 2 年		218 119 99	6 5 1	9 6 3
享和 3 年		216 113 103	4 3 1	5 3 2
文化 1 年		213 113 100	4 2 2	6 4 2
文化 5 年		218 113 105	4 2 2	6 2 4
文化 10 年		204 110 94	6 4 2	7 4 3
文化 14 年		202 112 90	9 4 5	6 3 3
文政 1 年		198 110 88	10 5 5	8 4 2
文政 5 年		220 119 101	10 5 5	12 7 5
文政 10 年		225 125 100	14 9 5	9 8 1
天保 1 年		220 117 103	11 5 6	3 1 2
5		237 124 113	14 7 7	9 6 3
10		232 119 113	12 7 5	13 8 5
12		228 111 117	3 3 0	3 2 1
14		249 120 129		
弘化 1 年		262 126 136		

左の表は蔵敷村の人口と村内で召し抱えた奉公人・雇い人、村外へ出た奉公人の関係を明らかにしました。

安永 7 年(1778)には村外へ出た奉公人が 21 名で、村内で召し抱えた奉公人・雇い人は 8 名でした。村外に働きに出て、一家の口減らしをしていることが考えられます。

それが少しずつ改善されて、村内で召し抱えるものが多くなってくるのが、文政 10 年(1827)から天保 1 年(1830)にかけてです。

蔵敷村で人口の変化する様子を見ると天明期の飢餓状況が直ちに反映しています。また、常に男性が多く女性が少ない特徴を示します。

富農と貧農

江戸時代を通じて農民の間で富める者とそうでない者が階層分化しています。

幕末の村では年貢の金納、肥料や生産物、日用品の商品化が進み、貨幣経済が取り巻いたことを契機にその差は歴然としてきました。

東大和の村では実証できていませんが、狭山丘陵の内懐にあった打越村の例を紹介します。

『寛保三年より慶応二年(一八六六)に至る農民持高の変動は第 4183 表の通りである。寛保期は三石層以下が八〇パーセントを超えており四石層以上は僅か五戸に過ぎない。しかも村内の半数以上が二石・一石層であった。上層より数えると一〇石以上が二戸、六石・五石・四石層が各一戸である。いわば豊かな家は二戸、やや安定した家が

第 4-83 表 入間郡打越村の階層表

	寛保 3 年	天保 4 年	嘉永 4 年	慶応 2 年
16 石				1
13 石	1			
11 石				1
10 石	1	2	2	1
9 石		2	2	1
8 石				
7 石		1		1
6 石	1	1	2	1
5 石	1	1		
4 石	1	1	2	
3 石	4	1		1
2 石	6	1	2	1
1 石	8	3	4	5
1 石以下	4	2	3	4
戸 数 計	27	15	17	17
石 高 計	76.171	74.462	72.305	77.357

注 寛保 3 年分は常光寺 6 石 100。普源院 3 石 670 を除いた。

二戸というべきか。そして大半が貧しかったのであろう。

天保期をみると、二石・一石層および一石以下層などの下層持一。同戸数が減少し、上層の七石・九石層が三戸だけ増加したかにみえる。しかし二石層以下の大半は概ね没落により廃絶し、寛保期二石以下の一八戸が天保期には六戸となり、同様に三石以上の九戸がそのまま残ったにすぎないのである。

嘉永期もこの傾向はかわっていない。しかし慶応二年をむかえて変動がみられる。それは安政の開港を契機に丘陵内の小村も、養蚕業や生糸稼、その他小規模ながら農村金融稼などが成長したからである。慶応期の特徴は、従来変動のなかった上層が、九石＝一戸、一〇石＝一戸、一一石＝一戸となり、さらに一六石が一戸出現したのである。そして中層が減少し一石以下がやや増加傾向をしめしている。』（所沢市史上 p 737 から引用）

（２）天保の飢饉

天保元年

天明期の天候不順による飢饉をどうにか凌いだものの、天保期(1830~43)に入っても、基本的にその状況は改善されませんでした。東村山市史はその状況を次のように記しています。

『天保に改元される頃、年々天候不順がくり返された。同元年(一八三〇)の秋、麦蒔きができないような大雨が続いた。畑が水田のように水を含み、そのうえ真土の部分は粘り付くような湿地と化した。それが麦の成長期をむかえる頃になると反転して乾燥に襲われ枯死状況となった。

年も明けて同二年の春、乾燥した畑地を強風が襲い、麦は根ごと吹き抜かれた。かろうじて成育した麦も、穂孕みをむかえて森雨となり、結実しなかった。ことに四月七・八日の二日間の烈風は麦茎をへし折り収穫は皆無に近かったのである。四月十八日、廻り田村をはじめ西方に連なる芋久保(東大和市)・中藤(武蔵村山市)・横田(同)・三ツ木(同)・箱根ヶ崎(瑞穂町)の六か村は麦食もとれないと嘆き、代官所へ訴え出た。』（通史編上 p 804）

天保 5 年

天保 5 年(1834)1 月 1 日の指田日記は次のように書き始めます。

『正月一日、去る秋より米穀高直百姓困窮の者多し。

これに依り村内年賀を休む。』

表 4—75 天保 4～5 年 所沢三斉市米価変動

年・月・日	1 両あたりの米 (斗)
天保 4. 1. 初旬	9.0～9.8
8. 3	6.3～7.1
9. 3	6.5～6.7
10. 3	6.0～6.4
11. 3	4.5
12. 3	4.2～4.3
天保 5. 1. 3	4.5～4.7

大館右喜『幕末社会の基礎構造』より作成

この時の状況は東村山市史が左表のように伝えます。

この時期の所沢三斉市の米価の変動をみると、表 4—75 のごとくになる。

これによると天保四年(一八三三)一月初旬に一両で九斗買えた米が翌五年の一月三日には四斗五合しか買えず、二〇〇パーセントの値上りとなっている。

このため、同年三月二十五日蔵敷村では名主左衛門ら一〇人が大麦二四俵を村内の窮民に施し、七月には貯穀麦二石二斗九升余、

稗二六石九斗七升余が窮民に貸与分配された。また廻り田村では、巳年(天保四年)の違作で食糧不

足となり、貯穀拝借願いが出されていたが、その願いの通り天保六年三月には小前に各戸稗八升三勺ずつ、計二四石八斗九升四合を五か年賦で割り渡している。（東村山市史通史編上 p 804）

指田日記は天保5年12月30日、『去る秋より今年に至りて原野に鼠多く、畑一反の内にて五、六匹・十匹を殺す。古代も俄に鼠多く、草木の根を喰い枯らし、それより飢饉せし由見えたり』と結びます。天候不順と飢饉の状況は天保6年、7年、8年と続きます。指田日記を追います。

天保6年～7年

天保6年(1835)1月4日、大風土埃を吹き揚げ暗夜の如し。

- ・1月9日、真福寺にて請雨。
- ・1月11日、真福寺請雨に依って、村中寺内に会集す。
- ・1月29日、此の節百文に米八合五勺。小麦一両に五斗五、六升。麦・粟九斗

東大和市史から紹介します。

『天保六年はやや平年作に戻ったが、翌七年再び冷害となり、七月十八日には大暴風雨となった。

天保八年(一八三七)には蔵敷村の比較的富裕な者^{きゅうじゅうつ}十人が稗十石を窮民五十人に配布し、奈良橋村でも源七ら七人が二十三両出金し、村内の窮民を救恤している。

四月に蔵敷村では幕府から金十五両を拝借(うち五両は下され切り返済不要、十両は四か年賦)し、極貧民五十六人、一人につき永八十九文二十八を配布している。このときの施金施米は出金者、施米とも個人別に詳細に知ることができる。また小組合単位の飢人の状況を知ることができる。それをまとめたものが表7である。

表7 天保8年 飢人一覧(蔵敷組合)

村名	石高	家数	人別	村役人 富裕者	飢人	飢人率
奈良橋	132石9293	58	318	51	257	80.8%
高 木	109石508	29	168	30	138	82.1%
後ヶ谷	203石	85	248	51	198	79.8%
蔵 敷	215石7454	51	246	50	196	79.7%
廻り田	—	62	288	58	230	79.8%
宅 部	—	36	166	35	131	78.9%
合計	661石1827	321	1434	275	1150	80.2%

(『天保里正日誌』 合計と飢人率は筆者加筆・内野家文書)

清水村が脱落しており、廻り田村、宅部村の石高記載がなく、奈良橋村、後ヶ谷村は富裕者と飢人を合計した数字が人別と合わないなど資料としては不完全であるが、おおよその傾向は把握できるであろう。六か村一、四三四人中八十パーセント強の一、一五〇人が飢人として山本大膳役所に届け出られているのである。

なお表中の富裕者とは、史料では「ケ成取続候もの」とあるもので、施米施金なしで再生産可能な者の意味である。』（東大和市史 p 205）

(3) 張札騒動

天候不順と飢饉

天保7年(1836)は3月14日、『九ッ時(正午)雷鳴、電降る、大きな梅核の如し、即時止み又雨、夕方風。』と指田日記にあるように、天候の不順な年でした。さらに『・7月24日、雨。十八日の風雨より米穀高直に成り府内御救いを賜る。』とあるように冷害による凶作による米価高騰が激しく、8月になると、全国各地で打ち壊し、一揆が多発しました。

郡内騒動

特に8月に起きた甲斐都留郡の一揆は、一揆勢が甲府城下に突入したため、甲斐一国騒動(郡内騒動)と恐れられました。最初は統制の採れた行動であったものが、短期間に無統制化して、甲斐全域に広まり、暴動に発展しました。幕府の甲府勤番や代官所の力では抑えられず、幕府は周辺諸藩に出兵を命じています。幕府の権威の揺らぎを告げるものとされます。この余波が村山地方にも押し寄せました。

貼札

天保7年11月、狭山丘陵の村々の辻や高同札場に、打ちこわしの貼札がだされました。所沢市史は次のように記します。

『その対象の第一にあげられたのは、米雑穀買い占めをおこなっている在郷商人四名であった。名ざしをうけたものは青梅の吉野屋、所沢のあわ屋、扇町屋(入間市)の下倉、糍谷の縞屋である。貼札には、以上のものは米や雑穀を買い占めているので、村々一同で打ちこわしを仕かける。十一月二十八日夜、秩父青梅道四つ辻寄場へ、村々一同まかり出るように、もし不参加の村があれば、まずその村から打ちこわすであろう、という文面であった。この貼札の報に接した関東取締出役は急遽、下役や組合村の役人たちを出動させて配置し、蜂起の寸前に押さえ込んでしまった。そのため一揆を企てた頭取がだれであったか、その組織化などあきらかにすることはできない。』
指田日記はその日のことを

『11月28日、今朝六ッ時(午前六時)に、中藤里正宅に村中来るべき旨申し来たる、これに依り原山・中藤・神明ヶ谷の家々残らず里正宅に参集す、申し渡さる趣旨は、

昨日処々名当をいたし、其の家々を打ち潰すべき由を板に彫り、一紙に刷りて村々に捨てたり、其の文に、青梅を初めとして所沢迄の間誰々を潰すべしと記し、且つ徒党の人々は秩父街道の四辻に集まるべしとの事あり、又其の近辺の酒造蔵・酒屋より、其所迄酒を付け送り飯を炊き運び来たるべしと記したり、右の事により凶年のならいにて、騒動起こる事国々に多し、右様不思慮の徒党立ち入るまじき由の申し渡しなり、尤も昨夜捨文の趣、御支配役所迄届けたる由。

今日の騒動混雑夥しく、青梅より所沢迄の当名せられし人々は、さらなり、道筋^{みせ}の見世・店・近隣富家の者資材・雑具を山林に隠し、老弱は他村に送り周章甚だしき折りから、四ッ半時(午前十一時)、三ヶ島の者が中藤谷ッ里正方に来たり告げて日、今朝、青梅吉野屋を打ち破り、此方へ押し来たる趣により伝え聞く者一時に騒動、戦慄鼎の沸くが如し。富家には恐怖の余り飯を炊きて難を避けんとする者もありと聞く、

晩方物見に出したる者立ち帰り、実説^{まじくよ}を聞き届ける所、跡方なき虚説なり、かかる時節には虚説紛々たる事古より多くある事なり、能々本を探り定むべし

- ・11月29日、夜出役箱根ヶ崎に止宿あり、同所火事
- ・12月1日、出役の召しにより、五郎右衛門・山王前・谷ッ里正、青梅に出る。
- ・12月6日、「長谷部新田幸左衛門・藤橋村某、今度捨文せし頭取の風聞により召捕らる』

と記しています。

打ち壊し貼り札対象となった対象者

(天保7年11月)

打毀し対象	村名など	名前屋号
米穀買い占め	青 梅	吉 の 屋
同	所 沢	あ わ 屋
同	扇 町	下 く ら
同	糒 谷	し ま や
穀買い占め	殿 ケ 谷	幸 右 衛 門
同	今 井	五 兵 衛
同	同	千 右 衛 門
同	三 ツ 木	宮 ノ 下
同	中 藤	古 着 や
同	所 沢	角 屋
同	富 士 山	周 助
同	糒 谷	乙 五 郎
同	坊	弥 十 郎
糠買い占め	木 蓮 寺	権 右 衛 門
同	長谷部新田	弥 兵 衛
同	同	伊 兵 衛
同	山 王 前	大 臣
そ の 他	栗 原 新 田	政 五 郎
同	長谷部新田	馬 之 助

注 東京都東大和市内野家文書による。

注意することはこの表の内、必ず打ち壊すとしたのは米穀買い占めの4商人で、その他は、「世話人預かり、合力出し申さず候は打ち壊し」としていることです。

米や穀類を扱い、財力を貯めた米穀商には、米穀の流過程で蓄財をしていることの糾弾であり、必ず打ち壊す。糠買い占めで対象になった肥料商も同じような面では糾弾し、合力の度合いによっては、打ち壊しまでの実行に及ばないとする、打ち壊し側の意思表示があったことです。その他は酒造、高利貸しと考えられますが、これらの商人和村人の間に深刻な対立が進んでいたことでした。

代官や知行地を持つ旗本はこれらの商人和村の有力者に施金、施米をすすめ、貧民救済の措置をしたようで、勘金が行われ、その表彰があったことが残されています。また、幕府も、この騒動のあと、狭山丘陵周辺各地で、貧民の調査を行い、「貯稗穀拝借」と称して、稗や粃の貸し出しを行いました。

所沢市史上 p792

(4) 貯穀割返し出入り

もう一つ特徴的な出来事がありました。村内での百姓と村役人との間の対立です。天保期になると、村方役人と農民の間で紛争が生じ始めてきました。「天保八年三月 貯穀割返し和談取替証文」と「天保八年四月二日 貯穀割返し出入り和談小前一同証文」という二通の文書が東村山市の廻り田村に残されています。

「天保八年三月 貯穀割返し和談取替証文」は廻り田村の元名主と百姓中が和談した証文です。

年来取り集めてきた貯穀が大分貯まったが、いまだに小前一同へ割り返しがない。小前は頭取を決め出石高を調査して、割り戻してくれるよう訴訟にも及ぼうとの覚悟を示した。

村役人の元名主九兵衛は残らず割り返しており、年々役所に提出している小前帳や名主方の控帳などへも全員が了解の印を捺しているという。

この出入りに相給の名主太郎右衛門が仲裁に入り、非分の有無をただした。その結果、名主側には稗の一合一勺も残りが無いことが明白になった。この結果小前方も納得し和談の証文を取り交わすことにした。

天保八年三月 元名主 九兵衛 百姓中

とします。「天保八年四月二日 貯穀割返し出入り和談小前一同証文」は廻り田村の百姓中が元名主九兵衛宛てに出した証文です。「天保八年三月 貯穀割返し和談取替証文」と同じ内容で、百姓中が元名主九兵衛に、四月二日付けで小前一同より証文が提出されました。

東大和市と武蔵村山市ではどのようなになっていたのか明確ではありませんが、廻り田村では、このような、元名主と百姓中で、出入りがあったことがわかります。東村山市史は『村役人と小前百姓間の不信が露呈している。小前百姓も自分たちの意見を正当に主張できる状況になってきたことがわかる。』としています。(東村山市史通史編上 p 818)

第3章 荒れる村に八州回り、天保の改革、敵討ち

(1) 村の荒廃

時代を若干さかのぼらせて、宝暦(1751~1764)~天明(1781~1789)期の貨幣経済の波に洗われた狭山丘陵周辺の村々の状況を整理しておきます。貨幣経済の浸透により、村では、一部が村の商人として富を蓄積し、一部が土地を集積して豪農に成長しました。その一方で、土地を手放して小作人に転じ没落していく農民も数多く発生しました。この農民は、家や土地を失って、村を離れ、江戸に近いところから、江戸市中へ流入しました。

風斗出者

この時代の出来事として、武蔵村山市史は興味ある一例を伝えます。

『安永六年(一七七七)、中藤村の百姓太右衛門の女房とめ五〇歳が行方知れずになり、方々捜したが見つからないという事件が起きた。太右衛門や兄弟は、普段からとめは身持ちがよくないので、この際久離(勘当すること)し、人別帳から除いてほしいと、地頭沼間氏役人へ願いでているが、この願書のなかで「風と罷出」という文言が使われている(渡辺源蔵家文書)。

近世の村社会では、何の前触れもなく行方不明となってしまう「風斗出者(ふとでもの)」は少なからず存在した。「風斗出」した者は、どこかをブラブラと放浪しているわけではなく、身を寄せた先で何かしらの職業に従事している場合が多く、その意味では「没落」・「流浪」という悲観的な図式ではなく、本人にとっては新たな生活がスタートしたとも捉えることができるという(秋山伸一「風斗出者の村々」『荘園と村を歩く』所収)。

とすると、五〇歳の女性とめが「風と罷出」て行方知れずになったのも、「身持ちがよくない」と周囲から言われるような性格に起因したのではなく、日常生活・習慣や風俗の変質にともなう新たな現象かもしれない。』(武蔵村山市史通史編上 p1112)

「無宿」「渡世人」

一例をあげましたが、村では、富者、富農、貧農と階層化が進む中で、人口が減少し、耕地の荒廃が見られるようになりました。また、江戸市中への流入者は「遊民」となり、「無宿」や「渡世人」として長脇差や刀を帯びて村々を渡り歩きました。幕府は荒廃した農村の復興策を定めます。これが松平定信の寛政の改革(天明7年(1787)から寛政5年(1793)でした。

寛政の改革

天明6年(1786)8月、田沼意次が、天明の飢饉による社会的な混乱の責任をとらされて失脚、老中を罷免されました。田沼意次の政策は様々に論議されていますが、ここでは、商業を重視し、商品流通の活発化を図ったことから、結果として農村への貨幣経済の浸透を推し進めたと思います。

天明7年(1787)は各地で一揆が起こります。里正日誌が『天明七年春より江戸にて米価高く、初めは百文に白米六合なりしに五合となり、四合となり、四、五月より又上りて三合となる』と記し、ついに5月18日、江戸打ち壊しが起こりました。将軍膝元の江戸での打ち壊しに、幕府は対応を余儀なくされ、急遽、6月19日、陸奥国白川藩主松平越中守定信が老中首座に就任して、寛政の改革を実施することになりました。

都市政策

旧里帰農令・物価引下令・七分積金令

石川島人足寄場設置（無宿人に対する授産施設＝無宿人の予防拘禁策）

農村政策

夫食代・農具代・種初代の恩貸とその返済猶予令

他国出稼ぎ制限令・旧里帰農令

公金貸付政策（荒地起返押 小児養育御手当金御貸付）

幕府が諸国の代官を通じて農村の富農へ公金を貸付け、その金利で耕地の復興と農業人口の増加の資金を図る

困 粃かこいもみの再開・郷蔵かこいもみの設置（食糧の備蓄）

この時、農村支配体制の改編として、代々、関東支配に当たっていた伊奈家が改易され（寛政 4 年）、幕領を直接勘定奉行所の支配下に置きました。

このような策がとられましたが、村では、幕府領、旗本領、寺社領など複雑な領地支配があったため、なかなか改革は進まず、事態の悪化も見られました。この時行われたのが、関東取締出役の設置、寄場組合の編成でした。

（２）関東取締出役の設置・寄場組合

関東取締出役

文化 2 年（1805）、幕府は「関東取締出役」を設置します。関東八州（武蔵、相模、上野、下野、常陸、上総、下総、安房）各地に横行する無宿・悪党を取締まるための組織で、勘定奉行石川忠房が発案しました。当初は、取締代官 4 名が任命され、配下の手付・手代から各 2 名ずつを選び、勘定奉行に直属させました。

任務は、幕府領（御料）や大名領・旗本領などの私領、寺社領の区別なく踏み込んで無宿・悪党者を捕縛できる権限を与えられていました。後に、「八州廻り」と呼ばれ、庶民からも恐れられたようですが、狭山丘陵周辺よりも、無宿・悪党者がはびこる上野、下野方面に重点が置かれたとも考えられています。東大和市史は

『文久元年（一八六一）臨時出役が十四人増強され二十四人となった時もあるが、通常は八～十二人である。天保十年（一八三九）、いわゆる合戦場一件によって出役が大量に処分され、総入れかえとなったこともあった。彼らは無宿人の集まる宿場や在町、河岸を廻村し、無宿人、悪党を召捕え、その一部を江戸送りとした。逮捕者の身柄を拘留しておく費用や江戸送りの費用は、逮捕地の村の負担となったため、村民らは出役には非協力的態度であった。』（p 195）

としています。安政元年（1854）1 月 18 日には、狭山丘陵周辺の 48 村の村役人が関東取締出役から所沢へ呼び出され、「異国船渡来に付 関東取締出役より御達」として

『この節、相州浦賀辺に異国船見え候につき・・・もし疑わしき者、或いは長脇差など見かけ候はば、差し置き、最寄り廻村先へ申し立て候・・・』として関東取締役出役 9 名、同臨時出役 14 名連署で達しが出されています。

なお、当初に紹介した、安政 2 年（1855）の村の状況は、関東取締出役からの書上命令によってつくられたもので、明治維新まで勢力を持っていました。

村の広域化

関東取締出役の活動や鷹場維持に要する経費負担のため、狭山丘陵の周辺の村々は集まって費用の共同割り当てを行いました。その始まりは定かではありませんが、明和 8 年（1771）に議定書をま

とめた記録が里正日誌に残されています。

明和の組合村

明和の組合村については、個別の資料が無く、どのような仕組みになっていたのかは不明です。東大和市史は次のように伝えます。

『明和八年(一七七一)五月の「取替証文之事」という史料によると、他所よりやってきた変死人、行倒の病人にかかる費用の分担、他村との訴訟費用の共同負担、尾張藩の御鷹方の宿泊費用の分担をとり決めた三か条からなる組合村議定を制定している。

このときの組合村に参加しているのは奈良橋、蔵敷、高木、清水、廻り田、宅部、後ヶ谷の七か村で、廻り田村(東村山市)以外はすべて現在の東大和市域の村むらである。しかも冒頭の文言には「当村之儀唯今迄組合来候処、此度別而以往々定致置」とあり、明和以前にすでに組合村が結成されていることを示している点が注目される。』(p195)

この時期になると、村の仕事は一村で済まなくなり、隣接して広域的なまとまりを始めました。芋久保村が参加していませんが、この頃から、現在の武蔵村山市域にあたる中藤村や三ツ木村と行動を共にしていたようです。

明和の組合村を形成した後は、文化4年(1807)に浪人取締組合を21ヶ村で形成し、浪人の合力銭の金額協定、宿泊拒否などを決めています。その後も、無宿者は増加し、幕府はその原因である村の改革を決めます。

文政の改革

文政10年(1827)、文政の改革「御取締御改革」＝「文政改革」が行われました。改革令は長文になりますので、所沢市史の要約を紹介します。

『文政改革の法令は、前文五か条と後文四〇か条から成り立つ膨大なものであるが、前文の趣旨をさらに具体的に敷衍したのが後文である。

前文五か条では、①無宿の取り締まり、②悪者・無商売者の取り締まり、③神事祭礼・婚礼・仏事の質素儉約、④歌舞伎・手踊り・操芝居・相撲の禁止、⑤農間余業の取り締まりである。

後文四〇か条には、前文五か条の内容のほかに、若者仲間の禁止、博奕ばくえきの取り締まり、来村者への警戒、村入用の軽減、公儀法度の厳守、強訴・徒党の企画者の密訴、忠孝奇特者の顕彰、組合村の編成と役割等が述べられている。』(p 773~774)

ここで、農間余業＝農間稼ぎが織り締まり対象になっていることが注目されます。村では、改革の趣旨を承知した旨の請書を退出しています。

なお、この改革の眼目は組合村の組織でした。戸数50～100程度、自然発生的に形成され、しかも、御料(幕府直轄地)、旗本、寺社と支配関係が複雑に交差する村を広範囲にまとめ、関東取締出役の直接管轄下に置いて取り締まりを強化し、改革の実を上げることが期待されました。

寄場組合(文政の改革組合村)

文政10年(1827)8月23日、狭山丘陵周辺の村の各名主が、関東取締出役の命により、所沢村へ集まりました。その席で組合村結成の趣旨の説明がなされています。9月4日、14日に集会を持ち試案が議論されました。その当初案では、狭山丘陵周辺の村を一つは所沢組合、他は拝島組合にまとめることでした。最初は芋久保村も所沢組合に入っていましたが、採用されず、芋久保村は拝島組合に属しました。

文政12年(1829)3月(杉本文書)、或いは4月(内野文書)に、「組合村々取締方その外議定連印書付」が作成されています。こうして、東大和市域の村々は蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、

宅部村、清水村が所沢組合に、芋久保村が拝島村組合に決まりました。

所沢組合		田無組合		拝島組合	
多摩郡中里村 (清瀬市)	□	多摩郡田無村 (田無市)	○	多摩郡拝島村 (昭島市)	●
同 野塩村 (同)	○	新座郡上保谷村 (保谷市)	○	同 田中村 (同)	○
同 廻り田村 (東村山市)	●	同 小樽村 (練馬区)	●	同 作目村 (同)	○
同 清水村 (東大和市)	□	同 上保谷新田 (保谷市)	○	同 川崎村 (羽村市)	●
同 後ヶ谷村 (同)	○	同 下保谷村 (同)	○	同 羽村 (同)	○
同 久米川村 (東村山市)	○	同 上白子橋戸村 (練馬区)	○	同 五之神村 (同)	○
同 宅部村 (東大和市)	○	多摩郡大沼田新田 (小平市)	○	同 大神村 (昭島市)	●
同 南秋津村 (東村山市)	○	同 野中新田善右衛門組 (国分寺市・小平市)	○	同 上河原村 (同)	○
同 日比田村 (所沢市)	○	同 同村与右衛門組 (小平市)	○	同 砂川村 (立川市)	○
同 野口村 (東村山市)	○	同 鈴木新田 (同)	○	同 殿ヶ谷新田 (同)	○
同 高木村 (東大和市)	●	同 柳窪村 (東久留米市)	○	同 宮沢新田 (同)	○
同 奈良橋村 (同)	○	同 同村新田 (同)	○	同 中里新田 (同)	○
同 蔵敷分 (同)	○	同 廻り田新田 (小平市)	○	同 横田村 (武蔵村山市)	○
入間郡下新井村 (所沢市)	○	同 境村 (武蔵野市)	○	同 中藤村 (同)	○
同 大岱村 (東村山市)	○	同 梶野新田 (小金井市)	○	同 芋久保村 (東大和市)	●
同 大鐘村 (所沢市)	□	同 関野新田 (同)	○	同 三ツ木村 (武蔵村山市)	●
同 川辺村 (同)	□	同 関前村 (武蔵野市)	○	同 岸村 (同)	○
同 岩崎村 (同)	○	同 下里村 (東久留米市)	○	同 殿ヶ谷村 (瑞穂町)	○
同 氷川村 (同)	○	同 神山村 (同)	○	同 石畑村 (同)	○
同 南永井村 (同)	○	同 小山村 (同)	○	同 箱根ヶ崎村 (同)	○
同 本郷村 (同)	○	同 前沢村 (同)	●	同 中藤新田 (国分寺市)	○
同 新堀村 (同)	■	同 南沢村 (同)	●	同 芋久保新田 (立川市)	○
同 山口堀之内村 (同)	○	同 門前村 (同)	□	同 熊川村 (福生市)	○
同 神谷新田 (同)	○	同 落合村 (同)	●	同 福生村 (同)	○
同 打越村 (同)	○	同 南野中新田六左衛門組 (国分寺市)	○		
同 平塚新田 (同)	○	同 内藤新田 (同)	○	天領 ○	
同 坂ノ下村 (同)	●	同 小川村 (小平市)	○	天領・旗本(大名)領 ●	
同 岩岡新田 (同)	○	同 小川新田 (同)	○	旗本(大名)領一給 □	
同 北秋津村 (同)	○	同 榎戸新田 (国分寺市)	○	旗本領(大名)相給 ■	
同 荒幡村 (同)	□	同 戸倉新田 (同)	○	※寺社領ははぶいた	
同 城村 (同)	○	同 清戸下宿 (清瀬市)	○		
同 菩提樹村 (同)	●	同 下清戸村 (同)	○		
同 町谷村 (同)	○	同 清戸村 (同)	○		
同 北野新田 (同)	○	同 上清戸村 (同)	○		
同 久米村 (同)	■	豊島郡田中村 (練馬区)	○		
同 三ヶ嶋村 (同)	●	同 谷原村 (同)	○		
同 三ヶ嶋堀之内村 (同)	●	同 下石神井村 (同)	○		
同 牛沼分新田 (同)	○	同 上石神井村 (同)	○		
同 北田新田 (同)	○	同 竹下新田 (同)	○		
同 上新井村 (同)	○	同 関村 (同)	○		
同 下安松村 (同)	○				
同 上安松村 (同)	○				
同 北野村 (同)	●				
同 堀口村 (同)	□				
同 堀兼新田 (同)	○				
同 勝楽寺村 (同)	□				
同 北永井村 (三芳町)	○				
同 所沢村 (所沢市)	○				

図説東村山市史 p 1 2 9

小組合と大組合

組合は小組合と大組合によって構成されました。小組合は、御料・私領・寺社領に関係なく、3から5か村で結成しました。大組合は、小組合を10前後包含して組織しました。小組合には小惣代、大組合には大惣代を置き、取締組合の中核となる村を親村、または寄場としました。寄場は多くの場合、村高が高く有力な宿場を持つ村が選ばれました。文政の改革組合が別名、寄場組合と呼ばれるゆえんです。寄場には寄場役人を置きました。名主などの村役人から任命されて、組合村の統括・運営にあたりました。

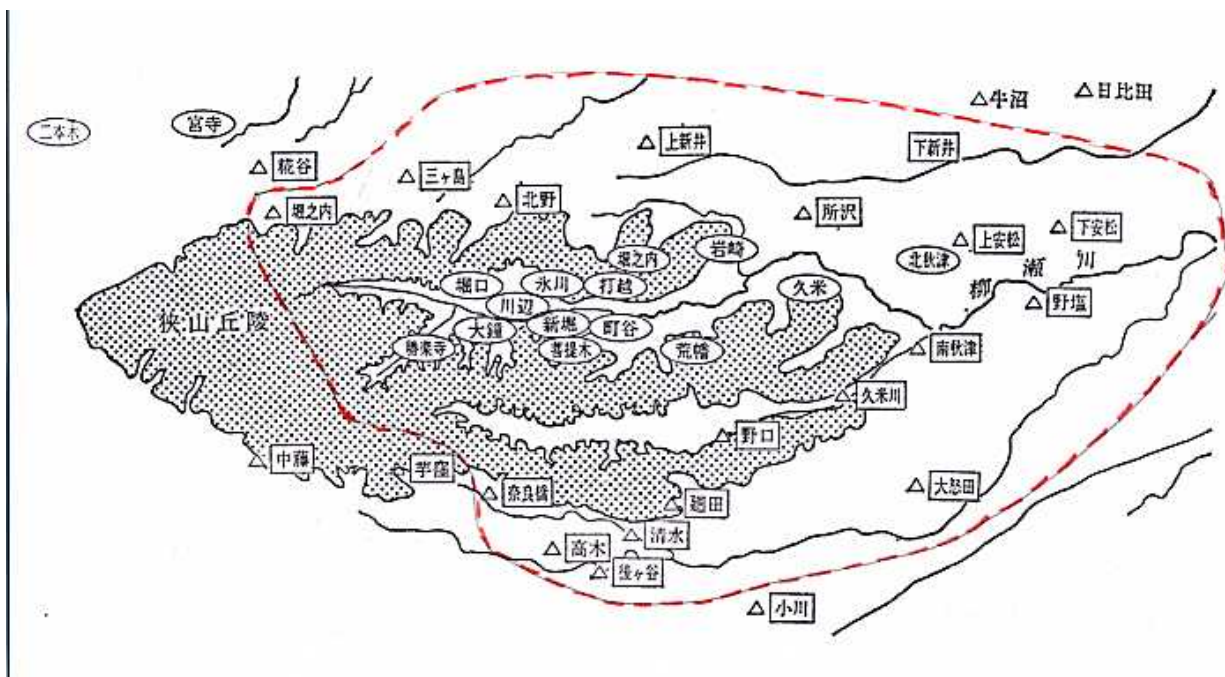
東大和市域では、蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村、清水村で小組合を結成し「蔵敷組合」と称しました。そして大組合である所沢組合に属して、この体制は幕末まで続きました。

寄場の役割は

とらえられた囚人を一時的に預かる「^{おり}圈」を設けて番をすること
 犯罪人の捜査・逮捕などの協力や費用の負担を構成する村方に負わせ
 村高に応じて割り振ること
 取締法令の示達徹底、警備体制の強化

農間余業の調査、職人の手間賃の統制

などで、村の治安維持・警備の強化を担いながら幕府支配の下部組織として整備されました。所沢寄場組合村の範囲は、図にすると下記ようになります。この当時はこの区域が一つの行政・経済・文化の共通圏でもありました。現在の状況とは異なりますので注意が必要です。



(所沢市史上 p 620 をもとに作成)

(3) 天保の改革

天保初年(1830)より続いた天候不順・凶作、一部商業者の買い占め、売り惜しみなどによって、物価が騰貴しました。農民は生活苦に打ちしがれ、村を捨てて欠け落ちする者も多く、先に紹介した天保の飢饉に陥り、一揆、打ち壊しが発生しました。この間をぬうように、無宿者、博徒などが村を横行し、再び村の荒廃が目につき、放漫と奢侈の風潮が見られるようになりました。

老中水野忠邦は、この現状を改革し、享保と寛政の時代に復帰することを目標にして、綱紀肅正・風俗匡正・儉約励行に力を入れました。江戸市中では、町人の奢侈を厳しく取り締まり、芝居小屋の郊外移転、寄席の閉鎖などを行いました。天保 12(1841)年～ 14 年(1843)にかけて行われた水野忠邦の改革を天保の改革と呼んでいます。

対国外

天保の薪水給与令

従来までの外国船に対する打払令を改めて、薪水給与令を発令し、燃料・食料の支援を行う柔軟路線に転換しました。一方で江川英龍、高島秋帆に西洋流砲術を導入させ、近代軍備を整えさせました。

江戸

江戸十組問屋仲間の流通独占を廃するため、株仲間解散令(天保 12・1841 年)を出しました。

高騰していた物価を安定させるため、株仲間を解散させ、経済の自由化を促進しようとするものです。しかし、株仲間が中心となって構成されていた流通システムが混乱してしまい、かえって景気の低下を招いて、沈滞ムードが漂ったとされます。

その他次の諸令が出されました

質素儉約令

諸物価値下げ令（直接小売価格の引き下げ）

金利政策として、棄捐令・相対済令（旗本御家人の借財棄捐）を公布し、一般貸借金利を年 1 割 5 分から 1 割 2 分に引き下げました。武士だけでなく民衆の救済策ともされます。また、地代・店賃・日雇給金などの強制抑制を行いました。

農村

農村対策は村おこしに中心が置かれました。

荒廃地を回復し年貢を強化

人返し令

耕地の検分・新開地の高入れ・年貢率のアップ

奢侈の禁止

農間稼ぎの抑制(冥加金の賦課)

など、が眼目とされました。

年貢率のアップは農民の抵抗により、頓挫したとされます。

なお、多摩の地域には天保 14 年(1843)8 月に江川太郎左衛門役所から、「御料所改革」として、次のような内容の廻状が達せられています(武蔵村山市内野左兵衛家文書冊 A 五「御用留」)。武蔵村山市史から引用します。

『田方検見や定免、荒地・流作場など見分のうえ、小前帳・村絵図・村入用帳を取調べて手付・手代へ差し出すこと。これは新規の「御法建」であるが、決して無茶な年貢増徴をしようとするものではない。近年、村方の裕福な者たちが奢侈にながれ、身分不相応な風流を好み、結構な住居を構え、無益な道具類を集めたりするため、小前の者たちまでが真似て華美な衣類を着し、男女とも髪飾りなどを付け、何でも江戸の風儀を見習うようになった。そのため、自然と村の入用も増え、農業を嫌い、田畑が荒地となるなど、すべて村の衰微のもとになるものであるから、このような「旧弊」を改めるのである。』(上 p1123)

あげちれい

上地令

水野忠邦の改革の最大構想として、天保 14・1843 年 6 月、上地令が発令されました。逼迫した幕府財政立て直しのため、全国に分散している幕府直轄領を江戸と大坂の近郊（10 里四方、大坂は 5 里四方）に集中し、行政の強化、治安維持を図るとされます。

上地したものには代替地か蔵米を与えるとしましたが、大名・旗本、農民が反対、御三家や老中からも強い批判が生まれ、上地令は撤回されました。天保 14・1843 年 9 月、水野忠邦はこれを契機に老中を罷免されました。

（４）敵討ち

この時代（天保 9 年・1838）の空気を伝える出来事が蔵敷村にありました。「東大和のよもやまばなし」に、「かたき討ちの話」として伝わります。

『蔵敷の塚前墓地の入口に一基の妙典供養塔があります。この石塔は六十年ぐらい昔は山王様に近い駐車場の付近にあって、近くの子供たちが遊ぶ時いつも見たものでした。・・・』

石塔は天保 9 年(1838)9 月 17 日、肥後国(熊本県)の丈助という人が助太刀の人と共に、討った人の供養のために建てたということが、その銘から判ります。・・・』

どのような事情があったのか、その後どうなったのか不明です。敵討ちが実際にあった場所は、蔵敷組合農兵隊の訓練所の付近です。妙典供養塔は塚前墓地にあります。この年は、国は対外交渉、江戸湾防備に迫られ、東大和市域周辺の村々では不穏な出来事が続きました。隣村(中藤村)の出来事ですが、指田日記は次のように記します。

- ・1月1日、打ち続き凶年により、四ヶ年の間村内年賀の礼なき所、今年は世間米穀の価い少しゆるみたるにより、先例の如く年賀の礼を始む。
- ・1月4日、野垂れ死にの他国の人があり、
- ・2月17日、13日に萩の尾忠右衛門持ちの畑に四歳ばかりの男子を裸にして捨てあり。依って忠右衛門宅に連れ来たり置き、御支配に訴え、今日御出役検使
- ・2月19日、幕府、諸国に巡見使を送る
- ・2月30日、代官羽倉外記に伊豆諸島巡視を命じる。
- ・3月10日、江戸城西の丸が炎上。
- ・3月24日、水戸屋小児、種痘の疱瘡にて死す
- ・5月1日、白米百文に付、七合より八合まで。大麦一両に二石、小麦同九斗四、五升
- ・7月19日、芋久保太神楽
- ・8月6日、徳次郎尋ねとして組合・差場の人々、近辺詮繫すれども知れず。
- ・9月17日、敵討ち
- ・9月24日、夜雨。横田八幡前の定右衛門借家に、狼籍者四、五人脇差を抜きて推し入りたれども、定右衛門、折り節留主にて其の座に居合わせし者、一兩人疵を蒙る者あるよし、
- ・11月4日、五郎右衛門、盗賊一件により板橋迄召し出さる、組頭同道す。
- ・12月10日、夜、石川蓮花寺焼亡、本尊・過去帳を焼失す
- ・12月、代官江川英竜、目付鳥居耀蔵とともに江戸湾の備場の巡視役に選ばれる。川路聖謨の進言による。

前年6月28日、アメリカ船モリソン号が浦賀港に侵入。浦賀奉行が砲撃。7月10日、モリソン号が薩摩沖に出没。薩摩藩家老・島津久風が退去させるなどする中で、江戸湾警備が急がれ、対外的にも対内的にも風雲急を告げていました。敵討ちはこのような村の空気の中で行われました。塚前墓地の六地藏左側端下角に妙典供養塔があります。



第2編 慌ただしいうねりの中で(維新前夜)

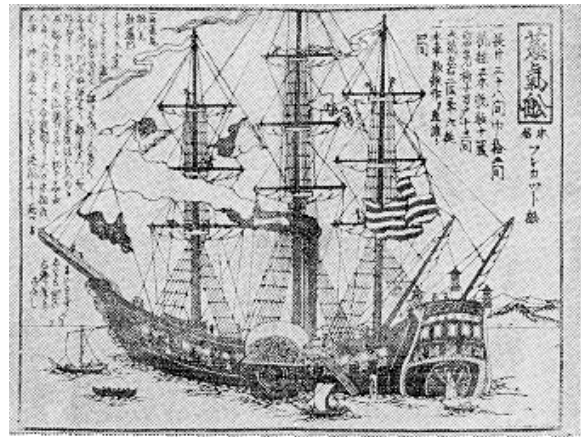
第1章 ペリーが来て、松材の伐り出し

(1) ペリー来航

第1回ペリー来航

泰平の眠りをさます上喜撰(蒸気船)
たった四はいで夜も寝られず

嘉永6年(1853)6月3日午後4時、黒煙を噴き上げながら前後左右自由に動く巨大な蒸気船2艘と優雅に帆を操る帆船2艘が浦賀沖に姿を現しました。アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが率いるサスケハナ号、ミシシッピ号・プリマス号・サラトガ号、いわゆる4艘の黒船です。



第4-39図 蒸気船の図(戸田市立郷土博物館所蔵)

所沢市史上 p 798

幕府首脳のもとには、すでに、オランダ商館長クルチウスから「オランダ別段風説書」が届いており、とっくにペリー艦隊の来航を知っていました。しかし、これといった策が建てられなくて今日に至り、慌てふためく幕府を、ペリーはせせら笑うかのように浦賀の沖に碇を降ろしました。

海上は房総・相模の海防を担当した忍・川越・会津・彦根の武士たちが固めていました。引又村(志木市)の名主星野半右衛門の「日記」には、6月3日、「両三日已前より浦賀沖に異国船相見候由にて、川越様より早飛脚度々通り、当七日より十五日迄の間、川越表より相州浦賀へ多人数罷越成され候由」と記されています。さぞ、川越では大事だったと思われます。

ペリーは持参したアメリカ大統領フィルモアの親書の受け取りを要求、幕府は、浦賀奉行与力中島三郎助を派遣して、長崎への廻航を求めます。ペリーはこれを拒否し、回答の催促に空砲を打って応じます。幕府はいわゆる「ぶらかし策」で態度を明確にしません。

ペリーはついに、6月6日、江戸湾内へ侵入し、測量(水深)する威嚇行動に出ました。老中阿部正弘はついに大統領の親書を受けとることを決定します。同9日、久里浜(神奈川県横須賀市)で浦賀奉行戸田氏栄らが日本側全権としてそれを受理しました。

所沢市史は『受理式には忍・川越・彦根・会津の譜代四藩(房総・相州の海防担当)の武装兵三〇〇余が立会っている。』としています(通史編上 p797)。親書を提出したペリーはなおも、9日、10日と艦隊を江戸湾の奥まで進め、来春再び来航する旨を予告して、海上で大砲を発射しながら6月12日、日本を離れて、琉球に向かいました。

諸色高直になる

指田日記は6月11日、『雷^{あたら}。当月、異国黒船相州浦賀に入り、海手所々の固めあり、然れども、江戸に船入る事能わ^{しか}ず、諸色高直になる、在々織物の類をかう者少なく、値段安く織る者難渋す』と物価が高くなる反面、織物の買い手が少なくな^{しか}って、値段も安くなり、織手が難渋すると嘆いています。

武具馬具師アメリカ様とそっと云い

所沢市史は『ここに注目すべき史料がある。それは川越の寺尾河岸の間屋蔦屋藤五郎に送られた書状であるが、その中に「アメリカ唐人参り候にて、諸商大不景気困入申候、兎角武具・馬具屋な

どばかり金儲けに御座候、これにて悪口のせんりう左に、

「武具馬具師アメリカ様とそっと云い、唐人が来ても日本つつがなし」

という落首が紹介されていることである。前者は武器商人がアメリカのお蔭で金もうけしていることを、後者はアメリカがやって来ても日本は恙ない。大筒がないことをかけたもので、ともにウィットをまじえた体制批判の落首である。』（通史編上 p798）

幕府は政策転換をした

アメリカ大統領親書を受理した幕府はその対応に追われます。老中阿部正弘は従来の幕府では考えられない、各層からの意見の具申を求めます。また、国防政策の上からの大転換が行われました。

広く意見を求める
諸大名の鉄砲府内持込み許可
諸大名の大船建造解禁
品川沖に内海台場築造
江戸湾警備の変更

などが相次いで行われました。

村は献金を求められた

嘉永 6 年（1853）10 月 14 日、所沢、蔵敷、田無組合の村役人が集まって、海防献金をすることが決められました。

自主的献金の形を取っていますが、13 日から所沢村に泊まっていた江川太郎左衛門の手代から組合村に招集がかかり、「品川内海御備場御普請につき献金相願うよう仰せ付けあそばされ」ての献金でした。そのもとは、老中阿部正弘から江川太郎左衛門に「御備場御用途金上納」の命があったことによります。

蔵敷組合では 22 人で 44 両を献金しています。富裕な村人達に持ち高に応じて割り付けたのでしょう。この献金について、翌嘉永 7 年（1854）2 月 3 日、上納金高に応じて「御褒美銀」が下されています。

第 2 回ペリー来航

浦賀奉行が、大統領からの親書を受け取ることによって艦隊は帰国しましたが、ペリーは、翌、嘉永 7 年（1854）1 月 16 日、今度は旗艦を先頭に蒸気船 3 艘、帆船 4 艘の大陣容で羽田沖まで乗り込んで来ました。

通商開港の要求です。幕府内では上を下への大騒動になったようです。狭山丘陵の村々も早速対応を迫られます。

長脇差し・悪徒を取り締まれ 代官江川太郎左衛門からの命令

第 2 回来航があった 1 月 16 日、その日のうちに、代官江川太郎左衛門から命令が届きました。

- ・無宿者や悪党が立ち回ったり、乱暴したり、御府内に立ち入ることを防ぐため
- ・江戸の出入り口である、千住、板橋、新宿、品川の四か宿と
- ・村を通ずる脇往還の“取り締まりを厳重にせよ”

第4-94表 内海御台場築造の献金一覧

組合村名	村 名	人 名	金 額
所沢村組合 42か村	所 沢		741 両
			内224 両
		半 十 郎	15 両
		孫右衛門	10 両
		善 兵 衛	8 両
		小 八	8 両
		助右衛門	10 両
		新 助	30 両
	下 安 松 城	長右衛門	30 両
		治郎兵衛	20 両
蔵 敷 組 合	蔵 敷 他 5 か村	左左衛門 他21人	44 両
田 無 組 合	—	—	550 両
計			1,335 両

注「嘉永里正日誌」（内野家文書）による。

（所沢村の 5 人以外の数字、及び 5 か村以外の村の献金額は不明。）

『近頃、異国船が度々渡来することについては、かねてから、領分知行（大名領、旗本知行所）へ、人馬の用意を申しつけて置いた面々もあるようだが、この度の異国船渡来の模様をみると、（身体）壮健の者共は近々江戸表へ出動するようになるかも知れない。自然（こうしたことをきっかけに）、無宿者や悪党が立ち回り、乱暴し、御府内に立ち入ることも計り難いからだ。

・・・（中略）関東は広いので、なお悪党者が入り込まないように出口四ヶ宿^{ほんだかがのかる}は勿論、支配所内の脇往還入り口の村々は取り締まりを特に厳重にするようにと、勘定奉行本田加賀守殿から各代官に指示があったので、その意を得て、支配所内脇往還入り口村々は勿論、その他の村々においても、この趣旨を心得て、取り締まりを厳重に取りはからえ。

もっとも、出役（関東取締出役）を派遣することも考えているが、村役人は「精々」取り締まりせよ。この廻状の村名の下へ名主は請印をして、時刻を明記して順に送り、最後の村から返却せよ。

以上

江川太郎左右衛門 寅正月 16 日 役所』（東大和市史資料編 7 p 24）

疑わしき者は直ちに捕らえよ 関東取締出役からの達し

嘉永 7 年（1854）1 月 19 日、狭山丘陵周辺の村＝所沢組合村 48ヶ村の代表が関東取締出役から所沢村に呼び出されました。その席上で、次のような「厳重取り締まり方仰せ渡し」がありました。

- ・村々は、もし疑わしき者あるいは長脇差しを持った者を見かけたら
- ・直ちに捕らえて、もよりの関東取締出役に届け出よ。
- ・人気不穏という虚に乗じて悪徒たちが村々にやってくる可能性があるので
- ・村人たちは、理由のない外出をせずに、火の用心に心を配り、お互いに相談して、村ごとに取り締まりをせよ。
- ・村の役人は、村の中をたえず巡回して、無頼の者共を召し捕らえよ
- ・この旨を村々の者たちに早急に申し伝えよ。



東大和市史資料編 7 p24

竹槍持って駆けつける（村の心得）

江川代官、関東取締出役からの命令に対し、1 月 23 日、蔵敷村では次のように約束しました。

- ・竹ヤリ、竹ホラを用意する。
- ・村役人の役宅で盤木の音が聞こえたら、用意した竹ヤリ、竹ホラをもって、早速駆けつける。
- ・悪党共が来たら、竹ホラで知らせる。その時は、村中の者が用意した道具を持って駆けつける。
- ・今回の異国船渡来について、勘定奉行より在方の取り締まりを厳重にせよとの命令は有り難い
- ・農業に専念する。法に触れることや人の集まるようなことはしない。
- ・心得違いの者があれば、五人組で責任を持つ。

以上のことが「心得の事」として蔵敷村の名主に村人 46 人連署で差し出されています。（東大和市史資料編 7 p 24）

三ツ木村では1月22日

- ・竹槍一本、草鞋一足づつ家々にて男子の人数分拵え置く
 - ・一軒に付き桃灯一張づつ拵え置く
 - ・拍子木一軒に付き一組拵え置く
 - ・非常の時は一軒に付き壮健の者一人づつ竹槍持参で駆けつける
 - ・非常手当として村々五人組の内で壮健の者一人宛ての割合で人数を定めておき、触れが来たら名主宅へ竹槍を持って早速駆けつける
- などと約束し、農民全員で署名捺印しています。

三歳の小児に至るまで・・・

黒船への関心は日に日に高まり、小野路村(町田市)の「小島日記」には

『この節世上一般三歳の小児に至るまで黒船の物語にて、往来は馬子共に至るまで(中略)天下齋然として皆黒船の咄のみ(嘉永7年(1854)2月8日)』と書かれています。

米価高騰・売り惜しみ

ペリー来航に伴い、江戸では米の売り惜しみ、値段の高騰が起きたようです。嘉永7年(1854)2月12日、所沢村の名主は代官江川太郎左衛門の米価高騰の抑制命令に対して、承知した旨の請書を出しています。その文面から見ると命令は次のようであったと思われます。

『どさくさに紛れて、関東在々の者共、心得違いし、穀商人百姓共に至るまで米を囲い、または米価の高騰を考え、売り惜しみがされる。これでは、江戸で米不足を来たし、以ての外である。自分たちが食べる分を除き、穀商人が蓄えている米はもちろん、百姓達の持つ余剰米を出来るだけ多く江戸へ正しい値段で売るように。・・・』

所沢組合の各村はそのようなことはしないと約束しています。そして、同時に次のような風刺がうたわれました。「新撰寅年夏物笛 全」で、嘉永7年(1854)3月、ペリー再来航直後につくられたとされます。

『苗やないやとんでもない 此頃騒ぎのアメリカ船 諸役人中手出しが苗 矢形置ても義が濟ない 長崎なんぞへ来たがらなひ 国法にいっても用ひなひ 返事とらにや帰らない 近海迄も恐れない 奉行のきも玉落付なひ 大名物入たまらない 大筒打とも届かなひ 異人の打のわとまらなひ、御上の御心配もったい苗 日々の御評義定らなひ 伊勢(安倍伊勢守)さんとかく御あふなひ 隠居(徳川斉昭)の御世話が気に入らない 木綿の紋付水戸もない 馬具師具足師世話しなひ 品川御台場また出来なひ 鉄砲うっては玉が苗 芝居見物入かなひ 職人杯も落付なひ 質屋はかさない 御米はどっと下らなひ 両替屋には銭がない 芝日本橋には肴がない……』

(入間市史通史編 p 590)

(2) 条約締結・鎖国の終焉

通用しなかった「ぶらかし政策」

嘉永7年(1854)1月16日、ペリーは神奈川沖に投錨して、前年から棚上げになっている「和親と通商を求めた国書」の返答を求めます。この過程で、東大和市域の村々の代官である江川太郎左衛門が大きな働きをします。

- ・1月23日、江川太郎左衛門(英龍)はペリーに対し、金沢沖に退去するようにとの交渉を進める命を幕府から受けました。英龍は中浜万次郎を通詞として使うことを予定していましたが、徳川斉昭が反対。万次郎はアメリカのスパイの可能性があると、というのがその理由でした。開国を主

張する英龍への嫌がらせ、幕府の開国方針への牽制でした。

- ・1月27日、韮山から鉄砲組24人を含む合計30人の部下が江戸屋敷に到着。さらに江戸の中村清八・柏木総蔵ほか14人の手代が加わって、総計44人の近代装備の歩兵部隊が編制されました。この部隊は浜御殿に入って命を待ちます。
- ・2月1日、英龍は松平近直と共に、万次郎を同行して神奈川宿に向かいました。幕閣も、この時点では「ぶらかし」の方針が通用しないことを承知していました。現地への指示は、基本的には開国要求を受け入れ、平和裡に交渉を終えることでした。
- ・英龍らは、神奈川宿到着後すぐ、現地で交渉にあたっていた江戸町奉行の井戸覚弘・浦賀奉行伊沢政義らに会い、幕府の方針を伝えて、交渉の進めかたについて徹夜で協議しました。幕府の応接責任者は林大学頭です。
- ・2月2日、英龍は馬で江戸に帰り、登城して協議の内容を幕閣に報告しました。

朝廷の攘夷方針との間にあって、幕府は何とか時間をかせぎ、回答を延期しようとしたいわゆる「ぶらかし政策」をとろうとします。

- ・2月7日、ペリーは「近海へ軍船五拾艘は留てある、まお、カリホルニアに五拾艘用意している、連絡すれば、二十日之内には百艘之軍艦参り候」と発言します。通訳達はこれを威嚇と解しますが、幕府は、2月10日より、日米会談を開始することに決めます。

日米和親条約の締結

交渉は、嘉永7年（1854）2月末まで4回にわたり横浜村で行われました。

- ・和親と薪や水の給与、漂流民救助について合意、通商条約の締結は、アメリカ側が引っこめました。
- ・開港場については、アメリカ側は神奈川を求めましたが、日本側は下田を提案しました。アメリカ側が提案を呑んで、開国交渉は決着をみました。
- ・2月18日、アメリカは友好的な空気を醸成しようと贈答品を日本側に渡すと連絡してきました。英龍は手付・手代・鉄砲組を率いて神奈川に赴きます。
- ・2月19日、神奈川の海岸で献上品の説明を受けました。蒸気機関車の実動模型や電信機など、アメリカの科学技術の水準を示すものが、献上品の大半でした。
- ・2月20日、斉昭が下田の開港には反対を表明しました。しかし、もう流れを覆すことはできませんでした。
- ・3月3日、日米和親条約が結ばれました。条約の内容は
下田（静岡県下田市）・箱館（北海道函館市）二港の開港
アメリカ船の寄港と薪水給与
下田への領事の駐留許可
下田・箱館両港の遊歩区域の設定
最恵国約款の承認
などでした。この条約の締結直後、ほぼ同じ内容の条約がイギリス・ロシア・フランス・オランダとの間で結ばれました。215年にわたる鎖国体制が終焉を迎えました。
- ・3月4日、前日の日米和親条約締結を受けて、アメリカ艦隊が開港場の下田に入港しました。アメリカ人は下田から七里四方内は自由に往来できる取り決めであり、上陸したアメリカ兵たちは、下田周辺を歩きます。
- ・3月5日、英龍は、将軍徳川家定に対して、アメリカの献上品のうち、鉄砲と刀を上覧しました。
- ・3月9日、ペリー一行は横浜村の名主、石川家を訪問し、横浜村の人々の生活や日本の風習を見聞しました。
- ・3月21日、全ての艦隊が江戸湾を出航しました。
- ・3月27日、下田の反射炉築造工事現場に、アメリカ兵が入りこみました。七里四方外の往来禁止を無視したものでした。この報告を受けると、江川英龍は下田では軍事上の機密が守れないと判断、築造場所を韮山にすることを提案して、ただちに許可を得ました。

(3) 海防・江川太郎左衛門英竜の建言

代官江川太郎左衛門英竜の献策

天保 8 年(1837)1 月、江川太郎左衛門英龍が「不容易儀承候に付申上候書付」「伊豆之国御備場之儀に付存付申上候書付」(海防策)を幕府に提出しました

「不容易儀承候に付申上候書付」

ロシアのポーランド侵略の件、
ロシアが多くのポーランド人をシベリアに移し、蝦夷地を窺っていること、
ロシア軍船二百五十艘の出港の情報

「伊豆之国御備場之儀に付存付申上候書付」

外国軍による江戸攻撃の際は、伊豆が弱点となること
下田ほか五カ所に砲台を築造すること
洋式軍船十二隻を建造し、平時はこれを民間に貸し、非常時に徴用すること
ヨーロッパの最新の洋式砲の製造
を具申しました。これを見た幕府は、江戸湾防備計画策定に入ります。

江戸湾防備計画

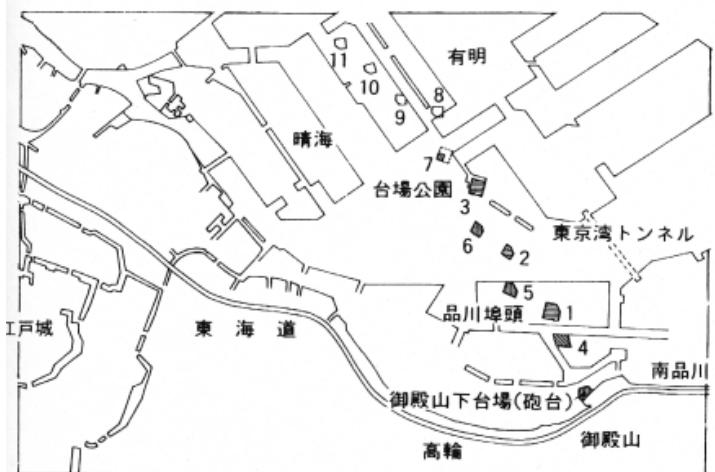
天保 9 年(1838)12 月、老中水野忠邦が江戸湾防備計画策定に乗り出しました。代官江川太郎左衛門英竜は目付鳥居耀蔵とともに江戸湾の備場の巡視役に選ばれ、調査報告書を提出しました。相模と上総に 10 万石以上の譜代大名を配置し、築城して、領地の海防を担当させる案でした。この調査への従事は勘定奉行川路聖謨の進言によるとされます。

品川台場建設

嘉永 6 年(1853)6 月 3 日のペリー来航を機に、江戸湾の緊急防備策が浮上しました。東京百年史によれば

『ペリーが退去してから六日目、幕府は江戸湾防備のため、若年寄本多忠徳に武蔵・相模・安房・上総海岸の巡視を命じた。この一行には勘定奉行川路聖謨や江川太郎左衛門らが加わっていた。忠徳らは熱心に防備施設の状態を調査した後、内海防備の充実を強調し、台場の設置を進言した。』

当初の計画は第一線を観音崎と富津洲に、第二線を横濱本牧と木更津、第三線を羽田沖、第四線を品川沖として台場構築を案出したという。当初の計画案によると、十一ヶの砲壘を築く見積もりで、南品川漁師町より東北深川須崎の海岸に連珠のように、二列十一基と、品川の海岸に一カ所と合計十二カ所の砲台を築造の予定であった。(中略)



■ 安政元年(1854年)11月竣工
■ 安政元年(1854年)4月竣工

(品川区立品川歴史館『黒船来航と品川台場』掲載)



八月二十四日、老中阿部正弘らは品川

左側にレインボーブリッジ 第6台場

砲台築造の位置を検分し、やが工事が着手されたが、その指揮は主として江川太郎左衛門がとり、その師高島秋帆がこれを援けて昼夜兼行の突貫作業で完成を急いだ。

築造の資材としての集は関東方面の材木・岩石類は相模・伊豆・安房辺より海上輸送し、土砂は泉岳寺の山・品川御殿山、松平駿河守の下屋敷の山などを切りくずして海岸より舟に積んで運んだ。そのほか隅田川口を浚渫したりした。石工・土工・人夫は江戸はもとより各地方から募集して五、〇〇〇人に及んだ。』（第一巻 p1440～41）

工事の進捗について、武蔵村山市史は次のように記します。

『工事の指揮をとったのは江川坦庵で、第一・第二・第三御台場は、嘉永六年八月に着工され翌嘉永七年(安政元)四月に完成した。さらに第四・第五・第六・第七御台場は、嘉永七年一月に着工され第五・第六御台場が一月に完成した。第四御台場と第七御台場は、財政上の理由から完成に至らなかった。台場建設工事には膨大な費用がかかり、このため江戸や大坂の商人へ御用金が課せられた。関東の代官も支配地の村に御台場建設への献金を教諭し、後に述べるように江川領の村からも献金が行われた。』（通史編上 p 1156）



第3 台場の砲台模型

献金

この築造費はどのように工面したのでしょうか。東京百年史は次のように記します。

『その建設費の概算は、一、四九九万三一二両余という膨大な数字となったので、幕府は江戸・大坂の町人や幕領の村々の富農たちに上納金をだささせた。江戸の富商にたいする用金の上納は六月末から翌安政二年三月にかけておよそ三回にわけて分納されているが、その総額は約二九万三〇〇〇両で、負担した町人数はおよそ一、三〇〇人にのぼっている。武蔵・下総の代官齋藤嘉兵衛は品川宿本陣へ、村々役人や身分相応のあを集めて上納を教諭し、葦山の代官江川太郎左衛門は村々から多額の上納金を納めさせたため褒美をもらった。』（第一巻 p1441）

とされています。実際に地元ではどのように対処したのかを紹介します。所沢組合などについては先に紹介しましたので、武蔵村山市域の村の状況が個別にわかっていますので紹介します。

表Ⅳ—80 中藤村御備場軍用金献金額一覧 嘉永6年10月

佐 兵 衛 組			源 蔵 組			市 郎 右 衛 門 組		
百姓	才次郎	10両	名主	源蔵	25両	百姓	幸八	7両
同	太右衛門	5両	百姓	佐右衛門	5両	年寄	文右衛門	6両
同	藤左衛門	3両	年寄	惣右衛門	3両	百姓代	源八郎	4両
同	金兵衛	2両	百姓	八太郎	3両	組頭	金七	3両
同	平七	1両	同	通亭	2両	百姓	惣右衛門	2両
同	紋右衛門	1両	同	利右衛門	1両	同	幸助	2両
同	惣七	1両	同	吉蔵	1両	同	孫右衛門	2両
			同	浅右衛門	1両			
合 計		23両	合 計		41両	合 計		26両

(乙幡泉家文書677)

蔵敷組合村では6か村で44両でした。それに比べると、中藤組の献金額は相当に多いこと、名主は25両をだしていることがわかります。(武蔵村山市史通史編上 p 1161)

(4) 品川台場への松材伐りだし

松材伐り出し

品川台場は狭山丘陵周辺の村と大きな関係がありました。台場に使う杭木が上州・武州・総州の御林から伐り出され、中藤村の御林がその対象になりました。指田日記は、嘉永6年(1853)9月12日、『御林にて二千本切り抜き、福生村迄出すべき由、仰せ渡さるにより村中車引き人足、御林奉行より十日の内にし出し尽くすべき由に付、隣村三ッ木・芋久保・石川・勝楽寺・蔵敷・奈良橋・砂川、右村々に助人足当たる。』と記します。

8月24日に、品川砲台築造の位置の検分があり、工事開始は8月28日とされていますから、いかに緊急対策が取られたかがわかります。この時の文書は残されていませんが、翌、嘉永7年(1854)6月に切り出したときのものが蔵敷村内野家に残されていて、様子がよくわかります。

『内海御台場御普請用松丸太、中藤村御林より、なおまた、伐り出し相なり候ところ、格別御急の儀につき、人夫引足兼人足など雇い上げることもあらうので、その節は同村役人より通達し次第、さっそく助勢いたし、差し支えないように取り計らえ・・・』

との通知が、御普請役から横田村、三木村、砂川村、芋窪村、蔵敷村、奈良橋村、勝楽寺村、中藤村の村役人に出されました。

そこで、各村では、村人が人足に徴用され、中藤村の御林の松を切り出しました。切り出された丸太は、嘉永6年9月、2,247本、嘉永7年6月、1,420本でした。殿ヶ谷村と下草花村からも伐り出されたようです。

運搬方法

切り出された松材は

- ・福生河岸まで陸上運送
- ・福生河岸で御林山伐出掛役人の検査
- ・筏惣代に依頼して玉川を筏で川下げ
- ・筏流し
- ・江戸の会所で検査
- ・現場に引渡し

の順序でした。嘉永7年(1854)6月12日の場合、河岸出しの木数は、全部で1,236本でしたが、検査の結果、中藤村と殿ヶ谷村から伐り出された丸太は曲木や細木が多くて、御林山伐出掛役人から叱責を受けています。

動員された村人

松材の切り出しは村人達が人足として動員されて行われました。東大和市域の村々からも出動しています。その人夫の数と賃金の資料が蔵敷村内野家に残されていて人足の数には次のようでした。

	横田村	中 藤 村	三 木 村	砂 川 村	芋 窪 村	蔵敷村	高 木 村	奈良橋村	勝楽寺村
嘉永6年	6 0	1 0 6 7	3 4 4	3 1 5	2 0 6	7 2	9 6	8 9	1 4 6
嘉永7年	6 1	2 1 5 5	2 8 2	4 4 2	2 1 6	8 0	8 2	1 0 1	1 5 0
計	1 2 1	3 2 2 2	6 2 6	7 5 7	4 2 2	1 5 2	1 7 8	1 9 0	2 9 6

単位 人 (「理正日誌」による)

なお、武蔵村山市史では嘉永6年中藤村を1,167人、高木村を56人とし、合計、嘉永6年2,495人 嘉永7年3,569人としています。

動員された村人達には賃金が支払われました。嘉永7年3,569人に、一人当たり永23文4分2厘2毛が支払われたことになっています。この金額が現在どのくらいの金額になるのかの換算は、いくつかの条件があって難しそうです。



台場景気

台場の建設は短期間に集中したことから、東海道の一部は往来禁止の立て札が立てられ、働く人5000人、船2000艘がごったがえし、『その人足、土運びの日夜を分かたぬ往復とかけ声、櫓の音も勇ましく、遠くにこだました・・・』（港区史 上 1097）「品川は数千人蟻集せり」というほどの活況だったとされます。

当時の江戸付近は、農産物価格の下落、物価の上昇、失業などで一揆も引き起こしかねない状況でした。また旗本・御家人も刀・兜の売り食いであふれたときです。

具足より利息の高い世の中に、お手当どころかすねあてもなし
閑となりしは 芝居 見せ物興行 もの寄せ場 料理茶屋 芸妓 遊郭 遊芸人

と、江戸の住民にとっては暗い雰囲気ばかりでした。それが、品川では全く違った雰囲気です。働き口を求めて、人足となる人が多かったようです。こんな冷やかしも諷されました。

御台場の土かつぎ、先で飯食って二百と五十
死ぬよか、嬉しぞよ、コイッアまた有難てえ

米の値段が100文で7合という時に、食事付きで250文はよほどの賃金だったのでしょうか。他の岡場所や芝居小屋場が、客入らずで、閑古鳥が鳴き、多くの江戸の人々が不景気を嘆くとき、品川の遊女屋は好景気と伝えられます。

狭山丘陵周辺の村の人々は、喜んで切り出しをしたのでしょうか、それとも、支配の中で、半ば強制的に厳しい思いをしながら携わったのでしょうか、前記の賃金について、地理的条件、仕事の内容、貨幣の単価の比較など詰めてみたいものです。

台場の築造が進むと江戸湾防備の仕方も変わってきました。台場の防備を川越藩が担当することになりました。

第2章 江戸湾防備で細川家が支配代わり

(1) 江戸湾警備

川越藩・忍藩の警備

江戸湾の警備は家康が関東に入った時は、既存の敵対的勢力に備えるため、家康直属の船手頭(船手衆)を相模・上総に配置しました。やがて、江戸幕府の安定と共にその軍事的な役割を失ってゆきました。

寛政に入り、ロシアの南下政策を初めとする外的圧力が加わり、幕府は対外的な江戸湾防備策が必要となり、文政3年(1820)川越藩松平氏が相模に常駐しました。わずか116人の国防助役でした。

天保13年(1842)より、房総を忍藩松平氏が守り、両藩で本格的に江戸湾防備に当たることになりました。品川台場を除いて、台場はこの当時からすでに設置されていて、弘化元年(1844)3月、下田台場に大砲が鋳造されました。翌年(1845)正月には、浦賀港に新たに鶴崎砲台が築かれました。

彦根・会津藩が加わる

弘化3年(1846)閏5月27日、アメリカ使節ビッドルが、通商意思の確認に浦賀に入港しました。老中阿部正弘は、通商は国禁、長崎で交渉を伝え、ビッドルは6月7日、退去しました。このことを契機に、これまでの防備体制は、不備であることが明らかになり、江戸湾警備の強化が図られました。

その結果、翌弘化4年(1847)、浦賀奉行所の与力同心の増員のほか、警備を従来の川越・忍の二藩に、彦根・会津の両藩を加えて上図のような防備体制が組まれました。各藩の受け持ち区域は

三浦半島 走水・観音崎が川越藩
栗濱(久里浜)・野比・松輪・三崎が彦根藩
房総半島 富津より竹ヶ岡にいたるまでが会津藩
大房より洲崎にいたる間が忍藩

とされました。ペリー艦隊が浦賀沖に姿をあらわした時は、この体制であったため、川越・忍両藩の遠見番所の役人が、その姿を発見して、浦賀奉行を通じて幕府に報告し、直ちに物見船を出しています。当然自藩の藩邸急が告げられ、引又村の名主が「川越様より早飛脚度々通り、当七日より十五日迄の間、川越表より相州浦賀へ多人数罷越成され候由」と書いた状況が生まれました。

(2) 細川家の支配

江戸湾警備の拡充

弘化年代までは上記のような体制でしたが、嘉永6年(1853)6月のペリー来航により、状況は一変し、幕府は江戸湾警備の拡充に当面することになりました。先に紹介した、代官江川太郎左衛



門英竜らの建言により、品川沖に内海台場を築造することになりました。嘉永6年（1853）8月28日、早速建造に着手します。

同時に、幕府は嘉永6年（1853）11月1日、海防の号令を出し、14日、海防に携わる諸大名の持場が改められました。

- ・一番台場は川越藩、二番台場は会津藩、三番台場は忍藩が警備する
- ・従前の川越藩の担当地域は熊本藩、忍藩の担当地域は岡山藩が引き継ぐことになりました。

熊本藩細川家が領主に（預所）

この持ち場変更が、東大和市域の村々に大きな影響をもたらしました。新しく持ち場を命ぜられた熊本藩細川家は、その警備費を生み出す所領として、相模・武蔵の42ヵ村の領地を「御用負担」として与えられました。

この領地替えは、当時、不穏な農村対策として、幕府が代官・領主の支配替えを計画していて、入間郡や高麗郡の村を川越藩に支配替えしたこともあり、その一環かと、農民に緊張を強いたようです。安政2年（1855）3月15日、田無村組合の江川太郎左衛門支配13ヵ村は、江川代官支配の存続を願い出ています。

これらのことから東村山市史では「領地替えの示達を受けた諸村の動揺は言うに及ばず、領地替えに抵抗する動きもあった。すでに前年より領地替えの風聞に接した村々は七月、江川代官役所に訴え、その中止を嘆願していたのである」（上 p835）としています。

また、清瀬市史では、『安政5年（1858）2月、突然、田無村組合の中から2636石8斗4升4合の村高が、細川越中守の御料所に領地替えを命ぜられたのである。これは余りにも突然であったので、村々は反対の行動を起こす余裕もなかったのである。』としています（p488）。

様々な動きがあったのですが、安政4年7月には、諸帳簿や村絵図の提出を細川家から求められます。安政5年（1858）2月29日、東大和の村々（清水村を除く）は従前の江川太郎左衛門の支配から細川家の預所に変わることになりました。幕府が大名に領地を預ける方法です。

年貢は幕府に、人足は細川家に

預所というのは、『大名に支配は委ねるが年貢は幕府がとり、領地を預かった大名は預所村々の農民を使役して役負担をまかなうことを認めるものであった。海岸防備の大名は人夫を預所村々から調達して、御備場の負担を遂行したのである。』（東村山市史通史編上 p 841）という仕組みでした。

預所になった村々は、従来の年貢に加えて、「御備場」への人足分が増えたはずですが。残念ながらこの部分の詳細は東大和市域の村々ではわかっていません。

ことによったら砲台の人足に？「相州御備場（東京湾警備）」の夫役人足調査

安政5年（1858）6月27日、細川家から「相州御備場（東京湾警備）の夫役人足」を勤める者の調査がきました。該当者は二男・三男・または厄介な者でも御用に立つ男子15歳以上60歳以下の者すべて、村ごとに書き上げ7月3日までに提出せよというものでした。



調査の結果や実際に夫役人足として出動したかどうかはわかっていません。もし、この状況が続けば、東大和の村人達は走水・観音崎の備場についてことになります。なお、8日前の6月19日、午後、日米修好通商条約が締結されています。

再度江川太郎左衛門支配へ

安政6年(1859)3月、突如として細川家預所は変更され、従前の江川太郎左衛門の支配に戻りました。細川家の方では、多摩郡の村々の生産力が低く、「相州御備場」まで遠いとのことを理由に、幕府に対して支配替えを求めています。

村々では、1年前には江川代官支配が続くように運動したばかりなのに、今度は細川家預所支配が継続されるように要請活動を行っています。この辺り本音がどこにあったのか興味を惹くところです。また、歴史に、“もし”は御法度ですが、幕末を通して、多摩に細川家の預所が存続していたならば、薩長の動きと重なって、狭山丘陵周辺の村々はどのような渦に巻き込まれていたのでしょうか？

第3章 皇女和宮の浦和宿助郷

(1) 公武合体・和宮降嫁

日米修好通商条約の締結

嘉永6年(1853)6月、翌7年1月のペリー来航を契機に、嘉永7年(1854)3月4日、日米和親条約が締結されました。その後、鎖国か開国かで議論が沸騰する中、安政3年(1856)アメリカの駐日総領事タウンゼント・ハリスが下田に駐在し、幕府との間で通商条約締結の交渉が行われました。条約締結を巡り幕府内では朝廷に勅許を求めるべきであるとする意見が出され、鎖国政策の維持、開国かについて朝廷の判断を仰ぐ事となりました。

ハリスは強硬な姿勢をとり続け、時の大老・井伊直弼のもと、下田奉行井上清直・目付岩瀬忠震とハリスとの間で安政5年(1858)6月19日、朝廷の勅許を得ないまま、不平等と評される日米修好通商条約を締結しました。

将軍継嗣問題

13代将軍家定には子がなく、14代将軍を巡って対立が起きました。一橋慶喜を推す者と紀伊藩の徳川慶福^{よしとみ}を推す者との間に対立が深まり、大老・井伊直弼が慶福を将軍後継に決定したところから反発が起きました。

安政の大獄と桜田門外の変

無勅許による条約締結、将軍継嗣問題などから井伊直弼批判が高まりましたが反対勢力に強硬手段でのぞみ弾圧をしました。

これらが積み重なり、安政7年(1860)3月3日、井伊直弼は桜田門外で暗殺されました。

公武合体

井伊直弼の跡を継いだ老中・久世広周、安藤信正は政治危機を乗り越えるため、朝廷と縛を＝公武合体を推進しました。その証として孝明天皇の妹・和宮と14代将軍家茂^{いさもち}の結婚が決まりました。ここには岩倉具視が深く関わっていたとされます。

和宮降嫁

和宮にはすでに有栖川宮熾仁親王^{ありすがわのみやたるひとしんのう}が婚約者として決まっていたものを無理矢理破棄しての決定でした。

助郷の仕事は、1 日の助郷の命令が出た場合、その日は、村から食料自弁で馬を引いて定められた大宮宿や蔵宿に行き、翌日 1 日、継立て＝「運送」に従事し、その翌日、馬を引いて帰村するというものです。その経費は全額村持ちでした。

文久元年（1861）9 月から 10 月にかけて、狭山丘陵周辺の村々に臨時の助郷役が命じられました。和宮一行の通行に伴う中山道大宮宿と浦和宿への出動です。中山道浦和宿年寄隼之助・同間屋星野権兵衛から以下のような廻状が出されました。

『和宮下向による浦和宿の負担は、定助郷・加助郷・大助郷などを総動員をしても人馬不足である。したがって、次の諸村を「差村」と指定し、浦和宿増助郷を道中奉行所へ出願したので、前もって当該諸村と交渉しておくことにした。奉行所の許可があれば直に通達するので納得していただきたい。』

大宮宿からも同様の文書が届けられました。出動する村の名前は次のように指定されていました。

浦和宿

東村山市

久米川村 廻り田新田

小平市

小川村・小川新田・大沼田新田・鈴木新田。

武蔵村山市

中藤村・横田村

東大和市

蔵敷村・芋久保村・芋久保新田・高木村

東久留米市

柳久保新田・柳窪村・下里村

大宮宿

東大和市

後ヶ谷村・宅部村・高木村・奈良橋村・清水村

武蔵村山市

岸村(以下文書破損につき不明)。

瑞穂町

殿ヶ谷村・箱根ヶ崎村・富士山村・石畑村

所沢市

堀之内村

入間市

矢寺村

和宮が 11 月 13 日 桶川宿で
宿泊した部屋

第62表 和宮降嫁に伴う廻り田村
外 6 カ村助郷役負担量(1)

	11月9日	11月10日
	人	人
後ヶ谷村	5	32
高木村	5	27
廻り田村	20	121
奈良橋村	7	41
清水村	11	67
榎戸新田	7	41
宅部村		30
計		

東村山市史 p 592



村人達にとっては相当の負担でしたが、11 月 9 日に始まって 16 日まで。9 回出動がありました。東村山市史では、11 月 9 日と 10 日には大宮宿へ行って、和宮一行の荷物、人馬の輸送を担当しました。また、命令により松明を 100 石ごとに 3 本ずつ持参しています。

公武合体の政治的テーマ、和宮の気持ちは、一度に負担が増加し、迷惑至極であったに違いない村人達にどのようにうつったのでしょうか。

翌、文久 2 年（1862）年 1 月 15 日、老中・安藤信正が浪士に襲われます。いわゆる坂下門外の変で、公武合体派を水戸浪士が襲撃した事件でした。

同年 2 月 11 日、和宮と将軍家茂が結婚しました。家茂、和宮共に 16 歳でした。

公武合体運動は迷走、尊皇攘夷運動が力を増し、薩長の発言力が高まります。幕府は軍事力の再編、強化を目指します。

第4章 蔵敷で農兵隊が訓練

(1) 開港と村

開港

安政5年(1858)6月19日、日米修好通商条約を締結したことにより、同年7月には、オランダ、ロシア、イギリス、9月には、フランスと同様な条約を締結しました。これら日米修好通商条約や安政の五か国条約の締結により、安政6年(1859)から箱館・横浜・長崎の3港で貿易が開始されます。

貿易と物価上昇

港に居留する外国商人と日本の商人との間で取引が行われるようになり、横浜がその最大の拠点でした。日本からは主に生糸が輸出されました。しかし、輸出超過が続き、急激な輸出超過によって、主要輸出品の生糸をはじめとする国内物資が不足して、物価の高騰を来しました。

金と銀の交換比率が、日本は1:5であったのに対して列強は1:15であったことから、金が日本から大量に流出して、経済混乱の要因を更に強めました。攘夷運動が激化し治安が悪化する中で、幕府は貿易統制のため万延元年(1860)、五品江戸廻送令を出し、生糸・水油・呉服・雑穀・蠟の5品は江戸経由での輸出を命じました。

第4-97表 幕末江戸諸品相場の変動

	安政4年	安政6年	文久元年	文久3年	慶応元年	慶応3年
米 (1両=付)	64.07 升	56.33 升	40.33 升	44.33 升	26.62 升	15.06 升
綿 (1両=付)	2,260 匁	1,980 匁	1,120 匁	1,440 匁	660 匁	460 匁
干鰯 (1両=付)	14.0 杯	9.0 杯	9.0 杯	8.0 杯	5.0 杯	3.0 杯
粕 (1両=付)	31,000 目	20,000 目	20,000 目	16,500 目	10,000 目	5,000 目
材木 (1両=付)	80 枚	95 枚	70 枚	62 枚	35 枚	38 枚
水油 (10樽)	31.10 両分朱	27.00 両分朱	42.10 両分朱	47.00 両分朱	45.10 両分朱	108.00 両分朱
煎茶 (1貫)	57 匁	52 匁	54 匁	55 匁	59 匁	67 匁
和砂糖 (1貫)	8.7 匁	7.3 匁	10.6 匁	10.0 匁	13.3 匁	13.3 匁

注 山口和雄『幕末貿易史』より作成

物価の上昇は著しく所沢市史は上の表のように伝えます。(所沢市史上 p808)

外国人居留地御触

安政6年(1859)6月、横浜での交易開始、外国人の居留が始まると、村へは江川太郎左衛門役所から次のような御触が出て、村は請書を提出しました。

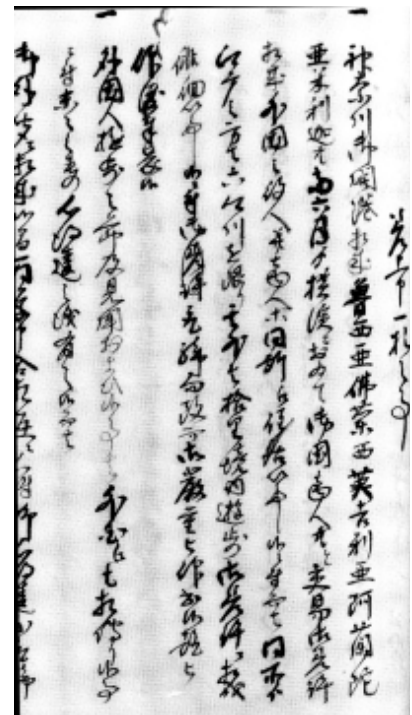
- 1 横浜から江戸への方角は六郷川を限り、その外は10里を境とし、その内側の地を遊歩区域とする。今後外国人が自由に往来するようになるため、取り締まりを厳重にする。
- 2 外国人が遊歩するときに見聞したことは外国へも伝わるため、住民のうち心得違いの者がいては外聞に響くので、全員がよく相談し、お互いが気をつけあって、少しでも心得違いや不取締まりのことがないようにする。
- 3 外国人との商売は、店先入口の座敷で取引し、道路から見通せない座敷には決して入れてはならない。
- 4 外国人から品物を贈られても決して請取ってはならない。強引に贈られた場合は奉行所へ届けること。

- 5 キリシタン宗門は以前から禁止されているので、むやみに外国人に近づいてはならない。
- 6 アヘンを持ち歩くことは禁止。
- 7 当分の間、ドル銀1枚を1分銀3枚の割合で通用させる。などなど。

物価上昇の影響を受けて生産も生活も圧迫される中で、外国との関係が村人の目の前に突きつけられてきました。

右は東大和市史資料編7 p 60

外国人居留地取り締まり方など御触れにつき請書



進む階層分化

第一編でも触れましたが、この時期になって、村は様相が変わってきます。所沢市史を引用します。

『貿易開始以後、江戸市場における諸品の上昇は第4—97表の通りである。米や干鰯、麦粉などの値上りが特に激しい。』

米価について所沢に近い在方市場の一つである飯能市場の場合をみると、文化・文政(一八〇四～一八三〇)期は一両で一石購入できたものが、嘉永六年(一八五三)は七斗、安政四年(一八五七)は五斗、文久元年(一八六一)四斗三升と徐々に騰貴し、慶応期にはついに一斗台まで上昇している。このことは安政～慶応期(一八五四～一八六八)の『武江年表』にも例年のように物価騰貴の記事が載せられていることによっても裏づけられる。

幕末期の史料には、「開港以来諸色高同直」とか「癸丑(嘉永六年)以来諸色高直」という文言が多い。江戸に近い所沢市域の村々も資本主義経済の荒波をうけ、農民の階層構成は一方に土地を集積する者があらわれ、他方に土地を喪失し窮乏する者が出現してきた。とくに安政の開港以降、養蚕業や生糸稼、質屋などの農村金融稼などが成長した結果、中層が減少し、両極に階層が分解していく傾向があきらかである。』

治安の悪化

文久3年(1863)2月13日、将軍家茂は3,000人の兵を率いて上洛します。激化する尊皇攘夷の動きへの対処でした。しかし、朝廷からは、5月10日に攘夷の決行をすべしと約束させられます。

将軍出立の前の2月3日、狭山丘陵周辺の天領や旗本領の村々に、関東取締出役より「御上洛につき御取締向の触」が出されました。無宿・悪党の取り締まりが中心でした。

さらに、3月から4月にかけて次のような触が出されました。

- ①江戸10里内の支配所内の村役人、身元宜敷者の居宅の調査。
代官江川太郎左衛門から、田無村の下田半兵衛、砂川村の砂川源五右衛門、福生村の田村重兵衛、柴崎村の柴崎平九郎、日野宿の佐藤彦五郎宛でした。当時の“豪農”の状況調査です。
- ②京都近海に蜚船渡乗につき、「帝都御守衛」のため「市民食料・薪炭等欠乏無之」きようにし、「皇都非常之御備第一に心掛」る命令。
- ③文政改革の周知徹底。悪党の取り締まり、杭の建直し等の命令。
- ④私領渡し差障りの有無につき村況の書上げの命令。

文久の村は治安が悪化していました。将軍不在中の治安の維持を豪農や組合村の力によって果たそうとしていた様子が見受けられます。

生麦事件の江戸騒動・イギリス軍艦来航・多摩は疎開地に

文久3年(1863)3月の指田日記は

- ・3月7日、異国人と合戦始まる由を申し、江戸混雑、もつての外なり。二分一朱位に売れたる緋

縞、一分六、七百位になる。

- ・3月16日、江戸追々混乱、御大名方の奥向きを知行所に送り、御旗本の老少女子を夫々に知行の寺院などへ遣わす手配あり、町方も田舎の縁を求め、荷物を運び老人を送り遣わす
 - ・3月20日、在々所々へ、江戸より雑具を運び老弱を送る事、日々引き続き絶えず
 - ・3月25日、雨。戸端人別、村々見張りを置く、人数に応じ竹鎗を持え置き、若し狼籍者手にあまる事ある時は、突き止め切り殺し候とも、苦しからざる由を申し渡さる
- と異常な状況を記録しています。これは、文久3年(1863)3月に、前年の生麦事件の賠償を求めてイギリスの軍艦四隻が神奈川沖に来航して強硬な要求を突きつけられて、幕府内も江戸も大騒ぎになったときの事です。武蔵村山市史は次のように記しています。

『3月5日、交渉の模様によっては戦争になる可能性もあり江戸は厳戒態勢に入った。さらに3月7日には、関東代官に、万一戦争となった場合に備え、一日分白米五〇〇石の兵糧米の確保が申し渡された。武家方や町方を問わず伝をたよって在方へ女性や子供・老人、家財などを疎開させる者が多くなり、江戸の内外はあわただしくなった。江戸の周辺では、疎開者の足元をみて伝馬賃が高騰するなどの事態も起こった。多摩地域は、混乱する江戸からの疎開地となった。』

この様子がリアルに日記に映し出されています。一方、文久3年(1863)3月7日は、京都御所で孝明天皇が上洛した家茂を引見した日でした。その席次が関白が最上位で、家茂が末席であったことから、参列者は時代の推移を明確に読み取った日でもありました。また、3月16日には、拝島村組合大惣代の福生村名主十兵衛と砂川村名主源五右衛門から、治安維持のため約100挺の高島流小銃の拝借願いが出されています。

3月18日には関東取締出役から、村々の取締り強化の申し渡しがなされています。また、避難先として、広い部屋を持つ家が調査されて、芋久保村では名主が22畳の部屋のあることを申し出しています。

ついに、4月23日、幕府は諸藩に5月10日をもって攘夷の期日とすることを諸藩に通達します。その後の歴史は急速に動きます。

- ・5月10日 長州藩が攘夷を決行、下関(関門海峡)でアメリカ汽船を砲撃。
 - ・5月23日、長州藩がフランス商船を砲撃
 - ・5月26日、長州藩がオランダ軍艦を砲撃。
 - ・5月、幕府、生麦事件などの賠償金11万ポンド(44万ドル)を英国に支払う。
 - ・6月1日、5日、アメリカ・仏蘭西が長州藩砲台を報復攻撃。長州藩は屈辱的敗北。
- 幕府、英・仏両国守備兵の横浜駐屯を許可。
- ・6月、高杉晋作、奇兵隊を結成する。
 - ・7月2日 薩英戦争

(2) 江川農兵・蔵敷調練場

幕府の兵制改革

文久2年(1862)12月、幕府は兵賦令を出して、幕府陸軍奉行支配下に置くことにしました。万石以下100俵までの旗本・御家人に対し、村を知行所とする者は領内より17～45歳までの強健な者を500石につき1人、1000石3人、3000石10人を選び出して＝徴発して、洋式の銃隊訓練を行うものです。これによって、歩兵・騎兵・砲兵の兵制が編成され、幕府正規軍に組み込まれました。兵農分離の原則が崩れたとも云えます。

東大和市域の村人達がこの役に就いたかどうかは不明です。所沢市史では、町谷村他九ヵ村で構成する組合で1名の兵賦人があったことを伝えます。これらの費用は村高で負担しました。当然、個々の農民に割りふられました。

文久 3 年、歩兵の屯所を大手前、西の丸下、三番町、小川町の 4 箇所に設けました。後に、三番町九段下の跡地が、今の靖国神社になります。

江川太郎左衛門の建議が活かされる

少し時代がさかのぼりますが、武蔵、相模、駿河、伊豆、甲斐を支配していた江川太郎左衛門英龍は、支配領の実態から海防についての無防備を痛感していました。外国船が日本近海に出没するにつれ、この危機感が高まり、天保 10 年（1839）、農兵を組織して下田港の防備をすることを幕府に建議しました。農民と武士の身分、組織後の反抗の問題など賛否両論あり、幕府は許可しませんでした。英龍の跡を継いだ英敏が文久元年（1861）10 月、改めて建議しました。関八州、駿河、遠江、三河に海防より村内の治安維持に力点を置いた建議をしました。

時代は動き、先に紹介した状況から、文久 3 年（1863）3 月 16 日、拝島村組合大惣代の福生村名主十兵衛と砂川村名主源五右衛門から、約 100 挺の高島流小銃の拝借願いが出されました。江戸からの疎開者や家財をねらった集団強盗が横行している。これらの強盗は刀や鉄砲で武装しており、これに対抗して村を自衛するためには竹槍や木太刀では不十分で鉄砲が必要であるとの内容でした。（武蔵村山市史上 p1189）

江川農兵の設置

このような背景から、文久 3 年（1863）10 月 6 日、幕府海防係から江川支配の幕府領に限っての農兵取り立ての決定通知が出されました。内容は、江川代官支配地に限ること、農兵には名字帯刀を許可しないこと。農民の中で、壮年強健の者を農兵に指定すること。農業を営む間に軍事訓練を行い、有事には兵卒として動員すること。でした。

同年 11 月、江川太郎左衛門英武（英龍の子供の英武）^{ひでたつ} から、支配の村々に「口達書」「隊伍仕法」などが通達されて、ここに江川農兵の設置が決まりました。蔵敷村の内野家に農兵取り立ての趣意書が残されています。

『外寇（外国から攻めてくること）はいうまでもなく、宿村々の^{うれい}憂患を未然に防ぐ配慮から、村高又は人員に応じ過当にならない範囲で、壮年強健の者をもって農兵を取り立て、期限を定め交代するようにしたい。これは畢竟、上は国家の御為、下は宿村の無難、産業・子孫繁栄の基本と理解し、気力を奮い立て、勉励したいものである。

前条の趣意を納得し、組合限り精選人数をとりきめ、宮社・寺院の境内その他近所で都合のよい場所を見立て、角打（鉄砲の打ち競べ）銃隊調練等を農隙を見計り稽古をするように。もっとも教授役の者の差図を請けること、農兵は口論潜上等決して致さず、睦まじく、謙遜専一に心得ること、質素節儉の風に復し不孝不義争訟等なく取締りよくすること。・・・』

と記されています。

最初は上新井村組合に属した

東大和市域の村々は、所沢村組合に所属する 48 ヲ村の内、旗本支配地を除いた、江川代官支配所で組合村を構成することになり、上新井村他 21 ヲ村で「上新井村組合」を構成しました。これは改革組合村とは別個に扱われる農兵専用の組合でした。また、農兵の御用筋については田無村の下田半兵衛から受けるようにと指示されています。

文久 3 年 11 月 19 日に、村高、家族、男女別人数を調査し、書き上げています。東村山市史に次ページの表・第 68 表の通り 41 名が選ばれました。多摩郡関係 25 人、所沢市関係 7 村で 16 名でした。

第68表 文久3年11月、上新井村組合農兵表

			年令	高	家族	備 考
			才	石斗升合	人	
後カ谷村	名主	勘左衛門	28	26.8.0.0.	11	隊頭取
北野村	百姓	忠五郎	21	2.8.8.1.	5	頭取並
上新井村	名主	良 助	24	15.1.0.0.	9	組 頭
三カ島村	組頭 善左衛門 倅	重五郎	24	5.3.5.0.	10	組頭並
〃	百姓	伝兵衛	41	8.6.1.0.	5	差引役
日比田村	百姓倅	福太郎	25	2.5.1.0.	9	元治1.9取立
野口村	百姓	平次郎	38	5.5.0.0.	7	
久米川村	百姓倅	奎左衛門	23	8.2.1.0.	8	
高木村	組頭倅	伝 藏	36	5.4.1.5.	10	
菩提木村	百姓倅	吉左衛門	39	7.6.2.4.	11	
上新井村	名主	平右衛門	17	12.7.2.4.	10	
蔵敷村	百姓倅	佐吉郎	37	8.7.8.0.	8	
野口村	百姓	亀 藏	38	4.5.3.0.	6	
久米川村	百姓倅	太右衛門	19	36.7.6.0.	9	
廻り田村	名主	九郎左衛門	31	5.3.1.0.	3	
南秋津村	百姓倅	清次郎	30	22.0.0.0.	12	
上新井村	組頭	林 平	23	4.0.7.4.	6	
野口村	組頭	徳次郎	30	7.5.3.0.	7	
野塩村	名主孫	千次郎	21	11.5.0.0.	8	
久米川村	百姓倅	泰 藏	21	16.1.2.0.	9	
奈良橋村	名主倅	国三郎	31	9.4.8.3.	7	
宅部村	組頭倅	初五郎	32	10.3.2.3.	8	
上新井村	組頭倅	平之丞	19	3.3.7.1.	8	
久米川村	百姓倅	房 藏	22	17.0.0.0.	11	
三カ島村	百姓倅	勝右衛門	32	15.3.5.0.	7	
北野新田	百姓倅	源 吉	17	14.8.4.0.	8	
〃	百姓倅	団 藏	19	9.4.5.0.	6	
廻り田村	組頭倅	作右衛門	24	7.6.5.0.	7	
南秋津村	百姓倅	春 吉	25	11.1.3.0.	9	
三カ島村	百姓倅	多 吉	31	6.7.2.0.	7	
〃	百姓	七郎右衛門	37	6.6.3.0.	5	
久米川村	百姓倅	太兵衛	38	18.1.1.0.	5	
久米川村	百姓	勘左衛門	22	17.9.6.0.	5	
野口村	百姓	五郎右衛門	40	3.4.0.0.	2	
〃	百姓倅	文 吉	32	11.3.0.0.	7	
宅部村	組頭倅	綱五郎	25	7.9.9.9.	4	
奈良橋村	百姓倅	孫 八	26	12.4.8.8.	7	
北野村	百姓	慶 藏	34	10.2.0.0.	6	
後カ谷村	百姓	太郎右衛門	28	7.1.7.5.	8	
蔵敷村	百姓倅	泰 藏	20	18.2.2.0.	8	
山口堀之内村	名主倅	武五郎	25	7.3.0.0.	6	

東村山市史 p597

農兵となった者を見ると、よくその性格がわかります。拝島宿組合では、農兵に任命された者の持ち高は、だいたい1石から 20 石台に集中しています。農兵のほとんどが名主、年寄り、組頭とその倅達でした。農兵 54 人中、名主・組頭 17 名、その倅 19 名でした。

東大和市域の村々の農兵

東大和市域の村々の農兵（文久3年）は第 68 表から抽出すると

後ヶ谷村 名主 28 歳 百姓 28 歳
宅部村 組頭倅 25 歳
高木村 組頭倅 36 歳

奈良橋村 名主倅 31歳

蔵敷村 百姓倅 37歳 百姓倅20歳

でした。後ヶ谷村の名主勘左衛門が隊頭取となりました。蔵敷村では、名主内野左衛門が世話役で、蔵敷組合の責任者でした。

給与

農兵には給与が支給されました。日野宿組合では農兵1人1ヵ年金3両を支給することにし、その他農兵隊に関する費用は組合村総高割とすることが決められています。

経費は献金で賄われた

農兵に必要な経費は村の富裕な者に御用金（献金）が命じられました。それによって装備が整えられ、訓練が行われました。芋久保村では25両が献金されて、村役人5人と百姓6人が負担しています。東大和の周辺の村々の献金状況は表4-103の通りです。

第4-102表 村高家数人別一覧
文久3年（1863）11月（上新井組合）

村名	村高	家数	男人数
野塩	149,716	44	124
日比田	33,0	37	122
○山口堀之内	98,558	14	36
桑川	686,865	176	452
宅部	165,0	40	104
○氷川	45,249	8	32
○菩提木	93,333	17	44
奈良橋	232,9293	57	172
南秋津	388,23	108	310
高木	123,489	29	87
後ヶ谷	203,924	48	245
○北野新田	152,087	25	79
野口	768,165	124	385
○三ヶ嶋	666,31	104	301
○三ヶ嶋堀之内	76,036	12	34
廻り田	370,042	62	160
○打越	89,38	18	50
蔵敷	215,746	55	145
○北野	160,0	55	141
○上新井	463,271	114	333
○中北野新田	36,16	4	9
21 か村	5,217,490	1,151	3,395

注「文久3年里正日誌」（東京都東和市内野家文書）による。
○印の入間郡10か村はのち支配替のためぬけ、蔵敷組合と改名。

第4-103表 農兵取立につき献金一覧
文久3年（1863）11月（上新井村組合）

村名	金額	人数	村役人の数
北野新田	25両	4	2
後ヶ谷	14	3	3
中北野新田	1	1	1
氷川	3	3	2
菩提木	6	4	1
南秋津	115	2	1
野口	40	14	6
北野	30	18	11
三ヶ嶋	38	14	6
堀之内	1	1	1
堀之内新田	1	1	1
日比田	20	3	2
宅部	8	5	5
奈良橋	25	8	2
廻り田	17	3	2
高木	20	6	2
打越	7	5	3
上新井	50	22	7
野塩	15	1	1
蔵敷	20	3	2
山口堀之内	5	4	3
桑川	60	8	4
22 か村	521両	133人	68人

注「文久3年里正日誌」（東京都東和市内野家文書）による。村数、金額は原史料と計算が合わない。

所沢市史上 p831

文久3年（1863）11月、農兵設置当初の状況は上の表の通りです（所沢市史通史編上 p831）。所沢組合の内、江川太郎左衛門の支配区域だけに制度が認められたため、上新井組合を形成しました。やがて4-102表のように○印の入間郡の村を除き蔵敷組合ができました。農兵の組織は、「隊伍仕法」に示されました。

農兵の組織

東大和市域の村々で適用された「隊伍仕法」は次の通りでした。

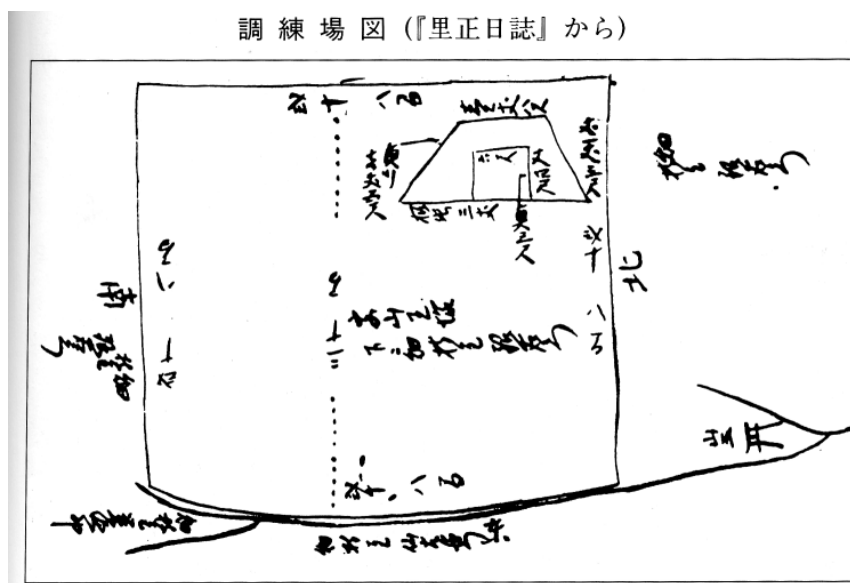
- ①農兵二十五人をもって一小隊。そのうち五人は、懸り役人。
- ②鉄砲は高嶋流小筒（八匁・六匁）と附属の胴乱管入共に貸渡す。

- ③胴服立付等は銘々が用意し、異形はさける。
- ④小隊ごとに小旗を使用。
- ⑤五卒組は一組五人、内壺人は小頭役。
- ⑥差引役壺組に一人。目付役の役割で兵卒の行跡、善悪ともに組頭役へ報告。
- ⑦什兵組頭壺組に二人。什兵の善悪を判断し、命令する。
- ⑧小隊頭取壺組二人。内一人は頭取並とする。兵卒の邪正を判断し、上部へ報告する。一隊の取締りの責任者である。

訓練場

農兵は銃砲の取り扱い、実弾射撃訓練をしました。最初は田無村で行いましたが、蔵敷村に射撃場が作られて、移されました。山王塚の下の畑地3反を使用し、使用料2両は組合村で負担しました。北西の一角に栗の木でつくった弾除けを埋め込んだ土手が築かれました。

調 練 場 図 (『里正日誌』から)



(東大和市史資料編9 p 72)

訓練場には厳しい定めがありました。

定

- ・砲術の基礎訓練が始まったならば、訓練場所の外へみだりに出てはならない。緊急の用で誰かと面会するときは、そこに出張している村役人を通じて農兵世話役に届けでて許可をとってからすること。
 - ・基礎訓練中に貸与された銃については、すべて農兵世話役の指示により取扱うこと。
 - ・訓練中の飲酒は禁止。また弁当は祖飯を用いよ。米の飯は決して使わないこと。元来の身分をわきまえて、すべて質素節儉につとめること。
 - ・総じてお互いに行儀正しくし、礼法をこころがけ、喧嘩や口論はもちろん、無益な雑談は禁止する。粗暴なふるまい、おごりたかぶったふるまいをやめ、謙遜な態度をとるのが一番である。
- などが定められています。



訓練は行われましたが実際の出勤は、後に紹介する「武州一揆」のみでした。

農兵の江戸警備、大阪出動問題

蔵敷組合の農兵は、慶応元年(1865)5月、長州戦争のため警備薄になった江戸の警備に動員されようとされましたが、村々の反対で中止されました。

慶応2年(1866)6月14日、江川太郎左衛門支配下の村々の名主が、日野宿へ呼び出されまし

た。第二次幕長戦争に農兵を投入するため、大阪に送る命令を伝えるための呼び出しでした。名主は、農兵設立の趣旨に違う旨を申し立て、反対の意向を示しました。翌 15 日、再度、日野に集まったとき、取り止めの沙汰がありました。その夜、武州一揆が発生しました。

幕府政治の行き詰まりは、誰の目にも見えてきていました。江川家の命令に従わない名主達はすでに大きな変革のあることを予知していたのでしょうか。しかし、武州一揆が発生しなかったら、或いは事情が変わったかも知れません。

第 5 章 米が高く、浮浪人・博徒が徘徊、武州世直し一揆

(1) 米価高騰

米価高騰

安政の開港以後、狭山丘陵周辺の村々には経済的変動が押し寄せました。物価が高騰し、特に米価の高騰は著しく、生活の破壊につながりました。米価は

八王子

安政 4～6 年 (1857～1859)	を 100 として
万延元年 (1860)	160
文久元年 (1861)	109
元治元年 (1864)	150
慶応元年以降	250
特に慶応 2 年 (1866)	532

と高騰しています。(日野市史通史編 2 下 p 340)

飯能市場

文化・文政期 (1804～1827)	1 両 米 1 石
安政 4 年 (1857)	5 斗
文久元年 (1861)	4 斗 3 升

と高騰しました。(図説東村山市史 p 131)

物価高騰と農民の生活

指田日記は元治元年(1864)の暮れも押し迫った 12 月 29 日、次のように時勢を記します。

『異国人の交易始まりてより物の直^{あた}い次第^{こうじき}に高直に成り行き、古金一両は三両になり、諸色の直段以前の三倍となり、・・・』

蔵敷村では、慶応 2 年 (1866) 8 月に、村役人一同相談の上、次のように決めました。

- 1 婿養子を迎えたときは、これまでは全村一軒毎の農民を招いて酒、さかなで披露宴を開いたが、今後は、そのようなことを取止め、村役人だけを招くこととし、一般村民へは、組頭が、それぞれの組合限りにしらせること。
- 2 婚礼祝儀、そのほかの祝い事の際は、その式が済んだあとで、一度だけ酒、うどんを出し、その前後には決して酒、食物を出さないこと。但し空腹で、がまんできない場合は割入飯を出してもよい。人数はできるだけ少なくすること。
- 3 葬祭、仏事等のときは参会者に半割入飯を出す。この際は村役人のさしずを受けること。
- 4 全村、すべての家で拍子木を作っておき、変事があった時は、これをたたいて近所へ知らせ、これを聞いた家では、すぐに自分の家の拍子木もたたいて、次から次へ合図すること。
- 5 前川、砂ノ川の両岸は、自分自分の持場をきちんと草をかり取っておくこと。

(大和町史 p 252)

(2) 博徒・浮浪人の徘徊

関東騒乱

開港以来、関東の社会情勢は切迫してきました。農村では小作や貧農層、宿場では馬引など日雇層が日々の生活にも事欠く状況が出てきました。

①「本庄宿内騒ぎ立て騒動」

万延2年(1861)2月、中山道本庄宿で起こった「宿内騒ぎ立て騒動」はよくこの間の出来事を物語っています。生活に窮した農民や店子が米穀を求めて本庄宿に集まりました。大騒動になるかと危惧されるほどの人数で、問屋、名主などが、2ヶ月間、白米7合ずつ低価格で売るなどの施米、施金をするとの約束で、巡回中の関東取締出役がおさめました。集まった困窮者は1919人と数えられています。

②水戸天狗党の筑波山挙兵

元治元年(1864)3月、水戸藩尊皇攘夷の過激派が筑波山に立て籠もりました当初は63名でしたが本陣を下野大平山(栃木市)に移したときには1000人を超えたとされます。天狗党と称して軍資金を得るため宇都宮や栃木周辺の豪農豪商を狙い、「御用金」名目の奪略行為なされました。

東大和市域の村々には、同年8月25日、関東取締出役から次のような回状がきました。

『筑波山に集まった賊徒どもは悉く御誅伐した。村々においてもその旨心得、賊徒どもが金銭押借等に来た場合は勿論、潜伏または徘徊したならば、竹槍その他得物をもって、撃ち殺すように申しつける・・・』

同年、京都では、新撰組が尊王攘夷派を襲った「池田屋事件」(6月5日)。これに憤慨した長州藩の尊王攘夷派の上洛による「禁門の変」(蛤御門の変・7月19日)が起きています。

③江戸打ち壊し

・慶応2年(1866)5月28日、江戸市中は南品川から赤坂、神田、本所と大規模な打ちこわしが発生しました。長州との戦いで将軍が不在であった江戸を、一時、無政府状況にしたと評されます。打ちこわしの対象になったのは、米屋や質屋、酒屋、料理屋などで、打ちこわしへの参加者は、裏店に住む「困窮人」でした。(福生市史上957)

この流れは府中宿にも伝わり、5月下旬「不穏」となり、6月10日には、桶川宿にも同様な動きが起きましたが、爆発初寸前におさめられたようです。

④川越町不穏

慶応2年(1866)6月7日、氷川神社境内に町内近郷の大工職人が集まり、要求行動を起こしました。米価の高騰と米商人の売り渋りにより生活が危機的なので、米穀商人は60文につき米5合売りを実施することが要求に掲げられました。

川越藩と川越町頭取は徒党側に60文につき3合売りの妥協案を出しましたが、徒党側は納得しませんでした。川越藩では打ちこわしなどの蜂起に進むことを怖れて、6月13日、藩の管理する安米1000俵を払い下げて安売りをすることにして解決しました。

⑤東大和周辺の空気

慶応2年(1866)は全国的に一揆、打ちこわしが多数発生しました。百姓一揆71件、都市打ちこわし25件と日野市史は記します(通史編2下p339)。狭山丘陵周辺の村でも、指田日記には

- ・慶応2年(1866)1月8日、箱根ヶ崎茂左衛門土蔵を破り、衣類70品余盗み去
- ・慶応2年(1866)3月21日、今朝悪徒5人当村に来ると云、・・・組々15以上60以下の者竹槍を持、中藤里正宅に集りけるに、只今芋久保に悪党来りと申、組々に用意したる半鐘を打ち、

農兵剣付の鉄砲を負い、村名を印したる高張りをもち、竹槍 200 人余、今夜より夜番を始める。
・慶応 2 年（1866）4 月 26 日、箱根ヶ崎より芋久保村まで槍をもって砂川村に詰べき回文来る、
よって右村々砂川村まで押し詰めぬれども怪敷者見えぬ。
などと記されていて、東大和周辺でも不穏な空気が漂っていたことがわかります。

気に懸かる過剰反応

気に懸かるのは、過剰反応ともとれる空気があることです。指田日記は前年の
・慶応元年（1865）年 3 月 29 日、羽村に狂言。箱根ヶ崎の半次郎二男、村方の酒店にて物言して
脇差を持ち出しけるゆえ、兄来たりて脇差を奪い取らんとて疵を被る、夫より抜身の刀を振り、
南を通り岸村の前川に至りて、兄を切りし血を洗い居りける所、羽村の芝居帰りの者に会う、血刀
を洗うに付、浪人者来たりて人を殺しここに至るならんと思ひ、皆々逃げ行き、浪人來たりたると
申し、鐘をつきけるにより村々起こり立ちて、竹鎗・袖からみ・六尺棒、それぞれの道具を持ちて、
からめ捕らんとす、これに依り、彼男あとへ戻りて、箱根ヶ崎の方に行くを大勢追いかけるにより、
箱根ヶ崎村地所に入りて、立ちながら腹を切り臓腑を皆引き出して死す

と書いています。このようなとき、この時代を象徴するような延べ 10 数万人といわれる農民一揆が秩父を基点として起きました。

（3）武州世直し一揆

上名栗村での蜂起

江戸市中、内藤新宿、府中新宿など各地で不穏な空気が伝えられ、川越町で、慶応 2 年（1866）6 月 13 日、一揆寸前に、藩の管理する安米 1000 俵を払い下げて安売りをすることにして解決した夜、まさに時を合わせるかのように、後に「武州世直し一揆」と呼ばれる大蜂起が起きました。

慶応 2 年（1866）6 月 10 日、上名栗村の大工と桶職の二人が、飯能市場で下成木村の組頭に「米穀値上げに近々飯能へ行くから、沙汰次第飯能河原へ集結」と云われ、13 日夜、村中に触れ回り、手にまさかり、鋸などを持って飯能へ向かったとするのが蜂起の最初です。

こうして参加者 200 人が、14 日早朝飯能に達したときには 2000 人となったとされます。飯能で穀商 4 軒に 100 文につき米 5 合、麦挽き割り 1 升で売り出すことを掛け合いましたが、回答がなく、その 4 軒を打ち壊したところからこの一揆は始まりました。

6 月 14 日には飯能から仏子（入間市）、牛沢（入間市）を経て、扇町屋村、下藤沢村、所沢村に達し、15 日には武蔵 15 郡、上野 2 郡に拡がり、数万人に達したとされます。東は中山道、南は多摩川、北は群馬県との国境までの広範囲に及び、打ちこわし対象になった村 200 余、打ちこわされた豪農、村役人など 520 でした。

牛沢（入間市）では米商 2 軒を襲いましたが、酒食を提供し、米の安売りを約束したことから打ち壊しはされませんでした。ここに、この一揆の性格があります。一揆勢は「世直し」の幟や「諸国太平」の高張提灯を押し立てて回りました。「世直し」には世均しよなごらの意味が込められていたと考えられています。

世直し

一揆の要求は、森安彦氏「世直し」とは何か―「武州世直し一揆」の検討から―（たまの歩み 45 p 2）によれば

- 1 物価引き下げ、特に米穀の安売り
- 2 質品と借用証文の無償返還
- 3 質地と質地証文の返還

- 4 施米、施金
- 5 「世直し」 勢に対する飲食の提供
- 6 「世直し」 勢に対する打ちこわし人足の提供とされます。

一揆の狙い

一揆は 6 月 14 日、所沢宿で 15 軒を打ち壊しました。穀屋、掲米屋、油屋、炭屋、茶屋、糸屋、質屋などの商売を営む者でした。『とくにこのうち荻野屋は横浜貿易をする人=生糸商人ということで一揆勢の憎悪の的となり、土蔵にあった反物類、かなきん糸類を通りへ持ち出して引き裂き切散し、その上柱などを切り、天井を破り、二～三町離れていた土蔵まで聞き出してこれをこわしたといわれる』

と所沢市史は記しています(上 p 842)。

また、高麗郡飯能村の「武州百姓乱妨打拳之事」から所沢での一夜の状況を

『夜に入り所沢北裏の畠耕作を多分に踏荒し蒔置薦莞蒔数千枚敷揃い、凡三万余人程野宿いたし、焚出し右町へ申附、酒食茶水等我儘を申、数百挺の車にて押寄せ、多分の奢を成し、時(関)の声をあげ、酒食いたし居り候処、さてまた同町の提灯屋の工夫をもって提灯数千張に諸国太平と書き記し、青竹に結いあげ組々へ立て、思い思いの幟印をいたさせ、拾五丁四方蠟燭屋中の如く、提灯星の如し。その光空の篝り火、近郷近在は所沢町大火と相見えこれあり。右同勢の者共は大音に近郷近在宿町市場物持ども打拳し、夫れより同国横浜を打壊すべしとて大音に評定いたしおり・・・。』

と伝えます(上 p843)。

東大和周辺の状況

蔵敷村の内野家に詳細な記録が残し、周辺の状況がよくわかります。一揆勢は東大和には直接来ませんでした。久米川村には押し寄せ炊き出しをさせています。一揆は人を殺傷せず、自ら施米、施金を行った豪農商は打ち壊しを免れていることから、廻り田村では、富農層は、白米 4 斗 8 合、玄米 1 5 俵 (代金 4 0 両)、金 5 両を用意しました。しかし、打ちこわしがこなかったため、不要となった白米 4 斗 8 合は村方一同へ、1 人 3 合ずつ配分し、諸費用を差し引いて 3 1 両 1 分が残ったので、村内の貧窮者に配分しています。

農兵と交戦

一揆は 6 月 19 日、幕府の軍事力、農兵、組合村防衛の農民との交戦によって終わりました。一揆の崩壊過程は森安彦氏「世直し」とは何か (たまの歩み 45) に詳細に分析されています。そして、一揆の行動範囲が広がったため各所で各種の対応がされています。所沢市史から紹介します。

『所沢市中富の田中家には・・・領主側の一揆鎮圧動向も記されている。それによると

- ①松平大和守様一七万石川越城、御城下口々に御固にて悪者共入事あいならず候。
- ②新川岸、松平大和守様御人数御出張大筒にて打払い、無事。
- ③六月十六日多摩郡五日市、江川太郎左衛門様御役人御出張にて野兵方鉄砲にて防、即死八人、召捕二三人余。
- ④六月十六日多摩郡築地河原にて江川様役人御防有て即死一八人、召捕四一人。
- ⑤多摩郡柳久保七郎右衛門、七次郎、右柳久保には江川様御出張野兵方鉄砲にて防、即死手負二〇人余、召捕一三人。

とある。

①②は川越藩が城を守るため大砲を打ち出して防禦したこと、③～⑤は江川農兵により一揆勢が敗退したことを述べている。』(上 p851)

多摩郡では武州一揆を武力で鎮圧したのは農兵でした。例えば、6 月 16 日、一揆の一部が柳窪

村（東久留米市）で、田無農兵隊（蔵敷村、小川村、砂川村農兵）と遭遇し戦闘となりました。農兵隊の発砲により一揆勢は 8 人が死亡し、何人かが捕縛され、ここで鎮圧されました。農兵の構成が村の名主や組頭の上層農民であったとはいえ、同じ農民同士が戦うことの空しさは、埋めがたいものがあつたのではないのでしょうか。

農兵の活躍・実力を見た幕府は、慶応 2 年(1866)12 月、全幕府領に農兵の取り立てを命じ、慶応 3 年(1867)には、全国の譜代大名にも命令しています。これに対し、農兵 1 人に対し約 15 両の役金取り立てがあるとして、反対運動がおこりました。

一揆後

捕らえられた者は、村預けとなりました。後に過料銭、遠島などの処分を受けています。見物していたとの理由で「御叱り」を受けた者もありました。この一揆の背景を調べると、江戸の末期がはっきりします。入間市史は次のように分析しています。

- 1 農民層の分解 石高 1 石から 2 石以下の層が増えた。
- 2 富の偏在 金銭、米穀が一部の豪農商層に集中
- 3 物価の騰貴 インフレーション
- 4 米価騰貴 幕府と長州の戦争に兵糧米の買い集めがあつた。
- 5 天候不順
- 6 生糸改印令 生糸に課税が始まった。
- 7 コレラ、ハシカの流行、助郷負担の増大、兵賦、農兵費用の増大、海防負担の増大など。
(入間市史 p 6 1 5)

一揆関係の図は各市史、たまの歩み 45 に掲載されています。

第3編 村の維新(慶応4年・明治元年～明治4年)

第1章 御一新の動き (慶応4年～明治4年)

慶応4年(1868)から明治元年にかけては項目をたてて説明するには、余りにも多くのことがあり現実的ではないので、年表形式で紹介し、必要な項目を第2章以降で紹介します。

慶応4年(1868)の動き

明治元年(1868)の動き

明治2年(1869)の動き

別添年表を参照下さい。

第2章 東征軍と村

門松を立つる事を止め^{とど}

「門松を立つる事を止め、年礼を休す。」指田日記、慶応4年(1868)元旦の書き出しです。

前年の慶応3年(1867)

- ・10月14日、徳川慶喜が大政奉還の上奏文を提出。
- ・12月9日、岩倉具視ら、「王政復古」を宣言 天皇親政による新政府が誕生。

と、長い間の領主であった江戸幕府が崩壊するのを眼前にして、とても門松を立てて新年を祝う雰囲気ではなかったことが、短い文章から偲ばれます。

江戸からの退去

指田日記は

- ・2月7日、芋久保村に歩兵14名が宿泊。
- ・2月8日、歩兵500人が八王子に宿泊。

と歩兵が東大和市域^{よりな}や八王子に宿泊していることを記します。旧幕府側の高島藩^{ただま}諏訪忠誠の歩兵隊や高遠藩主内藤頼直の一行が、早くも江戸を立てて青梅街道や甲州街道を帰国しました。コースから見て、芋窪村に宿泊したのは高島藩の歩兵と思われます。

高島藩の歩兵については、2月20日に内藤新宿問屋所から小川新田、廻り田村、中藤村に触れが出されています。180人が2月21日に出立するので、人馬の継ぎ立てに、内藤新宿まで人足を出せ、とするものです。同様の触れが東大和市域の村々にもあったのかどうかは不明です。これらからすると、江戸詰の歩兵達が分散して五月雨的に退去したことが推測されます。

そして、早くも3月12日には、退去とは立場を変えて「官軍御先鋒御用係」と称した新政府軍の高島・高遠両藩役人が、府中宿への人足差し出しを命じています。宛先には、芋窪村、蔵敷村、高木村が含まれています。時の変わりのスピードには、さぞ村人達も戸惑ったことと思われます。

新政府軍の東征

慶応4年(1868)2月9日、東征軍(官軍)が編成され、東海道、東山道、北陸道の3道を進み、江戸攻略が開始されます。大総督は和宮の婚約者有栖川宮熾仁親王^{ありすがわのみやたるひとしんのう}でした。

東山道の先鋒隊から分れた参謀板垣退助の率いる分遣隊が甲州街道を進んできました。3月4日には甲府をおとしました。

近藤勇の甲州鎮撫隊

将軍慶喜が恭順の姿勢を示す中で、旧幕臣の中には徹底抗戦を主張するグループがありました。新撰組もその一つで、勝海舟は新選組近藤勇に官軍が江戸に入る前に、甲州の鎮撫を命じました。

3月1日、近藤勇は東征軍の東山道先鋒を迎撃するため、名前を「大久保剛」または「大久保大和」、土方歳三は「内藤隼人」と変名し、勝海舟から命名された「甲州鎮撫隊」（甲陽鎮撫隊）をひきいて、江戸を立ちました。将軍御内意手許金 5000 両の軍用金、大砲 2 門、小銃 500 挺、新選組隊士 20 余名、浅草の弾左衛門改め「矢島内記」の手下 200 名が装備と軍勢でした。この時の運搬の仕事に内藤新宿へ狭山丘陵周辺の村人が助郷に駆り出されています。

甲州鎮撫隊は江戸から甲州街道を進み、3月1日は内藤新宿に泊まりました。3月2日は、府中に一泊。3月3日、日野宿名主佐藤彦五郎家に立ち寄り、同宿泊。この日、日野宿周辺の天然理心流の若者達が同行を願い出て、名主佐藤彦五郎はじめ、30 余名が「春日隊」を編成して合流します。

3月5日、甲州都留郡猿嶋宿着。「内外新報」（五月二十六日付）には近藤らは「五日には甲州都留郡猿嶋宿へ着き、〔中略〕、官軍の先手、因州勢はもはや甲府を出立のよし風聞につき、横吹と申す所に大砲を二挺なしかまえ、〔中略〕、待ちかけ候うち、官軍は因州勢・土州勢が着き、因州勢と戦争に相成り」とあります。

3月6日、勝沼で甲陽鎮撫隊と東山道分遣隊が対戦、甲陽鎮撫隊は敗れました。

六所宮神官の出迎え

東山道分遣隊は3月10日、八王子に入ります。ここへ六所宮(大国魂神社)神主^{さわたりひろもり}猿渡容盛が祢宜を出迎えに出します。神仏分離を進める新政府の心得を聞くためでした。

東征軍への助郷

慶応4年(1868)3月8日、内藤新宿問屋から「新撰組敗北と新政府軍下向に関する廻状」が中藤村に届いています(当然、東大和市域の村々にも届けられたと考えられます)。その中で、宿方においても人馬を用意するが、非常のため、村々でも「人馬御繰出御座候様」お取り計らい願いたい、と早くも助郷の要請をしています。

3月11日、東山道先鋒先発隊が府中に入りました。3月12日には、新政府軍の高島・高遠両藩役人が、芋窪村、蔵敷村、高木村、中藤村などに人足差し出しを命じています。3月13日、東山道先鋒(土佐藩、因幡藩、大垣藩、諏訪藩、高遠藩)約 2500 ～ 2600 が府中と調布宿(内 500 ～ 600)に宿泊しました。

これらの動きに対し、3月5日、3月7日、3月12日とはっきりなしに廻状が届き、人馬の提供を求められています。村人達は時の動きをいち早く知ると同時に助郷という膨大な負担を負ったのでした。

谷干城

慶応4年(1868)3月13日、府中宿に到着した一隊の長・谷 干城(土佐藩の討幕志士、東山道先鋒参謀)のもとへ上野東叡山からの使者が来ます。干城は「東征私記」に次のように記します。

『三月十三日、我が軍、府中駅に至る。貴僧とおぼしきもの、三、四輩^{みちとみ}、我が軍を迎え、上野の宮(東叡山輪王寺宮)の令を伝え云う。宮より東海道総督(東久世前少将通禧朝臣)へ嘆願の筋これあるにつき、その(交渉の進行)中は、当道の(東山道先鋒)兵も、まず進軍を止むべしと。余ら云う。しからば、東海道御総督府か、または(東)山道御総督か、(いずれか)のうちより御沙汰にても、これなくては、貴僧の一言を聞き、私に(自分などの判断で勝手に)兵を止むることかなわず、と云て取上げず。僧(上野東叡山の使者)、恐縮して去る。

この駅(府中宿)には、府中の六所とて大社あり、神職、官軍の勝利を祈るとて祈祷札を持ち来る。

厚く謝してこれを返す。』

東征軍の江戸入り

谷 干城の一隊は、翌 14 日、早朝、府中宿を立ち、四谷新宿に至り、高遠藩邸に入り、千駄ヶ谷鉄砲場を占領しました。

谷 干城の一隊が府中宿に泊まった 3 月 13 日、江戸薩摩藩邸では、江戸城開城についての勝海舟・西郷隆盛会談が行われていました。

翌、3 月 14 日には、勝海舟・西郷隆盛会談により、江戸城総攻撃中止が決まりました。

同じ日に五箇条の誓文

慶応 4 年 (1868) 3 月 14 日、京都では五箇条の誓文が、京都御所の正殿である紫宸殿で行われた天神地祇御誓祭（天皇が天神地祇に誓う）という儀式によって示されました（宸翰發布）。

3 月 15 日には、新政府が五條の揭示(太政官の名で出された 5 枚の高札)を行いました。

第一札 定

- 1 人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事
- 1 鰥寡孤独癡疾ノモノヲ憫ムヘキ事
- 1 人ヲ殺シ家ヲ焼キ財ヲ盗ム等ノ悪業アル間敷事

第二札 定

何事ニ由ラス宣ラシカラサル事ニ大勢申合せ候ヲ徒党ト唱へ
徒党トシテ強テ願ヒ事企ルヲ強訴トイヒ
或ハ申合せ居町居村ヲ立退キ候ヲ逃散ト申ス
堅ク御法度タリ若右類ノ儀之アラハ早々其筋ノ役所へ申出ヘシ
御褒美下サルヘク事

第三札 定

- 1 切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ
若不審ナル者有之ハ其筋ノ役所へ可申出
御褒美可被下事

第四札 覚

今般王政御一新ニ付朝廷ノ御条理ヲ追ヒ外国御交際ノ儀被仰出諸事於朝廷直ニ御取扱被為成万国ノ公法ヲ以条約御履行被為在候ニ付テハ全国ノ人民叡旨ヲ奉戴シ心得違無之様被仰付候自今以後猥リニ外国人ヲ殺害シ或ハ不心得ノ所業等イタシ候モノハ朝命ニ悖リ御国難ヲ醸成シ候而已ナラス一旦御交際被仰出候各国ニ対シ皇国ノ御威信モ不相立次第甚以不届至極ノ儀ニ付其罪ノ輕重ニ随ヒ士列ノモノト雖モ削士籍到当ノ典刑ニ被処候条銘々奉朝命猥ニ暴行ノ所業無之様被仰出候事

第五札 覚

王政御一新ニ付テハ速ニ天下御平定万民安堵ニ至リ諸民其所ヲ得候様御煩慮被為在候ニ付此折柄天下浮浪ノ者有之候様ニテハ不相濟自然今日ノ形勢ヲ窺ヒ猥ニ士民トモ本国ヲ脱走イタシ候儀堅ク被差留候万一脱国ノ者有之不埒ノ所業イタシ候節ハ主宰ノ者落度タルヘク候尤此御時節ニ付無上下皇国ノ御為又ハ主家ノ為筋等存込建言イタシ候者ハ言路ヲ開キ公生ノ心ヲ以テ其趣旨ヲ尽サセ依願太政官代ヘモ可申出被仰出候事但今後總テ士奉公人不及申農商奉公人ニ至ル迄相抱候節ハ出处篤ト相糺シ可申自然脱走ノ者相抱ヘ不埒出来御厄害ニ立至リ候節ハ其主人ノ落度タルヘク候事

慶応四年三月 太政官

前書きに、「諸国ノ高札是迄ノ分一切ヲ取除ケイタシ」「別紙ノ条々ヲ改テ揭示」「定三札ハ永年

掲示」「覚札ノ儀ハ時々ノ御布令ニ付」とあります。一〜三札が常時掲示されていたものと思われる。これらが、東大和市域の村々に実際に掲示されるのは年も押し詰まってからでした。

第3章 旧幕臣の身の振り方・振武軍

慶応4年(1868)新政府は徳川家の処分を決めます。

- ・4月11日、江戸城開城
 - ・閏4月29日、将軍継嗣・田安亀之助に徳川家名相続の儀の勅旨が下る。
 - ・5月24日、徳川家駿河国府中に移封 70万石 駿河一円とその他は遠江、陸奥両国とする
 - ・7月19日、徳川慶喜水戸を出発、銚子から出航 23日、清水港上陸
 - ・8月9日、徳川家達(6才)江戸を出立、15日、静岡に入る
- 混乱の中、旧幕臣はそれぞれに新しい身の振り方を迫られました。
- ①家達に従って駿府に移動
 - ②帰順して朝臣になる
 - ③武士を止めて農工商になる
 - ④彰義隊などで戦う

ここでは、東大和市域の村々に関係のあった代官・江川太郎左衛門、江戸南町奉行遠山家ゆかりの遠山氏、彰義隊から別れた振武軍のメンバー達の3つの例を紹介します。

(1) 江川太郎左衛門

江川家

江戸時代の東大和市域の村々の幕府直轄領(御料)を代官として治めたのが伊豆・韮山に本拠を置く江川家でした。江川家は平安時代以来明治維新にいたるまで38代続いたとされます。代々が太郎左衛門を名乗りました。このうち、東大和市域の村々と関係が深かったのが、36代江川英龍、37代江川英敏、38代江川英武でした。

- ・**江川英龍**(36代、1801-1855。号は坦庵。英毅の子。江川太郎左衛門といえば英龍を指すほど名が知られています。洋学の導入に貢献し、民政・海防の整備に実績を挙げます。安政2年(1855)1月16日没)
- ・**江川英敏**(37代、1839-1862。英龍の長男。安政2年(1855)1月16日、代官見習、5月9日、満16才で韮山代官、父の意志を継いで反射炉の完成、農兵隊の編成など行います。文久2年(1862)8月15日、若くして病死 24才)
- ・**江川英武**(38代、1853-1933。英龍の五男。文久2年(1862)12月、満9才で韮山代官、明治維新のときの当主。廃藩置県後は県令となりますが、韮山県廃止後は岩倉使節団に随行、そのまま留学。その後は地域教育に尽くしました。)

この3人が東大和市域の村々と関係がありましたが、幕末から明治にかけては38代当主・英武が代官として村々と接触していました。実質は長い間仕えていた柏木総蔵が仕切っていました。

江川英武の恭順

蔵敷村内野家に、慶応4年(1868)1月「其筋より御内沙汰」「二千石高 歩兵頭 江川太郎左衛門」という文書(里正日誌)があります。「其筋」は徳川幕府関係者からと思われますが、英武は弱齢を理由にこれを謝絶したとされます。

慶応4年(1868)2月12日、英武は、勅使である橋本、柳原の両名から、支配地絵図、石高帳、人別帳をもって桑名宿へ出頭するように「御用召」を受けています(里正日誌)。そして、3月には、

東征軍から駿河・品川間の宿駅警備・兵糧取^{とりはからい}計・人馬継立^{つぎたて}を命じられています。従って、この前後に「勤王証書」を新政府に提出し、恭順を示したものと推測されます。仲田正之氏の「菰山代官江川氏の研究」では、『離脱願は、四月十四日勘定奉行木村兵庫(嘉穀)より許可が達せられた。』(p110)としています。

東海道先鋒総督府軍は、慶応3月11日に先鋒の薩摩藩兵が多摩川を渡って江戸に入り、翌12日に品川砲台を占領しました。旧幕府代官の江川太郎左衛門・英武は、配下の駒崎清五郎・大井田源八郎を「人馬御継立並御旅館御休泊御賄掛」として川崎宿に出張させています。当然経費が必要になり、「御賄御用途金」を関係する村に賦課しました。この取り立ては厳しく、武蔵村山市史は次のように伝えます。

『駒崎は近在諸村に対して、旧来のしきたりには無関係に人馬を差し出し、「御賄御用途金」を高一〇〇石につき金三両の上納、「兵食粮米」三俵を用意するように命じていた。

金三両の上納は、とりあえずは金一両とされたが、町村の犠牲をしいるものであったことはいうまでもない。村高1403石余の中藤村などの諸村は、人馬が東海道と甲州街道の「二重勤」になることに對し、その免除を願い出ている。

結果は、「二重勤」が「御沙汰ニ難被及」とされ、「御賄御用途金」を高一〇〇石につき両二分「兵食粮米」を六斗の割り合いで負担するように命じられた。「若違背之村方も有之候はば、此上共嚴重御沙汰可被仰付旨被仰渡」とあり、三月七日付で請書を川崎宿の駒崎のもとに提出させられている。中藤村では、17日に七両二分、26日に二一両と五七七文を駒崎に納入していた。さらに内藤新宿の定助郷であった中藤村は、新政府軍の甲州街道通行にともない、あらたに府中宿の当分助郷として、「触当次第」に人馬を差し出すことを命じられたのであった。』(通史編下 p 8)

後に、英武は早くから新政権に恭順したことにより、慶応4年6月29日、菰山県知県事となり、明治元年10月、県制施行と同時に菰山県知事に任命されました。

(2) 比翼塚

駿河に帰るか江戸で身分を変えるか

家達に従って駿府へ移った者は、旧幕臣のほぼ2分の1の13,753人といわれます。10月2日から11月19日の間に、家族と共に米国商人所有の蒸気船で品川沖から海路移住しました。その状況を東京百年史は次のように記します。

『一〇回にわけて一万二七八七名の旧幕臣とその家族が品川沖から清水港へ海路移住している。この航海は筆舌に絶する苦しみであったという。

移住に際して荷物は一家族長持一荷、両掛一荷と制限され、家財はほとんど処理しなければならなかった。駿府に移封した徳川家の財政は底をついており、・・・それ故、移住者は家もなく、町家や農家を間借りして落着いたが、ほとんどが無禄移住者であったので、わずかな品物を売ってようやく飢えをしのぐ有様であった。』(第二巻 p96)

江戸に残り土籍から離れた者については

『しかし、江戸に居住して土籍から離れたものの生活の基礎はどうであったか。『武江年表』によると、慶応四年の七月のころから下谷御徒士町、本所深川、番町の辺そのほかの地域で彼らは商売を始めた。骨董屋がもっとも多く、貨食店、酒肆、茶店、汁粉屋、蕎麦屋、鮮屋、漬物屋、紙屋、烟草屋、蝋燭屋、乾魚屋その他種々あったが、いわゆる「士族の商法」で間もなく失敗して店を閉ざす者が多く、なかには夕方になると大路で夜店を出すものが少なくなかったということである。』(第二巻 p97)

としています。その一人遠山氏が高木村に来ました。

高木村に来た遠山氏

「狭山之栞」高木村の項に『尉殿神社・・・別当明楽寺なりしが維新以来遠山左衛門尉家○鉄右衛門復飾の上、宮島岩保と改称して神官となる』という記事があります。「東大和のよもやまばなし」では「比翼塚」の題で次のように伝えています。



『高木公園の東に、道をへだてて明楽寺(現在廃寺です。)の墓地があります。木立の中の墓地には、元高木神社の神宮、宮嶋巖さんと、妻喜与さんの塚が並んでいます。今ではその由来を知る人も少なくなりましたが、この塚には夫の後を追って自害した妻の話が言い伝えられています。』

徳川幕府の終わりのころ、宮嶋さんは江戸南町奉行遠山家ゆかりの武士でしたが、新政府となった明治二年宮嶋さんは喜与さんを連れ、奉公人の里、高木村の明楽寺の庫裡に留守番として住みこみました。そして、武士の名「鉄右衛門」から巖に改め、かたわら寺子屋を開いて村人に読み書きを教えていました。しかし、この明楽寺に戸長役場が置かれた夏の明治六年八月十五日、病により帰らぬ人となりました。

たよる夫に先立たれ、なじみの浅い土地で喜与さんは一人とり残されてしまったのです。

その後、しばらく戸長役場の用を手伝っていた喜与さんは、宮嶋さんの百ヵ日が過ぎた十一月二十六日、ひっそりと夫のもとに旅立っていきました。

その最後はさすがに元武士の妻、乱れぬようにひざをひもで縛り、短刀で命を絶ったということです。

後に、夫妻の冥福を祈るため、ゆかりの人々によって明楽寺の墓地に二つの塚が造られました。高さ七十センチメートルばかりの巖さんの塚と、その脇にひとまわり小さな喜与さんの塚が、つつましく寄りそうようにあります。』

江戸南町奉行遠山家ゆかりの武士が江戸を離れ、高木村に来て、神職となり、寺子屋の教師となり、戸長役場の事務取扱をしたという、一つの明治維新の証が比翼塚として残されています。

(3) 振武軍・仁義隊

旧幕勢力の抵抗

幕府の対応、官軍の東征、江戸城無血開城などに不満を抱く旧幕臣達は様々に抵抗を試みます。その一つが「彰義隊」でした。

彰義隊

政権を樹立した新政府は、慶応4年(1868)1月7日、慶喜追討令を出しました。慶喜は2月、新政府に対する恭順の意を表して上野の寛永寺に蟄居しました。これに対し、旗本・直参ら数百名が東本願寺に集まり、慶喜護衛を目的に彰義隊を結成して、旧幕府から江戸市中取締の任を取り付けました。

4月11日、勝海舟と西郷隆盛の会談により江戸城の無血開城が決定し、慶喜は水戸へ移り謹慎を続けます。彰義隊は寛永寺座主輪王寺宮能久親王を擁して徳川家霊廟守護を名目に江戸に残り、寛永寺を拠点に江戸治安維持活動を行います。

しかし、一説に薩摩藩による謀略とも云われる放火や強盗により江戸市中は治安が乱れてきました。彰義隊は勝海舟らから解散を度々勧告されますが応じなかったようです。最盛期には3～4千人規模に膨れ上がったとされます。

新政府は慶応4年(1868)5月1日、彰義隊の江戸市中取締の任を解任し、彰義隊の武装解除を布告、14日には、彰義隊討伐の布告が出されました。彰義隊内部では、上野(江戸市中)を戦場とする主戦派と江戸郊外で戦うべきとの2派に分かれていました。江戸郊外戦を主張する渋沢成一郎らは「振武軍」を組織して、独自に反新政府活動を展開することを告げて彰義隊を脱退します。

慶応4年(1868)5月15日未明、長州藩の大村益次郎が指揮する新政府軍は、上野一帯を包囲して、総攻撃を開始、肥前藩のアームストロング砲の威力もあり、戦闘は半日で終了し、彰義隊は総崩れとなりました。

振武軍

江戸市中を戦場とすることに納得できなかった渋沢精一郎を総隊長とする「振武軍」を結成した一派は上野を離れ、慶応4年(1868)5月1日、田無村の西光寺に本陣を構えました。約300人～500人といわれます。

5月3日、東大和周辺の村々の代表が、振武軍から田無の屯所に呼び出されました。「徳川氏再興のため」として軍資金の拠出要請でした。村長たちは減額に懸命となりますが、結局5月5日から7日の間に、次の諸村から軍用金を集めました。里正日誌では

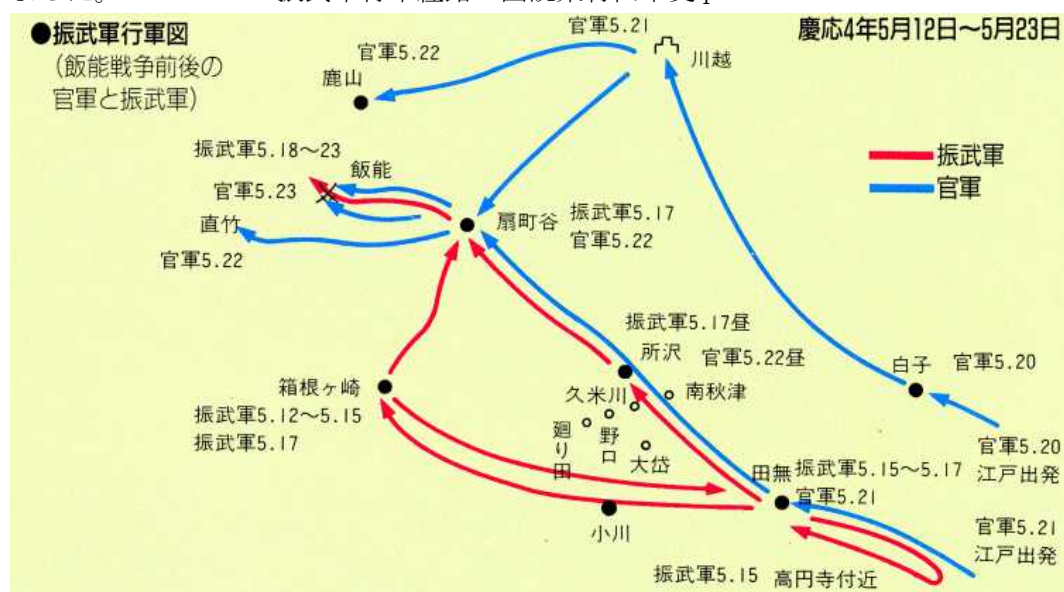
田無組合村	730両
所沢組合村	726両
拝島組合村	500両余
扇町屋組合村外	720両
日野組合村	5～600両
府中組合村	5～600両

合計およそ3400～500両としています。(合計金額は村を加算しても合いません)

振武軍の申しつけはさらに高額であったものを「応じられない旨を述べて、差し出した」と伝えられますので献金の形をとったのかもしれません。

5月12日、振武軍は田無から東大和地域を通って箱根ヶ崎に至ります。箱根ヶ崎には15日まで滞留しました。

振武軍行軍経路 図説東村山市史 p 137



5 月 15 日朝、上野にたてこもる彰義隊が官軍に攻撃されたとの報を受け、直ちに、箱根ヶ崎から上野に向かいます。途中、田無で敗走してきた彰義隊と合隊し、その後は、二手に分かれて一隊は東大和を通り扇町屋へ、一隊は所沢から扇町屋に至り、飯能の能仁寺めうにんじに立てこもりました。

5 月 23 日、川越藩（400 人）を先頭に官軍 2000 人の攻撃を受け、激戦の結果能仁寺は炎上し、振武軍は敗れました。「飯能戦争」といわれます。

飯能の村は焼かれ、農民にも死者が出、参謀渋沢精一郎は自刃、多くの兵は敗走しました。長谷川伸著「八丈つむじ風」に若干この出来事がかかれています。

なおこれらの動きについて、所沢市史は『能仁寺ほか五か寺と、飯能・久下分（飯能市）・真能寺（同）・中山（同）の四か所でのべ二〇〇軒余の農家が焼かれ、何人かの農民の死傷者が出た（飯能市史通史編）』。戦死した渋沢平九郎らにとっては「正義」の戦いかもしれないが、いつの世も被害をうけるのは一般の庶民だったのである。』と記しています。

近隣の村では、慶応 4 年 4 月、勝楽寺村で、博徒を含む困民が集まり、周辺の豪農や商店の打こわしを計画しました。久米川、廻り田、野口村などは治安維持のため、村人が竹槍持参で備えています。

仁義隊

振武軍の他多摩にはいくつかの幕府脱走者による活動がありました。慶応 4 年（1868）4 月時点での混乱の様子がよくわかる書き上げが里正日誌に「仁義隊八王子辺金策」として残されています。

『慶応 4 年（1868）閏 4 月 11 日、八王子の寺町「松門寺」と「観音寺」「本立寺」に仁義隊の内脱走者がおよそ 300 人余集屯し、宿方より日々炊き出しをさせている。宿方はもちろん、刀・脇差・槍など近村の身元がよい者と呼び出して、隊長間宮某が金談を申しつけ、千人隊にて鉄砲 20 丁借り受け、木曾組合村々農兵筒 30 丁、八王子・拝島両組合村々農兵筒はもちろん、鉄砲・刀・脇差・槍などを押借りして、19 日昼後一同出立、府中宿泊まり、中野村宝仙寺へ駐屯する予定とのことです。

この挙に乗じ八王子近辺の博徒 10 人余が隊に入り、前夜 18 日夜、およそ 50 人余いず方へと脱走したとのことです。・・・』

として、八王子宿、八幡宿、森田、11 村から 1175 両を徴集している事が伝えられます。また、5 月 16 日、関東取締出役から、「仁義隊脱 曲者名前」の廻状があり、15 名の名前と出身地を書いて「右者旧悪大罪者」であるから、立ち回ったら捕まえて差し出すようにと命令しています。

その出身地を見ると

越後村上藩 1、武州千人隊 1、武蔵 8 人（多摩郡 5 人、高麗郡・入間・足立郡各 1 人）、近江 2 人（大津、甲賀郡各 1）、相模・上総・備前・尾張・越後各 1 人でした。

さらに、里正日誌は「五月二日脱走所沢村最寄金策始末」として、

『仁義隊の別働隊である撤兵隊 30 人が 5 月 1 日より所沢村に止宿し、金策を申しつけて、6 人ほどが城村（所沢市）名主宅へ出張したところ、同村で、村人が集まって半鐘打ち鳴らし騒ぎ立てたので、名主仙右衛門を虜にして所沢へ引き連れてきた。

そこで、種々嘆願し、御用金 130 両と外に、挨拶金 30 両を差し出し、名主仙右衛門を返してもらい落着いた。その他 6 村から 240 両、合計 400 両を押し取り、4 日出立した』

としています。これも顔がわかれば意外な無頼であったかも知れません。所沢市史はこの他に、『閏 4 月 19 日、所沢新光寺に「城窓隊と称する一隊一四、五名が駐屯して勢力を増しつつあつ

た。』としています。そして

『これら事件につき治安維持の任にあたるべき関東取締出役はまったく無能であった。撤兵隊の金策で混乱していた所沢村へ、関東取締出役が出張したのは五月三日である。だが出役の矢沢梅干之助ほか三人は所沢村宿泊を予定しながら、撤兵隊、城窓隊の駐屯を理由にこれを避け、山口町谷村に泊り、次の日は芋窪村(東京都東大和市)の慶性院に「潜伏」し、寄場組合の大小惣代に指示するのみであった。』(下p 11)

として、その無能化した様子を伝えます。

第4章 気を遣った新旧両体制

(1) 気遣う触書

慶応4年1月7日、新政府は徳川慶喜追討令を出し、2月9日には、有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする東海・東山・北陸三道の「官軍」が東征を開始します。2月12日、慶喜は上野東叡山に蟄居します。3月1日、近藤勇が「甲州鎮撫隊」(甲陽鎮撫隊)をひきい東征軍の東山道先鋒を迎撃しようと甲府に向かいますが、3月6日、勝沼で東山道先鋒隊と対戦、敗れます。その日には、15日に江戸城総攻撃の命令が出されました。

これらの情報は逐一東大和周辺の村々に伝わり、村人は伝馬役に駆り出された宿で直接、現実の動きを目にしています。長い間親しんだ江戸幕府の崩壊を前にして、不穏な空気も生じました。旧幕府はそれらを気遣ったのでしょう、村人に対し触書を出しました。蔵敷村の内野家に残された二通を紹介します。

右「京都より御軍勢御差向に相成」(三月江戸町触之写) 左「勅使御下向」

辰三月江戸町触之写
此度京都より御軍勢御差向に相成、実以奉恐入候ニ付、只管慎之御沙汰を相待候事ニ付、右御軍勢江対シ決而龐忽之振舞致間敷候、若右様之振舞有之時ハ京都江対シ恐入候義ハ申候迄も無之、且江戸多く之人ニ戦場之苦を受させ候義ニ付、大不忠之至ニ候、若此旨を聞入れず御差向之御軍勢ニ手向ひいたし候ものハ、予か心ニ背き予か身江刃物を当候も同様之事ニ付、此段篤と相弁心得違無之様可致旨夫々江達置候間、市中末々ニ至迄不洩様触置可申者也

三月
右之通被 仰出候ニ付、市中之者共決而動揺不致諸事相悞、火之元別而嚴重ニ心付候様可致旨、地借之もの、召仕ニ至る迄能々申聞候様早々可相候様

辰三月
(朱書)
「勅使御 下向ニ付辰三月奉行より江戸へ町触」
勅使 御下向之儀ニ付而ハ、都下之人心動揺致間敷ものニも無之候得共、斯ク迄 御恭順御叮嚀之御取扱を以御迎被遊候義は、聊御二心無之義を 天朝ニ御明シ被遊候義ニ而、必御不当之御所置ハ有之間敷事ニ被思召候而之義ニ候間、勅使江対し失礼之所業等致間敷候、右ニ付非常御警衛之ため、夫々御固メ等被為建候間、都下人民何レも心得違之所置無之様可致事

東海道鎮撫総督府触書

一方、4月、新政府側からは代官所が変わって、東海道鎮撫総督府から次のような触書が廻されました。

『このたび陸海軍が朝敵徳川慶喜を討伐したが、本人が悔い改め謹慎することとなったので死一

等を減ずることにした。京都方に心をよせる者は、これまでのことを問わず大いに登用する御方針である。徳川家の家臣でも助けることになったから、士農工商は安心して業に励むがよい。当分の間は従来の徳川家の法も良法は残すのであるから、心得違いをしないよう、訴訟・諸事などは当総督府へ訴え出るようにせよ。』(小平市三〇年史 p1333)

幕府直轄領であった村人達に、総督府は急激な変革をさけ、民心の安定を図ったのですが、文面は歓迎されなかったとされます。

(2) 農民鎮撫と村の指導者

表には出ない混乱が？

慶応4年(1868)1月3日、京都南郊外の鳥羽と伏見で幕府軍と薩長軍の衝突があり、薩長軍が圧勝した結果、討幕派が実権を握り、列国公使に王政復古と開国和親を通告します。そして、政府は慶喜を朝敵とし、1月6日、慶喜は大坂城を脱出、海路で江戸へ戻ります。新政府は、1月7日、慶喜追討令を出しました。

3月には、官軍の東征が始まり、村人達は助郷という人馬の徴発に苦しめられ、時世の変化と今後の見通しがはっきりしない中で、江戸周辺はいわば、無政府状況の雰囲気となり、東大和周辺の村々に不穏な空気が漂いました。

指田日記には、日を追って不穏な出来事が綴られます。

3月23日、砂川村久保と云う所にて、同村の者鉄砲にて人を撃ち殺す

3月30日、正楽寺村の城山に大勢集まり居るに付、村々打ちこわしの党なりやと思ひ混乱す

4月23日、砂川村の上組博愛の徒と、と喧嘩あり、疵人もありて、集まり、打ち果たすべき風説あり

閏4月6日、夜、文次郎宅に盗み入る。紺屋故所々より持ち来たり、預け置く木綿糸を奪い去る

閏4月7日、夜、何方に何事のありて、打ち初めけるや、村々半鐘を打ちけれども、事の由を知る者なし

閏4月17日、青梅橋と小川の間にて、芋久保村の縞買い、追剥に出合い、此の日、此の辺の農兵の者仕度いたし出たる所なれば、追いかけて搦め捕りて、蔵敷前の神送り塚にて、砂川村と芋久保村の人、首を切り其処に埋む

村では、慶応4年(1868)1月11日、「取り締まりのため、組合村12か村農兵18人、村役人・人足とも100人余」で蔵敷村に勢揃いして、所沢方面に見回りに出ています。

江川役所の農民鎮撫

従前の江戸幕府代官による御料地支配、関東取締出役による統制が崩れた中で、上記のような空気を押さえる必要が生じていました。慶応4年(1868)2月12日には、江川太郎左衛門が支配地絵図、石高帳、人別帳をもって桑名宿へ出頭(里正日誌)、3月には新政府に恭順したことから、旧代官であった江川太郎左衛門は従前の地域(菰山代官管理地)の管理を任され、江川役所として新政府側に立って農民鎮撫に当たります。

慶応4年(1868)3月9日に、江川太郎左衛門役所から「農民鎮撫方廻状」が組合村に届きました。ぐんじかかりでつけちんぶかたどうどり 軍事掛手付鎮撫方頭取 江川隼人名です。「近く、農民鎮撫のため廻村する旨、御目付からの達しがあったので、そのように心得よ・・・」と云う文面になっています。

これからすると、江戸幕府の目付はまだ存在して、軍事掛手付鎮撫方頭取がその命令で廻村する仕組みであることがわかります。

3月28日、江川太郎左衛門役所から「今般武州村々鎮撫方として松濤権之丞ならびに役々が出張し、巡邏教導説諭するので、諸事差し支えないようにせよ・・・」との廻状が届きました。

実際にどのような方法がとられたのか明らかではありませんが、いずれも、江川太郎左衛門役所が新政府の指示を得て農民鎮撫に当たっていることがわかります。それも、村人への巡邏教導説諭であったようです。一方で、村方の指導者は事態の急迫を自ら解決する立場になり、その実力を一挙に強めました。その過程がよくわかる事件が勝楽寺村事件です。

勝楽寺村に博徒・貧民が屯集

指田日記慶応4年(1868)3月30日、『正楽寺村の城山に大勢集まり居るに付、村々打ちこわしの党なりやと思ひ混乱す』とあるのがこの事件です。山口貯水池に沈んだ勝楽寺村城山に博徒・貧民が屯集し、農兵が出動して鎮圧しました。指田日記、里正日誌、乙幡泉家文書に記載されていて顛末がよくわかる上、当時のこの地域の状況、名主級の指導者が実力を発揮する姿が浮かんできますので、少し長くなりますが顛末を紹介します。

『慶応4年(1868)3月24日頃から、棒村(坊村・所沢市)に悪党ども7人が百姓家に押し込み、昼食を出させ、近辺に押し借りをしていました。そこで、山狩りをしていたところ、勝楽寺村から中藤村の御林の金堀に止宿している様子がわかりました。

中藤村では、26日の夜明け前から箱根ヶ崎村裏山より「追々御穿鑿」し、山口観音地内に向けて山狩を行う廻状を発していました。異変があった場合は、村方では「留主居之もの半鐘打鳴し」、山狩中の者はほら貝を吹いて駆けつけることを取り決めていました。』(武蔵村山市史資料編近代現代p4乙幡泉家文書)

として、中藤村の名主内野佐兵衛が、蔵敷村の名主・内野左左衛門に「最初は14～5人のところ追々相集まり凡そ100人ほどになった。この上はどのような変事になるか、計(はかり)かねるので、とりあえずお知らせする」と連絡しました。その後の記録が里正日誌に記されています。

村の実力者の指導力の高まり

『この連絡を受けた左左衛門は組合村の農兵に召集をかけ、小川村・田無へも「飛札」を差し出します。左左衛門は農兵に「玉カン、玉薬」などを配布し、15～6人を連れて中藤村名主内野佐兵衛宅へ繰り出しました。中藤村では斥候を勝楽寺村へ差し向けます。斥候は根古屋城山に登って様子を見ると三ヶ島・宮寺周辺の博徒どもが立ち交じり、凡そ100人ほどが屯集して、山口谷の村々より炊き出し、酒杯を申しつけ朝飯の最中であることを見届けてきます。

左左衛門一行は中藤から山づたいに勝楽寺村へ繰り込みます。途中で砂川村の源五右衛門と出会います。源五右衛門は場所近辺まで行ってみると、もはや散乱の様子なので戻ってきたといいます。しかし、左左衛門一行は鎮静覚束なく思えるので、勝楽寺の和三郎宅へ行き、様子を訪ねます。すると、中藤村、砂川村の名主は引き取りましたが、所沢の名主が川辺、氷川に詰めているとのことなので、堀口村へ行くと所沢村、上新井村の名主や役人が人足を連れて詰めていました。

上新井村の名主が博徒どもへ掛け合っている最中に農兵が繰り込んで発砲したために、屯集勢は散乱しました。跡々の取り締まりを手筈して勝楽寺村の名主方へ引き上げました。ところが、30日夜、北野、三ヶ島辺の博徒が14～5人城山に屯集、鉄砲持参で大鐘、堀口、新堀辺りへまかり出て、速やかに人足を出せ、不承知の場合は放火すると強談に及ぶので、余儀なく人足を差し出し、北野村、三ヶ島村へは炊き出しを頼んだところ、4月1日、人足を返し、散乱して、ひとまず鎮静しました。同夜、田無村の名主が農兵隊を召し連れ、小川村まで繰り出しましたが、鎮静したので引き取って貰いました。

左衛門は翌4月2日、勝楽寺村と所沢村に行き所沢名主に尋ねたところ、町谷村、上新井村の両名主が屯集勢と交渉し、「屯集の者共の願いは、当節質屋休業のもの多く、融通に差し支えるので、潤沢になるよう願った。その他に趣意はない」とのことがわかりました。

そして、4日、左衛門に、所沢の「酒食渡世武蔵野」へ出向くようにとの要請があったので、行くと、三ヶ島村医師、糍谷村、三ヶ島堀之内村、林村、その他最寄りの村役人が、都合7～8人いて、「この度、城山へ屯集した者ども悔悟伏罪し、今後きつと改心し、農業に就くので、お目こぼし願いたい」と云っているとの申し出だったので、不埒な行動は農兵が居ない場合は打ち壊しが始まるかも知れないのでそのままにしてはおけないとの意見もありましたが、内済処分としました。』

という記録です。狭山丘陵周辺から、小川村、田無村まで関わりを持ち、暴徒に対して、農民の出動、交渉、農兵への砲撃指示、内済まで全て、名主級で取り仕切っています。村の指導体制が変化した様子が読み取れます。やがて、自由民権運動が展開されますが、ここで活躍する名主の多くがその推進者になっています。

(3) 江戸から東京へ

幕末、江戸に幕府、京都に朝廷と政治の極は二つに分かれているようでしたが、実質は京都に集中していました。それが、新政府軍の勝利によって

- ・2月12日、慶喜、上野東叡山に蟄居
- ・3月、新政府軍江戸に入る
- ・3月13日、勝海舟・西郷隆盛会談(薩摩屋敷) 江戸城開城について
- ・3月14日、勝海舟・西郷隆盛会談 江戸城総攻撃中止
- ・3月14日、五箇条の誓文・宸翰発布 京都御所紫宸殿
- ・3月15日、新政府五箇条の揭示(太政官の名で出された5枚の高札)
- ・4月11日、江戸城開城(4月14日 引き渡し 慶喜は水戸で謹慎)
- ・閏4月8日、徳川処分について議論
- ・閏4月21日、政体書を公布、地方支配機構を定める(地方制度を府・藩・県の三治)。

と、江戸は新政府軍によって統制下に置かれました。

徳川処分問題

江戸は新政府軍によって統制下に置かれたものの、課題として徳川処分が残りました。処分案は賛否両論あり、なかなか決まりませんでした。ついに

- ・閏4月29日、田安亀之助に將軍継嗣の勅旨が下る。
- ・5月19日、江戸鎮台を置く
- ・5月24日、徳川家達を駿河国府中に移封70万石。駿河一円とその他は遠江、陸奥両国とする。

と決定し、徳川家は駿河に移りました。この処分案決定の間に浮上したのが江戸問題です。幕末の段階で、幕府側には、大阪に「大君の公府」を置くとの考えがありました。

西周の大阪公府大阪論

慶応3年11月と考えられていますが、幕臣であった西 周が、將軍を大君と改めて、「政府」＝「公府」(全国カバーの幕府機能)を大阪に設置するという考えです。

第一、政府即ち全国の公府は、公方様即ち徳川家時の御当代を尊奉たてまつりて是が元首となし、行法の権は悉く此権に属し候事

としています。

大久保利通の大阪遷都論

慶応 4 年(1868)1 月 17 日、大久保利通は天皇の大阪行幸を主張し、その先に大阪遷都論を考えていました。

数百年来一塊したる因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、国内同心合体、・・・

遷都之地は浪華に如くべからず、暫く行在を定められ、治乱の体を一途に居え、大に為すこと有べし、外国交際の道、富国強兵の術、攻守の大権を取り、海陸軍を起す等のことに於て地形適当なるべし

まえじまひそか

前島密の江戸遷都論

慶応 4 年(1868)4 月の江戸城開城後間もなく、幕臣である前島密は

大政府所在の帝都は、帝国中央の地ならんを要す。けだし蝦夷地を開拓の後は、江戸を以て帝国の中央とせん。而して蝦夷地の開拓は急ならざる可らず。且この開拓事務を管理するは江戸を以て便なりとす。浪華ははなはだ便ならず。

江戸を東京とする詔勅

以上のような論議を経ながら、江戸を東の京とすることに収斂されたようで、6 月 19 日『以江戸東京と被定の儀より、件々遠大の御内慮被仰含候通、速に東下、大総督宮三条輔相へ遂評議候上、復奏可有之候』との勅許が出されました。引き続き、7 月 17 日、詔書をもって東京と決まりました。

『朕今万機を親裁し、億兆をすい撫す、江戸は東国第一の大鎮、四方輻湊の地、宜しく親臨以て其政を視るべし、因て自今江戸を称して東京とせん、是朕の海内一家東西同視する所以なり、衆庶此意を体せよ(『明治天皇紀』一)。』

この日、江戸鎮台が廃され鎮将府が置かれました。同時に東京府が開設されました。実態は、旧幕府時代の南北町奉行所の管轄をほぼ引き継いだ市政裁判所の権限を母胎とするものでした。

(4) 官軍の情報収集

慶応 4 年(1868)7 月 17 日、「江戸」を「東京」と改称しました。7 月 19 日、徳川慶喜が水戸を出発、駿府へと銚子から出航します。政治の中心を関東に移そうとするとき、8 月、旧幕府海軍副総裁榎本武揚が艦船 8 隻を率い品川を脱走して海上から睨みをきかせます。

9 月 8 日、「明治」と改元、9 月 20 日、天皇が東京へ行幸のため京都を出発します。いよいよ山場ですが御一新はそんなに平坦ではありませんでした。成功させるためには何が必要か、旧体制側も新体制側も苦慮していました。そのような時、9 月 6 日、蔵敷村の名主・内野左左衛門のもとに新政府の軍人が訪ねてきました。左左右衛門自身が記録を残しています。

志筑藩・兵藤雷太郎の来訪

『九月六日、右肩に金織錦の印をつけた上着姿の雷太郎殿外壱人が左左衛門宅へ尋ねて来て、面会したい旨を告げに来たが、左左衛門は所用で八王子宿へ出向き留守であると答えた。すると彼らは、左左衛門が帰宅次第、今明日のうちに田無村の旅宿へ連絡するようにと手札を置いていった。

ところが左左衛門が帰宅しなかったので、七日に組頭常七を田無村へ遣し、同村の名主下田半兵衛方へ右の趣を尋ねたところ、雷太郎殿らは未だお出でになっていないとのこと、そこで常七は、手札を預け置いて、同七日の夕刻帰村した。然る処、七日夕刻、左左衛門が八王子より戻り右の次第を承った。

奎左衛門が聞いたことは、六日兵藤雷太郎殿が同道人と共に奎左衛門を尋ね、内密に尋ねたいことがあるので是非お目にかかりたいとのことであったが、留守であると告げたのでそのまま帰られたということ。

一、八日午後四時過、小雨、雷太郎殿のお使いとして御家来が拙宅へ参られ、「主人が所沢村の武蔵屋幸次郎方に旅宿しているので、御苦勞でしょうが早速にそこへ出向かれない」と丁寧に応えられた。そこで、そこへ出向く旨を答えると、お使いの者は、ひと足さきに返って、その旨を主人に伝えると行って帰った。人足二人を連れて提灯を手に所沢村武蔵屋へ出向いた処「夜中雨の中を御苦勞であった、明朝寛々と内談したい」との雷太郎殿の挨拶であったので、人足を帰し、拙者(奎左衛門)はそこに止宿した。

種々探索したいこと

一、九日、曇り、朝面会したところ、常州志筑藩兵藤雷太郎という者で、彼は「大惣督府の内命を請けて種々探索したいことがあり出向き先の所々で貴殿(奎左衛門)のことを調べたところ、七ヶ所の内、六ヶ所から引き合いがあったので、此人こそ正路実直と思い、是非面会したく、そのために七日まで滞在、漸くお目にかかれた」といい、大悦びのようにみえた。さて、上段に雷太郎および御同役一〜二人都合四人が列座、次の間に家来が二人居たようだ。問われたことは、

- 第一 精勇隊の実情、
- 第二 遠近の重立った村役人の日ごろの取扱いぶり、
- 第三 人気の動向、
- 第四 脱走人の金や穀類の掠奪のようす、
- 第五 周辺村の重立った役人たちの正・不正、役に立つや否、氣質の善悪など、

内々に尋ねられたので、事実ありのままに述べたところ、御同役はそれをいちいち書き取られた。また二人の聞人(質問者)から、「ほかにいろいろと耳にしているけれども、是は実なりや虚なりや」と尋ねられたので、実は実、虚は虚と答えた。また、何村の誰はこのように言っているけれども真偽のほどは如何と尋ねられたのに対し、潔白に弁解したし、その外種々問われたが、委細有りのままに申し立てたところ、雷太郎殿が申されるには「貴殿の答弁で誠に明白にわかった。お蔭で大惣督府へ返辞ができる」と。そして茶菓を下され、「これからは懇意に致したく出府の折には愛宕下町の私(兵藤)邸へ尋ねるようにと申された。

早朝から昼すぎまでかかり、やっと対談は終わった。昼すぎ一同帰府されたので、拙者も帰宅した。』
(現代語訳は東大和市史資料編 7 p196 から引用)

同様な動きは外の地域にもあったと推測されますが、明治元年(1868)9月の出来事として注目されます。志筑藩は茨城県かすみがうら市周辺を領した小藩でした。

(5) 新政府の目安箱設置・考子表彰・御酒頂戴

ご意見承り箱・目安箱

民情把握が行われる一方で、慶応4年(1868)8月、鎮勝府により目安箱が設置されました。今で云う「何でも聞きます・公聴箱」「ご意見承り箱」です。日本橋に立てられた立て札の写しが蔵敷村の内野家に残されています。現在の広報広聴制度とは全く次元の違った制度で、文をよむと戸惑いますが、当時の新政府の意気込みとされます。背景にはやはり、なじまない江戸っ子対策があったようです。

辰(慶応四年)八月東京府日本橋際の建札の写

『王政御一新となり、それが下々にまで行きわたること、すべての人々が安心し、各人が生業に

つけるようにとのこの上ないありがたい思召しが仰せられた。しかし、朝廷の尊厳を恐れ多いものとして敬遠したり、役人の権威を恐れたりして人びとの心や気持が開かれなくなっては好ましくないで、このたび目安箱を設置することにした。

下々の者どもは、右の御趣意をありがたくうけとめ、朝廷のためになることは申すまでもなく、役人のよしあし、正不正、民間の苦しみなど何でも構わない、恐れはばかりことなく書き記し封をして、この箱に入れるように。取りあげるに価するような意見は直ちに採用するものである。

辰八月 鎮将府』

役人のよしあし、正不正、民間の苦しみなど・・・とするとところに新しさがあるのでしょうか、やはり、一昔前の制度との印象はぬぐえません。しかし、この策は、一定の効果をもたらしたようです。東大和市史資料編では『同年十月、鎮将府に代わった行政官によって、建てられた立て札の末尾には「附御取上なきかき物は焼捨る、且又偽訴は致しまじく、・・・」という文言が書き加えられていた。このことは、おそらく八月から十月の間に、かなりの声が目安箱に投ぜられたものと思われるが、中には「偽訴」と思われるものも寄せられたのであろう。そうした行為に対する新政府からの規制が、右の「附」であったと思われる。』と記しています。(7 p193)

孝行者、忠義者、高齢者への施し

新政府は、慶応4年(1868)9月8日、慶応を「明治」と改元 一世一元の制を制定しました。天皇が、9月20日、天皇東京へ行幸のため京都を出発します。10月13日、東京に到着する間、道筋の各地で、その地の孝行者、忠義者、高齢者へ施しをしました。

明治元年(1868)10月13日、天皇が東京に到着、江戸城を皇居と決めました。10月25日、東大和の村々に「御東巡につき孝行者、忠義者、高齢者への施し」の沙汰(通知)が来ました。蔵敷村内野家に残された写しでは

『このたびの東征に際し、その道筋の孝行者、忠義者、職業に精を出している者に褒美を、七十歳以上の者や火災・水難の被害を受けた者どもに金品が施されるとの仰せが出された。よって、皇國中遠近なく前述の通り拡く行われるとのありがたいお考えであるから、府藩県においてもそのご趣意をつつしんでうけ、それぞれの支配のもとで速やかに褒めたり、金品を施したりして、窮民撫育を徹底させるようにすべきであるとの通知である。』

となっています。東大和市域の村々でどのような村人達が対象になったのかは不明です。いいことだとする反面、名主など村の役員、富農達は、また、献金かと顔をしかめたかも知れませんが、今回は別の負担者が居ました。

『天皇は連日のように、沿道各地の高齢者、孝子、節婦や公益事業の功労者等を褒章し、あるいは災害にあったものに金品をあたえた。慈悲深い天皇であることを、自らの行為で示していた。この総計は一万一千人余り、総額で一万一三〇〇両余りにもものぼった。これらに要した費用は、京坂の富商である、三井次郎右衛門、山中善右衛門、広岡久右衛門、長田作兵衛、殿村平右衛門等を御東幸御用掛りとし、かれらに負担させたものであった。』(佐々木 克 江戸が東京になった日 p132)

としています。

御酒頂戴

明治元年(1868)9月8日、「明治」と改元 一世一元の制が制定されました。

明治元年(1868)9月20日、天皇東京へ行幸のため京都を出発しました。

明治元年(1868)9月27日、庄内藩が降伏しました。

明治元年(1868)10月13日、天皇が東京に到着、江戸城を皇居と決めました。

明治元年(1868)11月、北陸遠征の諸軍が東京に凱旋しました。

その 11 月 4 日、東京市中は山車や屋台を繰り出して、ドンチャン騒ぎになりました。少し場面を振り返ります。東京百年史の記述です。

『九月二十日、天皇が京都を出発すると、東京府では天皇の東京到着を十月十一日と予定して天皇を迎える準備が具体的に行なわれた。府治類纂の記録によってみると、まず、十九日には品川宿から江戸城までの沿道の整備が鎮将府辦事から東京府に申し入れがあり、二十一日には府内組々世話掛の名主らに対しては、町々火元に入念に注意すること、水溜桶などを用意して火事のためばかりでなく、風が烈しいときには「往還ならびに屋根上之打水」する準備をせよと命じた。

つづいて、品川十八力寺門前から呉服橋御門迄の町々名主らに対しては、道筋について横町には竹矢来か竹木戸を作ること、盛砂をしておくこと、到着が夜分になった場合は両側町家軒下にちょうちんをつけること、空地は板囲いすること、道筋の町々名主は麻上下・家主は羽織袴を着用して出ていること、湯屋・豆腐屋・菓子屋・味噌屋・そば屋・うどん屋・鍛冶屋のように火を用いるものは当日は休業すること、道筋往還の掃除は入念に行ない、風があれば時々水をまくこと、道筋の町家の二階は戸締めにしておくこと、手桶は表の軒数に応じて出しておくこと、町々の水溜桶の破損しているものは早く修理し、町銘の札や裏井戸のある目印はきちんとしておくこと、溜人足は最寄へ詰め置くこと、出火の際は溜入足は半分を詰場へ出し、半分は町内に残すこと、溜入足の法皮は現在あるものを用い、新調しないことなど十四カ条の心得を布達した。』

こうした事前の準備があつて、天皇が江戸に到着し、北陸道の反乱も収まって江戸市民に御酒が配られたのでした。蔵敷村内野家に「御凱旋につき御酒下さる」の記録があります。

『辰(明治元年)十一月四日、晴、北陸道総督民部卿宮様が凱旋して東京へお輿入れになったので朝廷から市中一同のものへ御酒を下されることになった。幸橋御門内の東京府の役所へ各町の名主が麻の上下を着て頂戴に出向いた。御酒錫一對ずつ下されたけれどもこれは町の名主だけに下されたとのことである。その外町内へは、町ごとに酒大樽二本位ずつ下されるとのことです。車で引き取った。また揃いの半天を着た鳶人足が、キヤリ歌をうたいながら車を引き廻したり、山車を花などで飾りつけたり、みんな思い思いの出立で、女芸者、金棒引きなど町の隅々までの賑いは、まったく天王祭のようで誠に前代未聞のさわぎのようであつたらしい。』

末尾は「頓と天王御祭りの如く、誠にこれまでになき勇み立ちと思わる」となっています。蔵敷村の名主までは声がかからなかったようです。当日の模様を東京百年史は

『十一月四日、政府は東幸にあたって江戸市民に酒肴を配った。これは江戸市民の間にまだ残存する反政府的感情をやわらげるためにとられた処置であつた。その割り当ては、大町(一〇〇軒以上)には一町三樽、中町(五〇軒以上)には一町二樽、小町(五〇軒以下)には一町一樽ずつ、総計一、五九二町に二、五六三樽、瓶子二二一對を配布した。市民は十一月六日・七日の両日、家業を休んで、「天盃頂戴」といって酒を飲みあつた。そして山車や屋台までくり出して大騒ぎをやり、祭礼気分で市中をねり歩き、火の消えたようであつた東京は、これによって活気を取りもどした。・・・』(第 2 巻 p 64)

第5章 高札書換の傍らで助郷免除運動

慶応4年・明治元年(1868)の様子を1月1日から順に追ってきました。新政府軍の東征、旧幕臣の反乱、制圧、江戸城が明け渡され、江戸が東京になり、皇居が定まり、11月4日には江戸市民に御酒が配られて、東大和市域の村々にも、新政府の存在が目に見えてきました。

村は高札の書き替えを願い出ました。長い間の江戸・徳川幕府に代わって、新しい支配者の意志・政策の伝達を掲示することになりました。

(1) 高札の書き換え

高札書き換え通知

新政府の意思伝達である高札はなかなか書き換えられなかったようです。慶応4年(1868)8月8日、古河一平が武蔵国知県事になりました。部下が支配地を廻村します。高札問題が気になっていたのでしょうか。8月28日、府中宿に到着するとその通知の中に、次のように書きました。府中市史から引用します。

『高札を、あたらしい文面に書き替えて立てさせることになるから、在来の方を除去し、新規に板証を選び、一カ村に五枚ずつ大小を準備し、削りあげたものを泊り宿へ差出すよう準備せよ。通行の筋にある継場やその他の村々へは、府中宿からもれなく通達しておくように』

との達しのあとへ、右のお達しのなかにある高札板を削立てて、^{もうしさとす}明二十七日の昼九ツ時まで府中宿へ御持参ください。なお、これは、このたび知県事・判県事が申論することがあつて来られるので、お泊りになる府中宿へ、もよりの村々の名主・組頭・百姓代どもは、まかりでよというお達しにともなつて仰せ渡されてきたことだと、もよりの村々へ廻状をそえ、急の御用だから、くれぐれも遅刻しないよう早々に順達されたいと、念をおしている。

こんなにしてもまだ、旧旗下領の村々では、翌月に入っても高札の掛替えがなされていなかった。それゆえ、九月二十日付で古賀一平役所から府中宿へあててよこした達しが五カ条あったなかで、その第二条に、〈高札案を渡すから、旧幕府の旗下支配であった村々では、すみやかに高札を書き改めるよう〉、あらためて申しつけている。』(府中市史下 p 32)

東大和市は江川太郎左衛門の管轄下にあり、芋窪村、高木村、清水村の旗本領が古河一平の管轄地です。従つて、この村の該当名主がどのように対応していたのか不明ですが、東大和市域では蔵敷村が11月3日に書き換えを願い出ました。

書換願

明治元年(1868)11月3日、蔵敷村では名主・柰左衛門が新しい高札の書き換えを願い出ました。

『「太政官高札新掲」

辰(明治元年)十一月六日御高札の墨入れ願

恐れ多いことですが、書き付けをもって願ひ上げます

武州多摩郡蔵敷村の惣代名主柰左衛門が申し上げます、このたび、王政御一新の御布告の趣をありがたくお受けし、御制札の書き替えをお願い致したく、新板三枚を添えてお願い申し上げます何卒、御慈悲を以て御墨入れをして下されますようお願いいたします、以上

当御支配所 武州多摩郡蔵敷村 役人惣代 名主柰左衛門

明治元年辰十一月三日

菰山県 御役所

明治元年(1868)12月19日、新高札に墨入れが行われました。従前高札場に掲げられていた4

枚を取り去り、新しく3枚を掲げました。内容は、「広く会議をおこし」でも、「知識を世界に広め」でもありませんでした。



1 枚目

定

- 一 人たるもの五倫の道を正しくすへき事
- 一 鰥寡孤独廢疾のものを 憫むへき事
- 一 人を殺し家を焼き財を盗む等の悪業あるま しく事

「人間は五倫の道を正しくせねばならぬ」
「身よりのない者や病人をあわれむこと」
「殺人・放火・盗賊のような悪業をしてはいけない」

2 枚目

定

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候を徒
党と唱ひ、とどうして志立てねかへ事企たつる
を強訴といひ、或は申合居村居町をたちのき候を
てうさんと申す、堅く御発度たり、若右類之儀こ
れあらは早々其筋の役所へ申出べし、御ほうひ下
さるへく事

「何事によらず徒党、強訴、逃散は厳禁、このよう
なことがあれば早々その筋の役所へ申し出でよ、ご褒美を下さる」

3 枚目

定

- 一 邪宗門之儀ハ是迄御制禁之通堅く可相守事
- 一 切支丹宗門之儀ハかたく停止之事

「邪宗門はこれまでのとおり禁制」
「切支丹宗門はかたく停止」



の3枚でした。つまり、慶応4年(1868)3月15日、新政府が示した五榜の掲示の3枚が、約10ヶ月後に東大和市の村々に掲示されたことになります。激動期、身を張って事態に備え対処してきた村長達にとって、表面上は慰安的な言葉遣いで願い出ていますが、内心では抵抗もあり、急ぐことではなかったのかも知れません。

覚札

書き換えられた高札は上記の通りですが、五榜の掲示には、高札と共に「覚札」がありました。「定三札の後へ当分掲示いたし置くべく」とありますので、本来ならば上に紹介した三枚と一緒に掲示されたのですが、実態はわかりません。文面は里正日誌に、五榜の掲示のさい紹介した同

じ文面で資料として残されています。

これらの高札は明治 6 年(1873)2 月 24 日、太政官より「従来高札向き義は一般熟知のことにつき向後取り除き・・・」との通知を受け、取り除かれました。高札場は「掲示に代用す」として掲示場になりました。

五ヵ条の御誓文

参考までに、慶応 4 年(1868)3 月 14 日、天皇が天神地祇に誓い、公卿や諸侯などに示した明治政府の基本方針である五ヵ条の御誓文は、蔵敷村名主の内野左衛門が次のように記録しています。

一 同三月五條ノ誓勅ヲ下ス
一 広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシ盛ニ^(テ脱)經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ
倦マサラシメンヲ要ス
一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 知識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ变革ヲ為サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ン
ジ、天地神明ニ誓ヒ大ニ斯国是ヲ定メ万民保全ノ道
ヲ立ントス、^(亦脱)衆此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

高札が書き換えられている最中、明治元年（1868）11 月 17 日、東大和市域の村々は、ますます過重となる助郷、特に江戸時代にはなく、明治になって新しく課された中山道の蔵宿に関する助郷の免除運動に精力を取られるのでした。

（２）蔵宿助郷免除運動

高札の書き換えと同じ時期に当面したのが、蔵宿への助郷免除運動でした。さすがに、生活がかかっていることから、キツイ運動を展開します。

定助郷

宿場の重要な役割は、幕府公用の旅人の荷物を次の宿場まで送り届ける継立業務でした。そのため、幕府は宿場に一定数の人馬を常備するように義務付けました。しかし、すでに見た皇女和宮の降嫁などのように急激に交通量が増大すると、宿場に用意されている人馬だけでは不足することから、不足する人馬を近隣の村々から徴用しました。その制度化のために、宿場ごとにあらかじめ徴用する村を決めて、安定化を図りました。この制度を助郷制と呼びました。東大和市域の村々は中山道では大宮、甲州街道では、武蔵府中、内藤新宿などが指定されていました。

助郷による出勤に対しては報酬として賃金が支払われましたが、通常の半分くらいにしかならなかったようです。往復に 1 日～2 日かかる場合もあり、また、徴発が農繁期に多く、村では人馬の代わりに金銭を差し出すこともありました。賃金の補助分と代役の金銭負担で村の財政は圧迫されました。

当分助郷・戦時助郷

定助郷の外に、すでに見てきたように、幕末から維新時にかけて戦時の臨時的な助郷が多発され

ました。これには、「急場の軍役であり、かれこれ申し上げてはおそれおいため、難儀ながら」つとめてきたと協力体制を取ってきました。これらを「当分助郷」と呼びました。

新政府は従前の助郷制度を改め、新しい仕組みの実行を命じました。武蔵村山市史は

『さらに慶応四年五月八日、新政府は諸道助郷の改正を命じた。東海道を七万石、中山道を三万五〇〇〇石、その他の脇街道を一万石ほどとし、まず一年間を村高の四分勤めの見積りで、村むら一円を助郷に組み込んだ。宿・助郷を合併してその費用をはぶき、常備人馬を廃して人馬を石高に応じて出させ、足し金は石高に応じて出金させることとしている。六月八日には「改正仕法書」を發し、五月八日の助郷課役の徹底を図るとともに、従来の問屋役人や助郷惣代などという称号を廃し、新規に「伝馬所取締役」を置き、人望のある者を入札で選ぶように命じた。』

と説明します。この改正により、東大和市域の村々は新しく中山道蔵宿の助郷に指定されることになりました。そこで、起こったのが蔵宿助郷の免除運動です。



蕨宿助郷

慶応4年(1868)5月、東山道総督府から命令が来しました。

『今般官軍の御通行により多数の人馬が必要となり、これまでの定助郷だけでは支障を来す状況である。このため後日に宿村の取り調べが済み、新しい体制が決定するまで、当分のうちは武州足立郡飯塚村はじめほか六か村、同州新座郡田嶋村はじめほか一八か村、同州多摩郡中里村はじめほか六二か村、同州入間郡堀口村はじめほか一七か村、同州埼玉郡加倉村はじめほか一〇か村を、当分助郷に申し付けるように御指図があったので、蕨宿役人より人馬の出動要請があれば、すぐさま差し出し滞りなく平等に勤めなさい。遅参・不参の場合は、後日取り調べの時に必ず処罰の沙汰があるので、心得違いないように、まじめに勤めなさい。

辰五月東山道

總督府 道中取締方

右村々
名主
組頭
百姓』

とするものです。これに対して、東大和市域の村々は一致して免除運動を展開します。江川太郎

左衛門役所は穏便解決を図りましたが、村人達は、新政府の民政御裁判所に訴え出ました。その願い文が残されています。長文ですが、当時の模様を良く伝えますので、途中小見出しを付けながらご紹介します。

願い出

『恐れながら書付をもって歎願致します。

武州多摩郡高木村ほか七か村惣代である同村名主金左衛門が申し上げます。当五月中、官軍御東下につき当村むらでも中山道蕨宿の当分助郷となった。右は急場の軍役であり、かれこれ申し上げては恐れ多いため、難儀ながら蕨宿からの触当通り遅参なく人馬役を勤めた。ところが、その後も引き続き際限なく多分の触れ当てがある。

蕨宿まで3～4日要する

右宿まで往復十八・九里ほど離れている遠村であるため、一度の役勤めのために三・四日ずつ日数を要する。壮健のものは肝腎な農事の支障ともなり、たいへん困っている。

幕府へ組み替え願いをしたが聞き入れられなかった

宿最寄りの村々、手あきの村々もあるので、宿方へ当分助郷の組替えを幕府へ願うよう求めたが、聞き入れられなかった。

不用の人馬を過当に触れ当て、賃銀勤めの分を押領している

そもそも当分助郷は五月中からおよそ六か月間という約束の勤めであり、御通行量が減少すれば、勤めが免除されることも承知しているが、宿方は巧みをもって不用の人馬を過当に触れ当て、また、賃銀勤めの分を押領している。過当の人馬をもって御用に従事させられていることは、だいたい承知しているが、御通行の多少、宿方の不正などは容易に糾明もできないので、これまで沈黙してきた。

過当触当である

しかし、当十月中、一の宮への行幸にことよせ、左の通り過当の人足を触れ当ててきた。

十月廿五日夕詰

一高百石につき人足十人 但し、御用中は宿へ詰め、食事は村方で用意した。

十一月二日夕詰

一高百石につき人足三人余 但し右同断。

右の通り村々へ触れ当てがあり、これまでにない有難き御用柄であり、御国恩に報いるのは、この時と思い零細な百姓まで難儀の深刻化も厭わず、触れ当て通り遅滞なく宿方へ詰めた。しかし、駅通司様からは、右のような過当の人足は命じていないとの廻状があった。せっかく宿方へ詰めた人足のおよそ七割ほどが余分となり、引き返し、膨大な失費となった。右は、村むら賃銀勤めの分を押領しようという企みでもある。格外の人馬を多数触れ当てた不正の始末は、今度の御一新明白な処置によって、たちまち明かとなるにも関わらず、恥じ入る様子もなく、引き続き人馬を引き立てられ、たいへん難儀している。

当分助郷が増加し定助郷と同様である

元来、当村むらは甲州道中の裏街道にあたり、通行の諸方へ継立人馬を提供し、そのうえ往古より同道中府中宿へ賃高加助郷も勤めてきた。ところが、近来東海道・東山道両道中は御通行が集中する傾向にあり、御急用の御方々様は甲州道中を往来するため、右の両道とも過分の継ぎ立てがあり、すでに当道中宿々でも当分助郷または増加助郷などを願う状態である。私どもの村むらが甲州道中の加助郷というのは名目のみで、実際は定助郷と同様の人馬数を勤めてきた。

賃銀勤めとした

ところが、去る丑年(慶応元年)中、御変革御用の御旅行のため中山道大宮宿から当分助郷に指定された。従来の村役も勤め兼ねるほどであり、人馬を差し出すことはできないため、しかたなく、五か月限りの賃銀勤めとすることで示談した。ところが、翌寅年(慶応二年)には東海道川崎宿からも当分助郷に指定された。川崎宿へは十里余も離れており、勤めようもないので、同年十月限の賃銀勤めということで、これまた示談した。また、当三月中、官軍御東下に関わり東海道川崎宿の御賄い御用も高役で命じられた。高百石につき金三両ずつの割合での出金である。さらに、同じ時期に中山道大宮宿から同様の御用のために、日数に関わらず触れ当て次第に当分助郷を勤めることを命ぜられ、また、甲州道中日野宿からも当分助郷を勤めることを、官軍御先鋒御用掛りの御印書をもって仰せ付けられた。

また、奥羽御出兵のうちには、本街道が込み合うために脇往還を通行するものもあり、当村むらをはじめ近村の御継場小川村・所澤村などへ急場の御用人足が仰せ付けられた。

蔵宿の差村となったが難儀している

こうした状況のなかで、当五月以来、蔵宿の差村となったため、大宮宿の御用は三里より五里までにて免除となった。このように近年引き続き諸方への人馬役高などを勤めてきたが、当村むらは、元来、武蔵野続きの悪地であるため地徳も薄く、生活の助けになるような副産物もない。何れの村々の男も伝馬役・高役・村役などに追い使われ、農事余業にも難儀している。そのため辺鄙の村むらでは負担回避のために脱走をたくらみ、または押し込み強盗も少なからずあり、たいへん難儀している。

凶作で食糧にも不足

平年はわずかな作徳の売却代を、夫役夫銭の足し合いにしてきたが、当辰年(慶応四年＝明治元年)は、予想外の凶作で食糧にも不足するほどである。ことに近来人々の気風は不穏であり、すべての流通があまりない。高役や夫役は急激に増え、御年貢は五・六割増にも課せられている。蔵宿よりも前記の通り不正に過当の人馬を引き立られ、ほんとうに村むら一同、暮らし方も成り立たず、天を仰ぎ歎息のほかには手段も尽くし果てた。あまりの当惑に是非なく、惣代をもって歎願いたします。

生活でき兼ねるので免除願いたい

前述の通り蔵宿へは、これまで特別な人馬負担もなかった。私ども村むらは年来引き続き、右のように諸方への助郷、夫役・高役などに苦しみ、一同疲弊困窮している状況である。そのうえ当年は食糧も不足するような凶作であり、生活できかねるひどい状況であることを、よろしく御察しいただき、蔵宿の当分助郷は当年十月中の一之宮御幸の御用に限り、それ以外はぜひ免除していただきたく、御一新の配慮ある救済の沙汰をひとえにお願い申し上げます。以上。

明治元辰年十一月十七日

武州多摩郡

高木村
後ヶ谷村
桑川村
奈良橋村
蔵敷分
芋窪村
横田村

右八ヶ村惣代

高木村 名主 金左衛門

民政御裁判所』

菰山県役所の差し控え指導

この願い出に菰山県役所(江川太郎左衛門役所)は差し控え指導をします。しかし、願い出者はそれを蹴って民政御裁判所へ訴え出ました。

『前書の通り歎願したいと思いますが、御支配所である菰山県役所においては、「当時宿々助郷について検討中であるので願書の提出は差し控えるように」と仰せ渡された。しかし、恐れ多いことですが、蔵宿より厳しく触れ当てがあり、村むら一同本文のようにたいへん難渋しています。願書の提出を許されなければ、惣代のものに不行届があると、一同が騒ぎ出し兼ねないので、まったく以て進退に困っています。重々恐縮に存じますが、御一新の折、天慈にすがり御愁訴申し上げます。なにとぞ特別の御慈愍をもって受理され、本文願いの通り御救済の指示をいただけるようお願い申し上げます。以上

右

十一月十七日
民政御裁判所』

金左衛門

この意志決定をする間、後ヶ谷村円乗院で関係者は打ち合わせをしています。「御支配役所の申し渡しを拒み、右願書へ奥書致し、御箱訴つかまつり・・・」との記録はありますが、この結果がどのようなになったのかは、残念ながら不明です。蔵宿への助郷はその後も続いています。しかし、これだけのことをした以上、何らかの成果があったものと思われます。

東大和市域の村々が結束して、長年の支配を受けてきた旧江戸幕府代官であった江川御支配役所の指導を振り切って、しかも、過当割当・不正疑惑を突きつけて、新政府の裁判所に訴える力が、地元の指導者に付いていることは確実です。一方、この年(明治元年＝1868)の暮れ、12月、旧幕臣・榎本武揚らが蝦夷地を占領します。

民政裁判所

慶応4年(1868)5月19日、江戸鎮台を置くとともに、旧幕府の町奉行所を市政裁判所、寺社奉行所を寺社裁判所(後に社寺裁判所と改称)、勘定奉行所を民政裁判所とあらため、あらたな支配機構としました。鎮台府の長官は、東征大総督の有栖川宮熾仁親王が任じられています。

旧勘定奉行所を民政裁判所と改めたとき、幕府時代の菰山代官江川太郎左右衛門役所は「江川太郎左右衛門役所」、文中に云う「御支配所である菰山県役所」になりました。

第6章 最初は菰山県と品川県に(政体書～廃藩置県)

(1) 政体書・新しい地方機構

政体書の公布

慶応4年(1868)閏4月21日、政体書が公布され、地方支配機構が定まりました。

全国を府・藩・県に分け、府県に府知事(知府事)、藩に藩知事(知藩事)、県に県知事(知県事)を置きました。

府は京都、大阪、長崎、奈良、越後(新潟)、度会(現在の三重県)、佐渡、東京、神奈川、甲斐の順序で設けられました。旧来の遠国奉行の支配地にあたります。

県は幕府直轄領(御料・天領)および旗本知行地を新政府が没収して設けました。

しかし、この区分は長く続かず、明治2年7月17日(太陽暦:1869年8月24日)の太政官布告第655号により、府は京都・東京・大阪の3つのみとされ、他はすべて県に改称されました。

江戸の周辺では、この原則は適用されず、県の代わりに「知県事」を置きました。役名に「県」

が入っていますが、まだ県は置かれていません。

江戸では、幕府直轄地を数人の代官が支配地域の担当を交替して受け持っていました。新制度に移るときにも、その状況は変わらなかったため、当初は6月19日、忍藩士・山田一太夫(政則)、6月20日、松村忠四郎(長為)、7月10日、桑山圭助(致)を武蔵知県事に任じ、旧代官の支配地域を知県事の管轄としました。8月8日、松村忠四郎が病気により古河定雄(一平、肥前藩士)に変わりました。

葦山代官である江川太郎左衛門(英武)の支配地は、江川が早期に新政府側に恭順したことから、その支配地の管理を引続いて江川に命じています。東大和の村々は、旗本領地(芋窪村、高木村、清水村の一部にあった)以外は、江川太郎左衛門の管轄下に置かれました。慶応4年6月には葦山県が置かれ、江川太郎左衛門は葦山県知県事となりました。

役所は東京日本橋馬喰町の御用屋敷に置かれて、同じ屋敷内で3人の武蔵知県事と江川太郎左衛門が共同して執務していました。

江川太郎左衛門役所へ

江川太郎左衛門・英武は新政府軍の求める支配地絵図、石高帳、人別帳をもって慶応4年(1868)2月12日、桑名宿へ出頭(里正日誌)しています。そして、同年3月に「勤王証書」を新政府に提出し、恭順を示したとされます。それらのことから、慶応4年(1868)閏4月21日、政体書が公布され、地方支配機構が定まった時には、東大和市域の村々は、旧幕時代に引き続き、江川太郎左衛門の管理する地域となりました。名主など村方三役もそのままでの制度で引き継がれました。

葦山県と品川県へ

慶応4年(1868)閏4月21日、政体書が公布された当時の東大和市域の村々は

芋窪村天領分 旧旗本領分

蔵敷村

奈良橋村

高木村天領分 旧旗本領分

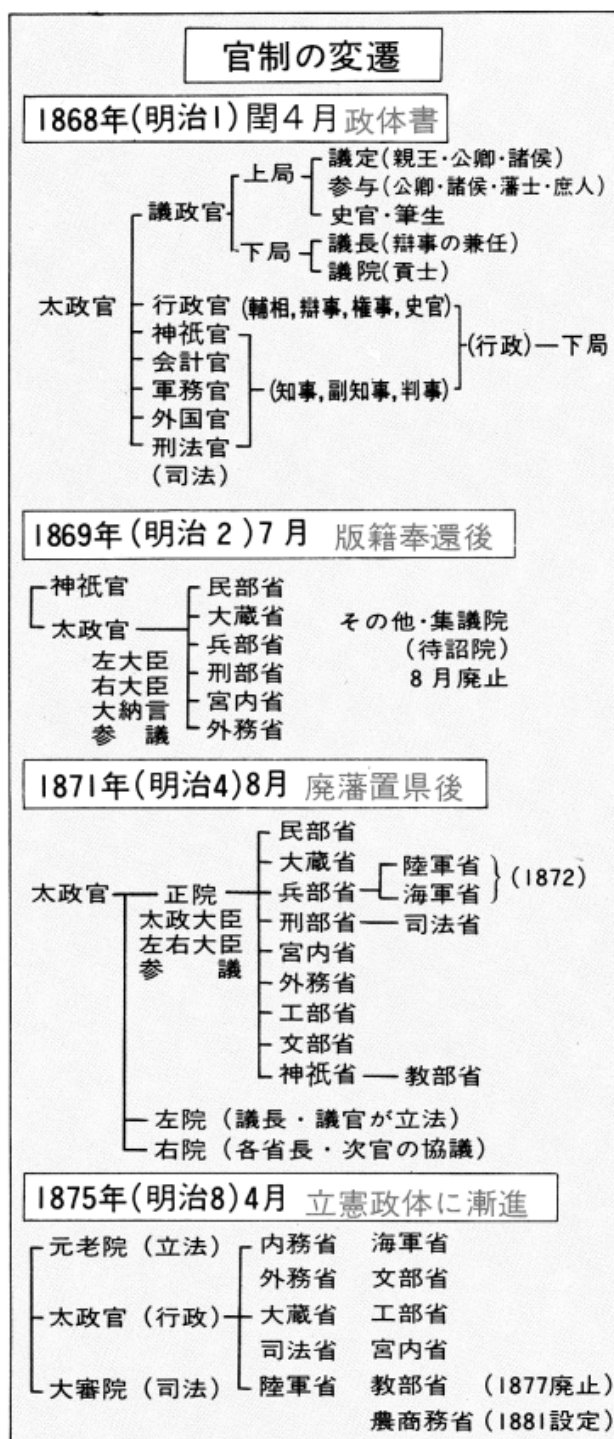
後ヶ谷村

宅部村

清水村(新田分) 本田分=旧旗本領

に分かれていました。旧旗本領分以外は全て葦山代官江川太郎左衛門の所管でした。

慶応4年(1868)6月、葦山県が設置されると、江川太郎左衛門の所管であった天領分がそのまま



「菰山県」になりました。清水村、高木村、芋窪村の旗本領であった区域は、いったん政府に没収され、武蔵知県事（古河定雄・一平、肥前藩士）に属しました。古河一平は明治元年(1868)10月品川県知事に就任しました。

武蔵知県事に属する区域は、明治2年(1869)2月9日に「品川県」が設置されると、品川県に移ります。ところが、菰山県と品川県の県域が複雑に入り混じっていたことから、県の設置直後に所管する村の管轄替えが行われました。

明治2年(1869)2月、品川県下の芋窪村と高木村の旗本領区域が菰山県に移管されました。

明治2年(1869)4月、菰山県に属していた清水村の江川太郎左衛門所管区域（新田分）が品川県に移管されることが沙汰され、品川県に引き渡されました。

以上は東大和市史によりますが、里正日誌によれば、明治2年(1869)2月、品川県下の芋窪村と高木村の旗本領区域が菰山県に移管されたとされる区域は、4月10日に沙汰があり、6月28日頃品川県から菰山県が受け取ったことになっています。高木村分は65石、芋窪村分は165石と石数が記録されています。

いずれにしても、この整理により、芋窪村・蔵敷村・奈良橋村・高木村・後ヶ谷村・宅部村の六か村は菰山県に、清水村だけが品川県に属することとなりました。年貢の割付、助郷の負担など、相当に混乱したはずですが、さらにややこしくしたのが寄場組合の再編でした。

（２）寄場組合の再編

寄場組合

すでに紹介したとおり、江戸時代後期～幕末にかけて、江戸周辺の農村は治安が悪化していました。これを効率よく取り締まるため、幕府は、関東取締出役を設け、文政10年(1827)には、「寄場組合」を構成して取り締まりが効率的に行われる制度を設けました。中心になる村を「寄場」とし、周辺の数10か村を組合としてまとめました。

東大和市域の村々は芋窪村が拝島組合に属し、他は所沢組合に属していました。菰山県と品川県が成立して、上記のように管轄地域の整理が行われると、これまでの寄場組合の編成では不都合な面がでてきました。そこで、寄場組合の再編が行われました。

蔵敷村組合の独立

日常の生活面でも所沢とのつながりが強かった東大和市域の村々は、所沢寄場組合に所属していましたが、蔵敷村・奈良橋村・高木村・後ヶ谷村・宅部村が「蔵敷村組合」として独立しました。

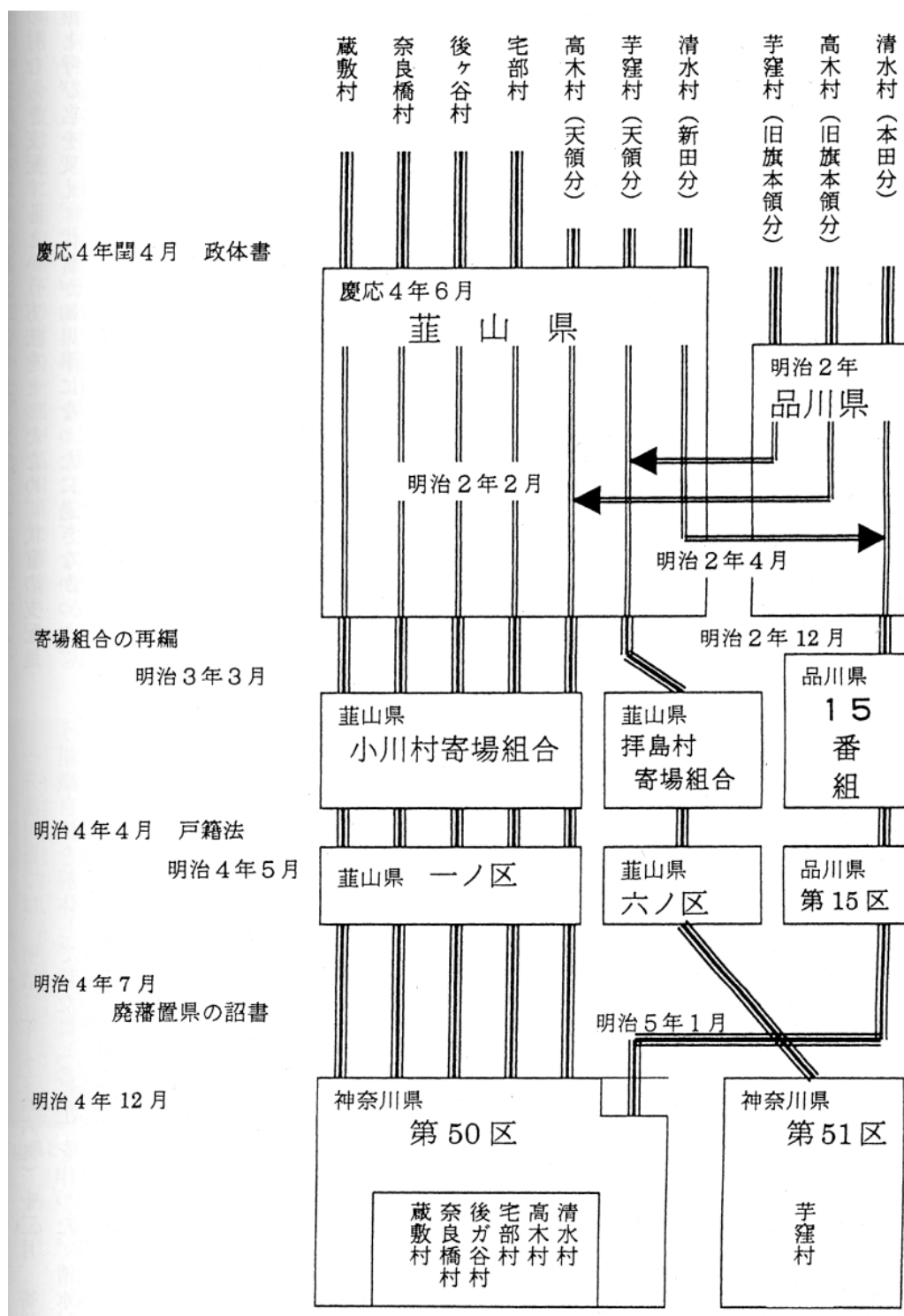
小川寄場組合の設立

菰山県では寄場組合の分離吸収が行われて、蔵敷村組合の構成村数が少なくなっていました。

明治3年(1870)3月、田無村組合から小川村外3か村、蔵敷村組合からは蔵敷村外5か村が、小川村を寄場とする小川組合村の設立を願い出ました。

小川組合村の設立は許可となり、その構成は小川村・小川新田・榎戸新田・廻り田新田・蔵敷村・奈良橋村・高木村・宅部村・後ヶ谷村・廻り田村の10か村でした。組合惣代は蔵敷村名主左左衛門、小川村名主弥次郎、小川新田名主弥一郎の三人が担当しました。

芋窪村は品川県に属していて、拝島組合を構成していましたが、品川県が明治2年(1869)12月、「番組制」をひいたことから、品川県15番組となりました。



(3) 廃藩置県

明治4年7月14日、「廃藩置県」の詔書が発せられました。これまでの「府・藩・県、三治」制から、「府・県、二治」制にかわり、藩が廃止され、大名領がなくなりました。地方を中央が統治する政治・行政改革ともいえます。

廃藩置県

明治2年(1869)6月17日、274藩主から版籍の奉還が行われ、原則として土地と人民は明治政府の所轄となりました。旧藩主は知藩事(藩知事)として引き続いて藩を統治していました。一方、徳川幕府直轄地(天領)には府と県が置かれて、新政府から府知事・県令が任命されていました。

府・藩・県三治制は、藩領と天領とが入り混んで、非効率でした。軍制が各藩から派遣された軍隊で構成されていて、統率性を欠きました。何よりも、国家財政の元になる年貢の徴収＝税制改正に障害があり、弊害となっていました。また、藩の中には財政事情が悪化して維持が困難となり、廃藩を願い出る所も出てきました。

このような背景から、新政府の肝いりで、廃藩置県が行われました。「廃藩置県」の詔書には『今更ニ藩ヲ廃シ県ト為ス、是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無カラシメントス』と書かれていました。

当初は従前の藩を重視したことから、3府・302県という、多数の県になりました。規模がまちまちで入りくみや飛地も多かったのを調整し、合併が進められた結果、同年11月22日には全国で3府72県になりました。明治4年11月3日、品川県が廃止、同年11月15日、菰山県が廃止されました。この廃藩置県後の府県の統合を改置府県とよびます。その結果、武蔵国は、東京府、神奈川県、入間県、埼玉県に区分されました。なお、神奈川県は明治元年(1868)9月21日に、神奈川府が県と改められています。

関東の改置府県

東大和市域の村々には、菰山県、品川県、神奈川県、入間県などが関係します。その経過を東大和市史から引用します。

『十一月の太政官布告により関東地方の改置府県が実施され、多数の小府県が錯綜していた状態を脱し、まとまりのある比較的大きな府県に整理された。この段階で、多摩郡のほとんどは入間県に属する予定であったが、神奈川県の希望により最終的には神奈川県に移管することになった。ただし菰山県と品川県では移管の手続きに若干の違いが見られた。』

品川県では、一旦入間県に移管され、入間県からさらに神奈川県へ移管されるという手続きが取られた。品川県から入間県への移管が明治四年(一八七一)十二月、そして入間県から神奈川県への移管は明治五年(一八七二)一月に実施された。一方菰山県では、入間県をとわず直接神奈川県へ移管されるという手続きがとられた。明治四年十二月のことである。』

東大和市域の村々

東大和市域の村々は結果的に神奈川県に属しました。その所属時期に若干のずれがあります。

- ・明治4年12月20日、菰山県に属していた芋窪村、蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村が 神奈川県に
- ・明治5年1月29日、品川県に属していた清水村が神奈川県に
編成されました。神奈川県には明治26年(1893)4月1日、「東京府神奈川県境域変更法」によって三多摩全域が東京府に移管されるまで属していました。

(4) 戸籍区

藩の廃止、新しい行政区域の設置の状況を紹介しましたが、現在の市町村に繋がる近代的な行政単位を定着させるまでには、いくつかの経過が必要でした。その一つが戸籍区・大区、小区制です。これは直接的には戸籍の整備の面から出てきました。

戸籍法の公布

新政府は相次いで近代国家としての政策を打ち出します。その最初が軍制と戸籍の全国的整備でした。明治4年4月4日、政府は全国の人口、戸数を把握するため、戸籍法を公布しました。目的に、「脱籍無産の徒」の取り締まり、不平士族反乱の動きの事前取り締まり、などが課題とされていますが、基本的には、これまでの「宗門人別帳」による農民の把握では、近代国家の税、徴兵などの行政、統計の基礎資料には耐えられなくなり、その確実なデータを得るためのものでした。

戸籍をまとめるための区

戸籍の編成に当たって、従来の自然発生的な村の上に成立した、江戸時代の支配領域の入り組みを整理する必要が生じました。新しく数ヵ村をまとめて一つのグループとする「戸籍区」を設置することになりました。戸籍区には戸籍事務を扱う戸長、副戸長を置きました。

蕪山県、品川県では、従来の寄場組合と番組をそのまま「戸籍区」としました。

品川県 明治2年12月18日、寄場組合を廃止、番組制度とする。そのまま戸籍区に。

蕪山県 明治4年5月、戸籍区を設置 戸長を決定。

東大和市域の村々は

小川村寄場組合(蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村)は「蕪山県一の区」

品川県第十五番組(清水村)は「品川県第十五区」

拝島村組合(芋窪村)は「蕪山県六の区」

となりました。

戸籍区の再編成

明治4年の改置府県によって、県の管轄区域が変更になったため、戸籍区に矛盾が生じました。そこで、明治5年(1872)戸籍区の再編成が行われました。

東大和市域内の村々は

蕪山県に属していた村、神奈川県第50区

品川県に属していた村、神奈川県第51区となりました。(芋窪村など)

この年11月、江戸の広域行政圏であった寄場組合が廃止されました。戸籍事務を取り扱う区と従来からの生活中心の村が同一区域となり、区が新しい行政単位になる可能性が出てきました。さらに興味を惹くのは、50区の区長は内野左衛門であり、隣接に10区があり、その区長には、後の自由民権運動の主導者である南多摩野津田の「石坂昌孝」が就いていました。両者の緊密な間柄を考えると、この時の区長会を通しての交流が推測されます。

戸籍編成の戸長、副戸長

戸籍の編成に当たる責任者として戸籍区に、戸長、副戸長が置かれていましたが、従来からの村方組織である名主以下の村役人と競合が生じます。その混乱を避ける意味から、従来の名主以下の村役人はそのまま残されました。そこで、村には、新しく戸籍を担当する戸長と村の事務を担当する村役人の二つの指示系統ができました。多くが、名主が戸長を兼ねたため混乱は生じなかったようですが、そうでないところは、約1年間混乱が続きます。

名主に代わっての戸長

明治5年(1872)4月24日、政府は、

「庄屋、名主、年寄等はすべて廃止し戸長、副戸長と改め、これまでの事務をすべて引き継ぐのはもちろん土地人民に関することは一切取り扱うべし」との布告を出しました。従前の村役人は廃止され、何よりも、戸籍区が行政区になったことに意味があります。

壬申戸籍の評価

この法律に基づいて行われた戸籍を「壬申戸籍」と呼んでいます、所沢市史では次のように評価しています。

『この法にもとづき作製された戸籍を壬申戸籍という。日本最初の全国統一戸籍である。壬申戸籍は人民保護のための戸口の実態把握とされたが、実際は屋敷番号による世帯単位の編成で、三年度調査の戸籍同様、家屋、家業調査が継承され、脱籍取締、窮民救助が意図されている。つまり国家と個人との間に「家」を介在させ、家に救助などの国家の義務を代行させるものであった。

このことは戸籍事務についてもいえることで、「各地方土地の便宜に随ひ、予め区画をさだめ、毎区戸長ならびに副を置」き事務を担当することにしたように、この戸籍区を末端機構とし、政府直轄の事業として行われる点にもみられる。近代的な個人の掌握というよりは、村を介せず直接「臣民一般」を家中心に把握しようとしたのである。』（下 p20）

（５）大区・小区制

政府は明治 5 年(1872)10 月、戸籍区に大小の別を設けて「行政区」として整備することを太政官布達によって命令しました。また、区には戸籍の編成を担当する戸長、副戸長を置きました。

寄場組合の転換

幕末の村々は「寄場組合」を形成して広域的なまとまりを持っていました。関東取締出役が取り締まりのため自由に活動する場でしたが、幕府と大名家轄下では機能しても、近代的な国家としては不適当な存在と判断されました。神奈川県は、明治 5 年 11 月、寄場組合を廃止しました。

東大和市域は

小川寄場組合に属する村は	韮山県第 1 区、区長は蔵敷村の内野左衛門。
品川県に属する村は	品川県第 1 5 区

となりました。

村は番号で区分された（区番組制）

明治 6 年（1873）4 月、神奈川県はさらに区割りと指示系統の合理化を求めて、区画改正法を定めました。武蔵と相模を 20 区に区分し、1 区に区長 1 名、副区長 1 名を置き、戸籍だけでなく行政事務全般を取り扱うことにしました。さらに区を「組」に細分しました。

これまでの「県」→「区」
「県」→「村」
の二つの命令系統が
「県」→「区」→「組」
の一系統になりました。

追いつけ追い越せの中央集権国家の建設には、何よりも従来の二重系統は非効率でした。前年の村方役人の廃止とあわせ、地方行政機構の整備は少しずつ進んできました。

東大和市域の村々は神奈川県第十一区第十番組に属しました。

区長・戸長・副戸長は、代議人の入札（選挙）によって選ばれました。地方の有力者は政府の行政組織に組み入れられた。

会所を高木村明楽寺に設けました。人口は2,827人 戸数466戸でした。

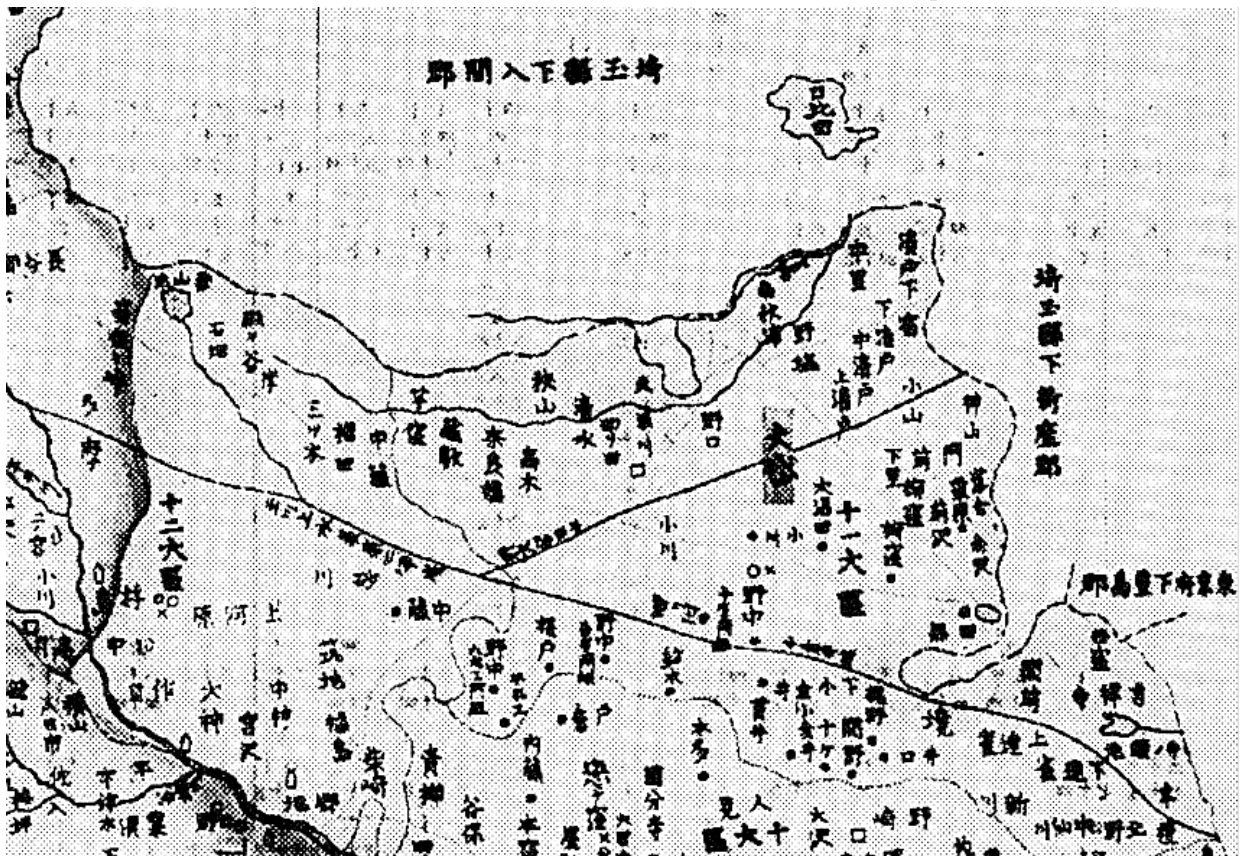
機械的につくった大区・小区制

明治6年（1873）6月、神奈川県は区を「大区」、組を「小区」に改めました。大した変更ではないようにも見受けられますが、従来の「組」が「区」の下に位置づけられたことは、組が区の下部組織になったことを意味します。命令・指令系統がさらに単純化されたことになります。

東大和市域の村々は神奈川県第十一大区第十小区に属することになりました。下図の通り、三鷹、武蔵野、小金井、東久留米、清瀬、西東京、小平、東村山、国分寺、所沢を含む広い範囲でした。区長、副区長はその区内の戸長、副戸長の選挙によって定め、戸長、副戸長は代議人の選挙によることになりました。

住民の意思の反映が、制限されてはいますが、選挙という手段で実現する可能性が生まれてきました。しかし、長い間に築かれてきた人の住む「村」の実態を無視した人工的な行政区画であったため、結局はうまく機能しませんでした。やがて、明治11年、郡区町村編制法によって、自然的な村との調和を図るように修正されました。

神奈川県管内図(1878年 東村山市史通史編下 p59)



この図は明治11年（1878）作成のため、後ヶ谷村と宅部村が合併(明治8年)した後の「狭山村」となっています。

第4編 新しい仕組みに向けて(明治2年以降)

第1章 明治の村

徳川幕府が崩壊して、明治の新政府が政権を担当することになりました。江戸近郊に位置する東大和市域の村々は、慶応4年・明治元年はほとんどが、旧幕時代の影響下にありました。政治的には、明治2年(1869)頃から、少しずつ新しい村へと変化します。しかし、産業の基本である農業は依然として従来の形態が継続されていました。

(1) 農業・織物

第45表 明治4年、蔵敷村、農作物作付状況

種類	作付反別	収穫量	反当収量	
米(水田)	町反畝歩 1.7.3.2	石 25.9599	石 1.5	水田
粟	18町	126石	7斗	夏 作
岡穂米	2	8	4	
蕎麦	3	18	6	
稗	3	45	1.5	
大豆	1	4	4	
小豆	1	4	4	
藍葉	1	200貫	20貫	
芋	5	100駄	2駄	
薩摩芋	2.5	50駄	2駄	
大根	0.7	315駄	45駄	
燕	0.3	30駄	10駄	
小計	37.5			
大麦	町反 23.5	石 235.5	石 1	冬 作
小麦	9.	54.	0.6	
小計	32.5			

(内野家文書「明治5年、里正日誌天」より)

第46表 明治4年、蔵敷村物産表

種類	産額	自用費消	他所輸出
米穂	25石	25石	0石
米	10	10	0
麦	235	235	0
大豆	48	20	28
豆	4	4	0
豆	4	4	0
豆	6	6	0
粟稗	140	140	0
蕎麦	60	60	0
麦	20	5	15
馬雞桑	2疋	2疋	0疋
葉	200羽	200羽	0羽
繭	150駄	150駄	0駄
藍木	200貫	0貫	200貫
綿	800反	0反	800反
繭皮	10石	0石	10石
炭	50駄	0駄	50駄

(内野家文書「明治5年、里正日誌天」より)

東大和市域の村々の農業は畑作中心で、米は極めて少なく、収穫の大部分は大麦と粟、稗でした。明治4年の蔵敷村の状況がわかります。幕末から明治2～3年も同じ状況と考えられます。

左の表は大和町史から引用するものです。作付反別で見れば、全70町歩の内、

大麦 23
粟 18
小麦 9
芋 5
蕎麦 3
稗 3
薩摩芋 2.5
陸稻 2
米 1.7

の順になります。産額で云っても、多少の入れ替わりはあってもほぼこの順位です。

村人達の主食は、米ではなく、麦、粟、稗、芋・薩摩芋が中心で、米飯はお祝い事とか物日だけに食べられました。これは、大正時代まで続いています。

小麦と蕎麦が自家消費より他所輸出の方が多くなっていることをみれば、これらは現金収入を得るための作付けであったことがわかります。

物産表で見れば、藍葉、木綿縞、繭と養蚕、織物関係が主なものです。

明治期の農業は畑作中心に自家用の主食を生産することで精一杯であったようです。幕末に盛んに行われた、江戸市中への駄賃稼ぎがどのようなものか気に懸かりますが、お得意であった武家がちりぢりになって居ることを考え合わせれば、その道は閉ざされていたのではないのでしょうか。わずかに炭が 50

駄生産されて、よそへ運ばれていますので、若干はあったものと推測されます。(表は大和町史 p335 から引用)

農業の形態は狭山丘陵周辺ではほぼ同一傾向を示します。隣接の中藤村(武蔵村山市)の明治 3 年(1870)10 月の書き上げでは

大麦 1778 小麦 1175 粟 890 蕎麦 411 稗 400 大豆 14 (いずれも石) となっています。

明治 8 年物産額

第 47 表 明治 8 年物産額村別順位表

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
	円	円	円	円	円	円	円	円
高木村	木綿縞(960)	大麦(290)	小麦(280)	藍玉(250)	夏蕎麦(336)	粟(213)	粟(200)	生糸(200)
清水村	"(1800)	米(334)	大麦(218)	黒川炭(180)	小麦(160)	繭(160)	繭(138)	
狭山村	"(2250)	大麦(444)						
芋久保村	"(4200)	小麦(800)	大麦(600)	米(507)	粟(480)	繭(300)	蕎麦(288)	薩摩詣(240)
蔵敷村	"(1820)	大麦(308)	小麦(266)	藍玉(240)	蕎麦(238)			
奈良橋村	"(1200)	藍玉(770)	黒川炭(416)	粟(372)	大麦(369)	大麦(328)	醬油(319)	夏蕎麦(285)

この表は明治 8 年の物産額を村別に表したものです。どの村も群を抜いて木綿縞の収入が一位を占めています。この時代になると、畑作物は自家消費となり、織物で現金収入を得ています。

(2) 不作・^{しゃそう}社倉・^{ぎそう}義倉問題

華々しく幕開けした維新でしたが、翌年の明治 2 年(1869)は、天候不順で、凶作・飢饉の年でした。4 月から雨が続きます。指田日記は 5 月 6 日、『当年山繭多し。天保午・未・申の三ケ年、山繭多くして酉年に至り、不作続きける故、飢渴の者多くあり、今年又、雨降り山繭多し、夜中、夜着・蒲団を着て、蚊帳をつる者もあり、天保の凶年の時候に似たり、心得あるべし』と記しています。そして、10 月まで雨が降り続けました。

年貢減額運動

瘦せた土地の畑作に天候不順が重なって、東大和市域の村々は極端な不作に遭遇しました。そこで、村々は集まって年貢減額運動を起こしました。7 月 22 日、蔵敷村名主左衛門は韮山県役所に農民の窮状の訴えを行います。

『私共の村々は、いささかの田がありますが、元来狭山丘陵の谷間の冷田の場所で、霖雨の節は一円泥がかぶり、蒔腐れあるいは青立ちが多く、畑作は武蔵野続きの軽土薄地でありますので、平年取実少なく、難渋の土地柄です。昨年驟雨打ち続き田畑とも凶作で、夫食不足の困民が多分に居りますが、非常時、御多端の時節柄につき、村役人ども精々説諭差し加え、破免の願いも致さずに参りました。・・・』

と、先ず、年貢の方法を変更する「破免」の願いをしたかったが、皆を納得させ、押さえてきたと窮状を訴えます。年貢の徴収について、先ずジャブを出します。

引き続き、9 月 28 日、蔵敷村・奈良橋村・宅部村・後ヶ谷村・芋久保村・高木村・廻り田村を代表して、これまでの年貢の徴収方法である「定免」を破棄するように韮山県役所に願い出を提出しました。平常の年を平均した額の年貢ではなくて、不作に応じた年貢にしてほしいと訴えました。その後のことは、東村山市史が伝えます。

「廻り田村上知田方内見帳」によれば、これまで田方の生産量は三町余で三一石余あったが、二

反余が青立、二町七反余で二三石余の生産高しかなかった。

表 5－6 廻り田村他 6 か村仮免状（1869年）

翌月、菰山県の権判事松岡正平・調役補吉田朝三郎などが七か村の数か所を選んで一坪あたりの収穫高を計る検見を行なった。この結果、「内見帳」の一合毛が六合毛から八合毛、二合毛が五合毛から八合毛と読みかえられた。しかし、七か村の稲の被害は三割以上あったので、破免願が承認されたのである。

後に発行された田方仮免状によれば、廻り田村中川上知分（太郎右衛門組）の正取米は一〇石五斗であったが、仮免状では七石余となっていた。七か村の正取米の合計は八〇石であったのが、仮免状では二六石余が減額されて約五三石となった。減額率は約三三パーセントであった（表 5－6）。また、十二月に支配下の村々に「極窮」のはなはだしいものを調べて差し出すように命じているが（近代 1 p82~83）、この様子はわからない。』（通史編下 p41）

村 名	田 高	正取米	仮免状
	石	石	石
蔵 敷 村	13.733	8.264	5.239
奈 良 橋 村	17.612	10.582	6.875
宅 部 村	37.408	18.248	11.772
後 ケ 谷 村	43.804	15.854	9.985
芋久保村酒井上知	25.640	15.401	11.056
高 木 村酒井上知	2.380	1.151	0.799
廻り田村中川上知	31.840	10.500	7.231
計	172.417	80.000	52.957

出典：「明治二年里正日誌 三冊二」（東大和市内野家文書）より作成。

となっています。明治そうそう、村は年貢問題で持ちきりでした。

窮民の救済

天候不順と恐らくは幕末から維新にかけての度重なる助郷が生産に影響していたのでしょう、収穫は少なく、その日の食事に事欠く窮民が出ました。引き続き東村山市史から引用します。

『一八七〇年（明治三）二月、蔵敷村組合では、救助を必要とする者を調べ、村内の裕福な農民が救済を行なった。救助を受けた者は、蔵敷村が一三軒四九人、奈良橋村が七軒一九人、高木村が六軒二三人、後ケ谷村が七軒三一人、廻り田村九郎左衛門組が一六軒九四人、同太郎右衛門組が一七軒六八人、宅部村が九軒四〇人、廻り田新田が四軒一三人であった（明治三年公用日記第一）。

窮民への救助は、各村ごとに集められた施金および施米で行なっていた。窮民の救助を行なった者は七〇年十月に菰山県から表彰された（近代 2 p25）。』（下 40～42 一部省略）』

しゃそう ぎそう 社倉・義倉の取立

続く不作状況に対応する策として、新政府による飢饉・窮民政策がとられましたが、それは、旧来と同じ貯穀政策でした。社倉と呼ばれる飢饉に備えるために、米、粟、稗などを貯蔵する倉庫を備えることでした。

これまでも、村々には「穀櫃」「穀蔵」が備えられていて、それは、単に備蓄するばかりでなく、年を経た穀物の腐敗の防止を兼ねて、古い穀物を安価で売却したり、低利で貸し付ける事があったので、村人達からは新しい方法に関心を持たれました。



小平市・民家園に展示されている穀櫃

この方法を巡って、品川県と菰山県では対応が異なりました。

品川県方式

明治2年(1869)11月、品川県知事古賀一平から社倉政策が命令として布達されました。

持高5石以上の土地を所有する者は1石につき米2升の割で納め、5石以下の者は暮らし向きに応じて上中下の三等級に分けて、1戸当たり上の部は4升、中の部は3升、下の部は1升5合を供出する。それを県が管理して凶作のときに放出する。

とするものでした。従来は農家1戸ごとに、稗3升を名主などの屋敷に備えた「穀櫃」「穀蔵」に貯蔵して、必要なときには、協議して農民に貸し付けたり、新陳代謝のために売り払っていました。それが、今度は「米の供出」であり、「県が管理」することから、品川県と農民の対立が起きました。有名な「御門訴事件」です。

御門訴事件

農民達は米がとれないのに米で納めること、県が管理することでは納得できませんでした。そこで12月5日、出穀免除の嘆願書を県役所に提出しました。武蔵野新田の大沼田新田・野中新田与右衛門組・野中新田善左衛門組・野中新田六左衛門組・鈴木新田・関前新田・上保谷新田・関野新田・戸倉新田・内藤新田・柳窪新田・梶野新田・田無新田の13ヵ村です。

嘆願書には反対の理由が次のようにあげられています。

- 一、日ごろ金肥を多量に使用しなければならない地味の悪い土地で難儀していること。
- 一、そのために以前から数々の援助を受けてきたが、それでも潰百姓が出るほどの所であること。
- 一、村高に対して家数が少なく地味が悪いために、古田村に比べてその五分の二の収穫にも満たないこと。
- 一、多量の金肥を使用しなければならないにもかかわらず、近年の諸物価の高騰により肥料購入も思いにまかせず、自然に収穫が悪くなっていること。
- 一、こうした事情に加えて数年来の不作で、次の麦の収穫まで食べ物さえない農家が多く、日々の食事にもこと欠く状態であること。

明治2年(1869)12月7日、嘆願書を受けて県の役人荒木源左衛門が田無村に13ヵ村役人を集めて、品川県の命令通りに納めることを要求しました。しかし、折り合いがつかずに、荒木は困窮百姓の出穀は免除し、それ以外の農民で負担する妥協案を出しました。この妥協案は県知事古賀一平によって却下、初案通りと厳命され、荒木は辞任させられてしまいました。

県側の強硬な姿勢に田無新田は脱落し、残りの12ヵ村で12月22日、再度嘆願書を提出しました。

明治2年(1869)12月26日、県は首謀者とみなされた関前新田名主忠左衛門・上保谷新田名主伊左衛門・野中新田与右衛門組名主定右衛門の3人の出頭を命じ、説得しましたが、応じなかったことから、宿預けとして抑留しました。



ここで、農民が集団で「門訴」することになりました。いくつかの経過を省略しますが、大きな流れを紹介します。

明治3年(1870)1月10日、蓑笠に身を固めた農民700～数千人が4～5日分の弁当を持って田無村八反歩へ集合し、品川県庁に向かいます。この後の経過は小平市30年史に手際よくまとめられていますので、引用します。

『品川県庁への門訴は発足間もない政府を激しく動揺させた。東京の主要な入口に軍隊を出動させ防備に当たらせた。中でも淀橋は府内に入る重要な関門として特に嚴重に警備し、大八車数百台

とはしごを組合わせて道をふさいだため、農民たちはついに淀橋の関門を抜くことができなかった。

高田馬場へ回り道してやっと品川県庁（日本橋浜町河岸）品川県事務所に到着。門前から「連年のうち続く凶作で食べる物にも差支え難渋していますので、なにとぞ御慈悲をもって社倉積立方をすべて免除してくださいますよう」と嘆願を行った。すると門内から「いずれ聞届けてやるから一同門内に入れ」と誘われたが、「すべて免除のお聞届けがなった上は門内へも入りましょう」と入ることを拒否した。

門訴はあくまでも門の前から訴状を提出したり嘆願するもので、一步でも門内に入るとそれは「強訴」となり、捕えられて懲罰を受けることになるので、農民側は県の挑発に乗らなかったのである。

さらに門内からは「それではそのほうたちは県知事様をこれへ引出すつもりか」と尋ねてきた。農民一同はそこで「さようでございます」と答えた。そのとき、門がさっと左右に開かれ、騎馬二頭を先頭に多数の兵士が農民をめがけて一斉に切込んできた。さらには大砲まで撃出されるという大騒動となった。

意外の展開に農民一同はびっくりしてしまい、県庁前の隅田川に飛込んだり、四方八方にくもの子を散らすように逃げ去ったが、夜中という悪条件も重なって多数の負傷者を出したばかりか、五人が召捕えられてしまった。』(p138)

捕えられた名主級の取り調べは厳しく4人の農民が獄死しました。

取り調べの中で、取調官は

「難渋困窮と申すは一般の事にて取り上げがたし。なお茅屋にして夜は^{ぼうおく} 蓆^{むしろ}を着、土間に住居致す位の有様にこれなくては困窮とは認めがたし」

知事の意向として

「この度の事件については、たとえ十二カ新田を古の原野になすとも、県の規則を執行せざれば、相成らずとの知事公の存意なるぞ」

と発言されたと伝えられています。また、処罰にあたつての告諭の書きはじめは、

「汝ら其方 拾貳カ村のもの共 慎んで 県庁厳戒告諭する所の旨を聞け」

という言葉で始まっています。多摩の住民は、この事件で新政府の実態を明確に知ったのだと思われます。「多摩のあゆみ 58 号」に特集が組まれています。

多摩魂

多摩の住民は結末を付けることにもしっかりしていました。佐藤文明氏は著作「未完の多摩共和国」（凱風社）の中で「受け継がれる自治の伝統」として次のように紹介しています。

『しかし、すでに自分たちの政治力に自信を持ち始めていた新田各村は、この弾圧にくじけたりはしなかった。東京府内に潜伏し、国家機関への越訴^{おうえ}の機会をうかがっていた農民の一人、関野新田の邦蔵が弾正台への籠訴^{かごそ}に成功。五月二〇日、古賀知事は弾正台の呼び出しを受け、弾劾された。政府内部で薩長と土肥の対立が深まり、薩摩主導の弾正台が肥前(佐賀)追い落としの名目を探していたのも勝利をもたらした一因といえよう。』(p270)

菰山県では事情が異なった

東大和市域の村々が属する菰山県では御門訴事件の結果を踏まえたのか、次のような経過で処理されました。

- ・明治3(1870)10月、社倉・義倉の取立てのため、県の役人を派遣、相談の上「良法」を申し立てるように達しました(明治3年公用日記 第四)。
- ・同様に閏10月にも「凶荒予備の仕法」を立てて申し出るように達しました。
- ・東大和市域の村々が構成する小川村組合10か村は、これまで通り稗を貯穀する仕法を採用し、

これを社倉とするように嘆願しました(明治3年公用日記第四)。そこで上げられた理由をみると、この当時の状況がわかります。

- ・武蔵野付きで地味の悪い土地柄であり、寛政年間(1789～1801)以来の稗を積み替えてきた
- ・稗は24年前のものでも臭気や味わいに変化することがなく、長期保存、凶荒予防に最適である
- ・男女とも平均1日1人につき稗4合を食するものとし、100日間分を用意するものである
- ・これまでの貯稗に不足する稗を補充するだけでよい

表5-8 小川村組合社倉(1870年)

村名	人数	社倉高	拝借高	不足高
蔵敷村	315	126.0	34.745	91.254
奈良橋村	321	128.4	38.689	79.710
後ヶ谷村	299	119.6	30.980	88.620
宅部村	241	96.4	51.930	44.470
高木村	206	82.4	26.520	55.880
廻り田村 太郎右衛門組	369	147.6	45.370	102.229
榎戸新田・平兵衛新田	315	126.0	57.860	10.280
小川新田	522	208.8	169.320	39.480
廻り田新田	100	40.0	26.700	13.930
廻り田村 九郎左衛門組	424	169.6		
高木村 在来上知	162	64.8		
小川村	1200	480.0	215.400	115.546
計	4474	1789.6	697.514	641.399

出典：「明治三年公用日記 四冊四」(東大和市内野家文書)より作成。

表5-9 小川村組合義倉出金一覧(1870年)

とするものでした。この申し出が取り上げられ表のように不足高を供出することで済みました。

さらに、地元富裕の者から献金をつのり、地域に「義倉」を設置しました。このことについて東村山市史は次のように伝えます。

『また、小川村組合では、貯稗を社倉とすることが採用されたので、社倉を補完するために「義倉」として、奈良橋村・廻り田村など一〇か村の「身元よろしきもの」から二〇二両の出金があった。義倉の出金に応じた者は一四九人、その金額は一人あたり五両から一分であり、一八七一年(明治四)から七三年の三か年賦で出金するものであった(表5-9)。』(通史編下 p42)

村名	人数	出金額
蔵敷村	8	12
奈良橋村	12	14
高木村 在来上知	9	10
宅部村	10	10(9両)
後ヶ谷村	7	11
廻り田村 太郎左衛門組	28	23(21両3分)
同村 九郎左衛門組	22	17
小川新田	12	40(41両)
小川村	32	40
廻り田新田	4	6
榎戸・平兵衛・上谷保新田	5	20
計	149	202(201両3分)

出典：「明治三年公用日記 四冊四」より作成。

注 () 内の記載は計算による。

(3) 村入り用

村人達が生活の基盤を構成する村はどのような収支を行っていたのでしょうか。幸い高木村に、明治元年から明治3年までを比較できる資料がありますので、その例を紹介します。高木村は幕府領と旗本領で構成されていましたが、明治元年の旗本領の状況です。

幕末から明治の頃、村の経費は、1月から12月に至る間、支出の度に名主なり組頭が立て替えておき、12月の終わりに集計して総額を出し、個々の村民に割り当てる方法をとっていました。第26表は、明治元年の支出に番号を付して集計しやすくまとめたものです。この時期は、まだ、領主である旗本が存在していましたので、その状況がよく示されています。

表、説明とも大和町史から引用しました。

第 26 表 明治元年分高木村村入用

支 出 内 容	支 出 額	
	金	銭
①辰正月11日、元地頭所御年始諸入用、村役人出府共	兩・分・朱 3.1	貫 文 632
②元地頭所用役田中銀太郎出役入用	1. 0.0	5.600
③辰 3 月15日元地頭所御家族方知行所御入来に付人足飯米其外村役人出府入用分	1. 3.0	9.724
④辰 4 月24日より閏 4 月10日迄元地頭所同知行芋久保村一件に付村役人出府入用	1. 2.0	6.600
⑤辰 5 月 8 日より15日迄元地頭所江村役人出府入用	1. 3.2	—
⑥辰 9 月晦日より14日迄元地頭所義に付村役人出府入用	1. 0.2	900
⑦辰 8 月より10月20日迄元地頭所家族立帰り之義に付村役人其外送り人足飯米迄入用	1. 2.2	8.000
⑧所沢村親郷寄場入用辰年分	1.0	6.359
⑨所沢村集會村役人出向入用	—	5.400
⑩辰 3 月13日より 4 月中迄中山道大宮宿加助郷人足賃錢飯料惣代才領諸入用迄	9. 0.0	3.701
⑪辰 6 月より12月迄中山道蔵宿加助郷人足賃錢飯料其外惣代才領諸入用迄	17. 0.0	15.272
⑫辰 5 月兩度所沢村人足助合諸入用	—	5.000
⑬名主給米	—	4.000
⑭組頭給	—	600
⑮御年貢割	—	2.000
⑯年中紙筆代	—	2.124
⑰ごぜ座頭合力之分	—	1.824
⑱当県御支配請人別納其外御年貢米永内納出府入用	4. 0.0	5.282
計	39. 3.3	83.030

註1 金 1 兩に付銭11貫文替で村入用総額は錢522貫342文
 Ⅱ 高65石で割ると 1 石に付銭 8 貫34文 6 分 2 厘になる。
 Ⅲ 「明治 2 年 3 月、去辰年村入用夫錢書上帳」による。

である。但し地頭所役人、家族の接待、寄場組合関係、助郷関係等で出かける村役人の出張費はそれぞれの項目に入れた。

(5) 村役人給料(⑬⑭)。

名主(一人)、組頭(二人)の給料であるが、名主に比し組頭給ははるかに低い。

(6) 事務費(⑮⑯)

年貢を集める際の会合費や筆墨費、その他、その年に主として名主が村落事務遂行の為に使用した筆墨紙代等である。

(7) 交際費(⑰)。

村としての交際費で、ごぜや座頭に対するほどこしもこの中に入る。

主要な使途別に整理してみると次のようになる。

(1) 地頭所に関する接待交際費(①②③⑦)。

これは地頭所への年頭の挨拶をはじめ、地頭所から村へ出向いて来た役人の接待費、地頭の家族が来た場合の接待費などである。地頭の家族が来る為の接待費といったような支出は、いかにも知行地の村らしい支出である。

(2) 寄場組合村に関する支出(⑧⑨⑫)。

この支出は、関東における文政の改革によって幕府の警察力増強政策が具体化され、数力村の連合による幕府警察力の補助組織として作られた組合村の費用であるが、その費用の高木村負担分や、連合組織の中心である寄場への村役人の出張費である。

(3) 助郷諸負担(⑩⑪)

幕末以来、この村に課された大宮宿、蔵宿の助郷役に関する諸費用である。大宮宿へは明治元年(慶応四年)三月十三日から四月一っぱい、蔵宿へは六月から十二月までの半年間、両宿の伝馬役を補助する為に村民が交代で馬を引いて出かけた、その賃金や食費である。

(4) 村役人出張費(④⑤⑥⑱)。

地頭所への公用の出張における旅費、宿泊費、中食代等

第 28 表 明治 3 年分高木村村入用

支 出 内 容	支 出 額	
	金	錢
①藏敷村寄場入用	兩.分.朱 .1	貫 文 556
②回リ田村召捕之者節見舞	2.0	—
③人別帳納外田方定免願出府入用共	1. 2.0	5,800
④小川村寄場入用	1. 0.0	75
⑤夏成御年貢納入用	2.0	—
⑥神奈川宿御伝馬所へ出金	6. 2.0	—
⑦右神奈川宿御伝馬出金ニ付度々出向入用	2.2	77
⑧秋成御年貢納入用, 田方内見帳納, 神奈川附属金納御届入用	1. 0.0	—
⑨後ヶ谷村自害人一件に付見舞	.3	—
⑩去巳年皆済御年貢納入用	1.0	460
⑪小川村寄場入用	2.2	311
⑫午御年貢皆済上納入用	1. 0.0	300
⑬社地御調ニ付村役人小川村出向入用	2.2	1,400
⑭村役人寄場村江度に出向入用, 夜中人足蠟燭代	2.0	6,772
⑮社寺勸化物取斗	—	5,500
⑯ごぜ座頭合力分	—	2,300
⑰名主給	—	4,000
⑱組頭給	—	400
⑲御年貢割入用	—	2,000
⑳年中紙筆代	—	2,524
計	14. 3.2	32,487

註Ⅰ, 金1兩には錢11貫と換算して, 村入用総額は錢では196貫115文となる。

Ⅱ, 高65石で割ると1石当り丁錢2貫896文4分7厘になる。

Ⅲ, 「明治4年3月, 去午年村入用夫錢書上帳」による。

⑦事務費(⑲⑳)

一年間の筆墨紙代の外に、年貢徴収に当っての諸費用である。

(㊦)交際費(②⑨⑮⑯)

社寺やごぜ座頭への寄附金の外に、この年は廻り田村へ「召捕之者節見舞」、後ヶ谷村へ「自害人一件二付見舞」の二件の見舞金が出されている。近くの村で不時の出費が大きかった場合、村として、「見舞」の形で、その経費の一部を負担してやるのが江戸時代以来のしきたりであった。

①地頭所に関する接待費

明治三年に至ると村落の経費の中から地頭所関係の費用が全く消滅する。

②寄場組合村に関する支出(①⑪)

寄場組合の果す役割は、幕政時と同様に関東農村における警察の補助的なものであった、明治維新政府が設立されて

も、その当初の関東農村の警察行政は大巾に農村に委ねられていた。従って、村の経費としての寄場組合に関する出費はやはり大きな地位を占めていた。

⑧助郷諸負担(⑥⑦)

神奈川宿御伝馬所に対する助郷役は、本年も引き続いて課されるが、然し、助郷役はすべて貨幣納に代ったようである。

(㊦)村役人出張費(③⑤⑧⑫⑬)

村役人の出張は、殆んど年貢納入の為に東京へ出たものであるが、外に小川村へ社地調査があったので小川村へ出張した場合もある。

(㊦)村役人給料(⑰⑱)

名主・組頭に対するもので従来と変化がない。

第 29 表 明治初年高木村，費目別村入用

年 次	地頭へ の接待 費	寄場組 合 費	助郷諸 負担	村役人 出張費	村役人 給 料	事務費	交際費	その他	計
明治 1 年分	文 81.019	文 19.509	文 304.973	文 93.917	文 4.600	文 4.124	文 1.824	文 —	509.966
明治 2 年分	16.500	22.395	110.690	228.783	4.600	39.837	5.400	.800	429.005
明治 3 年分	—	31.777	78.452	61.585	4.400	4.524	15.362	—	196.100

註 1，金は銭に，1 両=11 貫文の割合で換算。但し 1 文未満は切捨。

Ⅱ，換算に当っての 1 文未満を切捨て，また丁銭としての操作を行わなかったので村入用記載の総額と多少の差がある。

この表は高木村旗本支配地の明治元年から 3 年までの経費を比較したものです。明治元年分は徳川幕府下と新政府下の混合になります。経費の大きな転換がされていることがわかります。

- ・村入り用額総体で云えば年々削減されています。
- ・旗本の支配地返還＝上地と同時に地頭への接待費が〇になっています。
- ・明治元年は助郷に要する費用が圧倒的に多かったのが、明治 2 年には村役人出張費や事務費が多くなってきています。
- ・総額として経費が縮小する中で寄場組合費が増えています。

この辺に、緩やかですが村が近代化される姿が見て取れます。しかし、現在の福祉、教育、まちづくり中心の市町村支出と比べると、村人達への還元は一切無いことがわかります。それらが現れてくるのは、明治 5 年以降になります。

(4) 神仏分離

明治の初年、多摩の村人達に大きな変化を要求したことに神仏分離があります。新政府は次々と布告通達を出します。余り目にすることがないことなので、長引きますが紹介します。

慶応 4 年(1868)3 月 13 日、布告

このたび王政復古、神武創業の始めに基づかれ、諸事御一新、祭政一致の御制度に御回復遊ばされ候に付いては、先ず第一に神祇官御再興御造立の上、追々諸祭典も興されるべく仰せ出され候。よつてこの旨五畿七道諸国に布告し、往古に立帰り、諸家執奏配下の儀は止められ、あまねく天下の諸神社神主、禰宜、祝神部（はふりべ）に至るまで、向後右神祇官附属に仰せ渡され候間、官位を初め諸事萬端同官へ願出候様相心得べく候事。ただし、なお追々諸社御取調べ、並びに諸祭典の儀も仰せ出さるべく候得共、差し向き急務の儀これあり候者は訴え出るべく候事。

祭政一致を目標とする当時の政府の基本原則でした。

- ・神祇官を再興する
- ・全ての神主、禰宜、祝神部は、神祇官に専属する

つまり、神道と仏教が混淆している現状から、神道と仏教を分離して、神道を重視し、神官は神祇官に専属するという方針です。

3 月 17 日、神祇局からの社僧禁止の布令

今般王政復古、旧弊御一洗なされ候に付き、諸国大小の神社において、僧形にて別当あるいは社僧等と相唱え候輩は、復 飾仰せ出され候。もし復飾の儀余儀なく差し支えこれある分は、申し出ずべく候。よつて、この段相心得べく候事。ただし、別当社僧の輩復飾の上は、これまでの僧位僧

官返上は勿論に候。官位の儀は追って御沙汰あらるべく候間、当今のところ、衣服は浄衣^{じょうえ}にて勤め仕るべく候事。右の通り相心得、復飾致し候面々は、当局へ届出申すべき者也。

僧形にて神に仕えることの禁止＝別当・社僧^{げんぞく}の還俗を命じました。

3月28日、「神仏判然^{みいつげん}の御沙汰」布告

一 中古以来、某権現^{みづくんのう}あるいは牛頭天王の類、その外仏語をもって神号に相称え候神社少なからず候。いずれもその神社の由緒を委細に書き付け、早々申し出ずべく候事。ただし、勅^{ちよくさう}祭の神社、御宸翰^{ごしんかん}、勅額等これあり候向きは、これまた伺い出ずべく、その上にて御沙汰これあるべく候。その余の社は、裁判、鎮台、領主、支配頭等へ申し出ずべく候事。

一 仏像をもって神体^{わにぐち}と致し候神社は、以来相改め申すべく候事。附、本地等と唱え、仏像を社前に掛け、あるいは鰐口、梵鐘、仏具等の類差し置き候分は、早々取り除き申すべき事。右の通り仰せ出され候事。

いわゆる礼拝対象の神仏分離です。以上の外

4月10日、布告

3月28日布告により、破壊、焼却の行き過ぎがあったことから、行き過ぎを戒める

閏4月4日には太政官布達

還俗して神官になった者の無位の取り扱いを改善する約束

閏4月19日布達

社僧の時代の待遇を許可

等が出されました。これにより、狭山丘陵周辺の村々では、年末から明治2年(1869)6月頃までに、各村で「神仏混淆調書上帳」が作成されています。寺社領の調査は、明治2年3月から開始されています。

修験の服飾

東大和市域の村々では、修験が服飾して神官になることから始まりました。そして、各神社の整理が進んで行きますが、その過程は虚々実々です。里正日誌から一部を紹介します。

慶応4年(1868)8月、宅部村の常覚院が願い出をしました。

『謹んで奉り願い上げ候、今般、ご一新につき別紙願い上げ候通り、村方鎮守神主を仰せつけられ候上は、以後妻子等に至るまで自身神葬祭つかまつり候間・・・

鎮守御霊明神 別当 常覚院

鎮守府 御伝達所』

という願い出を出し、認められました。東大和市域の村々の神社は、豊鹿島神社だけに神官が居て、その他の神社は別当が管理していました。その別当は多くが修験でした。上記のような手続きを経て、慶応4年(1868)9月4日には、次のように修験が神官に服飾しました。

村 名	鎮 守	別 当	神 職
清 水 村	稻荷明神	持寶院	大久保掃部
宅 部 村	御霊明神	常覚院	内堀内匠
奈良橋村	八幡太郎		
	末社山王権現改め日枝神社	覚寶院	押本宮内
奈良橋村	日月明神		
	愛宕権現改め愛宕明神	大徳院	押本大膳

蔵敷村では明治元年(1868)11月3日に、熊野権現を別当として管理に当たっていた太子堂の住職・浄海が服飾願を出しました。

『鎮守熊野社別当 真義真言宗 太子堂住職浄海 服飾改名内野大内蔵

右熊野社の義、旧弊を熊野権現と唱ひ、別当が守りつかまつり候ところ、今般、王政復古神仏混淆御廃止につき、熊野権現を熊野大社と称替つかまつり、前書の通り海事が服飾改名を相願ひ、速やかに神主に転じ以来・・・

太子堂住職浄海
氏子総代 名主 李左衛門 』

この願ひは直ちに認められたようで、「願之通承知置候事 辰十一月」の付記がされています。ところが、翌明治2年、騒動が起きました。

明治2年(1869)6月3日、東大和市域の村々に神仏混淆の調査開始の文章が届きました。

『今般 菰山県支配所神仏混淆取り調べのため、其の村々へ此の方共今三日出張いたし候間、村役人は勿論、神主、別当の寺院は案内のため他出これ無きよう、此の段相伝え置き候

菰山県支配所 神仏混淆取調方

- 一、元江戸西ノ窪烏森稻荷別当某本山修験服飾神主 白石 豊
- 一、元赤坂氷川明神別当本山修験触頭大乘院当時服飾 深井隼人
- 一、本山修験常覚院当時服飾 宅部村 内堀内匠
- 一、元同断行蔵院当時服飾神主 桑川村 当麻主馬

芋久保村 蔵敷村 奈良橋村 右村々名主中』

と云う文書です。併せて、その夜、豊鹿島神社神主から蔵敷村名主に

『惣鎮守熊野社の外、弁天社・山王社のニカ所は豊鹿島神社の進退(=管理)の趣を申し立ててください。』

との趣旨の手紙が届きました。蔵敷村名主は6月4日、返事を書きます。

『弊村の内の社司の義はもとより、尊家の進退の訳これ無く候。殊に村方では旧冬服飾神主を取り立て置き候間、小祠までも右あしからずおぼしめしたるべくそうろう(その)神主進退に致し置き候義につき、その趣を申し立て候に付念のため申し上げる。不 悪 思 召 可 被 下 候・・・。』

6月5日、後ヶ谷村の桑右衛門宅で、先の取り調べ役4人と豊鹿島神社神主が取り調べを行っています。蔵敷村の件は

『実事書面差出し候らえども、一切取り用い申さず、勝手気ままに加筆致し、この通り改めて差し出すべし、もし不承知に候はば、先々へ引き出し申しつけ通し致し候迄は・・・』

と取り調べ人は豊鹿島神社への管理を迫ったようです。

蔵敷村では、村人達に相談し、6月5日

熊野神社 外枝社 御嶽神社 愛宕神社は
内野大内蔵兼
芋久保村神主 石井以豆美
名主 李左衛門

とする請書を出しました。

その背景に、内野大内蔵が石井以豆美の門人となって「神務相続相成候上は」内野大内蔵に進退を任せるとの約束が取り交わされています。

このようにして、東大和市域の村々の神仏分離は進められたようです。蔵敷村以外では

後ヶ谷村	天狗社	愛宕社	神明社	円乗院	不明
高木村	尉殿神社			明楽寺	宮島岩保(宮嶋巖)
清水村	氷川神社			圓達院	清水大学

となっています。時期は現在のところ不明です。

高木村の尉殿神社は、神仏分離により、明治 13 年に、高木神社と改名したとされます。高木神社の祭神は手力雄命、高皇産霊神とされますが、他市の尉殿神社の例を見ると、祭神は尉殿権現、十殿権現で、俱利伽羅不動尊を祀っています。これらから神仏分離の対象になったものと考えます。

第 2 章 地租改正と徴兵

(1) 地租改正(年貢・地券・地租)

明治新政府が成立しても、国の産業は依然として農業の上に成り立っていました。そのため、新政府の財政基盤は農業に置かれ、農業生産から租税の大部分を徴収し、方法も江戸時代と変わらない状況でした。

新政府の基本課題である政治・経済の近代化、中央集権国家の建設には、財政の安定化が前提でした。農業中心の年貢制を変革し、統一的税制を確立することが緊急の課題となりました。明治 3 年頃から、新しい税制として地租改正の調査と準備を始めました。その結果、年貢から近代税制に移行するためには、土地制度そのものを変革する必要に迫られました。

耕作自由

明治 4 年 9 月、「田畑勝手作許可」が出されました。年貢は米の現物納を基本とするところから、農民が勝手に米以外の作物を作ることは禁止されていました。新しい税制確立により、地租の金納化を進めたい新政府は先ず、その制限の撤廃から手を付けました。そこで取り上げられたのが「田畑勝手作許可」で、作物栽培の自由化でした。次に必要なことは、税の対象となる土地の確定でした。

土地の売買自由・田畑永代売買の解禁

明治 5 年 2 月、新政府はそれまで禁止されていた田畑の永代売買を解禁しました。江戸時代までの農民は土地の所有者である領主から、土地の使用の許可を受けることによって耕作する関係にありました。しかし、年貢を納められない農民は、非常に曖昧ですが、土地を質に入れ(質地)るような形で借金をして納めるという現実処理をしました。このため、明治初年には、質流れ(流地)が富農者に集中するなど、土地関係の錯綜が多く見られる状況になっていたとされます。

「年貢」から土地に対しての税を貨幣で納める「地租」への転換は、耕作者ではなくて土地の所有者に金納を求めることを意味します。そのためには、錯綜した所有関係の整理と租税負担者の確定が必要です。そこで、明治新政府は土地の一筆ごとの調査をして税の対象地とすることにしました。この地租改正の方針は、明治 4 年 9 月に決定し、5 年 1 月には、東京府下に地券発行による地租上納を命じています。

明治 5 年 2 月 15 日、全国的に田畑の売買を自由にする「田畑永代売買解禁」を行うことと、地価を統一的に決めて金納をはかるための「土地売買譲渡につき地券渡方規則」を公布しました。

壬申地券

この時の地券は明治 5 年が壬申の年であったため、壬申地券と呼ばれました。所沢市史は次のように解説しています。

『この村々に発行される地券は、「全国地代金ノ惣額ヲ点検」するためのもので、地租改正の前提としておおその地代金＝地価を判定することを目的とした。明治五年が壬申の年であるため、このとき発行を命ぜられた地券を壬申地券という。所沢地域にこの地券発行が布達されるのは遅れて同年十月である。

壬申地券はのちの地租改正のときのように厳密な土地測量を行わず、検地帳、名寄帳など旧来の公簿により発行されたもので、「耕地売買直段書上」帳の作成が命ぜられている。この売買直段とは地代金(＝地価)のことで、その土地の作徳米を調べ、三年平均米価をかけ算出するもので、小作料成立の条件を前提とし、現実にはその土地を売買した時に成立する値段を仮定したのである。』(所沢市史下 p52)

しかし、この直段書上帳の作成はなかなか進まなかったようで、明治 5 年 10 月、提出の催促がされています。そのため、壬申地券が 40 %程度の交付段階で、改正条例が發布され、次の段階へ移りました。

地租改正

明治 6 年(1873) 7 月 28 日、「地租改正条例」が發布されました。骨子は

- ①これまで収穫高によって課税していた物納を土地の価格に応じて金納とする
 - ②地租は毎年、地価の 100 分の 3 の定率とし、100 分の 1 は村費とする
 - ③実際の耕作者ではなくて土地所有者に賦課する
 - ④豊凶によって税率を変える、ということはない
- と考えられます。

①のために新しく地券が交付されることになりました。全国の耕地・山林を対象に土地の所有者を定め、所有権を国が保証しました。所沢市史によれば、『地価の 100 分の 3 と村費はほぼ三公七民に相当し、旧来の歳入を減じないことを目的として設定された数字である。』としています。(下 p53)

改正の事務

地租改正の基礎的作業として、田畑一筆ごとの地価調査が行われました。これはだいたい明治 6 年(1873) 9 月迄には終ったとされます。この作業に要した費用が村持ちであったため、記録が残されています。芋窪村の例では、美濃紙 18 帖、軍道紙 6 帖の外、食料、灯火、薪代、調帳納入費等を含めて 21 円 63 銭 6 厘を使っています。これを芋窪村では、各村民の持高に掛けて、負担しました。

神奈川県では明治 7 年(1874) 3 月に、「反別地価等書上方心得書布告」を公布しています。いわゆる神奈川方式と呼ばれるもので、武蔵村山市史は次のように解説しています。

『三四か条にわたるこの布告では、地租改正法の内容を受けるかたちで、あらためて県としての改租方針が示された。なかでも地価算定(第七条)については、年間の収穫量から「地租」「村費」を引き去った、地主の所得となる米金をもとに、地価の見込みを立てることを規定している。

当時は土地売買が解禁になった直後であり、売買価格を地価とするのは困難な状況にあったため、地価算定作業は従来同様、小作米金を基本として行われることとなった。当時こうした方式がとられたことは、神奈川県の地租改正の特色ととらえることができる。』(通史編下 p82)

この事務を執行するため明治 7 年 6 月、各大区の区長が地租改正取調総代人に任命されました。東大和市域の村々では、それぞれ名主クラスが携わりました。

こうして一筆ごとの調査と「地引絵図」の作成が終わりました。明治 10 年(1877) 5 月頃とされ

[illegible]

当 歩 反 一 方 畑													
等級	収穫麦			金 価 地				百分ノ三			百分ノ半		
	石	斗	升	十	円	銭	厘	十	銭	厘	十	銭	厘
一	甲	二	一	〇	三	一	二	三	八	九	三	七	八
	乙	二	〇	五	三	〇	四	五	八	四	一	五	七
	丙	二	〇	五	三	〇	四	五	八	四	一	五	七
二	甲	一	九	〇	二	九	〇	六	八	八	七	三	七
	乙	一	九	〇	二	八	〇	六	三	八	四	八	七
	丙	一	八	五	二	七	五	七	九	八	二	六	八
三	甲	一	八	〇	二	六	七	一	七	五	八	〇	六
	乙	一	七	五	二	六	〇	三	八	七	八	五	三
	丙	一	七	五	二	六	〇	三	八	七	八	五	三
四	甲	一	七	五	二	四	五	八	四	七	五	三	六
	乙	一	六	〇	二	三	八	〇	〇	七	一	四	五
	丙	一	五	五	二	三	〇	五	六	六	九	二	五
五	甲	一	五	〇	二	二	三	一	三	六	六	二	九
	乙	一	四	五	二	一	五	六	九	六	四	七	五
	丙	一	四	五	二	〇	八	五	六	五	二	五	二
六	甲	一	三	五	二	〇	八	八	五	六	〇	五	二
	乙	一	三	〇	一	九	三	三	八	五	八	〇	四
	丙	一	二	五	一	八	五	三	四	五	五	八	四
七	甲	一	二	〇	一	七	八	五	〇	五	三	六	四
	乙	一	一	五	〇	一	七	六	〇	六	三	四	四
	丙	一	一	五	〇	一	六	三	六	四	一	九	四
八	甲	一	〇	五	一	五	六	一	三	九	四	六	九
	乙	一	〇	〇	一	四	八	七	五	四	四	六	三
	丙	〇	九	五	一	四	一	三	八	四	二	四	三
九	甲	〇	九	〇	一	三	三	八	四	〇	二	三	五
	乙	〇	八	五	一	二	九	〇	四	三	七	五	三
	丙	〇	八	五	一	二	九	〇	四	三	七	五	三
十	甲	〇	八	五	一	一	〇	五	一	六	三	三	五
	乙	〇	七	〇	一	〇	四	六	一	三	三	一	二
	丙	〇	六	五	〇	九	六	六	九	二	九	〇	二
十一	甲	〇	六	五	〇	八	九	二	八	五	二	六	八
	乙	〇	五	〇	〇	八	七	四	八	三	二	四	二
	丙	〇	五	〇	〇	八	七	四	八	三	二	四	二
十二	甲	〇	四	五	〇	六	六	三	九	四	二	〇	一
	乙	〇	四	〇	〇	五	九	五	〇	一	七	五	九
	丙	〇	三	五	〇	五	五	二	〇	六	一	五	六
十三	甲	〇	三	五	〇	四	七	六	三	一	三	四	一
	乙	〇	二	五	〇	三	七	七	五				

『七八年(明治一一)に入ると、神奈川県で査定した収穫高によって決められた地価および地租が大区へ、さらに大区から小区の村々へと割り当てられ、村々では一筆ごとの土地まで地価が配当されていった(神奈川県史通史編4)。』と東村山市史(通史編下 p68)は記しています。

改正の結果

調査後の耕地面積は各地域によって差がありますが、東大和市域の村々ではこれまでの年貢対象の面積の2倍以上になりました。

明治11年(1878)8月、神奈川県各村に新税が施行されました。地租はこの面積に課税されることになりました。

明治11年(1878)11月、各地で見直し願いが出されます。それは取り上げられませんでした。

第41表 11大区11小区村別耕地面積

村 名			改 正 反 別	旧 反 別
高 木 村			町 反 畝 歩 109. 2. 2.04	町 反 畝 歩 49. 6. 8.00
清 水 村			154. 1. 9.07	68. 8. 2.10
狭 山 村			203. 6. 6.07	91. 7. 8.15
芋 窪 村			362. 4. 7.06	160. 3. 3.23
蔵 敷 村			134. 3. 4.16	55. 6. 2.20
奈 良 橋 村			186. 7. 7.08	71. 9. 9.15
計			1150. 6. 6.18	498. 2. 4.23

大和町史 p 326

瑞穂町史は『この改革は明治14年(1881)に完成したが、高率金納の圧迫による農民の没落や地主・小作関係などの問題が派生し、いろいろな功罪を残している』(p 986)としています。

(2) 徴兵・懲役一字の違い・二の足踏んだ徴兵制度

新政府は、明治4年(1871)7月14日、廃藩置県を行いました。その際には、旧藩兵らを東京・大阪・熊本・仙台の鎮台に配備しました。

明治5年(1872)2月、兵制の統一を図るため、兵部省を廃止して陸軍省と海軍省を設置しました。その上で、明治5年(1872)11月28日、国民皆兵をうたった徴兵の詔と告諭を公布し、翌、明治6年(1873)1月10日、徴兵令を公布しました。

徴兵令

徴兵令は

- ・17歳から40歳までの男子を兵籍にのせ、20歳に達したものを抽選によって徴兵する
- ・3年間、毎日勤務に服する常備軍に服する。
- ・常備服役の後は短期勤務に服する

在郷のまま、第一後備軍を2年間「戦時二当リテハ直チ」に召集、

第二後備軍を2年間「全国大挙ノ時」に召集

と合計7年間の兵役義務を定めていました。さらに、常備・後備以外の全国の17歳から40歳までの男子については、国民軍として「兵籍」に掲載されました。「全国大挙ノ役」に際して「管内ノ守衛ニ供スル」と決められていました。なお、兵役免除規定が設けられていました。

兵役免除

兵役免除が適用されるのは、

- ①「兵役ニ堪ザル者」(身長が五尺一寸未満あるいは「宿痼^{しゅくご}及ビ不具」)
- ②「官省府県ニ奉職ノ者」「海陸軍ノ生徒トナリ兵学寮ニ在ル者」
- ③「一家ノ主人タル者」「嗣子並ニ承祖ノ孫」「独子独孫」「養子」
- ④代人料270円を納入した者(「徴兵雑則並扱方」)

⑤罪科のある者

でした。免除の根拠は、この当時、社会の基本単位であった家父長的な「家」を維持するためとされます。戸主や相続者は地租負担者として重視されたようです。代人料 270 円の根拠は、当時の歩兵卒一人の 1 年間の維持費を 90 円として、常備軍 3 年間分に相当させたと云われます。

実際に、徴兵の免除が行われたのは、戸主やその相続者が多く、「徴兵養子」などと噂される徴兵逃れの養子縁組もあったと伝えられます。

徴兵該当者調査

早速、明治 6 年 2 月 15 日から、徴兵適用者の調査が戸籍区を単位に実施されました。武蔵村山市史は『当年二〇歳の者を調査して、石高一五〇〇石に一人の見込みで精選することとしていた。「現今戸籍ノ調モ不精密ノ折柄、俄二丁壮調モ容易」に行き届きがたいので、今春だけの措置であると限定している。(中略)

3 月 7 日、神奈川県参事高木久成は、武蔵国多摩郡の第四一区から五〇区までの正・副戸長に対して、二〇歳の徴兵適齢該当者を洩れなく引き連れて二二日中に出頭するように命じた。

「二十歳之ものハ戸主・相続人二拘ラズ、若病氣二候ハ・駕籠ニテ成リ共、来ル十三日中洩レ無ク召シ連レ訴ヘ出ズベキ候」と、容赦ない問答無用の命令である。もっとも翌日には、「戸主・相続人・短軀などを除いた徴兵適格者」に限定した出頭が達せられ、第四一区から五〇区までの各区では、徴兵適格者を三月一二日にそれぞれの区に集め、各区長が横浜まで引き連れることになった(『調布市史』下巻)。』(通史編下 p76)としています。

小平市三〇年史では、『二月中ごろに作られた徴兵名簿によると、小川村・奈良橋村・宅部村・廻り田村から各一人、久米川村から二人が候補に挙がっている。また除外者も多く、小川村では四人が跡継ぎで、四人が身長不足ではずされた。小川新田でも四人が跡継ぎとして除かれ、廻り田新田には該当者がいなかった。』(p153)とこの時の結果をまとめています。

第 36 表 明治 7 年徴兵該当者

B 嘉永 3 年 出生								A 嘉永 2 年 出生							
計	奈良橋村	蔵敷村	幸久保村	宅部村	後ヶ谷村	清水村	高木村	計	奈良村	蔵敷村	幸久保村	宅部村	後ヶ谷村	清水村	高木村
2	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1
1	0	0	0	0	0	0	1	8	1	1	2	1	0	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	1	1	0	0	1	2	0	3	1	0	0	0	0	2	0
7	1	2	2	0	1	1	0	5	1	0	2	1	0	1	0
15	3	3	2	0	2	3	2	18	3	1	4	3	0	4	3
							計								計

徴兵検査

明治 7 年 2 月、八王子の極楽寺に徴兵署が開設されて、徴兵検査が行われました。その準備のため調査が行われたのでしょう、大和町史は次のような結果を紹介しています。壮丁は数えるほどで、免除者が圧倒的に多かったことがわかります。中でも短軀で除外される者が多く、政府も慌てたようです。

(大和町史 p320)

徴兵・懲役一字の違い

明治の徴兵は忌避者が多いのも特徴でした。大和町史は『徴兵令に先んじて明治六年十一月二十八日に出された徴兵告諭には「西人之ヲ称シテ血税ト言フ、其生血ヲ以テ国ニ報スルの謂ナリ」という言葉があったが、それを当時の人々は誤解して、徴兵というのは人の生血を絞り取るものだと考えて、おそれおののいたというが、それは単純に誤解とはいいい切れない。

この新しく課された負担は、兵役期間中に労働力をとり立てられる「役」であったばかりでなく、

次第によっては、かけがえのない命さえ失うことが予想されたのである。しかも兵役の内容は後に「徴兵懲役一字のちがい、腰にサーベル鉄ぐさり」と歌われたように、日常の生活とは全くかけはなれたものであった。』(p321)

と記しています。東大和のよもやまばなしにも、「大山まいり」や「はだか参り」によくその気持ちが表わされています。

第3章 内職でつくれた明治の学校

新政府の課題の一つが近代的な教育制度の確立でした。しかし、それが地方の村に施策となって現れるのは、明治4年、廃藩置県により、全国を通しての統一的な教育が可能になった時でした。最初は郷学校から始まります。その経過を追いますが、当初、庶民の教育を支えていたのは江戸時代からの寺子屋でした。

(1) 寺子屋

東大和市域の村々の教育について辿ると、江戸時代の村々の寺子屋に行き着きます。それらが、明治の施策に乗って急速に発展しました。幸い、「奎翁記録」と名付けられた蔵敷村の内野奎左衛門氏が詳細に記録された覚え書きがあり、紹介します。

一明治以前寺子屋制之習字師ハ
芋窪村ニ而ハ神主石井和泉、医師野口養益(朝之進)其
以前ハ、蓮花寺俊阿法印、宥済法印、川鍋八郎兵衛祖
父等なりき
当村ニ而ハ石原仙左衛門号伴鳳、天保の初メ太子堂ニ
て近隣の子供ニ習字せしか村の百姓八兵衛ノ潰屋敷ヘ
普請シ妻ヲ迎ヒ豆腐造り小児玩具物ヲ行商シ傍ラ子弟
を教育セリ盛ナル時ハ小百人ニも及ふと中藤より清水
迄其他遠村ノ内弟子もありき此己外太子堂ニハ当時の
住職皆寺子屋式の習字師也しと殊ニ奎左衛門高祖父藤
八翁杯塾師也といふ
奈良橋ニ而ハ本山修験大徳院教順(復飾神職)同覚宝院
承滝、承盛(復飾シテ)皆習字セシ也同村高橋某も
塾師也、藪の利左衛門(砂の数)辰の家算術を能くすといふ
高木ニテハ妙楽寺(無住ナル故御一所ニ廃寺)の住職
其跡江徳川藩士榊原某或ハ宮鍋哲右衛門(後ニ巖ト改
名)等住みし比習字師なりき
後ヶ谷ニ而ハ円乗院の住職明舜及其弟子習字師たり其
系統を以て木村淳賢(芋窪村カシマ谷ッ綿屋出生)の
弟子秀鏡復飾神職となり後藤兵庫(奈良橋村森田忠兵
衛長男也)後ニ国名ヲ憚リ、学校設立の際授業生ニ補
セラレタリ
同村の御家杉本勘左衛門の祖父宗賢、医ニシテ近隣ノ
習字師ナリト勘左衛門ハ今ノ想太郎の父也
宅部村ハ字ニ内堀といふ榎本繁次郎(今ノ郡次郎ノ父
也)近隣の子供ニ字を教ゆといふ
清水村ハ本山修験持宝院の法印習字せしか文化ニ江戸

芝聖リ坂ニ居る、大久保狭南(小金井桜碑)の出し家也
近郷ニテ習字専門家ハ北野の北広堂沢田泉山といふ手
本を板木もて摺り立四経五経の素読は経伝余師ニテ教
ひたるが常ニ門弟数百人也キ、府中ニテハ御殿の師匠
とて原田某と門前坊の里見某と専門ニ寄宿生を置く今
ハ御殿地ナル原田ハ家を売り其地は素より由緒ある御
殿跡なるも安養寺の所有地なりしが東京の成金の別荘
ニなりしといふ
普通の寺小家ニテハ
習字ニいろは、仮名遣ひ、名所、村名、国尽消息往
来、又ハ商賈往来、百姓往来の類江戸方角・読本は女子
ハ女今川、女小学、女大学、□の文、男子は実語教、
童子教、古状揃、庭訓往来(これハ最高)大学中庸、論
語、孟子、夫より□ニハ書経、易经、詩経位也唐詩選
もあり
伴鳳翁ハ習字は大略前の通りなれとも素読ハ唐詩選、
五言絶句暗誦、三字教、孝経、論語、孟子、毛詩鄭
箋、尚書、周易礼記、左氏伝、文選、白氏文集、世
説、孔子家語、史記、漢書
入門は、大概二月初午、束修百文、五節句(重箱入)
作り初穂、麦か粟貳升位、歳暮、白米貳升
年始は半紙壹銭貳拾四文位
席書といふて、一ヶ年二回位、半紙三枚継ニ、唐詩又
は和歌を書きて塾中へ糊出す

毎年二月廿一日北野天神江、半紙三枚位より西の内八枚縫位迄ニ詩歌を書きて幟となし奉賽ス女子は梅の枝へ五色紙にて封シト称シ状俗の本封シニ仮名を書きて持参す

七月七日ハ乞功奠なれハ五色の色紙〔いろかみ〕にて色紙たんさくの形にきりて七夕の歌又は俳句杯書きて若竹に結び附けて祭る

年の暮ニは、書初めノ手本をもらゐ、吉書初メニ家々の鴨居に張る

手習用具、机、硯箱、硯石、椎の実筆（いろは用）水筆もあり墨を入る、水入、竹にて製りたるもの又ハ陶器もあり、冬ハ式合入り位の印辺徳利を用ゐる必要也

文庫 巾八寸 長一尺二寸位 丈ケ八寸位かけごあり

座ぶとん、手習草紙へ御手本 又ハ手紙ニツ折の絵本日
の長短ニより線香を立てる（線香によって）塾中男女席を異にす

男子の重罰は大の字ニ立させ右の手ニ線香を持左の手ニ茶呑碗ニ水一杯入レて持たす掃除は仕舞のとき順番ニする

多数あんはくでもした時ニハ其もの丈ケ留るといふて退散時間を後レシム

浚ひといふて年ニ一回習得せしものを暗書せしむ

大和町史研究 6 p 6 1

(2) 郷学校

明治 2 年(1869)2 月、新政府は府県施政順序を出し、「小学校ヲ設ル事」を打ち出しました。読み書き算を学ぶと同時に、忠孝の道を習得させることが目的とされました。京都、東京に小学校が設立されますが、地方では郷学校を設立することになりました。小野郷学(現町田市)、長沼郷学(現稲城市)、布田郷学校(調布)がいち早く開校されました。

菰山県では、明治 4 年 4 月 28 日、武州多摩、入間、比企、高麗の組合村寄場に対して小学校設置について寄場役人が相談するようにと命じています。その結果、戸籍区 1 区に 1 ヲ所、『「区内村々有志之輩子弟八歳ヨリ十五歳迄之者」が、毎日学校へ出て、素読・習字・算術等を学習する』『仮郷学校』を設置することになりました。

その後、明治 4 年 7 月 26 日、菰山県庁から「達」しが発送されました。中藤村内野家に残されている達しを見ると

仮郷学校の場所 区内の寺院を取り設け、かつ師範の者など取り決め・・・

右の件々区内区長村役人共 篤相心得、師範の者人撰致し、早々稽古相始め候・・・

と記されています。高木、後ケ谷、宅部、廻田、桑川、南秋津、小川、小川新田、廻田新田、榎戸新田、平兵衛新田、上谷保新田の 15 か村で構成する小川村組合では、それに先立つ、明治 4 年(1871)4 月 1 日に、小川村の小川寺に仮開校することを決めています。

仮郷学校

明治 4 年(1871)8 月 1 日、小川村組合は、小川村の小川寺に、「仮

第43表 菰山県仮郷学校教科組織表

講究科	解読科	句読科	
瀧日本外史 環志略	王孝経 代経一覽	孝経・大学	下級
皇朝志略・綱鑑易知録 西洋易知録	小学・十八史略 三鏡	論語・孟子	中級
日本書記・史記・左伝・前漢書・泰西各 国史	論語・神皇正統記 万国史略	書経・礼記	上級

郷学校」を正式に開校しました。

教科は四書五経や日本書紀など右表の通りです。大和町史は

『「家二在テハ父兄二事ヘ外二在テハ長上二事ヘ各其業ヲ勤メ其職ヲ励」むために、「人倫五常ノ道ヲ講シ」又人才教育の基本として、「皇国支那西洋等ノ歴代治乱興亡国体人情二至ル迄粗二大意ヲ辯知」しようとするものであった。

「読み、書き、そろばん」を中心とするこれまでの寺小屋的性格のものに、人才教育の基本として、「皇国支那西洋等ノ歴代治乱興亡国体人情」を弁知させようとする武士的教養をつけ加えているのである。』(p329)

としています。助教として、蔵敷の内野奎左衛門の長男で、名主見習の内野嘉一郎(奎左衛門秀峰)が採用されています。『生徒として高木村から二人、後ヶ谷村二人、宅部村一人、奈良橋村三人などが名を連らねていた。』(東大和市史資料編 10p54)とされます。

(3) 明治の学校

周辺に早くから教育重視の雰囲気があったこともあって、東大和市域の村々は、明治5年の学制頒布と共に学校の設置に取りかかりました。

小学校の設立

明治5年(1872)8月2日、太政官布告、3日、文部省布達により、明治政府は「学制」を頒布し、村に小学校の設立を定めました。『学校の基本体制を小学・中学・大学の三段階とし、これを国民全般に開放し、学齢児童をすべて小学校に収容しようとするものであった。そのために全国を八大学区に分け、一大学区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区に分け、一学区ごとに、それぞれの学校を一枚ずつ置くこと』(大和町史 p331)でした。「フランスの制度にならった中央集権的な学区制」(東村山市史)とされます。

東大和市には次の5つの小学校がつけられました。

小学校名	設 置 し た 村	場 所	教 員
しょうていがくしゃ 小禎学舎	芋窪村	石井以豆美宅	石井以豆美
はんしゅうがくしゃ 汎衆学舎	蔵敷村	太子堂	石原伴鳳
げんぎよくがくしゃ 厳玉学舎	奈良橋村	雲性寺	李桃浄海
かつりきがくしゃ 竭力学舎	高木村、後ヶ谷村	円乗院	内堀太一郎
げんせいがくしゃ 研精学舎	清水村、宅部村	三光院	後藤兵庫

学校は作られましたが、授業の内容は、武蔵村山市史が中藤村の例を挙げて、「ほとんど従前の手習塾そのままであったといえる。」(通史編下 p69)と記すように、実質は寺子屋の延長とい近いものであったようです。そこから、明治政府、県は、明治7年(1874)6月27日、教員、世話係に対し、次のような諮問をしています。

- 1、各校とも教則一致せず、器械具備せず因循偷安の弊を免れない、生徒を進歩させるにはどうしたらよいか。
- 2、現校は官命に任せて設けるのみで有名無実である。これを更正するにはどうしたらよいか。
- 3、教則を文部頒布のものに適従し、小区内各校同一にするために、日を期して会議討論するのはどうだろうか。

- 4、各教員憤発して疾く生徒を上級させ、学務係の試験を請い、且つ月初めに生徒に奨励のために競筆の会を催すのはどうか。
- 5、生徒の昇校全からず(欠席が多い)。これを永続させて学務官の督責を受けぬようにするにはどうしたらよいか。
- 6、未だ頑随の旧習を因習している。旧慣を脱す方法があるか。

などです。この諮問に対し、各学校が協議し、毎月最初の日曜日に会議を開き教則を一定するように精々尽力したいと答申書を差出しています。

30 %の就学率

小学校は、原則、学齢対象全員を就学対象としましたが、とうてい無理でした。どこの市史を見ても、一様に就学率の低さを指摘します。大和町史でも

『入学児童は満六歳から十二歳までであるが十一区十番組(大和町域七ヵ村)では男二〇六人女二二〇人計四二六人が該当した。しかし、実際に就学し得たものは男女合わせて一七八人であった。就学すべき児童の三割足らずが入学したにすぎなかった。』(p331)とします。

寄付で賄った建設・運営費

頭の痛いのが建設費と運営費でした。東大和市の総額がわかりませんので、東村山市の状況を紹介します。(東村山市史通史編下 p 83)

表 5—19 国庫からの小学扶助委託金交付額

名 称	1874年	1875年	1876年	1877年
	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘
柳瀬学校		14.15.6	57.23.6	63.92.8
久米川学校(恵心学舎)	1.83.8	15.83.6	74.93.8	87.20.8
野口学校(尚忠学舎)	1.83.8	11.11.1	54.28.6	64.43.6
回田学校(暗明学舎)	1.83.8	13.21.1	71.39.7	80.72.6
大岱学校		3.30.0	7.66.2	7.70.0

出典：明治 7～10年度『文部省年報』より作成。

1874 年は明治 7 年に当たります。国からの補助金は 1 円台ですから、ほとんどを村持ちで建設し、運営したことがわかります。建設費はほとんどが村民の寄付金に頼っています。大和町史は汎衆学舎を建設した蔵敷村について

『小学校設立資金を、最低一二銭五厘から最高一五円まで、五五人が拠出して一一八円八七銭五厘を集めている。おそらく全村民に割り当てたものではなかろうか。中にはこの寄付金を「本人当六十歳にて、日々木綿糸紡賃ヲ以」充てたり、「貧婁(ひんろ)にて毎夜索綯シテ以充」てたものもいた。』(p331)

と書いています。索綯は縄をなう意味です。また、運営費が大変でした。右表は東村山市大岱村の明治 12 年の実態です。81 円の収入の内 60 円を預金利子と寄付金利子で補っていま

表 5—21 大岱学校経費(1879年度下半期)

収 入	金 額	備 考
文部省補助金	2 円27銭 2 厘	学齢人員62人、1 人につき金 3 銭 6 厘 6 毛 4 糸宛
地方税補助金	10円85銭	学齢人員62人、半か年 1 人につき金 17 銭 5 厘宛
積金利子	30円	
寄付金利子	30円72銭	
授業料	7 円20銭	
収入合計	81円04銭 2 厘	
支 出	金 額	備 考
教員給料	42円	一か月金 7 円
生徒試験賞与費	1 円	40人中優等25人、1 人につき金 4 銭
教員・校務旅費	1 円50銭	
書籍・器械・雑費、校舎修繕	8 円50銭	
定期試験、平時消耗品費	10円	
支出合計	63円	
予 備	18円04銭 2 厘	

出典：「学校費収支予算等認可につき上申書」(當麻勉家 A—3 / 1474) より作成。

す。これは東大和市域の村々でも同じで、大和町史は

『蔵敷、奈良橋、高木、宅部、後力谷、清水の六カ村は汎衆、厳玉、娼力、研精の四学舎を経営する方法として、六カ村で共同して、全村民に対し一反歩につき五〇銭の割で徴収し、総計一、六七五円六一銭四厘を基本金とし、これの一割の利子一六七円五六銭一厘で四校を経営することを計画した。』(p333)としています。

(4) その後の小学校

その後の小学校の経過を極めておおざっぱに紹介します。

その後の小学校

明治 9 年 (1876) 厳玉学舎を奈良橋小学校と改称

明治 10 年 (1877) 小禎学舎と汎衆学舎を合併し昇隆学校と改称、娼力学舎を高狭小学校と改称

明治 27 年 (1894) 昇隆学校を第一村山小学校 奈良橋小学校を第二村山小学校 高狭小学校を第三村山小学校と改称

明治 28 年 (1895) 各小学校の校名を 尋常小学校と改称

明治 39 年 (1906) 5 月、第一村山高等小学校と第二村山高等小学校を建設。

就学したのは、戸数の 1 割に達しませんでした。

残したければ自分で負担

明治 27 年、従前の学舎を小学校に改称しました。併せて、維持費の関係から、統廃合を目指しました。本来ならば芋窪と狭山の 2 校にする予定でした。ところが、奈良橋村民が自分達の奈良橋小学校を廃校とすることを拒んだため、組合村では 5 校を 3 校とし、奈良橋村の第二村山小学校の経費は他の 2 校の按分比例として、奈良橋村が経費を負担することを条件に認めたようです。

村の借り入れ

様々に苦労を重ねていますが、その後の村にとっても小学校の維持は大きな負担でした。

第 100 表 大正期大和村の予算

	大正 4 年	大正 6 年	大正 9 年	大正10年	大正12年	大正13年
	円	円	円	円	円	円
役 場 費	1,594.170	2,515.300	6,090.020	6,259.840	6,828.180	5,724.640
会 議 費	4.480	43.500	176.500	140.200	255.000	220.400
土 木 費	52.210	11.000	20.000	20.000		
小 学 校 費	4,124.082	4,684.645	9,542.990	9,853.130	12,842.070	12,353.160
実業補習学校費		163.710			294.890	345.210
伝染病予防費	3.000	21.200	79.580	42.070	99.800	83.350
勸業費		25.000	46.100	22.600		48.500
罹災救助資金造成費		10.000	10.000	10.000	10.000	10.000
諸税及諸負担	222.880	205.100	850.430	1,023.640	168.310	192.400
神社費	72.000	60.000	148.000	120.000	120.850	120.350
雑支出	1,012.500	238.400	435.000	553.800	340.940	451.340
予備費			199.300	490.420		
計	7,085.322	7,917.855	17,597.920	18,535.700	20,960.040	14,552.350

(大和村財政支出(経常部)。大正年間大和村村会議事録各年より作製。)

大正年代の村の予算ですが、教育費が多い時は 84 %、少ない時で 53 %を占めています。とても

通常の村税収入ではまかないきれないため、これらは常に借金をして賄いました。(大和町史 p 455)
そして、経済変動と共に経済更正村の指定を受けて村の運営を建て直すことになります。

第4章 最初は菰山県と品川県に（政体書～廃藩置県）

（1）政体書・新しい地方機構

政体書の公布

慶応4年（1868）閏4月21日、政体書が公布され、地方支配機構が定まりました。

全国を府・藩・県に分け、府県に府知事（知府事）、藩に藩知事（知藩事）、県に県知事（知県事）を置きました。

府は京都、大阪、長崎、奈良、越後（新潟）、^{わたらい}度会（現在の三重県）、佐渡、東京、神奈川、甲斐の順序で設けられました。旧来の遠国奉行の支配地にあたります。

県は幕府直轄領（御料・天領）および旗本知行地を新政府が没収して設けました。

しかし、この区分は長く続かず、明治2年7月17日（太陽暦：1869年8月24日）の太政官布告第655号により、府は京都・東京・大阪の3つのみとされ、他はすべて県に改称されました。

江戸の周辺では、この原則は適用されず、県の代わりに「知県事」を置きました。役名に「県」が入っていますが、まだ県は置かれていません。

江戸では、幕府直轄地を数人の代官が支配地域の担当を交替して受け持っていました。新制度に移るときにも、その状況は変わらなかったため、当初は6月19日、忍藩士・山田一太夫（政則）、6月20日、松村忠四郎（長為）、7月10日、桑山圭助（致）を武蔵知県事に任じ、旧代官の支配地域を知県事の管轄としました。8月8日、松村忠四郎が病気により古河定雄（一平、肥前藩士）に変わりました。

菰山代官である江川太郎左衛門（英武）の支配地は、江川が早期に新政府側に恭順したことから、その支配地の管理を引続いて命じられています。東大和の村々は、旗本領地（芋窪村、高木村、清水村の一部にあった）以外は、江川太郎左衛門・英武の管轄下に置かれました。慶応4年6月には菰山県が置かれ、江川太郎左衛門は菰山県知県事となりました。

役所は東京日本橋馬喰町の御用屋敷に置かれて、同じ屋敷内で3人の武蔵知県事と江川太郎左衛門・英武が共同して執務していました。

江川太郎左衛門役所へ

江川太郎左衛門・英武は新政府軍の求める支配地絵図、石高帳、人別帳をもって慶応4年（1868）2月12日、桑名宿へ出頭（里正日誌）しています。そして、同年3月に「勤王証書」を新政府に提出し、恭順を示したとされます。それらのことから、慶応4年（1868）閏4月21日、政体書が公布され、地方支配機構が定まった時には、東大和市域の村々は、旧幕時代に引き続き、江川太郎左衛門・英武の管理する地域となりました。名主など村方三役もそのままの制度で引き継がれました。

菰山県と品川県へ

慶応4年（1868）閏4月21日、政体書が公布された当時の東大和市域の村々は

芋窪村天領分 旧旗本領分

蔵敷村

奈良橋村

高木村天領分 旧旗本領分

後ヶ谷村

宅部村

清水村(新田分) 本田分＝旧旗本領

に分かれていました。旧旗本領分以外は全て葦山代官江川太郎左衛門の所管でした。

慶応4年(1868)6月、葦山県が設置されると、江川太郎左衛門の所管であった天領分がそのまま「葦山県」になりました。清水村、高木村、芋窪村の旗本領であった区域は、いったん政府に没収され、武蔵知県事(古河定雄・一平、肥前藩士)に属しました。古河一平は明治元年(1868)10月品川県知事に就任しました。

武蔵知県事に属する区域は、明治2年(1869)2月9日に「品川県」が設置されると、品川県に移ります。ところが、葦山県と品川県の県域が複雑に入り混じっていたことから、県の設置直後に所管する村の管轄替えが行われました。

明治2年(1869)2月、品川県下の芋窪村と高木村の旗本領区域が葦山県に移管されました。

明治2年(1869)4月、葦山県に属していた清水村の江川太郎左衛門所管区域(新田分)が品川県に移管されることが沙汰され、品川県に引き渡されました。

以上は東大和市史によりますが、里正日誌によれば、明治2年(1869)2月、品川県下の芋窪村と高木村の旗本領区域が葦山県に移管されたとされる区域は、4月10日に沙汰があり、6月28日頃品川県から葦山県が受け取ったことになっています。高木村分は65石、芋窪村分は165石と石数が記録されています。

いずれにしても、この整理により、芋窪村・蔵敷村・奈良橋村・高木村・後ヶ谷村・宅部村の六か村は葦山県に、清水村だけが品川県に属することとなりました。年貢の割付、助郷の負担など、相当に混乱したはずです。さらにややこしくしたのが寄場組合の再編でした。

(2) 寄場組合の再編

寄場組合

すでに紹介したとおり、江戸時代後期～幕末にかけて、江戸周辺の農村は治安が悪化していました。これを効率よく取り締まるため、幕府は、関東取締出役を設け、文政10年(1827)には、「寄場組合」を構成して取り締まりが効率的に行われる制度を設けました。中心になる村を「寄場」とし、周辺の数10か村を組合としてまとめました。

東大和市域の村々は芋窪村が拝島組合に属し、外は所沢組合に属していました。葦山県と品川県が成立して、上記のように管轄地域の整理が行われると、これまでの寄場組合の編成では不都合な面ができました。そこで、寄場組合の再編が行われました。

蔵敷村組合の独立

日常の生活面でも所沢とのつながりが強かった東大和市域の村々は、所沢寄場組合に所属していましたが、蔵敷村・奈良橋村・高木村・後ヶ谷村・宅部村が「蔵敷村組合」として独立しました。

小川寄場組合の設立

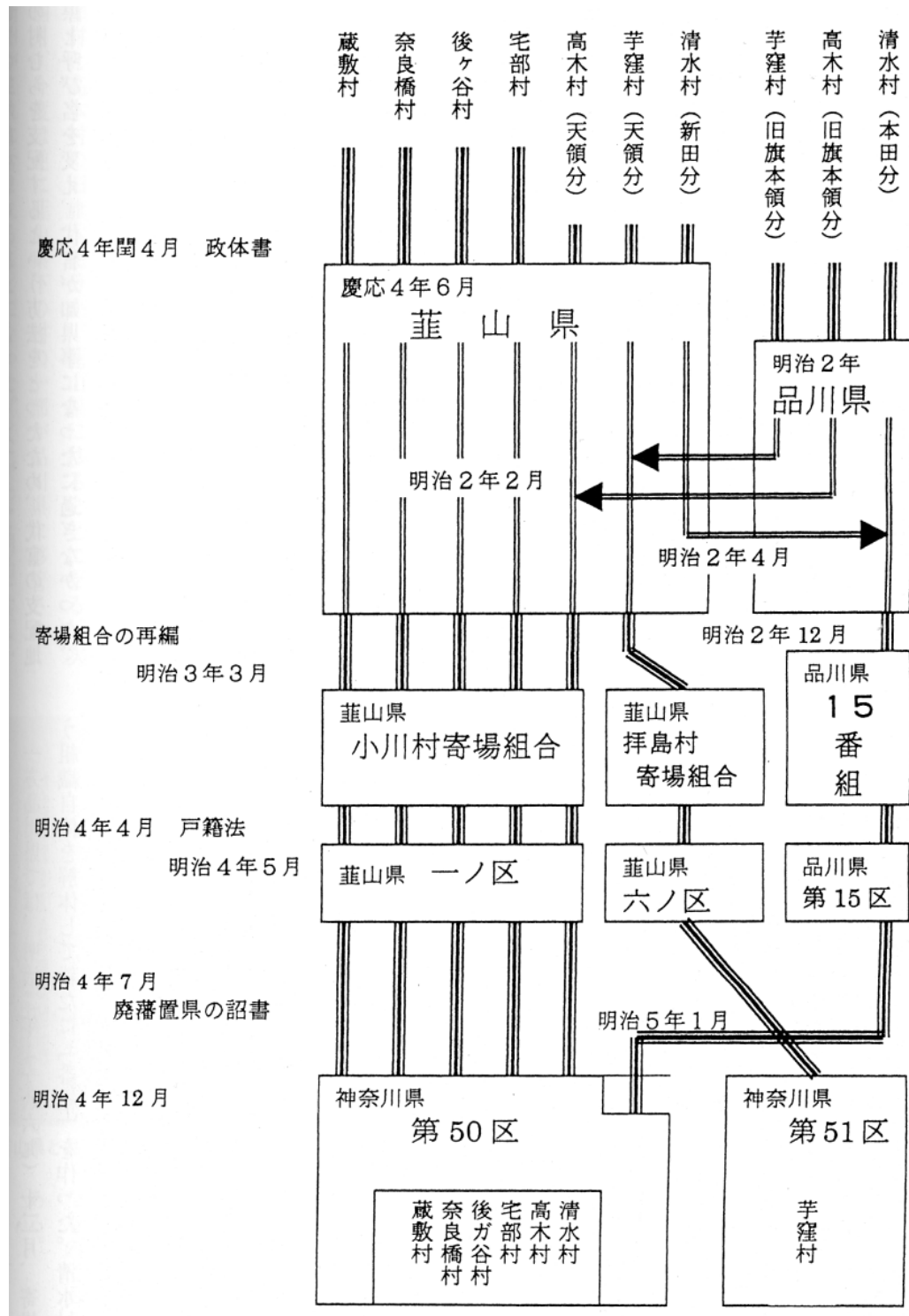
葦山県では寄場組合の分離吸収が行われて、蔵敷村組合の構成村数が少なくなっていました。

明治3年(1870)3月田無村組合から小川村外3か村、蔵敷村組合からは蔵敷村外5か村が、小川村を寄場とする小川組合村の設立を願い出ました。

小川組合村の設立は許可となり、その構成は小川村・小川新田・榎戸新田・廻り田新田・蔵敷村・奈良橋村・高木村・宅部村・後ヶ谷村・廻り田村の10か村でした。組合惣代は蔵敷村名主左衛門、小川村名主弥次郎、小川新田名主弥一郎の三人が担当しました。

芋窪村は品川県に属していて、拝島組合を構成していましたが、品川県が明治2年(1869)12月、

「番組制」をひいたことから、品川区 15 番組となりました。



東大和市史 p 252

(3) 廃藩置県

明治4年7月14日、「廃藩置県」の詔書が発せられました。これまでの「府・藩・県、三治」制から、「府・県、二治」制にかわり、藩が廃止され、大名領がなくなりました。地方を中央が統治する政治・行政改革ともいえます。

廃藩置県

明治2年(1869)6月17日、274藩主から版籍の奉還が行われ、原則として土地と人民は明治政府の所轄となりました。旧藩主は知藩事(藩知事)として引き続いて藩を統治していました。一方、徳川幕府直轄地(御料・天領)には府と県が置かれて、新政府から府知事・県令が任命されていました。

府・藩・県三治制は、藩領と御料・天領とが入り混んで、非効率でした。軍制が各藩から派遣された軍隊で構成されていて、統率性を欠きました。何よりも、国家財政の元になる年貢の徴収=税制改正に障害があり、弊害となっていました。また、藩の中には財政事情が悪化して藩を維持することが困難となり、廃藩を願い出る所も出てきました。

このような背景から、新政府の肝いりで、廃藩置県が行われました。「廃藩置県」の詔書には『今更ニ藩ヲ廃シ県ト為ス、是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無カラシメントス』と書かれていました。

当初は従前の藩を重視したことから、3府・302県という、多数の県になりました。規模がまちまちで入りくみや飛地も多かったのを調整し、合併が進められた結果、同年11月22日には全国で3府72県になりました。明治4年11月3日、品川県が廃止、同年11月15日、菰山県が廃止されました。この廃藩置県後の府県の統合を改置府県とよびます。その結果、武蔵国は、東京府、神奈川県、入間県、埼玉県に区分されました。

関東の改置府県

東大和市域の村々には、菰山県、品川県、神奈川県、入間県などが関係します。その経過を東大和市史から引用します。

『十一月の太政官布告により関東地方の改置府県が実施され、多数の小府県が錯綜していた状態を脱し、まとまりのある比較的大きな府県に整理された。この段階で、多摩郡のほとんどは入間県に属する予定であったが、神奈川県希望により最終的には神奈川県に移管することになった。ただし菰山県と品川県では移管の手続きに若干の違いが見られた。

品川県では、一旦入間県に移管され、入間県からさらに神奈川県へ移管されるという手続きが取られた。品川県から入間県への移管が明治四年(一八七一)十二月、そして入間県から神奈川県への移管は明治五年(一八七二)一月に実施された。一方菰山県では、入間県をとわず直接神奈川県へ移管されるという手続きがとられた。明治四年十二月のことである。』

東大和市域の村々

東大和市域の村々は結果的に神奈川県に属しました。その所属時期に若干のずれがあります。

- ・明治4年12月20日、菰山県に属していた芋窪村、蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村が神奈川県に
 - ・明治5年1月29日、品川県に属していた清水村が神奈川県に
- 編成されました。神奈川県には明治26年(1893)4月1日、「東京府神奈川県境域変更法」によって三多摩全域が東京府に移管されるまで属していました。

(4) 戸籍区

藩の廃止、新しい行政区域の設置の状況を紹介しましたが、現在の市町村に繋がる近代的な行政単位を定着させるまでには、いくつかの経過が必要でした。その一つが戸籍区・大区、小区制です。これは直接的には戸籍の整備の面から出てきました。

戸籍法の公布

新政府は相次いで近代国家としての政策を打ち出します。その最初が軍制と戸籍の全国的整備でした。明治4年4月4日、政府は全国の人口、戸数を把握するため、戸籍法を公布しました。目的に、「脱籍無産の徒」の取り締まり、不平士族反乱の動きの事前取り締まり、などが課題とされていますが、基本的には、これまでの「宗門人別帳」による農民の把握では、近代国家の税、徴兵などの行政、統計の基礎資料には耐えられなくなり、その確実なデータを得るためのものでした。

戸籍をまとめるための区

戸籍の編成に当たって、従来の自然発生的な村の上に成立した、江戸時代の支配領域の入りを組みを整理する必要が生じました。新しく数ヵ村をまとめて一つのグループとする「戸籍区」を設置することになりました。戸籍区には戸籍事務を扱う戸長、副戸長を置きました。

蕪山県、品川県では、従来の寄場組合と番組をそのまま「戸籍区」としました。

品川県 明治2年12月18日、寄場組合を廃止、番組制度とする。そのまま戸籍区に。

蕪山県 明治4年5月、戸籍区を設置 戸長を決定。

東大和市域の村々は

小川村寄場組合(蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村)は「蕪山県一の区」

品川県第十五番組(清水村)は「品川県第十五区」

拝島村組合(芋窪村)は「蕪山県六の区」

となりました。

戸籍区の再編成

明治4年の改置府県によって、県の管轄区域が変更になったため、戸籍区に矛盾が生じました。そこで、明治5年(1872)戸籍区の再編成が行われました。

東大和市域内の村々は

蕪山県に属していた村、神奈川県第50区

品川県に属していた村、神奈川県第51区となりました。(芋窪村など)

この年11月、江戸の広域行政圏であった寄場組合が廃止されました。戸籍事務を取り扱う区と従来からの生活中心の村が同一区域となり、区が新しい行政単位になる可能性が出てきました。さらに興味を惹くのは、50区の区長は内野左衛門であり、隣接に10区があり、その区長には、後の自由民権運動の主導者である南多摩野津田の「石坂昌孝」が就いていました。両者の緊密な間柄を考えると、この時の区長会を通しての交流が推測されます。

戸籍編成の戸長、副戸長

戸籍の編成に当たる責任者として戸籍区に、戸長、副戸長が置かれたましたが、従来からの村方組織である名主以下の村役人と競合が生じます。その混乱を避ける意味から、従来の名主以下の村役人はそのまま残されました。そこで、村には、新しく戸籍を担当する戸長と村の事務を担当する村役人の二つの指示系統ができました。多くが、名主が戸長を兼ねたため混乱は生じなかったようですが、そうでないところは、約1年間混乱が続きます。

名主に代わっての戸長

明治5年(1872)4月24日、政府は、

「庄屋、名主、年寄等はすべて廃止し戸長、副戸長と改め、これまでの事務をすべて引き継ぐのはもちろん土地人民に関する一切は一切取り扱うべし」との布告を出しました。従前の村役人は廃止され、何よりも、戸籍区が行政区になったことに意味があります。

壬申戸籍の評価

この法律に基づいて行われた戸籍を「壬申戸籍」と呼んでいます。所沢市史では次のように評価しています。

『この法にもとづき作製された戸籍を壬申戸籍という。日本最初の全国統一戸籍である。壬申戸籍は人民保護のための戸口の実態把握とされたが、実際は屋敷番号による世帯単位の編成で、三年度調査の戸籍同様、家屋、家業調査が継承され、脱籍取締、窮民救助が意図されている。つまり国家と個人との間に「家」を介在させ、家に救助などの国家の義務を代行させるものであった。

このことは戸籍事務についてもいえることで、「各地方土地の便宜に随ひ、予め区画をさだめ、毎区戸長ならびに副を置き事務を担当することにしたように、この戸籍区を末端機構とし、政府直轄の事業として行われる点にもみられる。近代的な個人の掌握というよりは、村を介せず直接「臣民一般」を家中心に把握しようとしたのである。』（下 p20）

（５）大区・小区制

政府は明治 5 年(1872)10 月、戸籍区に大小の別を設けて「行政区」として整備することを太政官布達によって命令しました。また、区には戸籍の編成を担当する戸長、副戸長を置きました。

寄場組合の転換

幕末の村々は「寄場組合」を形成して広域的なまとまりを持っていました。関東取締出役が取り締まりのため自由に活動する場でしたが、幕府と大名家轄下では機能しても、近代的な国家としては不適当な存在と判断されました。神奈川県は、明治 5 年 11 月、寄場組合を廃止しました。

東大和市域は

小川寄場組合に属する村は	韮山県第 1 区、区長は蔵敷村の内野左衛門。
品川県に属する村は	品川県第 15 区

となりました。

村は番号で区分された（区番組制）

明治 6 年（1873）4 月、神奈川県はさらに区割りや指示系統の合理化を求めて、区画改正法を定めました。武蔵と相模を 20 区に区分し、1 区に区長 1 名、副区長 1 名を置き、戸籍だけでなく行政事務全般を取り扱うことにしました。さらに区を「組」に細分しました。

これまでの「県」→「区」
「県」→「村」
の二つの命令系統が
「県」→「区」→「組」
の一系統になりました。

追いつけ追い越せの中央集権国家の建設には、何よりも従来の二重系統は非効率でした。前年の村方役人の廃止とあわせ、地方行政機構の整備は少しずつ進んできました。

東大和市域の村々は神奈川県第十一区第十番組に属しました。

区長・戸長・副戸長は、代議人の入札（選挙）によって選ばれました。地方の有力者は政府の行政組織に組み入れられた。

会所を高木村明楽寺に設けました。人口は2,827人 戸数466戸でした。

機械的につくった大区・小区制

明治6年(1873)6月、神奈川県は区を「大区」、組を「小区」に改めました。大した変更ではないようにも見受けられますが、従来の「組」が「区」の下に位置づけられたことは、組が区の下部組織になったことを意味します。命令・指令系統がさらに単純化されたことになります。

東大和市域の村々は神奈川県第十一大区第十小区に属することになりました。区長、副区長はその区内の戸長、副戸長の選挙によって定め、戸長、副戸長は代議人の選挙によることになりました。

住民の意思の反映が、制限されてはいますが、選挙という手段で実現する可能性が生まれてきました。しかし、長い間に築かれてきた人の住む「村」の実態を無視した人工的な行政区画であったため、結局はうまく機能しませんでした。やがて、明治11年、郡区町村編制法によって、自然的な村との調和を図るように修正されました。

第5章 地方自治の土台ができた

(1) 入り混みの整理・合併

入り混みの整理

県による地域・地区の編成替え、広域的な整理と共に、従来の複雑に入り組んだ支配体制のもとで入り組んだ地域の整理が進んできました。地租改正による地番の設定がうまく行かなかったことも要因となりました。高木村の状況を紹介します。

高木村の整理

江戸末期・明治初年、高木村は、合計188石余の領地が次のように区分されていました。

幕府直轄領（代官江川太郎左衛門支配） 123石4斗

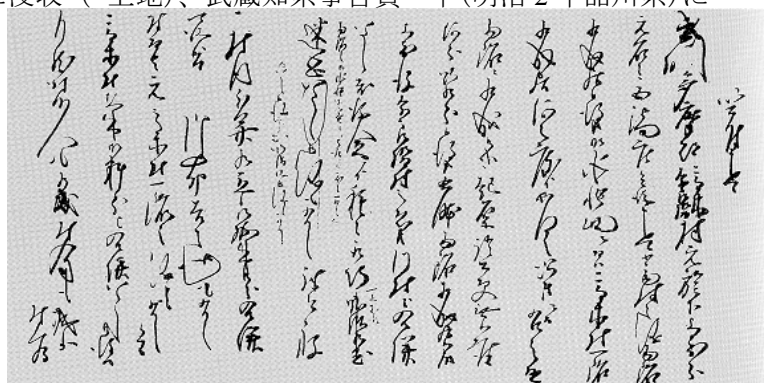
旗本＝地頭領（酒井極之助支配） 65石 内21石は奈良橋村に所属、7世帯が居住

という3重の入り込みです。2人の異なる領主が居て、支配区分が入り乱れている外に、飛び地になる箇所があり、そこに外の村の住民が住んでいるという状況です。

慶応4年(1868)閏4月21日、政体書の公布により、同年6月、韮山県が設置されると

- ・江川太郎左衛門支配地は韮山県に
- ・旗本・酒井極之助支配地は政府に没収（＝上地）、武蔵知県事古賀一平(明治2年品川県)に属することになりました。

明治4年(1871)7月14日、廃藩置県により、同年11月、韮山県と品川県が廃止されて神奈川県に属しました。この時、上記の入り乱れを整理することになりました。最初は飛び地の奈良橋分は奈良橋村に整理しようとしたのですが、住民の希望で、全てを包含して、高木村一村とすることになりました。明治5年(1872)



天領と地頭領の合併願東大和市史資料編10 p 3 1

5月のことです。

狭山村が生まれた

同様の入り組が後ヶ谷村と宅部村にもありました。略図のように、宅部村は貯水池に沈んだ地域にあり、後ヶ谷村は貯水池に沈んだ地域と丘陵の南の地域にありました。貯水池に沈んだ区域の両村は「田畑山林民戸悉皆混錯」の状況になっていました。

明治6年(1873)、地租改正条例が發布されて、土地の調査を行い、土地一筆ごとに地番を付けることになりました。両村の入り混みはとうてい順序よく番号が付けられる状況ではなく、ここに「両村を一ヵ村として、整理された地番を設定する問題」が起こってきました。

明治8年2月25日、両村の小前一同は、熟談の上、両村の農民87人の蓮印をもって、両村を廃止し、新たに狭山村を設ける「村名改称合併願」を十一大区十小区会所に出願しました。

区の戸長、副戸長は、このねがいを神奈川県令中島信行宛に提出し、翌3月、神奈川県令はこれを許可しました。こうして、後ヶ谷・宅部の二村は解消して、さやまむら狭山村が成立しました。東大和市域の村々の中で合併して新しい村となったのは、狭山村だけです。



なお、狭山の葉では、『明治8年6月4日に後ヶ谷村及び同村新田、宅部村を合併して狭山村と改称す』(p 25)としています。

(2) 地方自治の土台が出来た

急速に推し進められる近代化の過程で、村人達にも新政府の実態が見え始め、徴兵令や地租改正に対する反対運動などの激化とともに、自由民権への関心が高まってきました。脆弱な地方と世界に追いつけ追い越せの中央集権国家形成のきしみとも云えます。政府は、地方制度の整備に着手しました。

自治の基礎に「村」が置かれた(地方制度の始まり＝三新法)

明治11年(1878)7月22日、政府は地方制度のもとになる三新法と呼ばれる法律を定めました。郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則です。

「大区」、「小区」制は強引な地域割でした。同時に統治機構としては曖昧な存在でした。その問題点を改め、自然集落の「村」を基礎単位として、国・県・郡・市町村の一体化を図る必要がありました。三新法の理由書には

『区を置き区戸長を置く、制置宜しきを得ざるのみならず、数百年慣習の郡制を破り、新規に奇異の区画を設けたるを以て頗る人心に適せず、又便宜を欠き人間絶て利益なきのみならず只弊害あるのみ・・・』と書かれました。

地方行政区画としての「郡」の位置づけを明確にするとともに、沸き上がる民主主義の要求に応える「府県議会」の設置と地租だけに基礎を置く税制の改革が主眼でした。

この時、東大和市域では、早くも他に先駆け、芋窪村（石川）の蓮花寺で自由民権運動の結社「衆楽会」が結成されています。その目標には「自治の道を究めよう」と掲げられていました。

郡をつくった（郡区町村編制法）

明治 11 年（1878）7 月、郡区町村編制法が布告されました。「大区」、「小区」制の反省から、伝統的な自然集落の「町・村」を自治の単位とすることにして、町村と府県との間に地方行政区画としての「郡」を設けました。府県が、当時 7 万を超す数多い町村を直接把握するのは困難でした。効率的、直線的な国の政策・命令伝達に、町村をまとめて把握する組織が必要でした。そこで

国→府県→町村
国→府県→「郡」→町村

として、郡を「行政上の区画」として設け、「官吏である郡長」を置きました。郡長は町村を監督する役割を持ちました。

多摩郡は郡の区域が広いため、明治 11 年（1878）11 月 18 日、東、西、南、北の 4 郡に分けました。三多摩の誕生です。この時の北多摩郡はおおむね、十、十一、十二の 3 大区で編成されました。1 町 131 村、戸数 11,749 戸、人口 62,643 人でした。これまでの区長は 10 月 30 日に廃止され、郡長は 11 月 18 日、砂川源五右衛門が任命されました。郡役所は 12 月 2 日、府中番場宿 106 番地矢島九兵衛家に置かれました。

郡長が管掌する事務は

- ①国税・地方税の徴収および不納者の処
- ②徴兵の取調
- ③身代限・財産の処分
- ④逃亡・死亡・絶家の財産処分
- ⑤官有地の倒木・枯木の売却
- ⑥電線・道路・田畑・水利の妨げとなる官有樹木の伐採
- ⑦河岸地・借地の検査
- ⑧遊猟などの威銃の所有
- ⑨印税・罫紙の売捌
- ⑩小学校資金

などでした。相当の権限を持っていたことがわかります。東多摩郡は聞き慣れませんが、中野、杉並地域でした。東京府に属していて、後に南豊島郡と合併して豊多摩郡となりました。

村の長＝戸長が選ばれた

村には戸長を置きました。明治 11 年（1878）7 月の太政官達で「行政に従事すると其町村の理事者たると二様の性質の者」されました。

「行政事務に従事」と「町村の理事者」
との二面の性格を持っていました。

戸長の受け持つ「行政事務二従事」は「県令や郡長を通じて指令される委任事項を町村で実施する」ことにありました。具体的には、

布告・布達の公示
地租および諸税の上納
戸籍・徴兵の下調べ
不動産の質入・売買の奥書・加印
就学の勧誘



地券台帳・諸帳簿の保存・管守
などでした。

一方の「町村ノ理事者」の事務は、各町村の公共事業を統轄することでした。

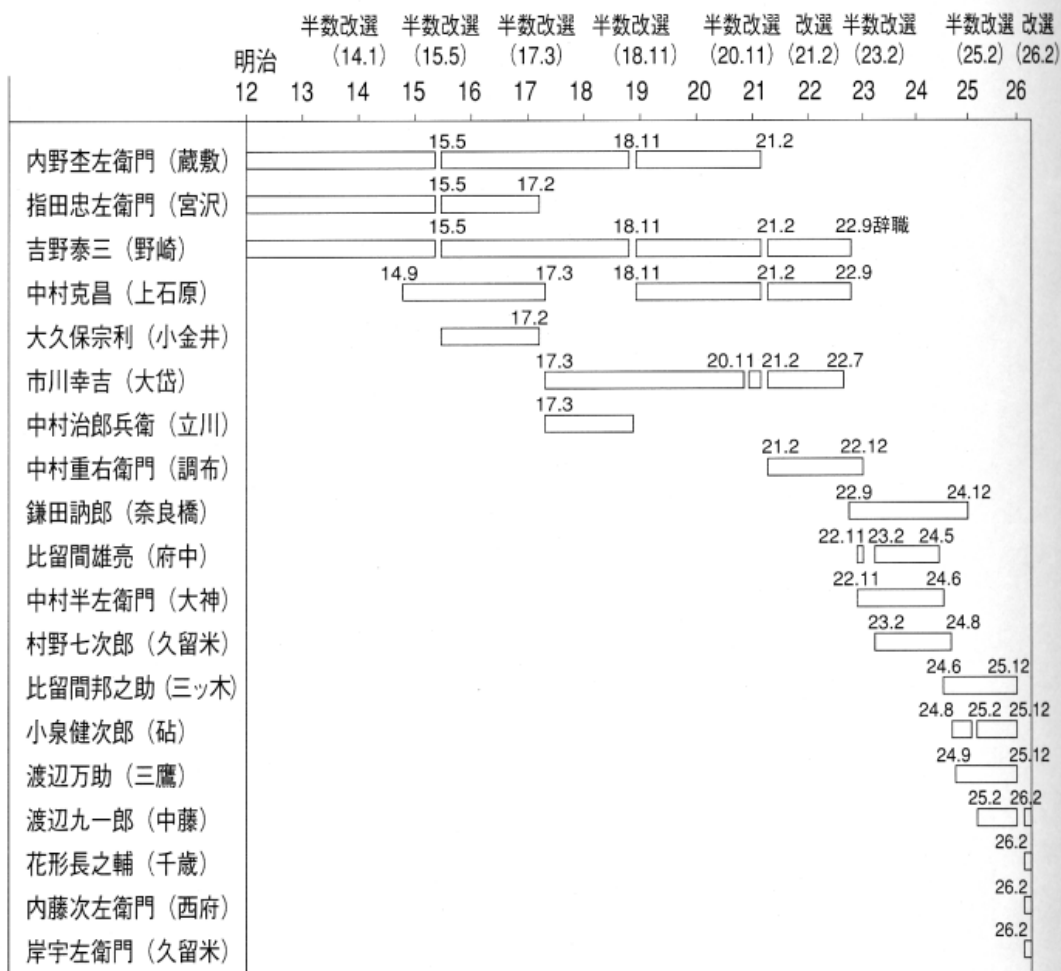
戸長は選挙で撰ばれることが原則でした。神奈川県では明治 11 年(1878) 11 月に「戸長選挙規則」を布達しました。選挙権は、その町村内に本籍がある満 20 歳以上の戸主の男子にだけ与えられました。そして、「戸長ハ公選ヲ以テ挙ケ、県令ノ裁可スル処トス」であり、公選制を建前としていましたが、県令がその当選者を裁可する権限を残していました。

ここに、国家政策の実施者と町村の理事者の両面を持つ、村の長が誕生しました。実際には、明治 12 年 (1879) 3 月に、各村々に戸長が置かれました。

神奈川県会ができた

神奈川県では区長会議を以て「県会」としていました。明治 11 年(1878) 7 月、府県会規則の公布により、翌、明治 12 年 2 月、「神奈川県議員選挙区」を定め選挙が行われました。議員定数は 3500 戸につき 1 人の割合で、47 人でした。

表 I-20 北多摩郡選出の神奈川県議員 (明治12年 2 月～26年 3 月)



注(1) 第 1 回選挙は明治12年 2 月 26年 4 月 1 日に東京府移管となる

(2) 解散選挙および半数改選以外の補欠選挙は14年 1 月、同年 9 月、18年 1 月、21年 9 月、22年10月、24年 6 月、同年 8 月、同年 9 月に行われた

(武蔵村山市史通史編下 p125)

- ・被選挙権は本籍が神奈川県で地租を 10 円以上納め、その県内に満 3 か年以上定住する満 25 歳以上の男子
- ・選挙権は地租 5 円以上を納める満 20 歳以上の男子

と定められました。北多摩郡からは、当時の戸数 11,740 戸に応じて定数 3 人と決まりました。その結果は武蔵村山市史が前ページの表のように伝えています。初回の蔵敷村の内野左衛門、明治 23 年の奈良橋村鎌田訥郎にご注意下さい。

地方税の内容が決められた

「地方税規則」により、地方税は地租割、営業税ならびに雑種税、戸数割の 3 種となりました。この税で賄われたのは県と郡の経費でした。村の経費は「其区内市町村内人民の協議に任せ」られ、別個に「協議費」が徴収されました。

地価割	地価の一〇〇〇分ノ三
営業税割並雑種税割	定税の半額
農車割	耕作のみに用うる農車で、国税のかからぬものから、大小を問わず一輛につき一年に、金一〇銭
人口割	一人につき金四銭
戸数割	一戸につき金一〇銭

村の支出が高まるにつれ、均衡を期するため、様々な項目が考え出されています。

(3) 初めての村会と村の連合

議員が選ばれた（神奈川県町村会規則）

・明治 12 年(1879)6 月 13 日、神奈川県は「町村会規則」を布達しました。村に「村会」を置くことを定めたもので、国に先行すること 1 年前でした。

議員の数は町村内の戸数の多少によって定められ、100 戸未満は 10 人以下、100 戸から 200 戸未満は 15 人、それ以上は 200 戸ふえるごとに 5 人ずつの増員とされました。

選挙権・被選挙権はその町村内に本籍と住居を定める満 20 歳以上の男子で、村内に土地を持つ者とされました。

町村会は毎年 2 回、5 月と 11 月に開かれ、会期は戸長からの延期の申し出がないかぎり 10 日以内とされました。

議決する事項は

町村の経費で支弁する事業

町村の経費の予算・徴収方法

町村共有財産の処分・維持方法

戸数割税の徴収税率

などでした。地方税の賦課は県から個人に賦課されるのではなく村に割り当てられていました。見方によれば、そのための議案であり、予算であったともされます。近代的な装いのもとに、江戸時代からのしきたりが残されていました。

第 60 表 明治12年，蔵敷村，
村会議員選挙結果

被 選 人	得票数
○内 野 平 五 郎	49
○鈴 木 米 蔵	47
○内 野 吉 右 衛 門	46
○小 島 常 七	46
○小 島 美 代 吉	46
○小 島 佐 吉 郎	46
○鈴 木 重 蔵	30
並 木 信 吉	25
木 村 文 次 郎	6
伊 藤 勘 蔵	4
内 野 清 右 衛 門	3
木 村 房 次 郎	2
小 島 奥 蔵	1
内 堀 庄 左 衛 門	1
内 野 半 兵 衛	1
小 島 鶴 蔵	1

Ⅰ 内野家文書「村会日誌」より

Ⅱ ○印は当選者

東大和市域の村々では、明治 12 年から 13 年にかけて、村会議員の選挙が行われ、議員が選ばれて、各村ごとに村会が成立しました。

蔵敷村の村会

蔵敷村では明治 12 年 7 月 5 日、村会議員の選挙が行われ、7 人の議員が確定しました。村の商人、比較的富裕な農民でした。

翌 13 年 2 月 11 日、最初の村会が開かれました。

議案は、明治十二年度地方税地租割戸数割賦課法、明治十二年度協議費支出予算、協議費々則の三案でした。その日の内に可決されています。

高木村の村会

高木村では明治 12 年月 22 日に、村会議員 6 名が選挙によって選ばれました。選挙結果は大和町史に次の表の通り紹介されています。戸長宅に高木村の「役場」が置かれました。

計	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	項 目
	会 議 費	諸 筆 墨 費	旅 走 人 給 費	小 走 人 給 費	祭 典 費	水 火 防 禦 費	小 学 校 費	道 路 橋 梁 修 繕 費	戸 数 割 税	地 租 割 税	
二一五、〇九、九	六、四〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	六九、六八、五	二八、〇〇〇	三二、〇〇〇	五四、九八、六	支 出 額
							三ヶ村のうち割当分	一戸当り六二銭八厘	き当村負担分		備 考

第 61 表 明治 12 年高木村村会議案第 1 号

左の表は高木村の歳出予算です。215 円中、小学校費が 32%、県に納める地租割税が 25.5%、戸数割り 15 %です。県に納める税が 40%を超えていることがわかります。

小学校費、地租の納入、道路や橋の修繕などが中心になるもので、特に、地租を村に割り当てられ、村で徴収し、村が納めているところにこの当時の特色があります。

このようなことから、現在の地方自治とはほど遠い、県の事務の執行を容易にする手段であったともいわれます。しかし、予算を村人の代表が議決するという、民主主義の方法が確立しつつあることは確実です。ところが、折からのデフレにも影響され、明治 17 年にはこれらの制度は大きく改正されてしまいます。

注意すべきは、高木村には「村会」の他に「地主総代会」があつて、睨みをきかせていたことです。

です。

地方財政の危機・住民の反発

明治 14 年(1881)以来、政府は極端なデフレ政策をとりました。このため、物価の急激な下落、深刻な不況におおわれ、村は疲弊し、滞納が増加、地方財政は危機的状況になりました。加えて、自由民権運動の高まりにより政治的な動揺もありました。

また、明治 13 年 11 月、地租割部分の課税限度を 5 分 1 から 3 分 1 に引き上げたことから、重税感も加わり、一揆が起きました。

明治 16 年(1883)5 月、神奈川県南木曽、根岸、淵野辺の 2 か村で 250 余人

明治 16 年(1883)10 月、大住郡子易村で 40 余人

明治 17 年(1884)8 月、神奈川県津久井郡 7 か村、南多摩郡 21 村の困民党騒動

明治 17 年(1884)10 月、埼玉県を中心にした秩父事件

などが相次いで発生しました。

官選戸長の統制

これらの動きを背景として、政府は明治 17 年 5 月 7 日、「区町村会法」を全面的に改正し、町村制度を大幅に改めました。

- ・戸長は官選となり、町村会は議決事項が限定された。
- ・議案の発案権は戸長に限定された。
- ・議員の選挙権、被選挙権は地租納税者に限定された。

等を行いました。神奈川県でも、明治 17 年(1884)6 月 18 日、「戸長推挙規則」を制定し、各村ごとに選出されていた戸長を、500 戸を基準に 1 人とする事で、複数の町村を連合させる方針をとりました。主な目的は、地方税・区市町村費の削減、事務渋滞の解消でした。

広域の合理化策（連合戸長制）

東大和市域の村々でも、明治 17 年（1884）7 月 1 日、村々が集まって共同処理をすることにして、「連合戸長制度」を取り入れました。

- ・芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、狭山、清水の村々で「高木外五ヶ村連合」を構成しました。「連合村会」が形成されました。
- ・戸長は狭山村の関田糸右衛門が選ばれ、高木村の明楽寺に「連合戸長役場」を置きました。

（４）「地方自治体」としての「村」の原型ができたが

地方自治の調査・検討

維新の改革から 20 年、諸外国に、追いつけ追い越せの中央集権国家建設のさなか、地方からは、自由民権意識の高揚につれ、憲法制定、国会開設の運動が強まってきました。自由党（総理・板垣退助）や立憲改進黨（総理・大隈重信）が政治の改革を声高に求めます。

ついに、明治 20 年（1887）1 月、山県有朋らが中心となって、地方自治の調査・検討を進め、内務省に「地方自治制度編纂委員」を設置し、ドイツの公法学者アルベルト・モッセを顧問に招請しました。

草案がまとまった

編纂委員は、建設途上の天皇を中心とする明治政府の安定化、勢力を伸ばしつつあった地方の名望家、地主層による地方政治の展開を視点に「市制草案」「町村制草案」をまとめました。この辺りが戦後の地方自治とは性格を異にします。

市制・町村制の公布

政府は、この案をもとに、明治 21 年（1888）4 月 25 日、「市制・町村制」を公布しました。明治憲法発布の一年前、国会開設 2 年前に地方制度ができるという不思議な現象が起きました。すでに紹介したように三新法体制では対応できなくなっていました。地方制度の再編を先行して、明治憲法の基盤強化を図ったものとされます。

①町や村は財産管理権を持つ自治体として「法人格」が認められた。

②執行機関として市・町・村長、助役、名誉職参事が置かれた。

市長は市会が推薦した 3 名の中から内務大臣が選任する。

町村長と議員は選挙権を持つ者の中から選挙で選ぶ。選挙は府県知事の認可を必要とする。

③議会はその市町村に属する一切の事件について議決できることになった。

④住民は資格の制限のもとに、選挙権、被選挙権を持った。

女性には選挙権はなく、男子も、25 歳以上、1 戸を構えた戸主で、地租を納めるか、国税（所得税、営業税）を 2 円以上納めているものに制限された。

大まかに「市制・町村制」の内容をまとめましたが、「市制・町村制理由書」は、制定の趣旨を次のように書きます。

「今地方ノ制度ヲ改ムルハ 即チ 政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ 又人民ヲシテ之ニ参与セシメ
以テ 政府ノ繁雜ヲ省キ 併セテ人民ノ本務ヲ尽サシメントスルニ在リ」

また、制限付きの選挙制度については、

「市町村ヲ以テ其盛衰ニ関係ヲ有セサル無知無産ノ小民ニ放任スルコトヲ欲セサルカタメナリ」

現在から見ると、なんてことだろうかと、頭をかしげたくなりますが、村や町は不完全ながら国から独立した団体となりました。しかし、独立と同時に府県から仕事に移されました。戸籍、徴税、徴兵、教育、衛生、土木、勸業と格段に仕事は拡大し、その経費は従来の村負担に比べて、はるかに増大しました。しかし、その仕事に見合った経費は来ませんでした。

明治の大合併

「市制・町村制」は、町村の基準を「各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト」で、内務大臣訓令で、およそ 300 戸から 500 戸を標準とするとしました。明治 19 年（1886）、小学校令・中学校令が公布されて、各町村とも、この整備が焦眉の急で、江戸時代から続いてきた従前の規模の村では、小が校の建設も維持もできませんでした。

また、町村制第 4 条に「町村の財力が法律上の義務を負いきれず、かつ公益上の必要がある場合は、関係者の意見に関係なく町村を合併したり境界線を変更することがある」の定めがあり、強制的な合併を進めることが予定されていました。やむなく、「市制・町村制」の基準を準用して、大規模な町村合併が進められました。

明治 21 年（1888） 全国の市町村 71,314 が
翌年 22 年（1889） 町村 15,820 + 市 39
となりました。実に、合併率 全国平均で 77.8 %になりました。

神奈川県は明治 22 年（1889）4 月 1 日から「市制・町村制」を施行しました。この時、横浜市が「市制」を施行しています。そして、神奈川県下の町村は 1,272 あった町村が 320 町村になりました。合併をしなかったのは、拝島村などが構成していた「大上村他八ヵ村」「中藤村他三ヵ村」と東大和市域の村々でした。

（５）東大和の村々は合併しなかった・「高木村他五ヵ村組合」

蔵敷村の反対

東大和市域の村々にも、神奈川県からは合併への強い指導があったことが推測されます。しかし、蔵敷村の内野空衛門は、「自治体とは、風俗、人情、習慣等によって自然に結びつき、共通の徳義を持っているので、その区域組合設置願に添付された組合規定を残さなければ、古い習慣が壊れ、遂には徳義さえも壊れてしまう」との懸念から町村合併を行うべきではないと反対する「訴願書」の下書きを残しています。

東大和市史資料編は、その背景を

『この村むらが、合併により一村となる道を選ばなかったのは、生活圏としての旧来の村単位の結びつきが強く、何よりも村としての独立制が失われることを嫌ったためである。村の内側での結束がそれだけ固かったということの表われであらうし、裏を返せば、よそ者を受けつけない排他的な面が強かったとも言える。』（10 p 39）

と分析しています。

独立しながら共同処理

東大和市域の村々は、各村はひとつの村として事務を執行し、共通する仕事は、構成する組合で行う、という各村むらの独立性がある程度保ちながら共同処理をする方法を採用しました。県や郡からは合併すべしとの強い指導があったようですが、「組合村」で押し通しています。

「高木村他五ヵ村組合」

明治 22 年（1889）4 月 1 日、先の連合戸長制の連合村を「高木村他五ヵ村組合」として、新しい制度に適應した「組合設置願」を提出しました。同年 6 月 6 日、許可されました。隣接の武蔵村山市、瑞穂町、昭島市域の村々も同じように組合村を構成しました。この一帯にはそうした空気があったのかも知れません。

組合規程

明治 22 年（1889）4 月 1 日、「高木村他五ヵ村組合」は次のような組合規程を定めました。

- 神奈川県北多摩郡芋窪村、蔵敷村、奈良橋、高木村、狭山村、清水村組合規定
- 一、組合会議員ハ各村会議員（法律の定員）ノ四分ノ一ヲ定数トシ其村会議員ノ互撰トス
 - 一、組合会ハ組合村連帯二係ル事件二付キ凡テ町村会ノ職務権限及処務規定ニ拠ル
 - 一、村長及助役収入役各一名トシ組合各村ノ事務ヲ処理セシム
 - 一、組合村役場ハ高木村第百六番地ニ置ク
 - 一、組合ニ於テ支弁スヘキ経費ノ負担割合ハ組合会之ヲ議定シ其賦課徴収ノ方法ハ各村会ノ議決ニ任ス
- 右ハ町村制第百七条一項ニ依リ規定シ村々住民総代各署名捺印ス
明治二十二年四月一日

組合に村長及助役収入役各一名を置き、各村には議会だけを置く方式がとられています。初代村長は芋窪村の川鍋八郎兵衛が選ばれました。役場は従前通り、高木村の明楽寺に置かれ、各村からは 2 名ずつの議員が選出されて、組合議会を構成しました。組合村の費用は各村の個人に賦課されました。

組合予算

款 項 目	明治 22 年	明治 23 年
	円	円
書記等給料	116,000	198,000
村長等報酬	78,080	143,400
需用費	43,200	62,200
計	237,280	402,600
会議費	7,000	13,600
衛生費	500	5,000
予備費	29,000	20,000
合計	273,780	441,200

この予算で見る限り、「高木村他五ヵ村組合」は流行病予防に係わる衛生費の他は給料と報酬会議費で占められています。

組合の財政は村から切り離され、教育、土木などは各村が担当したようです。
(大和町史から作成)

組合村はなかなか巧く機能しませんでした。各村の利害が一致しなかったようですし、一体感も育たなかったようです。また、県や郡からは合併指導が続けられていました。そうしたことも起因して、明治 34 年（1901）突然の合併事件が起きました。

(6) 幻の村山村

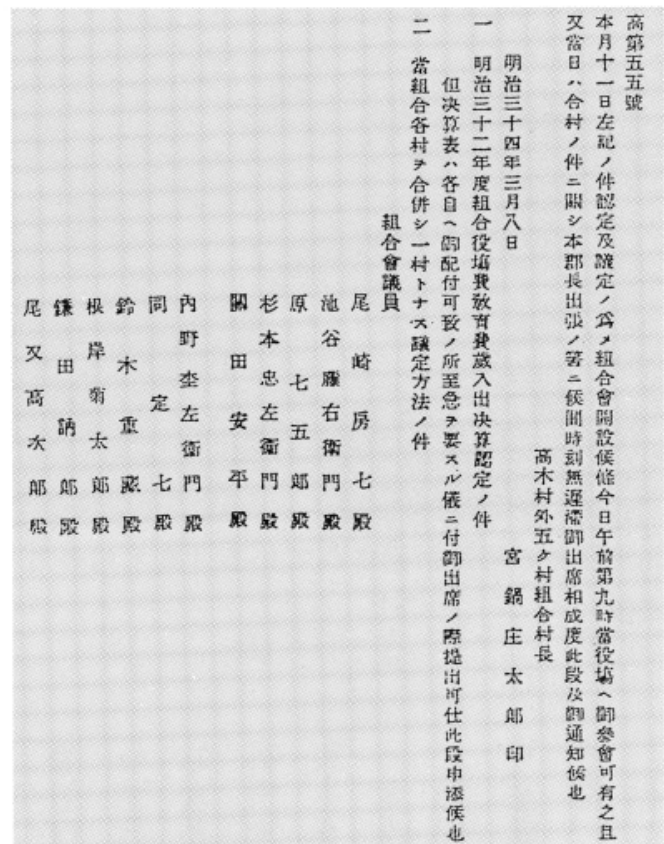
高木村他五カ村組合として発足した東大和市域の村々ですが、10 年を経て、明治 34 年（1901）組合村の運営を巡って、合併推進派と反対派間で騒動が起きました。当時の郡と組合村と構成各村の状況を構造的に浮き彫りにする絶好の学習材料と思われますので、長くなりますが東大和市史資料編 10 をもとに紹介します。

突然の合併騒動

明治 34 年（1901）3 月 8 日、「高木村他五カ村組合」組合村の村長（宮鍋庄太郎）から、「当組合各村ヲ合併シ一村ト為ス議定方法ノ件」を議案として組合議会が招集されました。

3 月 11 日、組合議会が開催されましたが「当組合六ヶ村ヲ合併シ一ヶ村ト為シ村山村ト称スル事」が議案でした。東大和市史資料編 10 から引用します。

『この会議には、北多摩郡長の藤野了介も出席し、町村制の規定に基づく町村合併のために、この案を議決する事が必要であると説明したようだ。また議会としては「小学校ノ改良ヲ図ルハ最モ急務ナルガ・・・学校ニ付キ紛議ヲ生スル多ケレハ 篤ト之レカ整頓ヲ急務トシ、合併ハ却テ此改良ノ紛議ヲ生スル恐レアル」との理由で合併に反対している事から、合併案の提出理由のひとつとして、学校問題があったと推測できる。



東大和市史資料編 10 p42

しかしこれ以外に、なぜこの時期に合併話が持ち上がったのかを示す資料がなく、宮鍋村長の本意が何だったのかはわからない。

しかし結局、この日の議会では「各村自治体ノ消長ニ関スル重大問題ナレバ、各村々トモ充分協議ヲ凝シ円滑ノ手段ニ出ント、満場一致ヲ以テ本会ヲ延期シ再会ヲ十七日ト決シ散会」した。』

村長による組合議会の中止

3 月 17 日、議会再開の日ですが、村長は一方的にこの日の議会を開きませんでした。そして、3 月 25 日に蔵敷村の議会を開くことを通知します。

個別の村の議会で同意を取る戦術に変えたようです。

蔵敷村が反対

3 月 25 日、蔵敷村の議会が開かれました。席上、村長は「本日ハ芋窪奈良橋ノ村会ヲ各別ニ開キ、明廿六日ハ清水狭山高木三ヶ村ノ村会ヲ召集ス」「各村会ニ合併ノ可否ヲ問ヒ強テ、半数ヲ賛成セシメテ合併ヲセシムヘシト」と説明して、蔵敷村の合意を得ようとしています。しかし、実際には他の村の議会の開催日程は組まれていませんでしたし、通知も出していませんでした。

蔵敷村会では、即日「本村ヲ他村ヘ合併セシメントスル村長ノ意見ニハ絶対反対ナリ」と議決しました。

反対陳情書の提出

3月27日、蔵敷村会議員と高木村外五ヶ村組合会議員の連名で、北多摩郡長藤野了介宛てに「陳情書」が提出されました。陳情の内容は

3月8日以降の経過と、村長のやり方について「不法モ亦甚シキモノト言ハサルヲ得ス」と批判し、「各村自治政ノ権義ヲ御保護被成下度」とするものでした。

陳情書
明治三十四年三月八日の事、蔵敷村外五ヶ村組合村
長宮鍋庄太郎ハ、當組合各村ヲ合併シ一村ト爲ス
議定方法ノ件ニ付、本月十一日組合會開設ノ旨ヲ但
合令議員ニ通知セリ
本月十一日、村長ハ組合令ヲ同々宣圖シ、議決シ、當組
合各村ヲ合併シ一村ト爲シ、村長ト稱スルヲ府
知事、具申スル旨ヲ議案ヲ發シ、本郡長藤野
了介、防備シ説明シ、日本案ハ、各村制方、四
項、町村ノ廢置、分合ヲ要スルハ、關係アル町村
令及郡政事會ノ意見ニ付、聞キ分給奉事、今
之ヲ議決シ、内務大臣ニ附テ、申上ルベシト明
文ノ發行ヲ請ハスルモノニ付、即チ合併ヲ要スル
原動力ナリト、於是他令合ハ、各村ノ自治
ノ間長ニ關スル重要問題ナレハ、各村ニ充
分防備ヲ凝シ、山崩ノチ段ニ至リ、滿場一致
ヲ以テ、本令ヲ延期シ、再會ヲ定メ、十七日、議決
散會セリ
然ルニ、村長ハ、再會當日、至リ、故チ組合令議
ヲ止メタリ
而後、村長ハ、三月廿二日、以突然、廿四日、役所
に付テ、當組合各村合併ノ件、議定方法、決定
スルヲ翌日、附村お倉ヲ同クト、蔵敷村、倉
議員、通知セリ
三月廿二日、村長ハ、蔵敷村お倉、向テ、日本日ハ、予
實蔵敷村お倉ニ付、お倉ヲ各別、同々明廿

合併反対派が出した陳情書・ 東大和市史資料編10 p 41

組合村長は合併の上申

3月31日、反対の空気があるのを十分知りながら組合村村長は東京府知事に、「当組合合併ノ儀二付上申」「漸ク機熟シテ今般合併ノ義相整」と、合意が得られたように装って、合併の上申書を提出しました。構成する各村には内密でした。

北多摩郡長から呼びだし

5月1日、組合議員は北多摩郡長から北多摩郡役所に呼び出しを受けます。その席で、郡長から「知事より合併についての諮問を受けている」との発言を聞きました。ここで各村々は、初めて、村長から内密に合併の上申が為されていることを知ります。

郡長は「知事ヨリ諮問案ヲ發セラレ明日ニモ村長ヘ發送スベケレバ、法律上致シ方ナキヲ以テ合併ニ賛成セヨ」と、一方的に「合併促進」を指導した模様です。

内務大臣に反対を訴え

5月1日、呼び出しを受けた議員等は東京府知事宛てに、先に郡長に出した陳情と同じものを提出しました。

背景に、「郡長ハひそかニ村長ニ命シテ、合併ノ協議行届タル上申ヲ村長ヨリ差出サ」せたのではないかと、郡長に対する疑いを持ったからでした。

高木、清水村議会の反対

5月9日、高木村、5月11日清水村が「合併の否認あるいは宮鍋村長による合併の上申を不服と

する決議をし、そのことを府知事に上申」しました。

不穏な空気

東山市史資料編は合併反対派の記録として、『「村長ハ壮士ヲ使囑シテ議員ヲ強迫シテ賛成ヲ求メ」たり、村長自身が「血ノ雨ヲ降ラセル」という暴言を吐いたりしている。ついには「壮士ハ人民ニ暴行ヲ為シ昼夜議員ノ住宅ヲ訪ヒ其ノ挙動甚ク不穏」な状態になってしまったというのである。』（p44）と不穏な空気を伝えます。

北多摩郡参事会の可決

合併の手続きは
町村会と郡参事会の意見聴取
府県参事会が議決
最終的に内務大臣が許可

というものでした。ところが、反対運動の行われている最中である、5月6日に、上位機関である北多摩郡参事会が6か村の合併案を可決していました。ここまでくると、郡長と村長は云うまでもなく、関係組織全体が合併に向けて歩調を合わせていたことになります。

工作された組合会議

5月20日、村長は、府知事の諮問に答えるためとの名目で組合会議を召集しました。ところが実際の開催日になると

『召集日の五月二十日「定時ニ出席ノ議員アリシニ村長不在、書記ハ既ニ議決セシ」と説明するという、不可解な状況なのである。当然議員たちも、書記に対し「時間以前ニ議決アルベキ由」や「出席議員ノ数」を問いただしている。そして「議事録其他会議ニ関スル書類ノ一覽」を請求すると「役場ニハ該書類一切ナク、村長持参セリ」というありさまである。さらに駐在巡査に、早朝に会議があつたのかどうかを訪ねると「三、四名来ルカト思ヒシニ、忽チ解散シ、其時ハ書記モ出勤セズ」という答えである。』

という状況でした。開かれない組合会議を開いたようにする工作であつたようです。反対派は、5月23日、郡長及び郡書記に面会し、組合会議の不正を陳情しました。しかし、その対応は『「唯答申ナキ由ヲ聞ク耳」でつた。』ようです。

以後、6月5日、高木村、清水村が府知事に村長の不正を訴える上申提出、6月14日、蔵敷村議会が反対決議（意見書提出）、6月15日、村長が蔵敷村の議決の執行停止を宣言、6月25日、反対派が府知事への調査要求、8月31日、合併案撤回願を提出

という経過を経て合併案は撤回されたようです。それはうやむやの内に行われたらしく、明治36年に蔵敷村の指導者が、必要経費を義捐してくれた人々への受領証が発行されていることから推測されています。

合併促進派の資料がない

うやむやの内に解決された事件ですが、合併促進派の資料が発見されていません。これが揃えば客観的に事件の背景が解明されますが、現状では反対派の記録から推測せざるを得ない状況です。片手落ちの嫌いがありますが、明治の市制町村制のもつ問題点を伝えるものと思い紹介しました。

第6章 自由民権、東京府へ編入

(1) 自由民権運動

多摩の民権運動

明治7年(1874)1月、板垣退助や後藤象二郎などによって「民撰議院設立建白書」が提出されて以来、明治14年(1881)10月12日、国会開設を約束する詔が出されるまで、自由と権利を主張して、さまざまな運動を展開したのが自由民権運動でした。

自由民権運動は全国的に展開されました。特に、板垣退助、片岡健吉、植木枝盛などを輩出した高知県の旧士族層を中心とした土佐立志社を運動のさきがけとして、東北の石陽社、大阪の愛国社など連鎖的に各地へ拡大しました。多摩もまた、明治前期の神奈川県時代、この運動の先頭に立っていました。

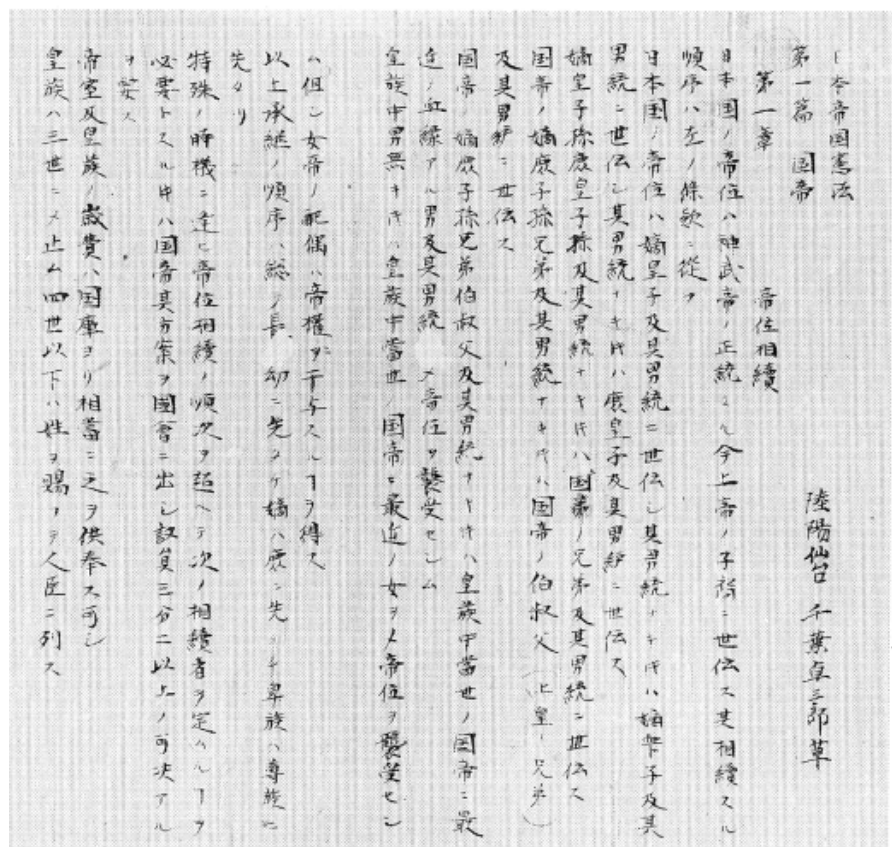
多摩の場合、運動の中核を豪農層が担ったという点で注目されています。多摩の豪農層は、一大消費地であり政治の中核、情報の発信地である江戸・東京に接していると同時に、生糸貿易を通して横浜港との結びつきを持ち、早くから海外の情報が入り、経済的にも思想的にも新しい動きに敏感になっていました。

神奈川県令中島信行は自由民権論者であり、大区、小区制の戸長の位置にいた多摩の指導者は折に触れて、指導啓発を受けたと考えられています。

三多摩民権運動の指導者石坂昌孝、蔵敷村の内野奎左衛門もその一人でありました。

五日市憲法

特筆すべきは、明治14年(1881)、五日市で憲法草案が練られたことです。民権学習会「学芸講談会」の活動を続けた五日市の人々が討論に討論を重ねて創り出したものでした。



福生市史下 p19

全部で204条ですが、「国民の権利」「司法権」「国会権任」など現日本国憲法に凝縮している内容を既に持っていました。「府県の自治は各地の風俗習慣に因る者なるが故に、必ず之に干渉妨害すべからず、その権域は国会といえども之を犯さずべからざる者とす」と地方自治権の保障を明確にしていました。

(2) 東大和の自由民権

民権学習結社「^{しゅうらくかい}衆楽会」

五日市より早く、狭山丘陵の谷に民権活動は産声を上げました。明治11年(1878)1月17日、貯水池に沈んだ石川にあった石沢山愛染院＝蓮花寺で、「衆楽会」という結社が発足しました。自由民権運動は多くが「学習会」「読書会」などから出発し、政治結社をつくって、演説会などを通して運動を行っています。「衆楽会」はまさにその狭山丘陵版学習結社でした。

誰が記したのか開講式記録には「郷党の学士自治の道を知らんと欲し、相互に之を詢り衆楽会を設けし・・・各自集会して切磋琢磨して、或いは文を講じ、或いは書を評し或いは余時に詩歌を詠す。」と宣言しています。

「衆楽会」に集った人

会長は江口栄雲(昇隆学校訓導)、幹事・内野徳隆(＝左衛門・名主・自由民権家)、同・石井権左衛門

会員は数名、昇隆学校生徒

会長・江口栄雲の祝文

祝文
維明治十一年一月十有七日、石沢山愛染院ニ於テ講席ヲ開キ其式ヲ行フ、謹テ御誓文ヲ拝誦スルニ、広ク^(ママ)会儀ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ、上下心ヲ一ニシテ官武一途庶民ニ至ルマテ、各其志ヲ遂ゲ人心ヲ倦マザラシメンコトヲ要ス、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシト、大イナルカナ宸誓ノ大旨、実ニ蒼生無涯ノ大幸福ナリ、於是乎シンク有志ノ輩^イ恩ヲ謝セント欲シ、此ノ講会ヲ開キ、広ク愚夫愚婦ヲ誘導シ、以テ倫理ヲ明ニシ旧俗ノ悪シキ去リ、日ニ新タ、日々ニ新ニシテ、又日ニ新タニセズンバアルベカラズ
江口栄雲敬白
権訓導

「広く会議を興し、万機公論に決すべし・・・旧来の悪習を破り、天地の公道にに基づくべし」と御誓文をあげて「衆楽会」を開いたことを祝文に寄せています。

幹事・石井権左衛門の祝文

東大和市史資料編10 p60

幹事・石井権左衛門は「・・・良友相互に愚心を切磋せしを、文明開化の旺盛ならんことを希望するなり・・・」と読み上げました。また、恐らく実質上の指導者であって幹事役を務めた内野徳隆(左衛門)は、美文で次のように祝辞を述べました。

『文明開化の時にあたり、田舎に住む「愚夫愚婦」たち、すなわち私たちもいつまでも眠っていてはいけない。旧態依然としている時ではない。「各々切磋して、天下の通義をさとら」なければならない。たとえ

石井権左衛門読上げ文

無知の民であっても世の中の民としてはずかしくないように努力しなければならないと述べ、そのために衆楽会が「連綿と益々熾ならん」ことを。』（東大和市史 p263）

その他、昇隆学校の生徒達がそれぞれに祝文を読み上げました。この学習会がその後どのように発展していったのかは不明です。東大和市史は

『ここには、古い因習にしばられている姿は見えない。老若男女が学びあいながら、村あげて開化していこうとする旺盛な積極性があふれている。実態がどれだけ伴ったものになったかは十分明らかではないが、東大和地域の一角に、明治維新から十年後の一八七〇年代という早い時期に、こうした人びとの新しい姿をとらえることができるのである。

それはまた、南・北・西多摩の三多摩全体のエリアのなかで自由民権運動史をとらえてみた場合、実はもっとも早い動きとして注目される。神奈川県下でも活発な活動を展開した三多摩の自由民権運動では、五十余りの結社が誕生しているが、その最初のスタートを切ったといえるのがこの衆楽会であった。』

として、従前は、南多摩・野津田村の結社「^{せきぜんかい}責善会」（明治 11 年 5 月）が多摩では最初とされていたものにさけがけていることを紹介しています。幹事役の内野奎左衛門は、翌・明治 12 年から神奈川県議会議員に当選して活躍の場を拓けます。

新聞購読社への発展

「衆楽会」の運動が発展していった一つに、蔵敷村の新聞購読社があります。五日市憲法（明治 14 年・1881）を生み出した背景に深沢文庫があったように、当時の先駆的な活動家は手に入れられる限りの出版物とニュースに関心を持ちました。

東大和市域では明治 14 年 1 月 1 日に結成された「蔵敷村新聞購読社」にその動きを見ることが出来ます。「衆楽会」の幹事役であった内野奎左衛門が中核でした。以下は東大和市史から抜粋します。

『毎月一人十五銭ずつ出し合って「上等新聞」と「下等新聞」の二種の新聞をとり、それを一人二日二夜までの間に読み、次のメンバーに回覧するシステム』で

『「曙新聞」と「読売新聞」の二種からはじまり、・・・明治十四年九月からは、「朝野新聞」の購読に変わる。自由民権派新聞のひとつとして、また社員を民権派ジャーナリストとして各地に派遣し、民権思想の普及に努めていた朝野新聞を購読することにしたのは自由民権への関心度が高まったということだろう。さらに明治十五年には、地元神奈川県のみ権派新聞で、多くの民権家が購読していた「東京横浜毎日新聞」に変えている。』

として、『地域民権運動の発展に相乗作用をもたらした』と結んでいます。明治 16 年に解散しました。農業不況が厳しく迫ってくる頃です。

政談演説会への参加

自由民権運動の普及に大きな役割を果たしたのが政談演説会でした。明治 12 年(1879)、神奈川県会の開設に動きを合わせたように、各地で政談演説会が開かれます。「人民自治の精神」「自主の権利」をテーマとする民権思想の普及運動で、同時に運動家相互の連携を深めました。

明治 13 年(1880)7 月、浅草で開催された演説会は、神奈川県会議長、県令(野村)が出席して行われましたが、その会に内野奎左衛門は出席して、卓上演説をしました。多摩では、最初は五日市や八王子で開かれていましたが、明治 13 年の末から 14 年になると、府中市や調布市で相次いで開かれ、東大和市域の村々の人が参加しました。

国会期成同盟への参加

明治 13 年(1880)11 月、築地で第二回国会期成同盟大会が開かれました。東大和市域では内野奎左衛門が参加し、自由党結成準備会にも出席しました。明治 14 年(1881)に自由党が結成され、東大和市域では内野奎左衛門、鎌田喜三郎、尾又高次郎、川鍋八郎兵衛の 4 名が黨員になりました。

政治結社への参加・自治改進黨の結成

明治 14 年(1881)代には政治結社の結成が進みます。1 月、西多摩では、神奈川県民権運動家が「武相懇親会」を開き、やがて政治結社「融貫社」になりました。北多摩では 1 月 15 日、府中高安寺で櫻鳴社の肥塚龍らの参加を得て北多摩郡の懇親会が開かれました。その席で、自治改進黨が結成されることになりました。北多摩郡全域を組織範囲とする民権結社で、140 余名が参加したとされます。

社長には砂川源五右衛門、副社長に吉野泰三、幹事に本田定年・中村克昌・比留間雄亮・中島治郎兵衛・板谷元右衛門が選ばれています。規則第 1 条には

『人民自治の精神を養成し漸を以て自主の権利を拡充せしめんとするに在り』

と書かれています。この結成には内野奎左衛門が深く関わり、内野家には「自由改進黨盟約」が残されていて、「自治改進黨」に至る間の経緯に注目が集まっています。東大和市域では、芋窪(川鍋正茂)、蔵敷(内野奎左衛門・内野吉次郎)、奈良橋(鎌田佐一郎・関田安太郎)、高木(宮鍋庄兵衛)、狭山(関田栄右衛門)の各村から 7 名が参加しています。

東村山市史は、『同党の幹部七人のうち四人が郡吏であり、社員には戸長が名を連ねるなど、郡の行政組織を利用して北多摩郡全域に党勢を拡大した。』としています。(通史編下 p 108)

中和会の発足

自治改進黨の結成が進んだ直後、青梅街道の周辺の村々が集まって結社の設立をする計画が進みました。蔵敷村内野家に盟約書の草案が三次にわたって残され、明治 14 年 2 月の同盟仮合議書の決定に至るまでの過程がわかります。2 条の目的のみ紹介します。

- 第一 本会の主義は、正理公道に基づき、民人の幸福を増益せんとするに在り
- 第二 本会の主義は、人民の自由を拡充し、権利を伸張せんとするに在り
- 第三 本会の主義は、天賦の自由を伸張し、人生の福祉を増益するに在り

仮合議書

本会の主義は、天賦の自由を保護し、人生の福祉を増益するに在り

これらの準備のもとに、明治 14 年(1881)2 月 15 日、自治改進黨の小川弥治郎(小川村、現小平市)・内野奎左衛門(蔵敷村、現東大和市)・宮鍋庄兵衛(高木村、現東大和市)・小島龍叔(野口村、現東村山市)らの呼びかけによって、小川村小川寺にて懇親会が開かれました。

2 月 15 日には、近村有志 60 名が集まり、中和会を組織しました。明治 14 年 2 月 18 日の東京横浜毎日新聞には

『・・・此日相ひ会する者六十名、会名を中和と称し、簡單なる合議書も調ひ、将来愈く之を拡充するの目的なるよし、又当日は東京よりも櫻鳴社員草間時福氏弊社の竹内正志を招き、卓上演説等ありて中々盛なる宴にてありしと』紹介されています。

こうして出発した会ですが、第 2 回はとんだことになります。3 月 21 日付の内野奎左衛門氏の手紙が残されていて

『其刻小川村二到り候処、会員単二九右衛門ノミ、歎念悲憤如何とも致し方ナキ次第、御洞察可

被下候、却説愈真本ノ有志者五六名ヲ募リ、来ルニ十七日午後一時ヨリ、中藤村真福寺ニオイテ演説会開場ノ積リ決定候間、・・・』

と次回は、中藤村で開催することが決まりました。この間に中和会はその構成を変えたようです。武蔵村山市史は

『ここで始めて小川村主導から蔵敷・中藤両村主導の中和会に変化したのではないかと考えられる。このような経緯をたどった大きな原因の一つは、中和会が本部を置かず、演説討論会の開催場所もそのたびごとに決定していくとしているように、中心となる場所が決定されていなかったことにあろう。

三月二七日、予定どおり中藤村真福寺で第三回の懇親会が開催された。これについては、『東京横浜毎日新聞』雑報欄に比較的詳細な記事が掲載されている（『資料編近代・現代』一二七）。ただし、この記事では、小川村の懇親会の場で結成された中和会とは異なる結社として報道されており、このことから中和会がこの第三回懇親会を期に建て直しが謀られ、主導する有志者にもかなりのメンバー変更があったと考えてよいだろう。

開催に尽力した人物には、内野佐兵衛・内藤藤左衛門・斎藤靖海・川島秀之介・比留間邦之助・関田糸七郎・石井権左衛門・渡辺竹四郎・渡辺九一郎・児（小）島龍叔・川鍋八郎兵衛・宮鍋正兵衛・内野奎左衛門の一三人の名が挙げられている。このメンバーからも、市域の名望家たちが中心的役割の一端を担っていたことが理解できよう。懇親会では、来月から櫻鳴社員を招聴して演説会を開くことが決議され、同志は一二〇人に及んだとされる。こうして、中和会の活動はようやく軌道に乗ることになる。』（通史編下 p 141）

なお、同盟合議書の第二に名称として「責善会」があがっていて、「中和」に至る間に、この名証も検討されたようです。

芋窪村「学術演説会」

明治 14 年(1881)5 月 6 日、昇隆小学校を会場にして「学術演説会」が開かれました。発起人は「渡辺・内野・河鍋」の 3 人(自治改進黨メンバー)で、弁士に、民権派ジャーナリストとして人気の高かった東京横浜毎日新聞の「吉岡育造」「竹内正志」が招かれました。

その後『「有志者討論会又ハ座上演説等」が催され「頗ル盛会」』（東大和市史資料編 10 p 62）とされます。

中藤村真福寺で開かれた第三回中和会の議決をもとに開かれた学術演説会ですが、自由民権運動の弾圧を目的として、明治 13 年(1880)年 4 月 5 日、明治政府が制定した集会条例の適用がされ、八王子警察署長、箱根分署長の視察がありました。東大和市史資料編 10 p 62 では『警察のチェックを受け、「集会条例範囲内」と認められた上での開催であったことがわかる』としています。

奈良橋村、狭山村「自由懇親会」

明治 14 年(1881)9 月 25 日、狭山「円乗院」で「自由懇親会」が開催されました。発起人は宮鍋庄兵衛・鎌田喜三でした。弁士は民権派ジャーナリストの赤羽万二郎でした。当日は『生憎、濛々たる宿雨の尚ほ未だ晴れず、道途に泥濘、殊に甚しかりしにも関はらず、参集したる有志者は殆ど二百名なりき、』と少しオーバーに東京横浜毎日新聞は伝えます。内野奎左衛門の記録によれば、71 名の参加で、演説会が終わった後、その夜の宿をつとめた宮鍋家で語り合い、深更に帰宅したとあります。

この日の懇親会の特徴は、五日市憲法草案に携わった千葉卓三郎が関わっていることです。

『一弊居、村山狭山村円乗院二て本月廿五日二自由親睦会相開き、櫻鳴社諸君を相招き候間(中島君ハ越後路へ御出二付、不得止)、御都合次第御責臨を仰き候』

と、五日市の深沢氏に手紙を書いています。また、次のような演説草稿が残されており、千葉の草稿とも考えられています。

『諸君ヨ、我々ハ今日此ノ自由懇親会ヲ該地ニ開カント欲シ、新聞紙ニ広告シ、又激ヲ有志ノ紳士ヘ送りテ招待セシトコロ、諸君ハ霜雨ニシテ道路ノ悪シキモ厭ハズ、又饗筵ノ粗ナルヲモ嫌ハズ、陸続来会セラレシハ、実ニ我々ニ於テ辱クセリ、

抑モ我々ガ此会ヲ開キシ所以ハ、自由ノ理明カナラザレバ民権起ラズ、民権起ラザレバ自治ノ氣象振ハザルナリ、自治ノ氣象振ハザレバ知識ヲ進ムヲ得ンヤ、故ニ諸君ノ既ニ知ラルルトコロノ櫻鳴社員、赤羽、渡辺ノ両君ヲ饗シ、我地方ノ有志者ヲ鼓舞セシメ、併セテ両君ト主義ヲ同フセラルル諸君ト共ニ懇親ヲ結バント欲スルガ為ナリ、

而シテ我々ガ今ココニ両君ヲ招待セシハ決シテ他ニアラズシテ、唯両君ノ執ラルルトコロノ主義、我々ト同シキヲ以テナリ、諸君試ニ見ヨ、今日三府三十七県、所トシテ自由ノ声アラザルハナク、地トシテ権理ノ光ヲ放タザルナク、又如何ナル僻陬^{へきそう}ノ地ト雖ドモ、速ニ国会ヲ開キ、立法ノ大権ヲ人民ノ手ニ掌握セシメント欲セザルナキハ、実ニ両君ノ誘導ニヨリテナリ、此レ則チ我々ガ此ノ宴ヲ開キ有志諸君ト共ニ懇親ヲ結バント欲スル所以ナリ、謹テ渡辺、赤羽ノ寿ヲ為ス如此』
(東大和市史資料編 10 p67)

奈良橋懇親会

次いで、11月21日、奈良橋村で懇親会が行われました。場所は奈良橋学校でした。この会に関する資料がなく、明治14年11月24日の東京横浜毎日新聞の記事が唯一です。

『去る廿一日神奈川県下北多摩郡奈良橋村奈良橋学校に於て開きたる懇親会は、同郡村山郷と称ふる十六ヶ村有志者の首唱に出たる者にして、弊社の島田も参会したり、

此地は境を埼玉県下入間郡に接するを以て、同県下の有志者中より来会せられたる人あり、折節此地方は地租改正の調査ありて、之に関する人には有志者の中にも已むを得ず欠席せられしが、之れにも拘らず出席員は数十人の多きに至り、席上の演説等もありて中々盛会なりし、此会を初めとして爾後申合せの規約を定め、永く之を絶揮するの則^{すべし}なるよし』

とされ、運動が狭山丘陵周辺一帯に拡大していることがわかります。所沢市では、明治15年1月、睦交社が設立されて民権演説会が開かれます。これらとの関わりが明らかにされる事を願います。

千葉卓三郎の来村

五日市憲法草案の起草者「千葉卓三郎」が奈良橋村に滞在していました。明治14年(1881)5月15日、7月13日、9月15日(推定)の奈良橋村から五日市の「深沢」宛に出した3通の手紙が残っています。

丁度、東大和市域で民権学習懇談会が行われる最中です。五日市憲法まとめの頃に当たります。滞在先は奈良橋の鎌田家と推定されます。東大和市史は

千葉卓三郎が五日市から奈良橋村に入り込んできたときには、おそらく鎌田は東京から帰郷していたのだろう。五日市の民権運動の昂揚とその水準をそのまま持ち込んだ千葉と家にもどったばかりの鎌田は急速に親しくなり、内野の動きと歩調をあわすかのように新しい民権のうねりを作り出したのであった。

千葉の滞在期間は明治十四年の七月から九月か十月ころと推定されるので、約三、四か月と短い期間だが、千葉にとっては五日市の仲間とともに情熱をもって取り組んでいた「五日市憲法草案」

(正式名は「日本帝国憲法」)起草時期とちょうど重なる時期になる。

明治藩閥政府に先駆けて私擬憲法の起草が、全国の民権運動の中で取り組まれていたが、それに呼応して草案作りに動き出したのが千葉が指導者となって展開していた五日市自由民権運動であった。通称「五日市憲法」といわれているこの憲法は、人民の権利規定に主眼がおかれ、他の憲法草案と比較しても民主主義的な憲法草案の一つであることが証明されている。その起草の中心的な人物が起草の渦中に奈良橋に入り込んできたのである。

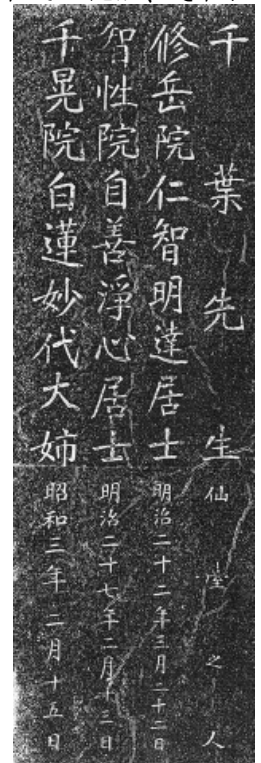
狭山村円乗院での自由懇親会の時も、千葉から五日市のかつての仲間の深沢権八に都合がいたら是非参加してくれとのメッセージが届けられていた。千葉を通して、五日市の民権家との交流が始まっていたのである。』

鎌田喜十郎との交流

千葉卓三郎と鎌田喜三の交流は云うまでもありませんが、喜三の弟・喜十郎は師弟関係を結ぶ程の深い交流をします。千葉が病を得て東京大学付属病院に入院していた時、頻繁に見舞って、代筆をしたのは喜十郎でした。

明治 16 年、千葉が亡くなった後、喜十郎も同じ病(肺結核)で明治 22 年、24 才で亡くなります。

鎌田家累代の墓には
千葉先生 仙台の人 の横に喜十郎の
修岳院仁智明達居士 の戒名が彫られています。



内野奎左衛門と鎌田訥郎

東大和市域の村々から広く神奈川県をまたいで、自由民権運動を上げた二人に転機が来ます。明治 17 年、自由党の解党、明治 20 年(1887)、民権勢力の再結集＝武相倶楽部(壮士)が行われ、神奈川県議員と武相倶楽部との間に摩擦が生じます。

神奈川県議会議員であった内野奎左衛門は辞職し、武相倶楽部に属した鎌田訥郎が力を現してきます。その後、三多摩政界は大きく分裂します。折しも三多摩の東京府編入問題が起こり、両者は徹底した対立関係になりました。

(3) 三多摩の東京府編入

東京府は江戸幕府のいわゆる御府内中心に成立し、江戸から離れた多摩は、横浜の開港場から 10 里以内の治安維持がそのまま引き継がれて、神奈川県に属していました。ところが、ご一新後、事情が変わって、東京の水問題を契機に地域の編入問題になりました。

しかし、自由民権運動が転換期にあり、自由党と反自由党の対立関係が強まり、東京の水問題は多摩を二分する一大政治問題へと発展しました。三多摩自由民権運動の明治 26 年代を象徴する出来事になりました。

東京府の要請

東京府の多摩移管問題は、玉川上水いちおうの一元管理をめぐって、明治の初めから行われていました。

明治 6 年(1873)6 月、大久保一翁東京府知事が大蔵省事務総裁に玉川上水沿岸諸村の東京府編入を願い出ました。理由は、玉川上水いちおうの一元管理でした。この時は取り上げられず、そのままに終わりました。

明治 14 年(1881)11 月、松田道之府知事が「玉川上水縁官有地上水敷地組み入れ」を内務省に願

い出て、玉川上水流域の村だけの東京府移管の問題が再燃しました。神奈川県は反対で実現しませんでした。

明治 19 年(1886)、高崎五六府知事が北多摩、西多摩 2 郡の移管を大蔵省に要請しました。コレラの流行があり、玉川上水取り入れ口の上流で、患者の汚物を流したとの噂が流れ（事実無根）、一挙に水源管理の問題が話題になりました。東京府の監督権は玉川上水の沿岸敷地だけで、取締権は神奈川県が持っていたことから、その一元化が浮上しました。神奈川県は反対で実現しませんでした。

明治 25 年(1892)9 月 20 日、宮田鉄之助東京府知事が内務大臣に西多摩、北多摩の編入を願い出しました。理由は上水道整備と水源の衛生管理による玉川上水の一管理でした。神奈川県知事も賛成して、三多摩一括の編入の意見を出しました。

編入政府案・賛否分裂

明治 26 年(1893)2 月 18 日、政府は三多摩の東京府編入議案を衆議院に提案しました。提案理由は「此更替ヲ促ス原因一ニシテ足ラズト謂トモ主トシテ此議ノ起リタルハ多摩川上水々路ノ便益ニ関スルモノ是ナリ」としています。

当時、神奈川県議会は自由党と反自由党の対立が激しく、会期は 2 月末日であり、僅か 10 日ほどしかない時間でした。

反対運動

法案提出から、賛否騒然となりました。西多摩、南多摩の各村はこぞって反対しました。神奈川県議会自由党議員連署の反対理由書には、過去の歴史と「我が県唯一の物産たる繭生糸の如き南多摩郡八王寺町を以て中心市場となすを以て県下多数人民の輻輳する所なり・・・」と産業問題が入っていました。南多摩では石坂昌孝が反対運動の先鋒に立ち、北多摩でも、立川、国立、狛江、砧、武蔵村山各市域の村々の一部が反対にまわりました。

自由党系の南・西多摩郡の 43 町村と北多摩郡の 5 村長は、明治 26 年 2 月、境域変更反対陳情書を貴族院・衆議院に提出しました。

北多摩郡では、明治 26 年(1893)4 月 3 日、有志政談演説会が立川村の普済寺で開催され、石坂昌孝・山田泰造・森久保作蔵・鎌田訥郎・岩崎万次郎らが出席して反対の辨を述べました。

賛成運動

賛成派は「至極適当にして三郡人民の宿望」として、神奈川県西多摩・北多摩・南多摩郡有志総代、砂川源五右衛門、吉野泰三、指田茂十郎、内野左衛門、渡辺九一郎、渡辺武四郎(中藤村)らは法律案に賛成を表明、2 月 23 日、1,579 名の署名を集め貴族院、衆議院両院に請願書を出しました。東大和市域の村々は賛成しました。

この背景

三多摩地方は、神奈川自由党の根拠地でした。従って、三多摩を東京府に編入することはその政治的基盤を失うことになりました。一方、政府にとっては、自由党の力をそぐチャンスでした。当時、政府は海軍軍備の増強に国家予算の成立を期していましたが、これに反対し、軍備増強を阻もうとする自由党の存在は最大の障害でした。この綱引き場が三多摩の東京府編入問題になったのでした。

また、三多摩の内部でも、政治地図の塗り替えが行われていました。かつて三多摩の自由民権運動の指導的立場にあった

吉野泰三、内野奎左衛門などの北多摩郡下の自由党幹部と天然理心流を学び、新選組の近藤勇・土方歳三らと密接な関係を持っていた小野路の石坂昌孝

らとの間に対立が生じ、明治 22 年 9 月 17 日、吉野泰三、内野奎左衛門などは「北多摩郡正義派」を結成して自由党組織に対抗をし始めていました。

法案通過

賛否を巡る運動は日を追って激しくなり、政局にも及びました。とりわけ自由党の反対は強く、賛否相半ばで審議は混乱し、2 月 28 日、閉会間際に採決が行われました。

委員会では、否決（賛成 4、反対 5）され、本会議で可決となりました。

本会議では、議席数 300 賛成 133 反対 110 当日欠席 57 で可決されました。

府中市史は『賛成の主力となったのは、吉野泰三らの支持した、「国民協会」所属議員からの五十四人、および同様に与党的な「改進黨」からの二十八人であり、反対の主力はもとより「自由党」からの七十四人であった。

二十三票の差で三多摩諸郡の東京府編入が議決されると、吉野泰三・砂川源五右衛門・中村半左衛門など、北多摩郡からの編入賛成の急先鋒は、自由党ないし、その急進派の独立した東洋自由党の系統と目された反対派の壮士らにとりかこまれ危うく危機を脱して、数日、大宮に身を隠したという。

暴力は双方が用音しており、編入賛成派の「有志」は虎の門附近の飲食店で待機していたし、吉野らが反対派にとりかこまれたのは、護身の必要を感じて買求めに入っていた日陰町の刀剣店においてであった。』（下 p365）

としています。物騒なこともありましたが、明治 26 年(1893)4 月 1 日、三多摩は東京府に編入されました。

付章 大和村の成立

明治維新の講座ですが、その後の村の変遷をたどる上で高木村外五ヵ村組合がどのように変化したかを紹介した方が良くと思います。大正時代に入ることから、付章として大和村の成立を設けました。

様々な経過を経て、明治は大正へと代わりました。政治的に脆弱であった村はそれなりに成長し、相変わらずの厳しい財政事情の中で、次の時代の課題に直面しました。そこで起こったのが、高木村外五ヵ村組合の整理・統合問題です。

高木村外五ヵ村組合は、明治 22 年の町村制施行の時に成立しました。幻の村山村で紹介したように、不都合な経験もしましたが、20 年を経過して、次第に一体化してきた面もありました。また、村としての仕事が増加、複雑化してきて、組合村と構成する各村のあり方に、重複感・二重行政のきらいと共に費用負担の解消の必要を意識してきました。

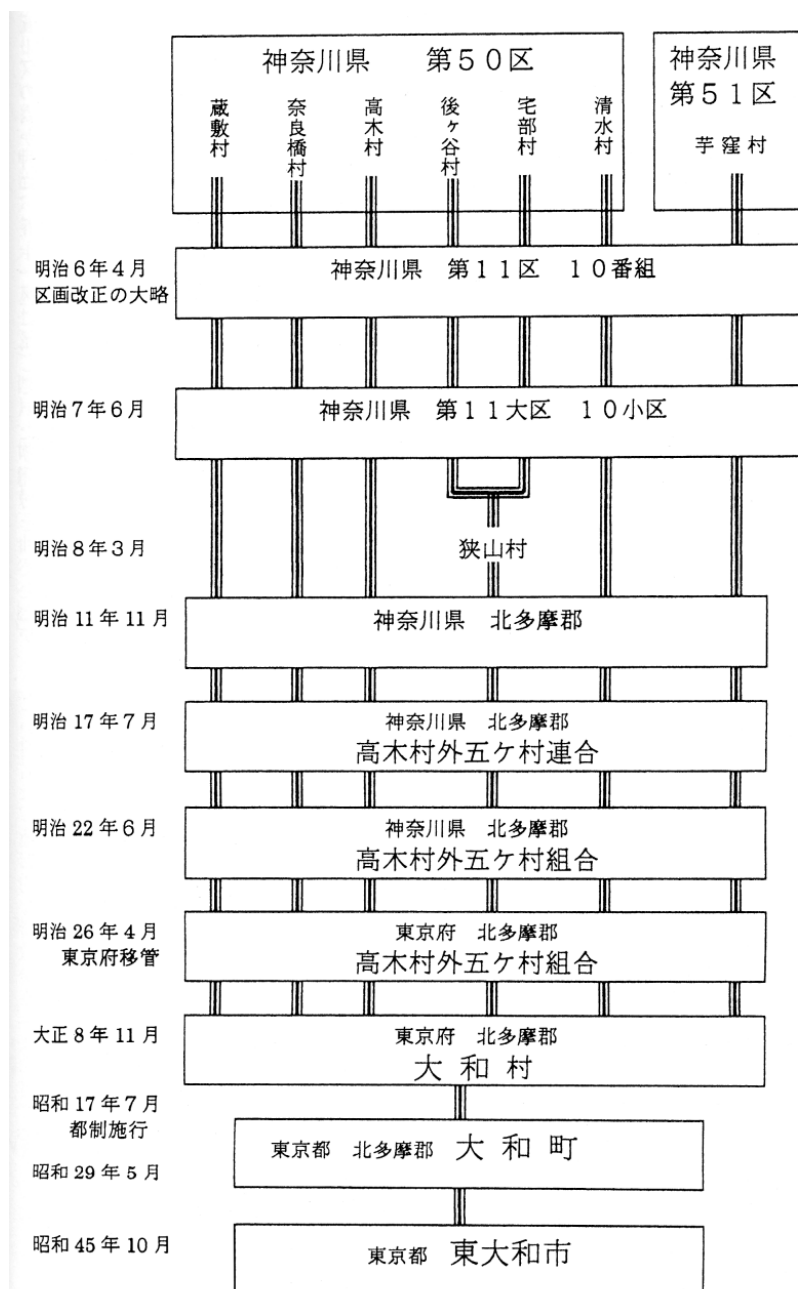
特に、第一次世界大戦後は、国からの地方自治体への委任事務を急増させ、市町村の行政を複雑化させました。それまでの組合村では対応できなくなった状況が生じました。大正 8 年(1919)、高木村外五ヵ村組合は合併に踏み切りました。その時の村会会議録は次のように合併の趣旨を説明しています。

『狭山村 高木村 清水村 奈良橋村 蔵敷村 芋窪村ノ六ヶ村ヲ合併シ新二一村ヲ設置センコトヲ其ノ筋ニ請願スルモノトス

但現在ニ於ケル各村ノ名称ハ其ノ区域ト共ニ二大字トシテ存置シ各村有ノ財産ハ其ノ大字有財産トシテ存置スベク又現在組合ノ財産ハ新ニ設置スベキ村有財産トナスモノトス

理由

町村制施行以来 ココニ三十年町村自治ノ発展 ^{まこと}寔ニ遅々タリト ^{いえども}雖 ^{なかならず}就中 組合組織ノ町村ノ如キニ至リテハ 然リトセリ 是シ其ノ起因スルトコロ多々アルベシト雖 要スルニ一般住民ノ共同心ヲ育成シ国家国体の結合カヲ強固ナラシムルカ如キハ組合組織ノ町村ニ於テ口テ多キヲ望ムベキニアラザルナリ 今ヤ時代ノ趨勢ニ一致合同ノ必要ヲ促シテ止マサルモノアリ 当組合ノ氣運亦ココニ熟シテ各村住民挙ゲテ合村センコトヲ熱望スルアルヲ認ム 是レ本案ヲ提出スル所以ナリ
(大正八年村会議事録第十九号議案)』



幻の村山村の轍を踏むことはありませんでした。合併は順調に進んだようです。

政争の多かった村々が一つになることを願い、「大いに和す」をとって「大和村」としたと古老は言い伝えます。

蔵敷の内野家の前には、丁度、村山道(現在の青梅街道)の修復が完成し、完成を祝うアーチが作られて、「道平らかにして人和す」と書かれた額が、掲げられたと伝えられます。

それ以後のまちの推移は左表の通りです。